

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	1_入札公告文	11	7	2_(8)付帯事業の参加資格要件	付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「延べ面積50,000m ² 以上」とは1棟である必要はなく、複数棟による合計面積でよろしいでしょうか。	【資料－4－1】「様式集」（様式12）及びその添付資料において記載された複合施設開発が市街地再開発事業等の同一の地区内で整備されたものであることが客観的に判断することができれば、複数棟の合計面積による実績を認めます。
2	1_入札公告文	11	7	2_(8)付帯事業の参加資格要件	付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「延べ面積50,000m ² 以上の複合施設開発」には一社単独で関わっている必要はなく、複数社によるプロジェクトの一員としての関与でよろしいでしょうか。	複数の企業による関与も実績と認めますが、複合施設開発に携わった立場については「入札説明書」4.（8）①に規定した要件を満たすことを明確にしてください。
3	2_入札説明書	5	18	4_(1)_④	1つの業務を複数社で分担する場合、様式4に記載すべき()書の業務内容は、入札説明書「P2 3_(5)特定事業の業務内容」から記載すればよろしいか。例えば、運営業務を複数社で分担する場合、入札説明書「P2 3_(5)③運営業務のA～ケ」の中からという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2_入札説明書	5	18	4_(1)_④	参加表明を行った構成員又は協力企業が、参加表明後に特に届出を行わずに実施する業務を増やすことも可能でしょうか。	参加表明書提出後に【資料－4－1】「様式集」（様式4）に記載した各業務の役割分担を変更することは原則として認めません。やむを得ず変更する必要性が生じた場合は同（様式14）を提出のうえ、振興会の承諾を得る必要があります。 なお、「入札説明書」4.（1）④A～カの各業務に該当しない業務についてはこの限りではありません。
7	2_入札説明書	5	23	4_(1)_⑤	応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情に指名停止は含まれた場合、一次審査受付から一次審査の結果通知までの間は、変更できるのでしょうか。	応募者を構成する企業が指名停止を受けた場合の取扱いについては、「入札説明書」6.（4）に記載のとおりです。 なお、第一次審査資料の受付から第一次審査結果の通知までの間に、応募者を構成する企業の変更をせざるを得ない事情が生じた場合において、変更の申請を行うことは可能ですが、申請を受けた時期によって、申請の内容に関わらず第一次審査のための期間を確保できず結果の通知に至らない可能性があります。
8	2_入札説明書	5	28	4_(1)_⑦舞台関連設備	「舞台関連設備～いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない」「このため、前掲の④において、～業務を行う企業は記載しないこと」とありますが、当該舞台関連設備を扱う専門業者ではなく、舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を一般的なビルメンテナンス会社が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の専門業者に当該業務を委託する場合でも、当該ビルメンテナンス会社を舞台関連設備を担う企業として記載する必要はないという理解でしょうか。（様式4_応募者の構成員及び協力企業の役割分担表_本事業における役割の内容に記載しない）	建設企業や維持管理企業の下請負者として舞台関連設備の施設整備業務及び維持管理業務を行う企業については、【資料－4－1】「様式集」（様式4）に構成員、協力企業として記載しないという趣旨であり、構成員又は協力企業（舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を担う企業等）が舞台関連設備業務を委託する場合については、同様式に当該構成員又は協力企業（舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を担う企業等）を記載してください。
9	2_入札説明書	5	28	4_(1)_⑦舞台関連設備	「舞台関連設備～いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない」とありますが、落札後の基本協定の締結時に舞台関連設備を扱う専門業者を新たに協力企業に加えることをお認め頂けないでしょうか。 【理由】 ①協力企業である維持管理企業からの再委託の場合、通常管理諸経費として余計なコストが発生します。※管理諸経費等が発生せずに維持管理企業から再委託企業へ発注することは出来ない ②入札時に舞台関連設備の維持管理業務を行う企業を記載しないことは、少なくとも舞台関連設備における体制については、加点項目審査では評価されないと考えます。そのため、落札後に協力企業に加えても入札自体に大きな影響はないと考えます。	基本協定書は競争参加資格等を有する落札者との間で締結するものであり、原文のとおりとします。【原文を訂正済み】（【参考資料－2】「令和4年4月12日入札公告に係る資料の訂正一覧表」をご参照ください。） ただし、事業契約締結後、業務開始前までに当該企業が協力企業として必要な資格等を有する者として確認され、かつ、協力企業として本事業に参加することの効果期待できる場合などについては、協議することとします。
10	2_入札説明書	5	28	4_(1)_⑦舞台関連設備企業	舞台関連設備の定期点検等及び保守業務は、維持管理企業よりも運営企業の方が舞台関連設備の業者と連携を図りやすく、安定した運用が図れるため、運営企業から舞台関連設備の業者に下請として当該業務を委託してもよろしいでしょうか。 その場合、運営企業は元請業務のみで保守業務の実務は行いませんので、運営企業の参加資格要件を満たしていればよろしいでしょうか。	原文のとおり、舞台関連設備の定期点検等及び保守業務は維持管理業務の一部とします。 なお、ご質問のような場合には当該運営企業が、舞台関連設備の維持管理業務を担う維持管理企業の一部を構成のうえ、舞台関連設備の業者に委託することで対処可能と想定されます。
11	2_入札説明書	5	34	4_(1)_⑧	協力企業であれば、資本又は人的関係のある者が他の応募者となっても良いという理解でよろしいでしょうか。 構成員では上記が不可の理由をお示しください。	ご理解のとおりです。 公正な入札実施のため、「入札説明書」4.（1）⑥に記載のとおり、「応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。」と定め、かつ同⑧に記載のとおり、「応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。」を定めています。 ただし、例外として双方が協力企業である場合のみ認めています。
13	2_入札説明書	7	7	4_(2)_④指名停止処分	文部科学省の指名停止処分とは、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく、「関東・甲信越」地区を対象とする指名停止という認識でよろしいでしょうか。	当該区域として「関東・甲信越地区」が対象となりますが、「全区域」及び「当該区域以外の区域」として指定された場合も含まれます。
14	2_入札説明書	7	8	(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	④において、「法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない」とありますが、工事関係者に死亡者や負傷者を発生させ、その事故が重大と認められる場合でも、指名停止期間が2週間であれば、参加資格が認められるということでしょうか。但し書き以下の例外事項を設ける合理的な理由をご教示ください。	ご理解のとおりです。 ただし書きについては、本事業で長期の審査期間を設定していることなどから振興会において規定したものです。 なお、談合等法令違反を根拠とするものは対象になりません。
15	2_入札説明書	7	29	4_(2)_⑩反社会的勢力排除に関する誓約事項	『（資料－7）反社会的勢力排除に関する誓約事項』のご提出に係る詳細（提出方法、提出期限、提出部数、押印の有無）をご教示ください。	（様式6－1）により、応募者を構成するすべての企業が「入札説明書」4.（2）⑩を含む、4.（1）及び（2）に記載された要件を満たす者であることを、代表企業において誓約していただくこととしていますので、【資料－7】「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の提出は不要です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
16	2_入札説明書	8	3	4_(3)_④	独立した専門的分野の例として挙げられている「ランドスケープデザイン」「インテリアデザイン」等、複数の専門的分野を一つの企業が行うことは差し支えないか。	専門分野を追加することは応募者の判断によります。一つの企業が複数の専門分野を追加することは差し支えありませんが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にし、（様式9-6）に記載したうえで提出してください。
17	2_入札説明書	8	3	4_(3)_④	「分担業務分野」の分類は下表によること、とあるが、「分担業務分野」に記載する欄は様式9のみで、様式4中の役割の記載内容については任意の説明でよろしいか。	（様式4）については、応募者を構成する構成員（代表企業）、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。
18	2_入札説明書	8	3	4_(3)_④	新たに追加する分担業務と、表中の分担業務分野のいずれかを同一の設計企業が兼務することは差し支えないか。	専門分野を追加することは応募者の判断によります。表中の分担業務分野のいずれかと新たに追加する分担業務分野を、同一の設計企業が行うことは差し支えありませんが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にし、（様式9-6）に記載したうえで提出してください。
19	2_入札説明書	8	3	4_(3)_④設計企業の参加資格要件	④において、分担業務分野の追加が認められるとのことですが、本事業で対象とする複合施設は用途が多岐にわたるため、①複合施設全体の全体総合、②劇場分野の総合、③民間収益施設分野の総合に分担業務と分けることが合理的である場合があるように思料します。そのため、例えば、①から③を異なる3者で分担したり、②または③を分担するものが①を兼任して2者で分担する等の自由度は認められると考えてよいでしょうか。	設計業務の総合、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野については、分割して新たな分野として設定はできませんが、一つの分担業務分野を複数の者が行うことは差し支えありません。この場合においても、各分担業務分野の主任担当技術者は1名としています。
20	2_入札説明書	8	4	4_(3)_④分担業務分野	新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者については業務実績は問われずとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	2_入札説明書	8	19	4_(3)_⑤	「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。	「入札説明書」4.（1）④のとおり設計業務を複数の企業が行うことは差し支えありません。設計業務を複数の企業が行う場合であっても、4.（3）⑥のとおり、管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとしています。そのため、同じ会社から選出することになります。なお、No.19の回答をご参照ください。
22	2_入札説明書	8	19	4_(3)_⑤	「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、管理技術者及び主任担当技術者を配置しない設計企業が設計業務を行うことは可能か。	No.21の回答をご参照ください。
23	2_入札説明書	8	25	4_(3)_⑥	管理技術者及び総合分野の主任担当技術者の両者が、同一の設計企業に所属している必要がありますでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
24	2_入札説明書	8	25	4_(3)_⑥	「管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業」と記載がありますが、設計JVの場合は、管理技術者と総合主任担当技術者は、同じ会社から選出しなければなりませんか。	No.21の回答をご参照ください。
25	2_入札説明書	8	34	4_(3)_⑧_ア	実績証明についてご質問いたします。実績を証明する書類として、委託者に提出した着手届や重要事項説明書類、または委託者の押印がある従事証明書等を添付することで宜しいでしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」を確認し、必要となる資料を提出してください。
26	2_入札説明書	9	10	4_(3)_⑧_エ_(A)	実績要件として基本設計の見直し業務を基本設計の実績とみなしてよろしいでしょうか。	同一の者が基本設計を行い、さらにその基本設計の見直しを実施して実施設計を行った業務実績であれば実績として認めます。ただし、「入札説明書」4.（3）⑧の要件を満たすことが必要です。
27	2_入札説明書	9	13	4_(3)_⑧_エ	用途（文化交流施設）について、図書館の位置づけをご質問いたします。 ①図書館法第2条に規定する地方公共団体が設置する図書館 ②国立国会図書館法に規定する国立図書館 ③学校教育法第二条に規定する国、地方公共団体及び学校法人が設置する大学図書館のいずれも対象となる図書館実績として資格条件を満足することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	2_入札説明書	9	14	4_(3)_⑧_エ_(A)_d用途	実績要件となる建築物の用途として観覧場（観客席のある屋内アリーナ、球技場等）は含まれますでしょうか。	建築物の用途の文化・交流施設は、国土交通省告示98号別添二による建築物の類型の第十二を参考に設定しています。第一から第十一及び第十三から第十五に該当しない用途であり、第十二に定める用途（警察署、消防署を除く。）等として該当するものに限り、適用します。なお、ご質問の観覧場（観客席のある屋内アリーナ、球技場等）の用途詳細は不明ですが、第三の用途に該当しないことをご確認ください。
29	2_入札説明書	9	14	4_(3)_⑧_エ_(A)_d用途	実績要件となる建築物の用途として展示場（観客席のあるアリーナ、多目的ホール等）は含まれますでしょうか。	建築物の用途の文化・交流施設は、国土交通省告示98号別添二による建築物の類型の第十二を参考に設定しています。第一から第十一及び第十三から第十五に該当しない用途であり、第十二に定める用途（警察署、消防署を除く。）等として該当するものに限り、適用します。なお、ご質問の展示場（観客席のあるアリーナ、多目的ホール等）の用途詳細は不明ですが、第三、第五の用途に該当しないことをご確認ください。
30	2_入札説明書	9	17	4_(3)_⑧_エ	複合施設についてご質問いたします。「複合用途施設の場合は、複合用途施設における文化・交流施設の用途に係る部分の床面積が7,500㎡以上あればよいのか、それとも、複合用途施設の施設全体の延面積が15,000㎡以上でありその内、文化・交流施設の用途に係る面積が1/2以上を占めればよいのか。前者後者どちらのご認識でしょうか。」	設計業務を実施する管理技術者、総合主任担当技術者、構造担当主任技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者の配置予定技術者は、1棟で延べ面積15,000㎡以上の文化・交流施設、又は、これらのいずれかを含む複合用途施設の設計業務の実績を要件としています。なお、複合用途施設の実績要件としては、1棟の延べ面積が15,000㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が7,500㎡以上を占めるものとしています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
31	2_入札説明書	9	18	4_(3)_⑧_エ_(A)	設計企業の配置技術者が携わった実績について、「複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、b. 規模に示す面積（各技術者等ごとに指定された面積）の1/2以上を占める」と記載がありますが、建物全体面積の1/2以上ではなく、「b. 1棟で延べ面積15,000㎡以上」の1/2以上を占める、つまり「複合用途施設は、1棟で延べ面積15,000㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が延べ面積7,500㎡以上であれば良い」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	2_入札説明書	9	30	4_(3)_⑧_オ	「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。	No.21の回答をご参照ください。
33	2_入札説明書	9	30	4_(3)設計企業の参加資格要件	⑧ オ において「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名」とありますが、本事業は複合施設であり複数の分野別専門家の関与が欠かせないことから、各分担業務分野の主任技術者は、1名ではなく複数名選任できるように参加資格要件を変えていただけませんか。	No.19の回答をご参照ください。
34	2_入札説明書	12	6	4_(4)_④	建設企業の配置予定技術者のうち、電気工事と管工事の技術者は兼任してもよろしいでしょうか。	兼任は認められません。
35	2_入札説明書	12	20	4_(4)_④_ア_(B)建設企業の参加資格要件	配置予定技術者の施工経験について、「（建築物の建築一式（躯体、外装、内装～とする。）工事）」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の躯体工事から竣工まで従事した者を、建築一式工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工を経験したことが証明できる資料を（様式10-7）に添付してください。
36	2_入札説明書	12	29	4_(4)_④_ア_(B)_d用途	「用途（3）⑧エ(A)dに同じ」とありますが、用途が複合施設であった場合、延べ面積は3,750㎡（7,500㎡の半分）以上であればよいということでしょうか。	複合用途施設は、1棟の延べ面積が7,500㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が3,750㎡以上を占めるものとしています。
37	2_入札説明書	12	29	4_(4)_④_ア_(B)	建設企業の配置技術者の施工経験について、「d. 用途（3）⑧エ(A)d. に同じ」と記載がありますが、「複合用途施設は、1棟で延べ面積7,500㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が延べ面積3,750㎡以上であれば良い」との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	2_入札説明書	13	3	4_(4)_④_イ_(B)建設企業の参加資格要件	配置予定技術者の施工経験について、「電気工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))施工経験を有すること。」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の電気工事から竣工まで従事した者を、電気工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工を経験したことが証明できる資料を（様式10-8）に添付してください。
39	2_入札説明書	13	16	4_(4)_④_ウ_(A)建設企業の参加資格要件	配置予定技術者の施工経験について、「管工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。))の施工経験を有すること。」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の管工事から竣工まで従事した者を、管工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工を経験したことが証明できる資料を（様式10-9）に添付してください。
40	2_入札説明書	14	16	4_(5)_④	「分担業務分野」の分類は下表によること、とあるが、「分担業務分野」を記載する欄は様式11のみで、様式4中の役割の記載内容については任意の形式で記載してよろしいか。	（様式4）については、応募者を構成する構成員(代表企業)、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。 なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。
41	2_入札説明書	14	26	4_(5)_⑤	「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。	「入札説明書」4.(5)③のとおり工事監理業務を複数の企業が行うことは差し支えありません。 工事監理業務を複数の企業が行う場合であっても、4.(5)⑥のとおり、管理技術者及び建築主任担当技術者は、同一の工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとしています。そのため、同じ会社から選出することになります。 なお、建築、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野については、分割して新たな分野として設定はできませんが、一つの分担業務分野を複数の者が行うことは差し支えありません。この場合においても、各分担業務分野の主任担当技術者は1名としています。
42	2_入札説明書	14	26	4_(5)_⑤	「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、管理技術者及び主任担当技術者を配置しない工事監理企業が工事監理業務を行うことは可能か。	「入札説明書」4.(1)④のとおり一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えありません。 （様式4）については、応募者を構成する構成員(代表企業)、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。 なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。
43	2_入札説明書	15	1	4_(5)_⑧	「管理技術者は前掲(3)⑤の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない」とあるが、工事監理業務における各主任担当技術者については、設計企業での各主任担当技術者と兼務は可能か。	工事監理業務における各主任担当技術者については、設計企業での各主任担当技術者との兼務は可能です。
44	2_入札説明書	15	39	4_(5)_⑧_オ	「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。	No.41の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
45	2_入札説明書	16	10	4_(6)_②必要な資格	「②維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること」とありますが、具体的には「建築物衛生法における登録」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務の実施にあたって必要な資格は、【資料-2】「業務要求水準書」に基づき応募者の責任で判断してください。
46	2_入札説明書	16	12	4_(6)_③維持管理企業の参加資格要件	維持管理業務を複数の企業で担う場合は、少なくとも1社が維持管理企業の参加資格要件を満たすものとする、もしくは、「定期点検等及び保守業務」及び「運転・監視及び日常点検・保守業務」を行う企業が維持管理企業の参加資格要件を満たしていればよろしいでしょうか。	「入札説明書」4.(1)④で、応募にあたり応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うこととし、ア～カの業務に携わることを明らかにすることとしています。そのため、4.(6)で応募者を構成する維持管理業務を実施するすべての者は、4.(6)①、②を満たしている必要があります。
49	2_入札説明書	16	30	4_(8)付帯事業の参加資格要件	付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000m2以上の複合施設開発事業者（施行・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与」とは当該施設の発注者もしくは発注者であるSPC等に出資していれば良いとのことでしょうか。	【資料-4-1】「様式集」（様式12）及びその添付資料において、記載された複合施設開発の「発注者もしくは発注者であるSPC等に出資」していることではなく、「入札説明書」4.(8)①のなお書きで例示した内容のとおり、「市街地再開発組合における参加組合員又は事業協力者等の立場で、開発計画の企画や関係行政等との協議・調整等の不動産開発事業の実務に携わったことを客観的に確認できる者」である必要があります。
50	2_入札説明書	16	30	4_(8)付帯事業の参加資格要件	付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000m2以上の複合施設開発事業者（施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与」とは同一開発の一環で同一時期に隣接地でのホテルとオフィスの開発を別棟で行った場合はその合計面積でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No.1の回答をご参照ください。
58	2_入札説明書	17	22	6_(1)①提出期間	昨今のコロナウイルスの状況により、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を期間内に提出することが難しい状況です。提出期間の延長は可能でしょうか。	提出期限の延長は行いません。
61	2_入札説明書	17	32	6_(4)構成員又は協力企業の構成員又は協力企業の変更及び追加について	第一次審査結果通知後から第二次審査資料までの間に付帯事業の提案内容を深めていく中で、一部の付帯事業を実施する構成員又は協力企業が事業に参画することが困難であると認識するに至り構成員又は協力企業における変更（削除）を求める場合で、当該変更の前後においていずれも競争参加資格を満たしている状況であるとき、上記は構成員又は協力企業における変更における「やむを得ない事情」に該当しますでしょうか。	応募者を構成する企業の変更（削除）については、個別具体の事案の内容を踏まえ、変更（削除）後の構成が入札公告時に示す資格及び実績等の要件を満たしていること等について確認したうえで、振興会において判断します。 ただし、公正な入札実施のため、構成員又は協力企業の変更により特定のグループから離脱した者は同じ応募グループ、他の応募グループを問わず再度構成員又は協力企業となることは認めません。
63	2_入札説明書	18	28	6_(5)_⑤	候補者を複数名立てた場合、4(3)⑧オを満たしていない者がいても他の1名以上が満たす場合は一次審査資料は有効と考えてよろしいでしょうか。	複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ありませんが、いずれの候補者についても要件を満たしていることが必要です。
69	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	25	第3節_1_(2)	警備業務のなかにICカード作成業務があるが、この業務を行う企業にも警備業の認定が必要でしょうか。	ICカード作成業務を行う企業については警備業の認定は不要です。
71	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	31	1_(4)_①_a(c)	「国内外の要人等の先導警備」については、類似業務の経験者を配置という理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」第1(4)①.a.(c)を満たしたうえで事業者の提案によります。
74	208_(参考5-3-4)公演来場者受付・案内等業務に関するデータ	2	38	第2_3_(2)	受付業務と他の維持管理業務に関して、ポスト数や配置時間等を満たしていれば、兼務等をして差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」第2.3.(1)業務実施体制の整備を満たしたうえで、事業者の提案によります。
76	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	12	様式番号3 入札参加表明書	「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、代表企業の押印は不要です。
77	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	13	様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表	「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とありますが、設計企業や建設企業、工事監理企業の場合、業務の内容は入札説明書2ページ(5)特定事業の業務内容に記載されている個別の業務及びp8④「分担業務分野」又はp10③「工事種別」又はp14④「分担業務分野」を組み合わせて、表記すればよろしいでしょうか。（例：設計企業の場合、ア 国立劇場施設整備業務 a. 設計業務「総合分野」など）	ご理解のとおりです。 なお、複数の企業が同じ業務や分担業務分野を担当する場合は、各々の業務範囲等が分かるように記載してください。
78	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	13	様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表	付帯事業を複数の企業で共同して実施することを考えており分野ごとに業務内容を区分し記載することが難しい場合は、(カッコ内)の「業務の内容」の記載は、「ホテル、オフィス等の付帯事業を複数の企業で共同して担う」などと各企業とも同一の内容を記載することで構いませんでしょうか。	業務の分担等がなく、付帯事業を共同で実施する場合においてはご理解のとおりです。
79	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	13	様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表	「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とありますが、業務の内容は入札説明書2ページ(5)特定事業の業務内容に記載されている個別の業務について記載すればよろしいでしょうか。（例：維持管理企業の場合、定期点検等及び保守業務、舞台関係設備の定期点検及び保守業務など）	ご理解のとおりです。
80	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	13	様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表	「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とあるが、付帯事業を複数の企業にて行う場合、業務の内容はどのように表記すればよろしいか？	付帯事業を複数の企業で行う場合は、「入札説明書」4(1)④に記載のとおり、各企業の業務内容が分かるよう記載してください。
81	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	14	2_(1)入札参加表明に関する提出書類	貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」に基づき、記載事項を記載する場合、提出書類に押印は不要でしょうか。またその際に公表された様式の記載項目を上記文書の指示に従い修正してもよろしいでしょうか。	押印は不要です。 なお、(様式4)及び(様式5)に記載された内容にて、押印省略を認めるものとします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
82	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	14	2_(1)入札参加表明に関する提出書類	貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」において、「押印を省略する場合は、～本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載が必要となります。記載がない場合は、押印の省略ができません」とありますが、様式5「委任状（代表企業に対する委任）」には「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する項目がありません。本事業においては、公表された様式5に指定された必要項目を記載することで、委任者、受任者とも押印を省略することはできませんでしょうか。	No. 81の回答をご参照ください。
83	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	14	2_(1)入札参加表明に関する提出書類	貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」の規定とはかかわらず、本事業においては、公表された様式3・様式4・様式6-1・様式7・様式8に指定された必要項目を記載することで、押印を省略することはできませんでしょうか。	No. 81の回答をご参照ください。
84	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	14	様式番号5委任状	委任状には構成員及び協力企業の代表者印等の押印が必要との理解でよろしいでしょうか。	No. 81の回答をご参照ください。
85	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	14	様式番号5委任状	委任状は1枚に取り纏めず、構成員・協力企業ごとに作成することはお認め頂けますでしょうか。	差し支えありません。
86	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	17	第1_2_(1)委任状	構成員、協力企業及び受任者の代表者の捺印は必要でしょうか。捺印する場合も、印鑑証明書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	No. 81の回答をご参照ください。
87	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	17	様式番号6-1競争参加資格確認申請書	「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。	No. 76の回答をご参照ください。
88	226_(資料-4)提出書類の記載要領	1	18	様式6-238行など	「携わった分担業務分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準ずるもの」と記載がございますが、「業務従事証明書」とは弊社にて作成・押印したものを以てこれに充てることのできるという理解でよろしいでしょうか。当該書類にて不足する場合には、配置予定技術者が従事した工事の履歴を記載した「経歴書」を加え、これらを以て「それに準ずるもの」という扱いとしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、前段の提出資料により、携わった分担業務分野と立場が確認できる場合は不要です。
90	226_(資料-4)提出書類の記載要領	2	11	様式番号6-1添付維持管理企業の一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し	様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務（設計業務・建設業務・工事監理業務）に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。維持管理企業の一般競争参加資格認定書の写しも様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式7へ添付すればよろしいでしょうか。	（様式7）のみに添付してください。
91	226_(資料-4)提出書類の記載要領	2	35	第1_2_(3)維持管理企業の参加資格認定書の写し	維持管理企業の競争参加資格認定書の写しは、様式6-1に添付との記載がございますが、様式7の下段にも「※維持管理業務に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載されているため、両方の様式に添付するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 90の回答をご参照ください。
92	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	2	様式番号6-1添付運営企業の一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し	様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務（設計業務・建設業務・工事監理業務）に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。運営企業の一般競争参加資格認定書の写しも様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式8へ添付すればよろしいでしょうか。	（様式8）のみに添付してください。
93	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	2	第1_2_(3)運営企業の一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し	『運営企業の一般競争（指名競争）参加資格認定書の写し』、『警備業務に携わる運営企業の警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を受けた認定証の写し』を様式6-1に添付する旨が表中に記載されていますが、<様式8_運営業務に必要な資格に関する書類>にも上記2種類の書類を添付することとされています。上記2種類の書類は様式6-1及び様式8の双方に添付するという理解で宜しいでしょうか。	No. 92の回答をご参照ください。
94	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	3	様式番号6-1添付警備業務に携わる運営企業の警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を受けた認定証の写し	様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務（設計業務・建設業務・工事監理業務）に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。警備業法第4条に基づく認定を受けた認定証も様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式8へ添付すればよろしいでしょうか。	No. 92の回答をご参照ください。
95	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	4	様式番号7維持管理業務に必要な資格に関する書類	維持管理業務に必要な資格に関する書類は様式6-1の添付書類として「令和04・05・06年度の一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査における競争参加資格の認定通知書の写し」を提出すればよく、その他の許認可証などの書類は第一次審査時における提出は必須ではない無いと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
96	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	4	様式番号7 維持管理業務に必要な資格に関する書類	「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。	No.76の回答をご参照ください。
97	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	5	様式番号8 運営業務に必要な資格に関する書類	運営業務に必要な資格に関する書類は「令和04・05・06年度の一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査における競争参加資格の認定通知書の写し」及び「警備業法第4条に基づく認定を受けた認定証の写し」を提出すればよく、その他の許認可証などの書類は第一次審査時における提出は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	5	様式番号8 運営業務に必要な資格に関する書類	「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。	No.76の回答をご参照ください。
99	226_(資料-4)提出書類の記載要領	3	13	第1_2_(3)維持管理業務に必要な資格に関する書類	様式7には、維持管理業務に必要な資格名等の記載は必要なく、代表企業の記名捺印と、維持管理企業の競争参加資格認定通知書写しを添付するだけでよろしいでしょうか。	（様式7）への押印は不要です。 競争参加資格認定書写しを添付してください。
100	226_(資料-4)提出書類の記載要領	5	2	様式番号12 民間収益事業者の実績（付帯事業）	添付資料として「① 様式12において実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の実績であることが分かる資料。② ホテル及びオフィスを含む、延べ面積 50,000 m ² 以上の複合施設であることが分かる資料。」とあり、また(様式12)の下部には「以下の資料を添付すること。・上記実績を示す資料（開発実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の業務実績であることが分かる資料(パンフレット等)」とあるため、添付資料には用途別面積の記載がなくても構わないとの理解でよろしいか。	【資料-4】「提出書類の記載要領」第1.2.(3)B:c.に記載のとおり、「①様式12において実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の実績であることが分かる資料」と「②ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000m ² 以上の複合施設であることが分かる資料」を添付することとしています。 なお、(様式12)に記載のパンフレット等は一例を示したもので、例えば添付されたパンフレット等に①の内容を確認できる記載があり、②の内容を確認できる記載がない場合は、②の内容を確認できる資料の添付が必要です。
101	226_(資料-4)提出書類の記載要領	6	17	第1_2_(3)_B_a. 様式9及び11	同一案件を複数の実績に使用する場合の添付資料（表中①契約書の写し③業務の履行完了が確認できる資料⑤実績で求められる要件（構造、規模（延べ面積）、階数、用途）が確認できる施設の図面・資料等）は、最も前の様式に添付し、以降の様式への添付は省略してよろしいでしょうか。	同一案件を複数の実績に使用する場合の添付資料については、対象となる様式番号の一番小さい番号の様式に添付することで、その様式以外への添付を省略することを可能とします。 ただし、添付資料の余白部分に添付を省略した様式番号を分かりやすく記入するとともに、省略された様式の余白部分に添付している様式番号及びページ番号を分かりやすく記入することとします。
105	226_(資料-4)提出書類の記載要領	6	23	2._(3)_B_a.	PUBDISの登録がある場合は、PUBDIS業務カルテ情報の写しを添付することで、契約書の写し、「業務体制表」「業務従事証明書」、業務履行の完了が確認できる資料、基本設計及び実施設計を実施したことが確認可能な業務仕様書の添付、に代えさせていただくことは可能でしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。
107	226_(資料-4)提出書類の記載要領	7	13	第1_2_(3)_B_b. 様式10	添付資料として、表中①「契約書の写し」、⑤「建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写し」は、コリンズを代用してよろしいでしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。
110	226_(資料-4)提出書類の記載要領	7	20	2._(3)_B_b.	CORINSの登録がある場合は、CORINSの写しを添付することで、契約書の写し、技術者の資格・工事経験等の確認できる資料、従事期間の確認できる資料、施工実績、施工経験が確認できる必要最小限の図面、に代えさせていただくことは可能でしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。 なお、「技術者の資格」や「施工実績、施工経験が確認できる必要最小限の図面」については、保有資格を証明する書類の写しや施工実績、施工経験が確認できる図面等で参加資格要件を確認しますので資料を添付してください。
111	226_(資料-4)提出書類の記載要領	8	3	2._(3)_C.	設計業務の雇用関係の証明書類は、管理技術者、総合主任担当技術者の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	226_(資料-4)提出書類の記載要領	8	4	2._(3)_C.	工事監理業務の雇用関係の証明書類は管理技術者、建築主任担当技術者の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	226_(資料-4)提出書類の記載要領	8	5	2._(3)_C.	建設業務の雇用関係の証明書類は監理技術者または主任技術者（建築一式工事、電気工事、管工事）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	226_(資料-4)提出書類の記載要領	10	10	4_(4)_③建設企業の参加資格要件	「元請けとして完成・引渡し完了した」とありますが、建築工事、電気工事、管工事につき、各工事で元請ではなく、各工事が一括発注された元請工事についても、それぞれの要件を満たしていれば実績があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式3、様式6-1、様式7、様式8に応募者名を記載するようになっておりますが、応募者名の付け方について何か制限はありますか。	特に制限はありません。
117	226_(資料-4)提出書類の記載要領			様式3～5,7,8	今回提出する書類には押印の記載が見当たりません。提出書類には押印不要という理解でよろしいでしょうか。	No.81の回答をご参照ください。
118	226_(資料-4)提出書類の記載要領			様式5_委任状	委任状における各構成員、協力企業、受任者欄には各構成企業の印鑑（実印）が必要かと思えます。その場合、任意様式で使用印鑑届を提出し、委任状自体には使用印による対応をお認め頂けますでしょうか。	No.81の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第1回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
122	226_（資料-4）提出書類の記載要領			様式6-2	参加資格要件の実績において、「複合用途」を記載する場合、求められている用途（文化・交流施設）の面積集計表が必要との記載がありますが、書式の指定がないため、任意の書式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、（様式6-2）はチェックリストであり、各添付資料については、（様式9～11）に添付してください。
123	226_（資料-4）提出書類の記載要領			様式9-1～10-9	施工実績証明書及び、設計業務実績証明書は押印不要という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	229_反社会的勢力排除に関する誓約事項	1			代表者の捺印は必要でしょうか。捺印する場合も、印鑑証明書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
131	229_反社会的勢力排除に関する誓約事項				当該様式（資料-7）は、参加資格申請時に提出と考えてよろしいでしょうか。また、他の提出様式と同様に押印不要と考えておりますが、担当者連絡先の記載は不要でよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
132	229_反社会的勢力排除に関する誓約事項				資料-7 反社会的勢力排除に関する誓約事項は、応募者を構成する構成員・協力企業の各社の代表者印を押印して、1次審査申請時に提出すればよろしいでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
2	1_入札公告文	13	4		5_ (5)	契約書案は変更・協議を行わなくとも内容の確認を行う場を設けていただけないでしょうか。	振興会が落札者により設立される事業者と契約を締結する際には、契約書について相互確認を行ったうえで契約を締結します。
3	2_入札説明書	1	11			「本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとし」とありますが、「本入札説明書に記載の有無にかかわらず、「本入札説明書に対する質問・回答」の優先順位は、「本入札説明書」の上位となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2_入札説明書	2	9		3. (5) ①	施設整備業務の内容につきまして、設計業務及び建設業務において「必要となる調査」及び「必要な調査費用を含む」旨の記載がございますが、事業者が見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、振興会様に今回ご提示いただいた見積資料からでは想定が困難であり、見積に反映することができなかった項目が明らかになった場合は、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	施設整備業務における調査は【資料－2】「業務要求水準書」の内容をご確認ください。なお、各資料は契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、事業契約において別途規定されている場合を除き、契約金額及び工期の変更には応じられません。
5	2_入札説明書	2	23		3_ (5) _②	開業準備期間中の維持管理業務は、本項目の維持管理業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	2_入札説明書	4	20		(8) 本事業の付帯事業（民間収益施設）	『付帯事業は、付帯事業を担う構成員若しくは協力企又これらの企業が代表して組成する法人（以下「民間収益事業者」という。）を通じて、事業者が自らの費用と責任において実施するものであり～』とありますが、「民間収益事業者」は、1頁目で定義される「事業者」とは別法人（別のSPC）との理解でよろしいでしょうか。	事業者とは別法人です。なお、民間収益事業者の法人形態はSPCに限りません。
7	2_入札説明書	4	20		3_ (8) _④	「付帯事業は、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人を通じて」とありますが、構成員若しくは協力企業である複数の企業が、法人を組成せず、いわゆるJVとして推進することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業を担う複数の構成員又は協力企業が、JV（共同企業体）を組成する目的が不明ですが、付帯事業を複数の企業で行うことは可能です。なお、「入札説明書に関する第1回質問回答」No. 80のとおり各企業の業務内容が分かるように記載してください。
8	2_入札説明書	5	22		4_ (1) _⑤	コンソーシアムの構成上、出資有無を変更せざるを得ない場合、構成員を協力企業に変更する、または協力企業を構成員に変更することは、「応募者を構成する企業の変更」には当たらないという認識でよろしいでしょうか。	コンソーシアムの構成員を協力企業に変更する、又は協力企業を構成員に変更することは、「応募者を構成する企業の変更」に該当します。
10	2_入札説明書	7	10		4. _ (2) _ ⑤	「本事業に関する検討を委託」されているPwCアドバイザリー合同会社様、有限会社香山建築研究所様、株式会社山下PMC様の各社の業務内容と権限について、ご教示願います。	各社に本事業のPFI法における事業者選定、事業契約締結等に係る書類作成支援等のアドバイザリー業務を委託していますが、本事業に係る権限はありません。
11	2_入札説明書	16	18		(7) 運営企業の参加資格要件 ①	運営企業の参加資格要件に、「役務の提供等」の競争参加資格を有する者である、と記載されていますが、維持管理企業の参加資格要件の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」のように、その種類が記載されておりません。どの種類を有する必要があるか、ご教授ください。	「役務の提供等」に係る入札参加資格（全省庁共通）を有していれば営業品目は問いません。
12	2_入札説明書	16	18		(7) 運営企業の参加資格要件 ①	運営企業の参加資格要件に、「役務の提供等」の競争参加資格を有する者である、と記載されていますが、維持管理企業の参加資格要件の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」のように、種類が記載されておりません。運営企業については、「役務の提供等」のいずれか1つを有していればよろしいのでしょうか。それとも特定の種類を有している必要があるのでしょうか、ご教授ください。	No. 11の回答をご参照ください。
13	2_入札説明書	16	25		4_(7)_④	警備業法第4条に基づく認定を有する者が応募者となつたうえで、警備業務を再委託することは可能と考えてよろしいでしょうか。	第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、警備業務に関連する法令等を遵守し、振興会と事業者や警備業務の従事者との意思伝達に係る体制や本施設内の安全性の確保に対し十分に配慮するとともに、【資料－1】「事業契約書（案）」第17条による手続を経たうえで、警備業務の一部を再委託することは可能です。
15	2_入札説明書	16	27		4_ (8) 付帯事業の参加資格要件	事業期間中に民間収益事業者が変更となる場合、変更後の民間収益事業者も本項に定める参加資格要件を満たす必要がありますでしょうか。	民間収益事業者の変更に伴い定期借地権を譲渡等する場合における規定は【資料－3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (3)のとおりであり、入札説明書に定める参加資格要件については変更の背景やその目的を踏まえて振興会において判断します。
16	2_入札説明書	27	12		2 0_ (3) _ ②	債務負担行為の設定等、裏付けのある形で予算が確保されていることが、事業者の資金調達上、必要であることを認識しております。本事業の予算が確保されていることを客観的にお示し頂く、または、確保されていることが分かる資料を開示していただくことは可能でしょうか。	独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画 最終変更認可令和4年3月24日 VIIIその他業務運営に関する重要事項 5中期目標の期間を超える債務負担 の記載部分をご参照ください。中期計画は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けたものです。また、同法第67条第四号により主務大臣の認可にあたっては、財務大臣に協議を行っています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
17	2_入札説明書	27	28		2 2_(3)_③ 第二次審査	ヒアリングの出席者について、配置予定の技術者であることなど、制限はあるか。	ヒアリングの詳細については対象者に対して別途通知します。
18	2_入札説明書	27	28		2 2_(3)_③ 第二次審査	ヒアリングの際使うことのできる図表は二次審査資料中のもののみか。そのほか模型を使って説明することは可能か。	ヒアリングの詳細については対象者に対して別途通知しますが、ヒアリングにおいて使用できる資料については、第二次審査資料のみを予定しており、模型の使用は認めません。
19	2_入札説明書	27	35	-	20_(3)_④_落札者の選定方法	落札者の総合評価の項目にて、「入札価格が予定価格の範囲内である者のうち」との記載がありますが、予定価格を明示いただくことは可能でしょうか。	予定価格を公表する予定はありません。
20	2_入札説明書	28	26		2 1 基本協定の締結	落札決定の翌日から起算し原則として7日以内に、とありますが、本件業務内容に鑑み、構成員・協力企業が複数多種多様にわたるため、各社調印等手続に相応の期間が必要となります。予め14日以内に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
21	2_入札説明書	29	22		2 4_(2)	「やむを得ない理由」には転勤等社命によるものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に人事異動はやむを得ない事情に含まれませんが、理由を個別に判断することになります。
22	2_入札説明書	29	38		2 5.	「手続における交渉の有無：無」との記載は、事業者（落札者）が入札説明書をはじめとする各種関連資料の記載内容及び契約条件に関して、協議や交渉を申し入れることを不可とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	入札手続における公平性の観点から原則として【資料-6】「基本協定書（案）」に定める事項を除き、交渉は行いません。入札説明書等の記載内容に関しては質問等においてご確認ください。
23	2_入札説明書	30	34		3 2. _ (6)	提案内容には応募者固有のノウハウ等も含まれますので、「一般的に使用されている状態」であるか否かは、提案者の意見を十分に考慮いただいた上、ご協議にて合意するようお願いいたします。	応募者固有のノウハウ等が含まれる提案内容については、『事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案』に該当するため対象とはならないと考えます。
24	2_入札説明書	31	5		3 2. (8)	「事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う」旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により事業提案が履行できなかった場合につきましては、事業者は免責されるものとさせていただけますでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1.に記載のとおり、業務要求水準書の記載事項及び事業提案書に記載した事項が達成できず、契約書に定めた契約不適合における修補も困難であることが明らかとなった場合には事業費の減額及び違約金の請求を行います。また、事業者の帰責事由によらず事業提案が履行できない場合については、『振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除』又は『法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除』が想定されますので【資料-1】「事業契約書（案）」第97条、第98条をご参照ください。
27	3_(資料-1) 事業契約書（案）	1			第4条	「入札説明書等」の中で齟齬がある場合の解釈を優先する順をお示し頂けないでしょうか。	第4条2項のとおり「入札説明書等」の中での優先順位はありません。疑義が生じた場合は前後の文脈や資料を作成した際の経緯等を踏まえ、振興会と事業者との間において協議のうえ、決定します。
29	3_(資料-1) 事業契約書（案）	1	30		第5条第1項	法令又は政府機関、監督官庁等の官公署の規制、指導等により開示を要求された場合は、秘密等を開示できるものと考えてよろしいでしょうか。また、法令により職業上の守秘義務を負う弁護士・司法書士・公認会計士・税理士等の専門家につきましては、秘密等の開示対象に含めるものとさせていただけますでしょうか。	前段については、ご質問の「法令又は政府機関、監督官庁等の官公署の規制、指導等により開示を要求された場合」については、当該条項に記載の『司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合』に該当すれば、開示可能ですが、第三者から開示要求等があった場合は事前に振興会に対応方針をご確認ください。後段については、当該条項に記載の『本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関、選定企業その他本事業に係る業務受託者及び受任者（下請人、再受任者を含む。以下、本条において同じ。）等に対し、本契約と同等の秘密等保持義務を課して開示する場合』に該当すれば、開示可能です。
31	3_(資料-1) 事業契約書（案）	3	14		(契約の保証) 第9条1項	「～当該保証に係る保証金額又は保険金額は、本件工事費等の10分の1以上に相当する額としなければならない。～」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的に教えてください。	【様式A-6-4】「建築工事費等（訂正版）」に記載のあるすべての費用の項目の合計『建築工事費等 合計（税込）』となります。なお、【様式A-6-4】「建築工事費等」を訂正しますので、訂正版をご参照ください。【訂正済み】
32	3_(資料-1) 事業契約書（案）	3	24		第9条_(契約の保証)_1項_2号	維持管理運営業務の履行に係る保険として、維持管理運営業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結を条件とされることをご検討頂けないでしょうか。96条2項における違約金条項がある限り、事業者の資金調達コストが増加（金融機関が求める違約金相当額の積立て等）し、全体事業費が増大することを懸念しておりますが、なお、発注者より維持管理運営業務に係る履行保証保険加入を条件にされ無い限り、任意で保険加入することは困難です（保険会社に引き受け頂けません）。	原文のとおりとします。
33	3_(資料-1) 事業契約書（案）	3	33		(契約の保証) 第9条3項	「～本件工事費等の10分の1以上を保証金額とする。」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的に教えてください。	No. 31の回答をご参照ください。
34	3_(資料-1) 事業契約書（案）	3			第9条_	「本件工事費等」とは、様式A-6-4におけるセルV36とセルV40の合計（IV. 建設工事費のうち、振興会が負担する直接工事費と共通費の合計、税抜）という理解でよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
35	3_（資料-1）事業契約書（案）	4	2		（契約の保証）第9条4項	「～本件工事費等の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする。」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	No. 31の回答をご参照ください。
36	3_（資料-1）事業契約書（案）	4	12		（契約の保証）第9条8項	「～保証金額が本件工事費等の10分の1に達するまで～」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	No. 31の回答をご参照ください。
38	3_（資料-1）事業契約書（案）	4	16		第10条第1項 権利義務の譲渡等	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権・地位・権利義務に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴振興会からの事前の承諾をいただけるものと理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書（案）」第10条及び附則第1条に定められた事項により判断します。なお、振興会は本事業が民間資金の活用を前提としていることを踏まえ、金融市場の商慣行上の手続を理解したうえで、承諾の判断を行う予定です。
41	3_（資料-1）事業契約書（案）	4	26		第10条_（権利義務の譲渡等）_5項	本項では施設整備中の国立劇場の出来形部分についての権利義務の譲渡等に関わる制限を定めているが、民間収益施設及び民間収益施設と共用になる部分については制限が及ばないということでしょうか。	民間収益事業者の専有部分及び法定共用部分に係る持分については制限が及びません。
43	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	1		第11条第2項	「事業者は、振興会の帰責事由、法令等の変更又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れない」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても予見管理できない事由による場合、事業者は責を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりですが、個別具体の事象に応じて判断します。なお、ご質問の内容が別紙6に示す不可抗力の定義に該当する場合は別紙6の規定に従います。
44	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	1		第11条（事業者の責任）_2	「事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」とありますが、事業者の責によらず、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない事由（第三者による過失等）による場合は、「事業者の責めに帰すべき事由があったもの」に含まれず、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 43の回答をご参照ください。第三者による過失等が明らかであれば、当該者に責任を求償してください。
45	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	1		第11条（事業者の責任）第2項	「事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」とありますが、振興会の帰責事由により、事業者または民間収益事業者が損失を被った場合（例えば、振興会の帰責事由による施設改修工事に伴う騒音・振動が原因で、民間収益事業者が運営する宿泊施設が一定期間休業した場合など）、振興会から事業者に対して損害賠償または地代減額はなされるのでしょうか。	専ら振興会の債務不履行に基づき事業者が損害を被った場合には、振興会に対し損害賠償請求が可能です。振興会と民間収益事業者は直接的な契約関係に立ちませんので、民間収益事業者が損害を被った場合については特段規定していません。
48	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	2		第11条_2項 事業者の責任	本事業はサービス購入型ですので、第三者の責めに帰すべき事象等を含む事業者の責めに帰すべき事由以外の事象については振興会様にて責任を負っていただくよう修正願います。	原文のとおりとします。
49	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	4		第11条第3項	「本契約に別途規定される場合を除き、振興会の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から振興会に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任を免れない」旨の記載がありますが、当該記載は、振興会様に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項について、その後覆すことがあるという趣旨ではないものと考えてよろしいでしょうか。	途中過程において確認等した内容であっても、結果的に要求水準が未達であった場合等において、事業者は責任を免れないという趣旨です。
50	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	4		第11条（事業者の責任）_3	事業者から行った「振興会に対する報告、通知若しくは説明」に対し、振興会様が理解した上で承諾している場合や適切な指示をしなかった場合、また、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない事由による場合は、責任負担につき、別途協議いただけますでしょうか。	振興会に責がある場合は第11条第2項のとおり、必ずしも事業者の責任を求めているものではありません。事業者の責任についてはNo. 43の回答をご参照ください。
52	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	19		第13条第2項	「振興会は、成果物及び国立劇場について、振興会の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の設計成果物（未完成のものを含む）の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①成果物の使用にあたっては事業者の氏名を表示しないこと。 ②未完成の成果物については、契約不適合がある場合といえども履行の追及及び損害賠償請求はできないこと。	①について、設計成果物が完成している場合は許容しかねます。未完成の場合は、解除時の出来形の程度によるため、個別具体的内容を踏まえ、判断します。 ②について、解除時点で検査を行い、出来形分に対して支払った対価に係る設計成果物については、対価を支払っているものであり、その範囲において事業者帰責の契約不適合により振興会に生じた損害については賠償請求を行います。
53	3_（資料-1）事業契約書（案）	5	21		第13条第3項	「事業者は、振興会が成果物及び国立劇場を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（ただし、振興会が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない」旨の記載がございますが、事業者が作成した成果物について、振興会様にて改変等を行った場合に、事業者が当初作成したものと異なる内容の成果物に対して事業者の氏名を表示し、公表を可能とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
54	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	5	28		第13条第3項二	「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること」との記載がございますが、この「他人」とは、本事業に無関係の第三者を指すものであり、本事業の遂行に必要な範囲で、各業務の事業者、再委託先及び協力会社等の関係者に著作物を閲覧等させることは、本条に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	6	5		第13条_(成果物、国立劇場の著作権)_5項3号	工事施工のために事業者から建設企業に対し成果物（設計図書）の閲覧、複写等を行うこととなるが、建設企業から下請けに対し設計図書の閲覧、複写等をするにあたり、振興会の許諾をえることは、膨大な回数が見込まれますので現実的ではない様と考えます。ついては、第15条3項および第17条3項の秘密等保持義務の範囲内の対応の解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ここでいう「他人」とは本事業の事業関係者ではない「第三者」を意図しますので、第5条第1項に基づき、『選定企業その他本事業に係る業務受託者及び受任者（下請人、再受任者を含む。）』に対しては本契約と同等の秘密保持契約を義務を課せば、開示可能です。
57	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	6	10		第14条第2項	事業者が第三者の知的財産権を侵害した場合の責任負担について、「事業者が第三者の知的財産権を侵害しないために合理的に必要な調査を行った場合はこの限りでない」旨の記載がございますが、振興会様の指示により、第三者の知的財産権等の対象となっている工事材料、建築設備の機器、工法等の指定を受け、見積資料等に知的財産権等の対象となる旨の明示がなく、かつ事業者がその存在を知らなかった場合は、その使用に要した費用は振興会様が負担いただけますでしょうか。	ご質問のような場合、知的財産等の対象となる事を明示しなかった、当該工事材料や建築設備の機器を納入した業者に責任があるものと思料されます。事業者と当該業者との間で適切に責任負担を処理してください。
58	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	6	29		第15条_(選定企業の使用等)_2項	「各業務以外の業務」とは具体的に何を指しているのでしょうか。付帯事業の実施は含まれるのでしょうか。	「各業務」の定義は別紙2（用語の定義）No.15のとおりで、『各業務以外の業務』とは事業者であるSPCの経営事務等、本事業の業務に必要な各種業務全般が含まれます。付帯事業の業務もこれに含まれます。
59	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	7		第15条第6項	「事業者は、選定企業との紛争、訴訟等に起因して本契約に定める業務が遅延した場合の増加費用及び損害の一切を負担し賠償する」旨の記載がございますが、これは相当因果関係の範囲内におけるものと考えてよろしいでしょうか。	振興会から事業者へ請求する損害賠償については当然、相当因果関係の範囲内で、一義的には事業者がその一切を負担してください。その先の事業者・選定企業間の責任負担について、振興会は関知しません。
60	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	7		第15条_(選定企業の使用等)_6項	選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因した業務遅延が発生した場合の負担及び損害賠償について定められているが、振興会・事業者・選定企業がいずれも当事者又は関係者となるような場合の扱いはどのようになるのでしょうか。	想定し難い事象ですが、個別具体的内容を踏まえて判断します。
61	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	19		第16条_4項 運営業務の第三者委託	事業者から警備業務を構成企業の1社で受託し、業務の一部を再委託する場合、＜添付資料5-3-1 警備業務に係る要求水準＞に記載の要件は再委託する企業にも必要となりますでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
62	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	22		第17条_各業務等における第三者の使用など	各業務のうち、「前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、～書面通知および振興会の承諾を得なければいけない」とありますが、これはすべての第三者への業務委託について、手続きが必要ということでしょうか。チラシ等の印刷など少額のものや毎年定期的に外部委託するものなど想定され、事業契約締結後細かな手続きについては振興会と協議の上、適宜簡略化できると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、軽微な業務や定型的な業務については個別の承諾手続は想定しないため、事業契約締結後、個別に協議のうえ、適切な範囲・方法を判断することとします。
63	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	24		第17条_(各業務等における第三者の使用等)	例えば、建設業務について下請けに出す場合（建設業法に違反しない形の前提）、そのすべての下請契約書（案）を20日前までに振興会に提示し、承諾を得なければならないのでしょうか。承諾行為については、手続き遅延の懸念があるため、出来る限り簡略化して頂きたく考えますが、例えば、下請業者と締結する工事請負契約が同様の形式の場合、（事業契約書に記載された事項を記載した）施工体制台帳及び施工体系図並びに工事請負契約のひな形を提出して承諾を受ければよいという理解をしてもよろしいでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
64	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	7	24		第17条_(各業務等における第三者の使用等)	20日前に提出して振興会の承諾を得るという手続きにおいて、事業者が否が無く振興会の承諾が遅れて予定通り契約ができなかったり、工事ができなかったりした際の工期遅延の責任は、振興会に合理的な範囲で求償できるのでしょうか。	承諾するか否かの判断について、振興会は遅滞なく手続を行うようにします。
66	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	8	14		第17条_各業務等における第三者の使用等_第4項_二	「別紙2 用語の定義」において「下請負人」の定義を参照すると、「事業者から直接請け負って業務を実施する選定企業から請け負う者」とされており、いわゆる一次下請負人のみを指すとも解釈できますが、「前号に掲げる下請負人以外の下請負人」として示されている下請負人とは「建設企業と直接下請負契約を締結する下請負人」（一次下請負人）以外の下請負人、つまり二次下請以下の下請負人を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
67	3_（資料-1）事業契約書（案）	8	22		第17条 各業務等における第三者の使用等_第1項	「事業者は、各選定企業をして、各業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の20日前までに、振興会に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容の分かる契約書案を提示し、振興会の承諾を得なければならない。」とありますが、建設工事は多数の下請契約によって成り立っているものであり、事前の通知、ご承諾は建設企業に過度な負担となります（ご承諾いただけない場合は、下請先の再選定が必要となり、工事工程に多大な影響が発生します）。公共工事での対応に準じて第53条第1項に規定されている施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出をもって代替させていただきませんか。	No. 62の回答をご参照ください。
68	3_（資料-1）事業契約書（案）	9	3		第17条第7項	「事業者は、各業務の実施または各業務以外の業務に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負い、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の帰責事由とみなす」旨の記載がございますが、製造物責任法によって、再受任者及び下請負人が製造業者として直接責任を負う場合は、この限りではないと考えてよろしいでしょうか。	本条文は事業契約書の締結当事者である振興会と事業者との間の責任範囲を規定したものであり、事業者とその再受任者・下請負人との責任関係について振興会が関知するものではありません。
69	3_（資料-1）事業契約書（案）	10	17		第21条_（業績等の監視及び改善要求措置）	業績等の監視及び改善要求措置は、付帯事業には及ばないという理解で良いでしょうか。 （資料-3 国立劇場再整備等事業付帯事業の実施条件p.5 2. (6)に基づく報告のみで良いでしょうか）	ご理解のとおりです。
70	3_（資料-1）事業契約書（案）	10	30		第22条第2項	「振興会は、本契約に基づき生じた事業者に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺できる」旨の記載がございますが、相殺については、民法505条による相殺適状となった場合に、事前に相手方に通知したうえで行うものと考えてよろしいでしょうか。	実際に相殺を行う場合には、振興会から事業者に対し相殺の意思表示に係る通知を行います。
71	3_（資料-1）事業契約書（案）	10	31	-	第2章_第22条_2項_事業者に対する支払い	「振興会は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんか。	原文のとおりとします。
72	3_（資料-1）事業契約書（案）	11	27		第26条_（許認可の取得等）_1項	振興会が取得する許認可及び事業者が協力をすべき内容を具体期にご教示いただけますでしょうか。	現時点で想定するものではありません。事業実施段階で生じた場合は、適宜情報提供します。
73	3_（資料-1）事業契約書（案）	12	8		第27条第3項	「保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類等を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに振興会に提示」とありますが、保険会社が保険証券を発行するために一ヶ月程度を要する保険種目もあるため、保険会社が発行する付保証明書・契約証明書を直ちに提示することでご了承いただけないでしょうか。	よろしいです。
74	3_（資料-1）事業契約書（案）	12	14		第28条_（関連業務等の調整）_1項	振興会が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事として、具体的に想定されている工事がございますでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2章. 第2節. 4. に規定する工事、「警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事」、「説明板（碑）の設置」を予定しています。 なお、警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事については、振興会以外の者が発注する予定です。
75	3_（資料-1）事業契約書（案）	12	19		第28条（関連業務等の調整）_3	「不相当と認められる」理由は、事業者が納得できる合理的な理由に基づくものであると理解してよろしいでしょうか。	事業者による調整が不相当であることを客観的かつ合理的に振興会において判断することを想定しています。
76	3_（資料-1）事業契約書（案）	12			第29条	事業費の改定が為される場合、SPCと金融機関の間の融資契約の変更も必要となる場合もあります。この場合、融資契約変更の諸手数料は支払っていただけるのでしょうか。	第29条における事業費の改定は予定された手続であり、また基本的に融資対象となる性格の対価でもないため、振興会が負担することはありません。
77	3_（資料-1）事業契約書（案）	12	28		第30条第1項	物価等の変動に基づく本件工事費の改定に関して、全体スライドについても協議の対象として頂けないでしょうか。	本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであるため、あらゆる物価変動リスクを発注者負担とするのではなく、急激で著しく、かつ通常は予測不可能な物価変動を対象としていることから、原文のとおりとします。
81	3_（資料-1）事業契約書（案）	12			第30条	全体スライドが設けられていない理由をお示し頂けないでしょうか。	No. 77の回答をご参照ください。
83	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	3		第30条第2項	「振興会と事業者は、本件工事費の変更額及び変更時期を協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、振興会が変更額及び変更時期を定め、事業者はこれに従わなければならない」等、振興会様との各種協議期間の日数を制限する旨の記載がございますが、当該の記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	あらかじめ日数を規定している以上、事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、振興会と事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
84	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	4		第30条_（物価等の変動に基づく本件工事費の改定）_2項	協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合とあるが、工事費の変更額、変更時期の協議はその重要性から十分な期間を設ける必要があるが、この日数は土日祝祭日等が含まれていないと考えてよいでしょうか。あるいは20日程度の期間とすることを考慮いただけないでしょうか。	土日祝祭日等を含みます。原文のとおりとします。
85	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	5		第30条_（物価等の変動に基づく本件工事費の改定）_2項	「振興会が変更額及び変更時期を定め（変更しない場合を含む。）」とありますが、振興会のかかる決定は合理的な判断に基づき行われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	10		第31条_（要求水準の変更）_1項	振興会から当該書面を受領した日から14日以内に振興会に通知するとありますが、この日数に土日祝祭日等が含まれているか確認です。要求水準の変更は、入札条件の変更となる大きな事象と捉える他、通知内容によっては十分な検討時間を要することが想定されます。働き方改革関連法の影響等を考慮し、土日祝祭日を含まないと考えてよいでしょうか。あるいは30日程度の期間とすることを考慮いただけないでしょうか。	土日祝祭日等を含みます。原文のとおりとします。
87	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	16		第31条_（要求水準の変更）_3項	振興会と事業者の協議が整わない場合は、振興会が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するとあるが、その合理性の判断基準はどのようなものか明示頂けますでしょうか。	振興会が当初の要求水準を策定した検討経緯、事業者の事業計画書（提案書・入札内訳書含む。）、事業者との協議内容等を総合的に勘案し、合理的な変更内容を定めます。
88	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	25	-	第2章_第32条_2項_要求水準の変更による措置	貴会に要求水準変更に伴う増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
89	3_（資料-1）事業契約書（案）	13	25		第32条_（要求水準の変更による措置）_2項	振興会の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合において、民間収益施設部分の施設整備費用又は維持管理運営費用の増加が伴う場合、当該費用についても振興会が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業は事業者が民間収益事業者をしてその費用と責任において実施するものであり、仮に要求水準の変更等その他の事象により民間収益施設部分の整備費や維持管理運営費等に増加費用又は減少費用が生じても変更する予定はありません。ただし、付帯事業の実施に著しい影響を及ぼすほどの事象が生じた場合は、事業者と個別に協議を行います。
90	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	1		第32条_（要求水準の変更による措置）_5項	要求水準の変更がなされる場合で、設計図書の変更が必要な場合には、事業者は速やかに必要な範囲で設計図書を変更する。とあるが、振興会を起因とした設計図書の変更による費用は合理的な範囲で振興会が負担するという理解でよいでしょうか。	要求水準の変更による増加費用の負担については第32条第2項の規定に従います。
91	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	14	-	第2章_第33条_4項_臨機の措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
92	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	15		（臨機の措置） 第33条4項	「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められる部分」とありますが、具体例をご教示ください。	当該時点において、本事業の業務範囲に照らして合理的かつ客観的に事業者が負担することが明らかに適当でないもので、個別具体的な事象に応じて振興会が判断します。
93	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	17		第34条_第三者に生じた損害	「工事の施工等に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に生じた損害」の「通常避けることができない」とは「通常想定することができる」との意でよろしいでしょうか。つまり「事業者が工事の施工に伴い通常想定できる騒音等により第三者に損害を及ぼした場合は、当然、事業者が事前に想定できるので事前に損害を回避すべきであり、発生した場合でも事業者が責任を負う。ただし、工事の施工に伴い通常想定できない騒音等により第三者に及ぼした損害は振興会が負担する」のとの理解でよいでしょうか。	「通常避けることができない」とは「通常想定することができる」との意ではありません。本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営を一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識しています。
94	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	18		第34条第1項	「事業者は、本事業の実施について第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等を含む。）は、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。振興会の帰責事由により生じたものは、振興会が負担する」旨の記載がございますが、建設業務に当たり、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な事由により第三者損害が生じた場合は、振興会様のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる範囲で事業期間を延長をさせていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
95	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	20		第34条_（第三者に生じた損害）_1項	本事業の実施に際し、「通常避けることができない騒音、振動、公害、地盤沈下…（中略）…の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、公共工事請負契約約款と同様、振興会が損害を負担する形にさせていただけないでしょうか。民間側のリスクとされている理由があればご教示下さい。	本事業においては事業者が本施設の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
96	3_（資料-1）事業契約書（案）	14	21		第34条_1項 第三者に生じた損害	本項含む賠償金支払いに関しまして、賠償限度額として上限を設定することは可能でしょうか。事業者から業務を受託する企業が責任を負うべき損害が発生した場合に、その損害がどのように高額なものであってもこれを全て賠償しなければならないとしますと、例えば損害が予測もできなかったほど広範囲に及んだ場合、その企業の存立が脅かされるような事態に立ち至ることも考えられるためです。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
97	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	14	24	-	第2章_第34条_3項_第三者に生じた損害	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
98	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	14	25		第34条_(第三者に生じた損害)_3項	「第三者」には、民間収益事業者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
99	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	15	1		第35条第3項	「法令等の変更等の公布日から60日以内に協議が整わない場合、振興会が合理的な範囲で対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従わなければならない」等、振興会様との各種協議期間の日数を制限する旨の記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	あらかじめ日数を規定している以上、事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、振興会と事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。
100	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	15	8	-	第2章_第35条_4項_1号及び2号_法令変更による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
101	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	15	26		第36条_不可抗力による措置	コロナ等の感染症対策に関連して振興会・国・東京都から休業の指示・要請があった場合は不可抗力という解釈で良いでしょうか。また3項の不可抗力により発生した合理的な増加費用とは、上記の休業指示等を受けて事業者は収入減となり、ひいては事業者の負担が増加することとなりますが、1%を超える部分の損失は営業継続費として振興会が負担いただけると理解して良いでしょうか。またそのような休館となった場合、飲食・物販サービス提供における年間最低保証使用料は休館期間等に応じて減額されるという認識で良いでしょうか。	1点目については、まずは【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するかで判断しますが、個別具体の事象の内容を踏まえ、振興会が判断します。なお、新型コロナウイルス感染症に関しては現時点では十分に発生が予見し得るものであり、要求水準書の各所において対応策を講じることを求めています。2点目については、運營業務の『飲食・物販等サービス提供業務』は独立採算を原則としており、増加費用や営業損失を補填する想定はありません。3点目については、No.102の回答をご参照ください。
102	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	15	26		第36条_不可抗力による措置	新型コロナ等の感染症対策に伴い休館となった場合、飲食・物販サービス提供における年間最低保証使用料は休館期間等に応じて減額されるという認識で良いでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するかを判断したうえで、個別具体の事象の内容を踏まえ、振興会が判断します。
103	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	16	1	-	第2章_第36条_3項_不可抗力による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
104	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	16	18	-	第2章_第37条_3項_中断による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
105	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	16	18		第37条_(中断による措置)_3項	振興会の責めに帰すべき事由による一時中止の場合において、民間収益施設部分の施設整備費用又は維持管理運営費用の増加が伴う場合、当該増加費用は37条3項の「合理的な増加費用」に含まれるとの理解でよいでしょうか。また、振興会の責めに帰すべき事由により維持管理・運營業務が一時中止される場合に発生する合理的損害及び附帯事業の一時中止に伴い発生する合理的損害については振興会の負担と理解してもよろしいでしょうか。	前段については、No.89の回答をご参照ください。後段については、第37条第3項に基づき事業者が生じた合理的な増加費用は負担しますが、逸失利益等の損害は負担しません。また、国立劇場の維持管理・運營業務の一時中止が、付帯事業（民間収益施設）の運営に支障が及ぼすものとは考えていません。
106	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	16	20		第37条第4項	本事業の一時中断に伴う増加費用について、「一時中止が事業者の帰責事由による場合に、事業者が発生する増加費用は、事業者がすべて負担する」旨の記載がございますが、事業者は合理的な増加費用を負担するものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
107	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	16	22		第37条_5項_法令等の変更又は不可抗力による一時中止	第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、とありますが、事業者側の従業員の生命・身体に危険が生じる可能性があり、安全配慮義務その他の法令上の義務に照らし、業務提供を継続することが適切でないと事業者側で判断したときも含めていただくことは可能でしょうか。	ご質問のような事態が想定される場合には当然、振興会は協議に応じますが、事業者のみの独自の判断に委ねることは応じかねます。
108	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	17	17		第42条(事業用地の使用等)_1項	解体・施設整備期間、事業者だけでなく民間収益事業者は施設整備業務の為に無償で土地を使用できるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約の契約相手方は事業者ですが、事業者を通じて使用することは可能です。施設整備期間中の使用料は発生しません。
109	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	17	18		第42条第1項	「振興会は、事業者が施設整備業務のために事業用地を使用できる状態とし、事業者が無償で使用させる」旨の記載がございますが、事業用地を使用させていただくにあたり、契約書等の書面を別途締結する予定はございますでしょうか。なお、締結を予定される場合は、当該の様式をご提示いただき、内容について改めてご協議いただけますでしょうか。	事業用地の使用に関する権限は、事業契約における本条項で担保しており、別途契約書等を締結する予定はありません。
110	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	17	30		第42条第2項二	「事業者は、事業用地上で解体撤去中又は建設中の建物、仮設物その他工作物によって、第三者損害を与えた場合は、その賠償責任を負う」旨の記載がございますが、例えば地盤沈下等、事業者が施工者として善管注意義務を果たしても避けることが困難な事象に起因する追加費用につきましては、振興会様にご負担いただけますでしょうか。	第46条第1項及び第2項のとおり、事業用地の地盤調査を含め事業者の責任範囲となっており、ご質問のような事象についても原文の内容が原則となります。
111	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	18	1		第42条第2項四	「事業者が事業用地の維持保全費用（通常の日を含むが、これに限定されない。）を支出し、振興会は当該費用を負担しない」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても予期することが困難な事象により生じた追加費用につきましては、振興会様にご負担いただけますでしょうか。	ご質問で想定する具体的な事象が不明ですが、不可抗力に該当する場合は、別紙6の規定に従います。該当しない場合は、原文の内容が原則となります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
112	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	18	19		第43条第2項	「貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する」との記載がございますが、振興会様から貸与を受けた資料に関して、事業者が善管注意義務を払っても発見することが困難な誤り等が存在し、本事業の実施に影響が生じた場合につきましては、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	本規定は、契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、原文のとおりとします。ただし、第46条第4項に該当する場合はこの限りではありません。
113	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	18	23	-	第3章_第1節_第43条_4項_関係資料等の貸与	関係資料と事業者の調査結果に齟齬が生じ、その齟齬を原因として事業の進捗に遅延が発生した場合、その遅延によって生じた増加費用についてはご負担いただけますでしょうか。また、ご負担いただける場合、合理的な範囲で金融費用もご負担いただけますでしょうか。	No. 112の回答をご参照ください。
114	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	18	23		第43条第4項	「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、振興会は責任を負わない」旨の記載がございますが、振興会様から貸与を受けた資料と事業者の調査結果の齟齬に起因し、本事業の実施に影響が生じた場合につきましては、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	No. 112の回答をご参照ください。
115	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	18	31	-	第3章_第1節_第44条_3項_近隣対策	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
116	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	2	-	第3章_第1節_第45条_1項_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
117	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	2		第45条第1項_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	貴振興会にご負担をいただく、国立劇場の引渡し日の遅延に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No. 115の回答をご参照ください。
118	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	2		第45条_(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)_1項	振興会の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合において、民間収益施設部分の施設整備費用若しくは維持管理運営費用の増加が伴う場合又は損害が発生する場合、当該増加費用及び損害は第45条1項の「合理的な増加費用」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
119	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	4		第45条_(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)_1項	振興会の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、民間収益事業者の損害が発生することも想定されます。事業者が負担した合理的な増加費用には、民間収益事業者の損害も含まれますでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
120	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	7		第45条第2項	「事業者の帰責事由により、国立劇場の引渡しが遅延した場合、事業者は当該遅延による増加費用を負担するとともに、第23条第2項に基づく遅延利息を振興会に支払う」旨の記載がございますが、当該遅延の発生においては、事業者に遅延利息の支払を請求するものとし、増加費用の請求はご容赦いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
121	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	7		第45条_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置_第2項	本項に記載の「事業者の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合の遅延利息」は引渡遅延に伴う損害賠償の予定を定めたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	7		第45条_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置_第2項	事業者の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合の遅延利息の算定方法につきましては、「引渡予定日から引渡日までの期間について、施設費相当額に対して第23条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息」とされておりますが、同条第4項に基づき、振興会が国立劇場の全部又は一部で使用可能な部分を使用した場合、施設費相当額から使用部分に相応する施設費相応額を控除した額に基づき遅延利息を算定することになりますでしょうか。	振興会が国立劇場の全部又は一部で使用可能な部分を使用した場合であっても、遅延利息の計算にあたって当該使用部分に相当する施設費を控除することはありません。
123	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	22		第46条_(調査)_1項	「必要に応じて」とありますが、第42条第1項第2号の事業用地の使用期間よりも前に調査を行うことは可能でしょうか。可能な場合、必要な手続をご教示下さい。	可能です。事前に振興会に調査内容・時期等の内容を説明のうえ、承諾を得るようにしてください。
124	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	24		第46条第2項	「事業者は、自らが実施した調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する」旨の記載がございますが、これは事業者が当該調査において、設計者としての善管注意義務を怠ったことによる不備に関して、相当因果関係の範囲において責任と追加費用を負担する趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	振興会と事業者の関係においては、原文のとおり、事業者が一切の責任及び追加費用を負担します。事業者と調査者との関係においては、当事者間で責任及び費用負担の範囲を定めてください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
125	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	26		第46条第3項～第5項	「事業者は、調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）はその対策費を負担する」、「事業者は、調査を行った結果、事業用地に関して土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、入札説明書等で規定がないこと又は規定されていた事項が事実と異なることにより、事業者が本事業を履行できない又は、履行により事業者に著しい増加費用が生じる場合は、直ちに振興会に通知する」、「当該場合、国立劇場の引渡し遅延が避けられないときは、振興会は引渡予定日を変更できる」及び「振興会は、当該場合に生じる合理的な範囲内の増加費用を負担する」旨の記載がございますが、事業者が本工事の見積者として善管注意義務を果たしても、入札説明書等の提示資料から想定困難な事項が調査により明らかとなり、それに伴う増加費用が発生する場合には、その規模にかかわらず、必要と認められる範囲で請負金額の変更を認めていただけますでしょうか。	原文のとおり、第46条第4項に規定する事象に該当しなければ、同条第2項が適用されます。
126	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	19	34	-	第3章_第1節_第46条_5項_調査	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
127	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	20	31		第50条_(設計図書を作成及び提出)_1項	基本設計の完了前に、複合施設の平面計画について振興会と協議しなければならずとありますが、民間収益施設の専有部分についても協議の対象に含まれる理解で宜しいでしょうか。	民間収益施設の専有部分は基本的に事業者（民間収益事業者含む。）の責任及び裁量の範囲ですが、事業者の「事業計画書（提案書）」や【資料-3】「付帯事業の実施条件」との整合性について確認し、協議する場合があります。
128	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	20	31		第50条_(設計図書を作成及び提出)_1項	事業者が基本設計の完了前に複合施設の平面計画について振興会と協議する日数は40日以内と記載がありますが、あくまで基本設計完了までに協議が完了することが重要であり、日数はあくまで目安と捉えればよろしいでしょうか。その時点で抱えている課題次第で協議日数は40日を超える可能性も想定されます。	適切な工程管理のために日数を定めており、原文のとおりです。基本設計の途中過程の下協議等で十分に内容を調整していれば、協議日数を超えることはないと思料します。
129	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	21	7		第50条第4項	「振興会は、基本設計図書の内容又は事業者による工事着手前の説明を確認した結果、国立劇場に係る基本設計図書の内容が要求水準及び事業計画書に適合しないと認める場合は、事業者には是正を求めることができる」等、振興会様の判断に事業者が従う趣旨の記載がございますが、当該判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	23	13		第57条第2項	「振興会は、工事の施工部分が要求水準若しくは設計図書に適合しないと認められる場合、当該施工部分を最小限度破壊して確認することができる」、「事業者は、当該確認及び復旧に直接要する費用を負担する」等、振興会様による破壊検査の実施とその費用負担を事業者に求める旨の記載がございますが、振興会様が行った破壊検査の結果、設計図書との不整合が見当たらなかった場合、要求水準や事業計画書の内容を満たすと認められる場合、又は当該の不整合が以下のいずれかの事由による場合には、事業者は免責されるものとし、また、破壊検査及びその復旧費用については、振興会様にご負担いただけますでしょうか。 ①振興会様の指示によるとき。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。 ④その他本工事について振興会様の帰責事由によるとき。	原文のとおりとします。振興会による破壊検査は、施工不良の疑いが強い場合等、相当の理由がある場合に実施することを想定しており、検査費用及び復旧費用を負担する予定はありません。
131	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	23	20		第57条第4項	「振興会は重点的な確認を実施した事実をもって施設整備業務について責を負わない」旨の記載がありますが、当該記載は、振興会様に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項について、その後覆すことがあるという趣旨ではないものと考えてよろしいでしょうか。	施設整備業務について重点的な確認を実施した場合においても、事業者による施設整備業務の履行に瑕疵がないという判断にはならず、義務違反があった場合には振興会はしかるべき措置を取ることができるという趣旨です。
132	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	25	23		第63条_(引渡し)_1項	「引渡書」の定義がございませんが、事業者側で任意に作成する引渡書でよろしいのでしょうか。書式の有無及び添付書類等があればご教示下さい。	「引渡書」の書式は事業者の任意に委ねますが、事前に振興会に確認し、その指示に従ってください。
133	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	25	23	-	第3章_第5節_第63条_2項_引渡し	事業者から引渡しを受けた際、貴会が事業者に対して引渡受領書を交付すると記載がありますが、その場合、引渡受領書はいつ頃事業者へ交付されますでしょうか。（事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。）	国立劇場の引渡しが完了次第、遅滞なく交付します。融資との関係で期日等があれば、事前に協議には応じます。
134	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	25	25		第63条_(引渡し)	合築により、国立劇場と附帯施設が区分所有になるかと思いますが、表示登記、保存登記の有無、費用負担についてご教示ください。	表題登記・保存登記いずれも必要です。費用負担は第63条第4項のとおりです。
135	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	1		第64条第1項	部分使用について、いつ頃から、どのような使用を検討しておりますでしょうか。	現時点で、部分使用の予定はありません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
136	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	1		第64条第1項	「振興会は、国立劇場の引渡前において、事業者の承諾を得て国立劇場の全部又は一部を使用することができる」旨の記載がございますが、部分使用を実施する場合には、以下の条件を前提として、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①事業者から事前に書面により承諾を得ること。 ②部分使用開始日をもって当該部分の契約不適合責任期間を起算すること。 ③部分使用部分の使用においては事業者の指示に従って使用すること。 ④部分使用部分につき、法令に基づいて必要となる手続は、振興会様の費用負担にて行い、事業者はそれに協力すること。	①第6条第1項のとおり書面により行います。 ②国立劇場の引渡し前の部分使用となりますので、部分使用期間は、契約不適合期間に含まれず、引渡日の翌日が契約不適合期間の起算日となります。 ③【資料-1】「事業契約書(案)」第64条第1項に定める事業者の承諾を得るにあたって、協議に応じることは可能ですが、事業契約の規定に従うことが前提となります。 また、部分使用にあたり、振興会は、善良な管理者の注意をもって使用し、必要に応じて事業者と協議を行います。 ④法令に基づく手続が不明ですが、第64条第3項の規定に基づき、事業者に合理的な追加費用が生じた場合には振興会が負担します。
137	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	1		第64条_部分使用	現時点で、部分使用を計画されているのであれば、お考えをお教えください。	No.135の回答をご参照ください。
138	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	5	-	第3章_第5節_第64条_3項_部分使用	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
139	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	6		第64条_(部分使用)_3項	「合理的な追加費用」に合理的な損害も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	「合理的な損害」の主旨が不明ですが、事業者に合理的な追加費用が生じた場合には負担します。
140	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	8		第65条第1項_前払い金及びその使用等	前払金に関して保証事業会社と締結すべき保証契約の内容としては、前払法第2条2項に定めるとおり、①事業契約の解除時に限って、②保証事業会社が、前払金から出来形部分に相当する金額を控除した金額を保証するものでよろしいでしょうか。プロジェクトファイナンスとの関係で、保証の内容を予め把握したく、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
144	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	17		第65条第4項_前払い金及びその使用等	貴振興会よりお支払いいただく前払金に関しては、記載の費用以外の本事業における必要な経費（SPC経費や金融費用などを含むがこれに限らない）には充当できない理解にてよろしかったでしょうか。	原文のとおり、本事業の施設整備業務に必要な経費の支払に限られますが、「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）」第27条に基づく使途の監査に抵触しないよう、具体の取扱いについては、保証契約を締結する保証事業会社に事業者自らの責任でご確認ください。
145	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	17		第65条_第4項_前払い金及びその使用等	前払金の使途に関して、履行保証保険料等の施設整備期間中に要するSPC経費や建中金利に充当することは可能でしょうか。	No.144の回答をご参照ください。
146	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	21		第66条_第5項_部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて、部分払金は各年度末にお支払いいただけるものとして規定されております。一方、本条にて、事業者からの当該出来形部分の確認請求と貴会の検査・通知を経て、事業者の部分払請求に対して30日以内に支払われる旨が規定されておりますが、出来形部分の対象期間や請求時期は、どのようになりますでしょうか（例えば毎年1月末までの出来形を2月末までに確認請求・検査を経て、貴会からの通知後に請求等）。	第66条第4項のとおり、出来形部分の確認にあたっては第60条及び第61条の規定を準用することから、各条文の規定をご参照ください。ただし、具体の期日等については事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
147	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	21		第66条_第5項_部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて示されている部分払金は、出来形部分によっては金額を減額される可能性があるのでしょうか。あるいは出来形部分に関係なく示されてた定額をお支払いいただけるのでしょうか。	歳出予算額上、出来形部分を上回る部分払を行うことはできません。出来形部分が部分払の金額に満たない場合、支払を翌年度に繰り越すこととなります。ただし、そのような事態とならないよう、各年度の部分払の金額を上回る各年度の出来形が完成するよう計画してください。
148	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	22		第66条_部分払	部分払については、明確な資金使途の記載がないように見受けられますが、資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」1頁の①施設費に記載の施設整備業務の実施のために要する費用との認識にて宜しいでしょうか。	前払金と異なり、部分払についてはその時点で出来形部分の成果に応じて対価を支払うものであり、事業者の資金使途を制限するものではありません。
149	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	25		第66条_(部分払)_2項	劇場と民間収益施設の合築建物の劇場側の出来形確認方法に規定や基準があれば御教示下さい。	第66条第4項のとおり、第60条から第62条の規定する完成検査・完成確認の手續に準じます。
150	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	26	31		第66条5項_部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて、施設費Aは施設整備期間中の各年度末にお支払いいただけるものとして規定されております。本条にて、施設費Aの支払いには、事業者からの当該出来形部分の確認請求と貴振興会における確認を経て、部分払いを請求し、当該請求の30日以内に支払われる旨が規定されておりますが、本条における各手続を経た上で、施設費Aを各年度末までにお支払いいただける理解にてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。各年度末の3月31日に請求書が提出されれば、翌月4月30日までに施設費Aを支払います。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
151	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	1		第67条第1項	契約不適合が、以下のいずれかの事由に起因するものである場合には、当該契約不適合を理由に事業者に修補等の請求を行うことはご容赦いただけますでしょうか。 ①振興会様の指示による時。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法による時。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器による時。 ④その他振興会様の帰責事由による時。	本事業では設計や工事材料・設備機器の選定を含む施設整備全体が事業者の業務範囲・責任のもとにあり、仮に振興会の指示があったとしてもその是非を含めて事業者が主体的に確認することが求められません。個別具体の事象にもよりますが、①～③が契約不適合に該当しないとは言えません。なお、ご質問の④のように明らかに振興会の帰責事由がある場合は契約不適合には該当しません。
152	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	1		第67条第1項	施設整備業務に係る成果物の契約不適合が明らかとなった場合に、その履行の追完に過分の費用を要するときは、事業者に履行の追完を請求することはご容赦いただけますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い振興会が判断します。履行の追完が合理的に考えて不可能と判断すれば、第67条第3項の措置を講じます。
153	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	1		第67条第1項	施設整備業務に係る成果物の契約不適合が明らかとなった場合に、本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責に帰すことができない事由による場合は、事業者に対する損害賠償請求の対象外とさせていただきますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い振興会が判断します。併せて、No.151の回答をご参照ください。
154	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	1		第67条_(契約不適合責任)_1項	第1項の但書として「ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。」旨を追記いただけますでしょうか。	No.152の回答をご参照ください。
155	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	5		第67条_(契約不適合責任)_2項	民間収益施設との共有部分における修補請求において、振興会の請求方法と民間収益事業者の請求方法が異なる場合の扱いはどの様になっているのでしょうか。	法定共用部分の契約不適合責任に対する修補請求は、振興会による保存行為として単独で行うことを予定しています。
158	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	29		第67条第6項	「民法637条第1項の規定は、第1項及び第3項の契約不適合責任期間とするときは適用しない」との記載がございますが、この記載は「民法637条の規定は、本契約における契約不適合責任期間には適用されない」旨を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	27	36		第67条第8項	「契約不適合が構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入に影響のないものを除く）には、履行の追完又は損害賠償を請求できる期間を10年間とする」旨の記載がございますが、今回の工事目的物は新築住宅ではありませんので、当該部分の契約不適合につきましても、履行の追完等を請求できる期間は、第67条第4項及び第5項に記載のあるその他の部分と同様に取扱うものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
161	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	29	34		第75条_本施設の損傷	「四 前各号に該当しない場合には、振興会が復旧の費用を負担する」とあるように、施設利用者の責めに帰すべき事由により、増加費用や本件施設に損害が発生した場合には、帰責者判明の有無に関わらず振興会が当該増加費用又は当該損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	振興会及び事業者で協議を行い、【資料-1】「事業契約書(案)」第75条第3項第四号に該当すると認められた場合については、ご理解のとおりです。なお、【様式C-2】の『事業のマネジメント方針』の記載上の留意事項に記載のとおり、帰責者が特定できない損害の対応策に係る提案を求めている点にご留意ください。
162	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	30	11	-	第4章_第1節_第75条_3項_2号_本施設の損傷	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
163	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	31	18		第79条_(飲食・物販等サービス提供業務の実施)	飲食・物販等サービス提供業務が不可抗力・法令等の変更等によって影響を受けた場合は第35条、第36条が適用されると理解してよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は事業者の独立採算で実施することになるため、営業の損失補償等はいりません。ただし、例えば、不可抗力による、振興会が提供する飲食物販諸室の損害等についてはご理解のとおりです。
164	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	31	20		第79条_飲食・物販等サービス提供業務の実施	飲食・物販等サービス提供業務を継続しなければならないとありますが、採算悪化に伴い撤退したい店舗が生じた場合には、テナント入替えのため、ある一定の期間（テナント誘致期間）については、サービスの中断を認めて頂きたいと存じます。更に、中断の期間においては、上記事象に関する飲食・物販等サービス提供については、減額及び罰則点の付与となることのないお取り扱いをお願いいたしたいと思います。	テナント入替えのための内装工事等、短期の一時的な中断は認めますが、テナント誘致活動のための期間におけるサービスの中断は原則として認めることはできません。テナントの撤退の意向を確認してから速やかに誘致活動を行ってください。サービス提供の中断事由によって業績監視に基づく改善勧告・罰則点を付与する場合があります。
165	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	31			第80条	民間収益事業者が採算上の理由から民間収益施設を建設中に構成員・協力企業から脱退した場合の民間収益施設の扱いをご教示ください。	付帯事業は本事業の一部として実施するものであり、仮に民間収益事業者が脱退した場合でも、残りの構成員又は代替事業者等により事業継続することが求められます。それでもなお、事業継続不能となった場合には、第93条第1項第六号の規定に従います。
166	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	31			第80条	民間収益施設を建設中に、民間収益事業者が倒産した場合、貴会にて民間収益施設は買い取っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	仮に民間収益事業者が倒産した場合であっても、本事業の一部として事業者は付帯事業を継続することが求められます。それでもなお、事業継続不能となった場合には、第93条第1項第六号の規定に従います。
167	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	32	1		第80条3	民間収益事業から貸付料の支払いが事業者になされなかった場合には、事業者の収入から貸付料を支払うことが想定されます。このような想定も踏まえると、「事業者は、振興会が本契約に基づいて支払う事業費を民間収益事業の実施に係る費用に充ててはならない」とありますが、貸付料は「民間収益事業の実施に係る費用」に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	振興会が支払う事業費は各業務を実施した企業や金融機関への元利払の原資になるはずで、貸付料の支払に補填することは、事業者の財務安定上の観点から容認されず、原文のとおりとします。貸付料の支払については民間収益事業者又は事業者の構成員との関係で適切なリスク分担（リスク隔離方策）を設定してください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
168	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	32	3		第80条_ (付帯事業の実施) _3項	民間収益事業者の変更に当たっては振興会の事前の承諾が必要とのことですが、民間収益事業者の追加も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、民間収益事業者の追加・変更は、合理的な理由がない限り拒絶されないものと理解してよろしいでしょうか。現時点において、事前の承諾を拒絶する具体的場合があればご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、民間収益事業者の追加・変更の目的や理由、提案内容との整合性等を総合的に勘案し、個別具体の事案の内容を踏まえ、判断します。その場合、合理的な理由なく承諾を拒否することは想定されません。
169	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	32	3		第80条 (付帯事業の実施) 第4項	「事業者は、振興会の事前の承諾を得た場合を除き、民間収益事業者を変更してはならない。」とありますが、民間収益事業者がSPC等の法人を設立し、法人の出資構成が変わることについては、本条文の適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のように民間収益事業者としてSPC等の別法人を設立する場合で、その法人の出資構成に変更が生じる場合も振興会の事前承諾を得てください。ただし、当該法人の企業形態にもよりますが、当該法人を代表する出資企業（本事業の構成員又は協力企業）や主たる構成等に変更がない限り、合理的な理由なく承諾を拒否することは想定されません。
170	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	32	13		第81条_ (付帯事業等に係る近隣説明) _2項	付帯事業及び民間収益施設の整備に関して、現時点における近隣からの苦情等があればその具体的内容をご教示下さい。	現時点で把握しているものはありません。
171	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	32	24		第83条 (付帯事業の収支管理及び事業報告等) 第2項	「事業者は、自ら又は民間収益事業者をして、入札説明書及び事業計画書に従い、振興会に対し、付帯事業に係る事業報告及び事業計画書の提出を行わなければならない。」とありますが、頻度及び内容をお教えください。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (6)をご確認ください。
172	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	1		第85条_ (法令等の変更等及び不可抗力) _1項、2項	法令等の変更等又は不可抗力により、事業者が付帯事業を継続しがたい状況になった場合、定期借地権設定契約に基づき支払う貸付料の金額に関する協議は実施していただけると理解してもよろしいでしょうか。	付帯事業は事業者が民間収益事業者をしてその費用と責任において実施するものであり、本事業契約に基づき法令等の変更等又は不可抗力に関する協議を行うことは予定していません。
173	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33			第86条	付帯事業の終了は、第93条等に定める違約金の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の終了の事由が第89条の解除事由に該当する場合は違約金の対象になり得ます。
176	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	22	-	第5章_第87条_2項、3項及び6項_施設整備費の支払	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
177	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	29		第87条第4項	「振興会は、事業者が国立劇場及び施設整備事業に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合は、施設整備費の減額及び違約金の請求を行う」旨の記載がございますが、事業者の帰責事由によらず成果物の完成が困難となった場合には、違約金の請求はご容赦いただけますでしょうか。	第36条第1項に基づき本契約の一部の履行が不能と判断され、履行義務が免じられた場合については違約金請求を行うことはありません。
178	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	29		第87条_ (施設整備費の支払) _4項	「事業者が国立劇場及び施設整備業務に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合」、施設整備費の減額だけでなく違約金請求を行うことができることとありますが、違約金に関する具体的記述が見受けられません。第93条2項2号における債務履行不能になった場合の違約金条文が適用されるという理解が正しいでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1.(1)をご確認ください。
179	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	33		第87条第5項	「振興会は、事業者が国立劇場及び施設整備事業に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合において、減額等とは別に、振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求できる」旨の記載がございますが、当該の損害賠償請求は、事業契約書(案)第87条第4項における違約金の請求と同時にされるものではないと考えてよろしいでしょうか。	振興会の損害額が確定した時点で請求します。
180	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	33		第87条_ (施設整備費の支払) _5項	減額等とは別に、業務不履行に伴い振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求することができることとありますが、「減額等」の中には「違約金の請求」は含まれない理解で宜しいでしょうか。	「減額等」には減額のほか違約金の請求、維持管理・運営費及びその他の費用の不払を含みます。
181	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	34	1		第87条第6項	施設整備費の繰上げ返済に伴い、事業者が金融機関から調達した借入を期限前返済される可能性がございます。その際に金融機関から請求されるブレイクファンディングコストは増加費用の中に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
182	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	34	12	-	第5章_第88条_3項及び4項_施設整備費の支払	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
183	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	24		第88条_ (維持管理・運営費及びその他の費用の支払) _5項	「事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合」、維持管理・運営費又はその他の費用の減額だけでなく違約金請求を行うことができることとありますが、違約金に関する具体的記述が見受けられません。どの様なお考えでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1.(2)をご確認ください。
184	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	33	26		第88条_ (維持管理・運営費及びその他の費用の支払) _6項	減額等とは別に、業務不履行に伴い振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求することができることとありますが、「減額等」の中には「違約金の請求」は含まれない理解で宜しいでしょうか。	「減額等」には減額のほか違約金の請求、維持管理・運営費及びその他の費用の不払を含みます。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
185	3_（資料-1）事業契約書（案）	34	30		第89条	「振興会の解除権」の解除事由が発生した場合、まずは解除権を行使するのではなく事業継続を図るため、事業者は振興会様と協議する機会を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	解除事由が発生する過程で改善に向けた協議を行うことはありますが、解除事由の重大性・緊急性等の状況に応じて、個別具体の事象を踏まえて、判断します。ただし、事業者との協議をもって振興会の解除権が制約されるものではありません。
186	3_（資料-1）事業契約書（案）	34	31	-	第5章_第89条_振興会の解除権	本件解除事由について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	付帯事業も本事業の一部であり、第89条第1項又は第2項の各号の規定に該当する場合は、本契約の全部又は一部の解除事由となり得ますが、契約解除の範囲については、解除事由に係る個別具体の事象を踏まえて、判断します。
187	3_（資料-1）事業契約書（案）	34	31		第89条1項 振興会の解除権	付帯事業に関しては、民間事業者の独立採算にて実施される事業であり、安定した公共サービスの提供の観点からも、付帯事業の実施状況が事業契約の全部解除要因を構成することは無い（付帯事業に起因した契約解除時には定期借地権設定契約のみが解除される）ものとの理解にてよろしいでしょうか。	No. 186の回答をご参照ください。
193	3_（資料-1）事業契約書（案）	37	33		第89条_（振興会の解除権）_3項	契約解除に代わる措置として、第89条第3項第一号乃至第二号が定められていますが、同条第2項第七号にある選定事業者が構成事業者に当たらない場合も適用されるのでしょうか。振興会の承諾を得て選定企業を変更することに代えることが認められるのでしょうか。	第89条第3項は本事業の継続性を担保するため、事業者であるSPCを存続したまま株主を交代させる又は次期事業者に契約上の地位を承継させる措置を規定したもので、同条第2項第七号をはじめ特定の事由に適用するものではありません。
194	3_（資料-1）事業契約書（案）	38	18	-	第5章_第90条_振興会の任意による解除権	本件解除事由について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	本条は振興会の任意による解除を定めたものであるため、特定の事由に縛られるものではありません。
195	3_（資料-1）事業契約書（案）	38	36, 37		第91条_（事業者の解除権）_2項_3号、4号	「本契約の履行が不能となったとき」は、本契約の全部又は一部と理解してもよろしいでしょうか。	本契約の「一部」も含まれますが、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはその限りではありません。
196	3_（資料-1）事業契約書（案）	39	3		第92条	法令等の変更等又は不可抗力に関する解除事由が発生した場合、まずは事業継続を図るため、事業者は振興会様と協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、第92条第1項に記載のとおり協議を経て決定します。ただし、事業者との協議をもって振興会の解除権が制約されるものではありません。
197	3_（資料-1）事業契約書（案）	39	27	-	第7章_第2節_第93条_1項_3号_事業者の帰責事由による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
198	3_（資料-1）事業契約書（案）	39	27		第93条第1項第3号	出来形部分には、建設工事費のみならず、設計費、開業に伴う諸費用、運営費、融資手数料、建中金利、土壌汚染対策費、電波障害調査・対策費用等、出来形を構築するために必要となる合理的な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 197の回答をご参照ください。
199	3_（資料-1）事業契約書（案）	39	27		別紙8_2	事業者帰責の契約解除時の再計算の利息の算定に係る割賦利率については利ざやを含めたいと考えておりますが可能でしょうか。	原文のとおりとします。
200	3_（資料-1）事業契約書（案）	39	29		第93条第1項第3号	「再計算の利息」の対象となる元本、計算期間、利率について、ご教示頂けますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書（案）」別紙8をご参照ください。
201	3_（資料-1）事業契約書（案）	43	19		第93条第1項第3号	「再計算の利息」の対象となる元本、計算期間、利率について、ご教示頂けますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書（案）」別紙8をご参照ください。
202	3_（資料-1）事業契約書（案）	46	10		第103条第3項	本契約が終了した場合の「原状回復」に関する記載がございますが、これは本施設を解体し、更地として復旧させる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	3_（資料-1）事業契約書（案）	40	4		第93条1項5号	本条項では、「振興会は事業者に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、振興会が事業者と協議のうえ、定める。」と規定しています。当該条項での合理的な金融費用とは、事業契約解除及び支払スケジュールの変更に伴うブレイクファンディングコストや遅延損害金、振興会による施設整備費の支払までの既存借入の返済原資として新たに金融機関から借り入れる場合の支払金利が含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
205	3_（資料-1）事業契約書（案）	40	5		第93条第1項第5号	「合理的な金融費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、ブレイクファンディングコストも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 204の回答をご参照ください。
207	3_（資料-1）事業契約書（案）	40	12	-	第7章_第2節_第93条_1項_6号_事業者の帰責事由による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識で間違いはないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買い取る振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場で必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ得ますが、同条第1項第3号の出来形部分と重複する費用については認められません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
208	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条、第94条、第95条	第93条第1項第6号につきまして、振興会もしくは振興会の指定する第三者が民間収益施設の出来形部分の買取を希望しない場合どのようなのでしょうか。また、第94条第2項第5号、第95条第2項第6号にも同様の記載がございますが、それぞれについても買取を希望しない場合どうなるのかご教示ください。	民間収益施設は国立劇場と一体の複合施設を構成するものであり、振興会の指定する第三者（事業を承継する次期事業者）が買取することを原則とし、状況に応じて振興会が買取の可能性も想定しています。併せて、No. 213、No. 227及びNo. 236の回答をご参照ください。
209	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条、第94条、第95条	「当該検査に合格した部分に相応する代金」の具体的な算出方法をご教示ください。	事業計画書（建設工事費内訳書等）や設計図書等の成果物に基づき算出します。併せて、No. 207の回答をご参照ください。
210	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条、第94条、第95条	買取にかかる支払方法等の「等」には具体的に何が含まれるのかご教示ください。	買取金額・支払期日・支払手段等を想定していますが、詳細は事業者と協議により、振興会が決定します。
211	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条第1項第6号	社会的には環境に配慮したSDGs等が推進される中、経済的価値のあるものを無駄にせず再利用する観点から、民間収益施設の出来形部分を振興会様または振興会様が指定する第三者が買取ることについて、まずは振興会様においてご検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の事業継続及び運用可能性を考慮した規定であり、原文のとおりとします。
212	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_1項_6号	劇場と民間収益施設の合築建物の民間収益施設側の出来形確認方法に規定や基準があれば御教示下さい。	No. 207及びNo. 209の回答をご参照ください。
213	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	12		第93条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_1項_6号	本契約が国立劇場の引渡し前に解除された場合であっても、民間収益施設部分について、引き続き民間収益事業者が附帯事業を実施すること（振興会と協議でき、完成後には定期借地権設定契約を締結すること）を認めていただけないでしょうか。	本契約の解除事由に付帯事業及び民間収益事業者等が関係しない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。
214	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	13		第93条第1項第6号	出来形部分には、建設工事費のみならず、設計費、開業に伴う諸費用、運営費、融資手数料、建中金利等、出来形を構築するために必要となる合理的な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 207及びNo. 209の回答をご参照ください。
215	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	19		第93条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_2項	本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額が違約金としてありますが、事業者の負担増（金融機関が求める違約金相当額の積立て、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等）による全体事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
216	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	23		第93条（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_2項	「事業者の債務について履行不能となった場合」とは、債務の全部と理解してよろしいでしょうか。	債務の一部も含まれます。
217	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40	25		2節_第93条_3	独占禁止法に起因した違約金負担を事業者（SPC）に求める場合、事業者による資金調達の支障となることが懸念されるため、事業契約上は通常の違約金負担に留めるべきであると考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
223	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	40			第93条_六_2_二	二における債務不履行とは、付帯事業及び飲食店の採算が合わないことが合理的に想定される場合に、契約を解除する場合は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
225	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	41	18	-	第7章_第2節_第94条_2項_2号_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
226	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	41	35	-	第7章_第2節_第94条_2項_5号_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買取振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場で必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ、また同条第2項第二号の出来形部分と重複する費用については認められません。
227	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	41	36		第94条（振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力）_2項_5号	振興会の任意又は帰責事由による解除の場合で、事業用地を他の目的で利用するような場合ではない限り、民間収益事業者が附帯事業のみを実施することを希望する場合には、附帯事業を継続する（民間収益施設を完成させた後、定期借地権設定契約を締結し、附帯事業を継続する）ことを認めていただけないでしょうか。	ご質問のように本事業用地において複合施設を建設する計画自体に変更がない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
228	3_（資料-1）事業契約書（案）	41			第94条_2_五	「振興会は、振興会又は振興会の指定する第三者をして、民間収益施設の出来形部分の成果を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する代金にて買い取らせることができる」とありますが、買い取らない可能性もあるということでしょうか。貴会帰責であるにもかかわらず買い取らない事態が想定されるというのは非常に不合理であると考えられます。	No.208の回答をご参照ください。仮に本条に基づく解除により民間収益施設を買い取らない場合、本条第3項に基づき、振興会は事業者が生じた損害を負担します。
229	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	6	-	第7章_第2節_第94条_3項_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会に合理的な増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
230	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	6		第94条3項 振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴振興会にご負担をいただく、事業者の合理的な増加費用及び損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
231	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	6		第94条第3項	振興会様による本契約違反、法令等の変更等又は不可抗力により本契約が解除された場合、「本契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用及び損害（事業者又は民間収益事業者における逸失利益を含まない。）を負担する」旨の記載がございますが、当該場合における損害の範囲に関して、相当因果関係の範囲内と認められるものについては、振興会様の負担を認めていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	6		第94条（振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力）_3項	振興会様の任意解除等の場合にご負担される増加費用及び損害は、付帯事業部分すなわち民間収益事業者の被った増加費用及び損害（但し、逸失利益を含まない）も含むという理解でよろしいでしょうか。	本項に基づく損害賠償請求の範囲は事業者に発生する増加費用等であり、民間収益事業者が生じた損害について規定するものではありません。
233	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	17	-	第7章_第2節_第95条_3項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
234	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	34	-	第7章_第2節_第95条_3項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買い取る振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場に必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ、また同条第1項第三号の出来形部分と重複する費用については認められません。
235	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	34		第95条_（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）_1項_6号	民間収益施設の所有権は事業者又は民間収益施設事業者にあると想定されますが、民間収益施設の出来形部分の査定を振興会が行い、振興会又は指定する第三者に買い取らせることができるとする法的根拠をご教示頂けますでしょうか。	本契約が解除された時点で第42条第1項に基づき、事業者が事業用地を使用できる権原を失うことになるためです。また、事業者又は民間収益事業者の投資回収機会を確保するため、振興会又は第三者への売却機会を提供するものです。
236	3_（資料-1）事業契約書（案）	42	35		第95条_（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）_1項_6号	法令等の変更等又は不可抗力により解除された場合であっても、民間収益施設の建設が継続できる場合であって、かつ、民間収益事業者が附帯事業のみを実施することを希望する場合には、附帯事業を継続する（民間収益施設を完成させた後、定期借地権設定契約を締結し、附帯事業を継続する）ことを認めていただけないでしょうか。	ご質問のように本事業用地において複合施設を建設する計画自体に変更がない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。
252	3_（資料-1）事業契約書（案）	43	33		第96条_（事業者の帰責事由による契約解除の効力）_1項_5号、第97条_（振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力）_2項_4号、第98条_（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）_1項_5	本号の意味をご教示下さい。国立劇場の引渡し以降に本契約が解除されたとしても、定期借地権設定契約の解除事由がなければ定期借地権設定契約は継続されるということではよろしいでしょうか。	【資料-1-4】「定期借地権設定契約書（案）」第4条のとおり、国立劇場の引渡しと定期借地権の設定始期を合わせていますので、国立劇場の引渡し後における民間収益施設の取扱いは定期借地権設定契約の規定に従うという趣旨です。そのうえで、ご質問の内容についてはご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
253	3_（資料-1）事業契約書（案）	43			第96条	「89条第一項若しくは第2項における契約解除」とは、付帯事業及び飲食店の採算が合わない場合に、契約を解除する場合は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
260	3_（資料-1）事業契約書（案）	44	22		第97条2項 振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴振興会にご負担をいただき、事業者の合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
261	3_（資料-1）事業契約書（案）	44	22	—	第7章_97条_2項_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
262	3_（資料-1）事業契約書（案）	45	2		第97条_（振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力）_3項	振興会の任意による又は振興会の帰責事由による解除の場合については、事業者の合理的な費用のみならず損害についてもご負担いただけませんか。	原文のとおりとします。
263	3_（資料-1）事業契約書（案）	45	16	—	第7章_第3節_第98条_1項_4号_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	貴会に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
264	3_（資料-1）事業契約書（案）	45	17		第98条第1項第4号	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、ブレイクファンディングコストも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
265	3_（資料-1）事業契約書（案）	45	25		第98条_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力_第2項	「前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用（付帯事業に関連するものを除く。）の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用されるものとし、」とありますが、本項に関連して不可抗力等による増加費用が生じた場合は、国立劇場引渡し後であるため、別紙6不可抗力による費用負担3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担（2）維持管理・運営業務の損害分担が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	3_（資料-1）事業契約書（案）	45	25		第98条_（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）_2項	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の場合において、事業者が発生する合理的な増加費用のみならず損害についても協議の対象としていただけませんか。	原文のとおりとします。
267	3_（資料-1）事業契約書（案）	46	10		第100条（契約終了時の事務）_3項	事業者が撤去義務を負う「物件等」は、民間収益施設を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	3_（資料-1）事業契約書（案）	46	12		第100条_3項_原状回復	機器を壁面や天井等に設置している場合、原状回復工事はクロスの張替え等大規模な補修ではなく、パテ埋め・化粧板による補修もお認めいただけますでしょうか。	原状回復を原則としますが、個別具体的内容は実際の原状回復工事の際に振興会と協議のうえ、その指示に従ってください。
269	3_（資料-1）事業契約書（案）	46	22		第100条（契約終了時の事務）_6項	第90条又は第91条によらず期間満了により終了する場合であっても、振興会の責めに帰すべき事由により本契約終了時の手続に関する費用や清算に必要な費用が増加した場合、当該増加費用については振興会の負担であると理解してもよろしいでしょうか。	ご質問で想定する具体的事象が不明ですが、第31条に基づく要求水準の変更のほか、本契約の規定に従います。
270	3_（資料-1）事業契約書（案）	47	5		第103条	「事業者は、理由のいかんを問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類等のうち、振興会が合理的に要求するものを、振興会に対して引き渡す」及び「振興会は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類等について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の設計成果物（未完成のものを含む）の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①成果物の使用にあたっては事業者の氏名を表示しないこと。 ②未完成の成果物については、契約不適合がある場合といえども履行の追完及び損害賠償請求はできないこと。	No. 52の回答をご参照ください。
271	3_（資料-1）事業契約書（案）	47	28		第104条第2項_事業者による事実の表明保証及び誓約	取締役その他の役員又は商号に変更があった場合、直ちに通知することとなっておりますが、変更を証明する証書（例：登記簿謄本）の準備に時間を要するため、証明する証書が必要な場合には、通知に関して一定の猶予を頂戴したく存じます。	必要な準備を行い遅滞なく提出してください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
272	3_（資料-1）事業契約書（案）	49	13		附則_第2条	融資団に対し、事業期間を通じた財務状況モニタリングの協力要請をすることを想定されているかご教示ください。	想定はありません。
274	3_（資料-1）事業契約書（案）	63	23		別紙6_2_②	振興会帰責による設計変更の場合、合理的な範囲で費用負担は振興会と理解してよいでしょうか。	本別紙は不可抗力に関する費用負担を定めたものであり、ご質問の内容が要求水準の変更に該当する場合は本契約の第31条及び第32条の規定に従います。
275	3_（資料-1）事業契約書（案）	64	7		別紙6_3_(1)_③	事業者の不可抗力リスクの上限負担額は、何度不可抗力リスクが発生しても、本件工事費等の1%相当額迄、と理解して宜しいでしょうか。	原文のとおり、本件工事費等に追加費用及び損害額の累計額を加算したうえで算定します。
276	3_（資料-1）事業契約書（案）	64	18		別紙6_3_(2)_①	不可抗力の事由の発生した年度における維持管理・運営費の1%相当額は、消費税抜か消費税込なのかご教示ください。	消費税及び地方消費税を含みます。
277	3_（資料-1）事業契約書（案）	66	7		別紙8_2_(1)	本契約89条による解除の場合、上乗せする利ざやは認めないとのことですが、利ざやには金融機関に対する金利が含まれています。本条項があるとプロジェクトファイナンスによる資金調達に困難となります。事業計画書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとするか、契約の解除に関して融資者に発生する合理的な増加費用を負担することをご検討いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
278	3_（資料-1）事業契約書（案）	66	7		別紙8_2_利ざや(1)	事業者帰責による事業契約解除時に、振興会から払われる再計算の利息に利ざやが含まれない場合、当該利ざや分に対する手当てのために、事業者の負担が過大となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、事業者帰責の事業契約解除時も基準金利に加えて、利ざや部分も支払うようご検討願います。	原文のとおりとします。
279	3_（資料-1）事業契約書（案）	66	8		別紙8	「本契約第89条による解除の場合 上乗せする利ざやは認めない」とありますが、認められない利ざやとは、解除時点において未払いの割賦手数料の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	認められない利ざやは、契約解除通知日における施設費の残額を分割で支払う場合の割賦手数料相当に適用する利ざやのことで、解除時点における未払いの割賦手数料は、直前の支払日から契約解除通知日までを日割りのうえに支払います。
280	3_（資料-1）事業契約書（案）	66	13		別紙8	「本契約第92条による解除の場合 事業計画書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする」とありますが、融資者から提示のあった利ざやとなるのは、解除時点において未払いの割賦手数料の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	融資者から提示のあった利ざやは、契約解除通知日における施設費の残額を分割で支払う場合の割賦手数料相当に適用する利ざやのことで、解除時点における未払いの割賦手数料は、直前の支払日から契約解除通知日までを日割りのうえに支払います。
282	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	1	20		第1_3_(2)	設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も設計企業及び建設企業並びに工事監理企業でよいかがご教示ください。	設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合において保険料を設計企業及び建設企業並びに工事監理企業が負担することは可能です。
283	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	2	10		第2_1_(3)_③	建設企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も建設企業でよいかがご教示ください。	No. 282の回答をご参照ください。
285	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	2	27		第2_2_(3)_③	建設企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も建設企業でよいかがご教示ください。	No. 282の回答をご参照ください。
286	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	6		第3_2	第3_1_2保険内容にて、「本施設の維持管理・運営業務の管理の欠陥や業務の不備等に起因して派生した第三者（職員、来場者、見学者、通行者、近隣居住者を含む。）に対する対人及び対物賠償損害」とありますが、演者も第三者と理解しており、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	9		第1_施設整備業務の履行に係る保険	維持管理運営業務の履行に係る保険として、維持管理運営業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結を条件とされることをご検討頂けないでしょうか。96条2項における違約金条項がある限り、事業者の資金調達コストが増加（金融機関が求める違約金相当額の積立て等）し、全体事業費が増大することを懸念しております。なお、発注者より維持管理運営業務に係る履行保証保険加入を条件にされ無い限りは任意で保険加入することは困難です（保険会社に引き受けられません）。	原文のとおりとします。
288	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	11		第3_3_①	維持管理・運営業務に係る保険のうち第三者賠償責任保険について、第3_3_①付保条件では「担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象とする。」とありますが、本施設以外に既に設置されている看板は振興会にて保守等を行い、看板に係る第三者賠償リスクは、振興会にあると理解してよろしいでしょうか。	担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象としますので、事業用地外の看板についてはご理解のとおりです。
289	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	15		第3_3_③	維持管理企業又は運営企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も維持管理企業又は運営企業でよいかがご教示ください。	維持管理企業又は運営企業を契約者とする場合において保険料を維持管理企業又は運営企業が負担することは可能です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
290	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	15		第3_3_③	維持管理企業又は運営企業が企業グループ包括保険に加入している場合、その他の付保条件を満たす限りにおいて保険契約者を維持管理企業又は運営企業のグループ企業（親会社等）とする場合をお認め頂けないでしょうか。	付保条件を満足する範囲において、事業者の提案によります。また、No. 282の回答をご参照ください。
291	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	18		第3_3_⑤	交差責任担保は「ONE-WAY」「BOTH-WAY」「FULL-WAY」いずれの種別で付保すればよろしいでしょうか。	下請負者間を含む被保険者相互間の交差責任担保としてください。
292	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等					事業者が付保する保険の保険名称は、本書と異なっても付保条件が守られていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	1	26		2_①_その他（複数部分）	本書面における「契約書」とは、事業契約書（本契約）を意味していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	2	17		第1章3.（1）②	「業務不履行等の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行う」旨の記載がございますが、当該の事象の発生について、事業者に帰責性がないと認められる場合は、是正のための応急処置等に要する費用は振興会様にご負担いただけますでしょうか。	改善勧告は事業者の責めに帰す事由により、業務不履行等に当たると判断した場合に事業者に対して行うものであり、当該改善勧告に基づき事業者が行う業務不履行等の改善のために要する費用について振興会は費用を負担しません。
295	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	2	28		第1_3_（2）支払減額措置	改善勧告を行った場合は、振興会は、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずるとありますが、再改善勧告ではなく最初の改善勧告でも事業費減額の可能性があるのでしょうか。	重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合は、最初の改善勧告で事業費減額となります。
296	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	5	19		第3_1_提案等の未達成による減額等	要求水準書の記載事項及び事業提案書に記載した事項が達成できず、契約書に定めた契約不適合における修補も困難であることが明らかになった場合、最新の事業費内訳表に基づき、当該部分に係る事業費の減額及び違約金の請求を行うとありますが、事業費の減額及び違約金の請求前に改善勧告⇒改善・復旧計画書の作成及び確認⇒改善・復旧の措置及び確認⇒再改善勧告のプロセスを経る理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり改善・復旧の措置及び確認の後に再改善勧告を行う想定ですが、改善・復旧の見込次第では、再改善勧告前に事業費の減額及び違約金の請求を行うことがあります。
297	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	5	25	-	第3章_1_(1)_施設整備に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	かかる減額及び違約金は、実施可能な事項を提案いただき、提案どおりに実施することを期待するものであることから、原文のとおりとします。
298	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	5	30		第3章_1_（1）	「施設整備費の減額を行い、さらに当該部分に係る施設整備費の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」とありますが、結局、提案の未達成の場合は、その部分の2倍の金額の支払が行われない（違約金に関しては相殺される）という理解でよろしいでしょうか。また、例えば翌年度において、その部分について要求水準を達成する履行を行った場合、減額及び違約金として振興会に支払った全額が乙に返還される（支払われる）という理解でよろしいでしょうか。	前段については、減額は、施設整備に係る提案等が未達成の場合に未達成である提案等の内容に相当する額を減額することを指します。また、違約金は、減額とは別に、提案等の未達成による業務不履行に対して課すものです。後段については、提案等が未達成になると判断された時点で振興会は減額及び違約金を請求しますので、ご指摘の事象が発生する事態は想定していません。
299	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	5	31	-	第3章_1_(2)_経営管理、維持管理・運営に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	経営管理、維持管理・運営についても施設整備と同様ですので、No. 297の回答をご参照ください。
300	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	5	34		第3章_1_（1）	「維持管理・運営費及びその他の費用も併せて減額等を行うことができる。」というのはなぜでしょうか。これが実施される場合の減額方法及び減額の金額の算定方法を具体的にご教示下さい。	施設整備に係る提案等の未達成の結果、維持管理・運営業務の一部が実施できなくなったり、実施範囲が縮小されるようなケースを想定していますが、現時点でどの程度維持管理・運営業務に影響があるか想定することは困難であることから、一律の減額方法及び金額の算定方法を示すことはできません。
303	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	6	17		第3章_2_（2）	減額及び罰則点付与の対象となる、業務不履行を確認した日の属する支払期は、年度ではなく、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）という理解でよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
304	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	6			第3章_2_（2）	飲食店・物販サービスは独算であることから、減額の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.（2）表1に規定するとおり、飲食・物販等サービス提供業務が業務不履行の場合は、『その他の費用』が減額及び罰則点付与の対象となります。
306	5_（資料-1-2）業績等の監視及び改善要求措置要領	8	23		第3_2_（2）減額算定並びに罰則点及び罰則留保点付与のための区分	表1.支払区分及び対象となる事象の脚注に「その他の費用の支払区分にも合わせて減額又は罰則点の付与を行う。」とありますが、イメージが掴めませんので、具体的な例示でご説明いただけますでしょうか。	例えば、来場者サービス支援業務において、重大な事象以外の業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、表2に示す2点の罰則点付与にあわせて、その他の費用の支払区分に該当する1点が付与されることとなります。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が求められるため、業務不履行が発生した場合には、当該業務不履行部分に加えてその他費用の減額又は罰則点の付与を行います。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
307	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	31		第3_2_ (3) 重大な事象に対する減額	明らかな不作為とはどのような事象でしょうか。	例えば、事故原因となる可能性のある状況を事業者が認知していながら、事業者が対処せずに、事故が発生することを指します。なお、重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
309	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	12	24		第4章3.	契約解除事由として「振興会が改善勧告をしたにもかかわらず、事業終了時まで改善が確認されない場合、振興会は事業者の債務不履行と判断して契約を解除する」旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により所定の期間内に業績等の改善ができない場合には、事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の帰責でない場合は、個別具体の事象を踏まえたくて、【資料-1】「事業契約書（案）」第90条から92条に従って振興会が判断します。
310	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	13	11		表6 重大な事象の具体例（空調設備・換気設備機能の停止）	重大な事象の具体例として「熱源の停止など」とありますが、事業者の迅速な復旧対応により公演等の劇場サービスに支障が及ばなかった場合は、重大な事象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
314	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	2	1		第1_1_ (1) ①_イ 施設費B	資料-2業務要求水準書4-35⑩情報表示設備b. マルチサイン（デジタルサイネージ等）について、設備設置は建物引き渡し時に設置され、投影コンテンツは開館直前まで調整が図られると考えられます。また、設備は場合によっては購入ではなくリースという考え方もあります。その場合、事業者ごとの考え方によって施設費A・Bまたは運営費にそれぞれ予算が振り分けられると考えますが、それらは各支払いタームを考慮し、事業者側で任意に設定するという認識でよいか。または施設整備に一元的に設備設置費およびコンテンツ制作費を参入するという認識でよいか。考えをお示しください。	後者のご理解のとおり、マルチサイン（デジタルサイネージ等）設備設置費及びコンテンツ制作費は施設費に含めてください。なお、レンタル又はリースによる設置はできません。
320	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7	2		第2_2	事業費は、原則として、毎回、振興会が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各半期末の翌月末までに支払うこととされており、事業契約第77条において、各事業年度における支払対象期間の維持管理・運営業務が完了したときは、振興会による検査を受けることとなっておりますが、当該検査は、各半期末の翌月末である4月末及び10月末の支払いに間に合うように実施されるという理解でよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
322	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7			第2_3_ (1) ①_ア	表2の支払額は出来高によらず支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No. 147の回答をご参照ください。
326	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	10	25		第2_3_ (2) 維持管理・運営費及びその他の費用	維持管理・運営費について、「定期点検等及び保守業務費」や「修繕業務費」など、「業務量に応じた支払」ではない支払についても、各年度均等にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか	振興会が事業者を支払う維持管理・運営に係る対価は、支払区分ごとに平準化して支払うこととし、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までとに区分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額としますが、事業者が請負企業に支払う業務費を毎年各回異なる金額とすることは妨げません。なお、業務量の実績に応じた対価を支払う業務については、表4. において指示する金額を入札価格に含めることとします。
337	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	31		第2_3_ (2) ①	ICカード作成業務費の対価を半期ごとに180,000円含むとございますが、何枚のカードを想定されていますでしょうか。	【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」を参考にしてください。なお、ICカード作成業務は、現時点では、事業期間中に5回程度の実施を想定しています。
338	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	12	11		3_ (2) ①_表4	託児室運営業務費について、①「業務開始前に合意した単価」とあるが単価の上限（予算）をご教示ください。	上限及び下限は定めていませんが、表4. に示す入札金額におさまるように単価を提案してください。
340	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	12	35		3_ (2) ①_表4	電話予約受付業務費について、⑤「業務開始前に合意した単価」とあるが単価の上限（予算）をご教示ください。	上限及び下限は定めていませんが、表4. に示す入札金額におさまるように単価を提案してください。
342	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	13	33		第2_3_ (2) ①_表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 普及発信施設の企画・制作業務費	要求水準に体験展示の全面改修を事業期間中に1度とありますが、その対価の支払い時期について記載がありません。全面改修の完了年度に対価が支払われるのか、あるいは割賦となるかなど、資金調達に影響するため支払い方法をお示しください。	支払については、全面改修の完了年を予定しています。当該費用については、振興会が別途負担しますので、入札金額には含めません。
344	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	18		(2)維持管理・運営費及びその他の費用	入札価格にご指定の金額を含めてご提出し、単価表、料金表の提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている単価等については、提出してください。業務量に応じた支払については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」に明示した金額をもとに作成した単価表を、事業契約後に確認しますのでご注意ください。
345	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	18		(2)維持管理・運営費及びその他の費用	対価の支払いプロセスにある「提案した対価」の「提案」のタイミングはいつと認識すれば宜しいでしょうか。	第二次審査資料の提出時とご認識ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
346	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	14	18		第2_3_（2）_①_表 4冊子作製支援業務費	単価表を提案時に提出させる意図と評価に関係があるのか教えていただけないでしょうか。	実施可能な単価を提案いただき、提案いただいた単価等をもとに料金表を作成する予定ですので、単価表も評価の対象としています。
349	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	17	1		第3 入札価格及び落札価格との関係	「入札価格は、～運営費～すべての見積もり合計とし、」とあります。また、添付資料5-3-8のP4で示されている普及発信施設の事業者の収入とするもの収益については、運営費等の合計から見込み収益を控除する必要はないという理解で良いでしょうか。	入札価格には、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.（4）における事業者の収入は含めないでください。
350	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5_2施設費の物価変動に基づく改定	施設費の物価変動に基づく改定に関して、全体スライドについても協議の対象として頂けないでしょうか。	事業契約書第30条第1項第一号、第二項に規定するものを除き、物価変動に基づく改定は対象に含まれません。
351	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	23	48		別紙1 費用負担の考え方 ※4	共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず、と記載されていますが、実施方針の質疑回答No.1023では、提案において参考資料として提示いただくことを予定している、との記載があります。共通使用部分に係る維持管理・運営の費用については提案において参考資料として提示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分に係る維持管理・運営の費用について、評価の対象とはなりません。振興会として概算費用を把握するため【様式C-4添付①】に別添する根拠資料にご記載ください。また、共通使用部分に係る維持管理・運営の内容及び費用については、管理規約の策定時に協議を踏まえて決定することを予定していますが、その業務水準や費用単価の上限について、国立劇場にかかる同様の業務の水準及び単価を想定していますので、ご留意ください。
352	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	1	13		別紙1 費用負担の考え方	「延床面積（不算入及びバリアフリーを除く面積）」とありますが（資料-2及び添付資料4-5には、例えば「客席ワゴン収納庫」などが不算入とある。）、民間集積施設には不算入が認められておらず、費用を面積比率で按分する場合、民間収益事業者が不利になると考えられるがいかがでしょうか。	民間収益施設において、特定行政庁との協議により延床面積への不算入が認められる民間収益施設の面積については不算入とすることを認めます。
353	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	1	24		別紙1 費用負担の考え方	外構（特に歩行者用通路等（アプローチ））が共通使用部分でなく、振興会の専用使用部分となっていることにより、民間収益施設の来館者の通行や移動が阻害される懸念があるが、共通使用部分に変更することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。本敷地の外構は振興会が管理するために初期費用及び管理費を振興会が負担することを前提とするものであり、民間収益事業者や民間収益施設の利用者の通行や移動を制限する趣旨はありません。
354	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	1	24		別紙1 費用負担の考え方	植栽が振興会の専用使用部分とされていますが、例えば、民間収益施設屋上の植栽や国立劇場屋上に植栽を設置する場合も考えられます。植栽の範囲により専用使用権は異なるものと考えますがいかがでしょうか。	当該箇所は地盤面の外構、植栽を想定した記載ですが、屋上緑化を提案する場合においては振興会又は民間収益事業者のいずれかの専用使用部分として設置することは可能です。
360	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	別紙	47		別紙1 費用負担の考え方	「※4 共通使用部分に共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず、～」とありますが、共通仕様部分にかかる費用は入札時には提示する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 351の回答をご参照ください。
361	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法				別紙1_費用負担の考え方_※3	共通使用部分の対象である諸室の維持管理費は入札価格に含めませんが、諸室内にある設備に係る維持管理費は、振興会の専有部分等に係る当該費用として入札価格に含めるのでしょうか。	共通使用部分における諸室内の設備は管理組合により維持管理を行いますので当該維持管理費は入札価格には含まれません。
365	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	1	2		柱書	事業者に収支に与える影響を極小化する観点から、定期借地権設定契約締結の相手方を「民間収益事業者」としていただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
366	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	1	14		第3条（利用用途）	「乙は、貸付財産を、本事業契約、入札説明書等及び事業計画書に記載又は添付した利用用途、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）に従った用途で利用し、甲の事前の承諾を得ずに変更してはならない。」とありますが、用途の変更を伴わない民間収益施設のテナント（ホテル運営者等）入替は、振興会による事前承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	事務所や飲食店舗等のテナントについてはご理解のとおりです。なお、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.2.(6)①のとおり、変更後のテナント情報は定期又は随時に振興会に報告する必要があります。ホテル運営者の変更については【資料-3】「付帯事業の実施条件」で示すホテルの要件等や当初提案した民間収益施設の運営コンセプトとの整合にも影響することから、振興会の事前承諾は必要です。
367	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	2	19		第6条	定期転借地権設定にかかる契約書案を早期に開示いただきたく、よろしくお願いたします。	ご要望を踏まえ、定期借地権設定契約と同時に締結できるよう、しかるべき時期までに振興会から定期転借地権設定契約案を提示します。なお、契約案は基本的に定期借地権設定契約を準用した内容となる予定です。
368	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	2	21		第7条 貸付料	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、定期借地権設定契約が解除された場合にSPCが負担する可能性がある違約金相当額の預金リザーブを要望されます。違約金の元となる貸付料は3年毎に見直されますと、将来に負担すべき預金リザーブ金額が変動することとなり、事業の安定性に大きな影響が発生することから、PFI事業期間中においては、貸付料を一定としていただくようご修正をお願いできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
371	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	3	10		第11条_（契約保証金）_1項	契約保証金の納付方法は、現金納付のみでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	3			第11条第2項	貸付料の延滞が発生した場合、契約保証金を当該貸付料に充当されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	3	26		第12条	「軽微な変更」とは基準法上の「軽微な変更」と同義でしょうか。	基本的には建築基準法及び同法施行規則に定める「軽微な変更」と同義ですが、個別具体的内容によって振興会が判断する場合があります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
374	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	3	21		第13条	国立劇場にかかる区分所有権及び国立劇場の敷地利用権にかかる転借地権の準共有持ち分を振興会に移転させた（定期転借地権設定契約締結）後は、管理組合が管理区分に応じて財産保全義務を持つという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	4	1		第13条_（財産保全義務）_2項、3項	天災その他の事由又は甲の責めに帰すべき事由によって貸付物件が使用できない場合や第三者に損害を与えた場合において事業者が発生する損害については、土地の所有者兼転借地権の純共有者である甲の負担としていただけないでしょうか。変更していただけない場合、すべてが乙のリスクとされている理由をご教示下さい。	甲のみの責めに帰すべき事由によって貸付物件が使用できない場合や第三者に損害を与えた場合は甲がその賠償の責任を負います。また、天災その他の事由による損害について、定期借地権設定契約書上は一義的に借受人たる乙（事業者）としていますが、定期転借地権設定契約において、転借人たる振興会及び民間収益事業者がそのリスクを応分負担することを想定しています。
376	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	4	15		第14条_（禁止事項）_1項_（4）号	「その他本契約に定める義務等に違反する事項」に、本事業契約の違反が含まれますでしょうか。「本契約に定める義務等」の「等」は本契約以外のものに関し主に何を想定されていますでしょうか。本契約の解除（14条2項と17条1項）の事由の明確化、特に事業契約の解除事由が、即、借地契約の解除事由となるかを確認したく記載申し上げます。	前段については、含まれません。後段については、「等」は「本契約」ではなく、「本契約に定める義務」全体にかかっています。
377	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	4	19		第14条_（禁止事項）_3項、4項	定期借地権の設定ではなく、第4項により本件定期借地権の譲渡方式が認められる場合は、どのような場合でしょうか。提案書類に記載すれば認められるという理解でよろしいでしょうか。また、定期借地権を民間収益事業者に譲渡した場合、賃料は、民間収益事業者から振興会に支払うということでしょうか。	第14条4項は「事業契約の終了日以降」と規定しているとおり、本事業の事業契約終了した場合において、定期借地権を事業者から民間収益事業者に譲渡する可能性を認めるもので、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.2.(3)①に係る内容です。これは提案書に記載すれば自動的に認める内容ではなく、事業契約終了時点で、甲（振興会）と協議のうえ、承諾を得た場合に認めます。この場合、本契約上の地位も乙から民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、貸付料の支払は民間収益事業者となります。
378	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	4	27		第14条_（禁止事項）_4項	本件定期借地権が、事業者から振興会様と民間収益事業者に譲渡され、両者の準共有となった場合、①貸付料及び違約金については、持分割合ではなく、全額、民間収益事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。②貸付料が全額民間収益事業者の負担となる場合、第11条に従い事業者が納付した保証金に係る返還請求権は、「全額」につき、民間収益事業者に譲渡・移転するという理解でよろしいでしょうか。③この①と②を反映した本件定期借地権の変更契約が、振興会様と民間収益事業者が本件定期借地権の準共有者となるときに、別途締結されるという理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。②ご理解のとおりですが、事業者から民間収益事業者に対する借地権譲渡に係る譲渡契約において「全額」の返還請求権を民間収益事業者に譲渡・移転することを規定してください。③【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.2.(3)①のとおり、第14条第4項に基づき乙から民間収益事業者に定期借地権の準共有持分の譲渡に併せて、本契約上の地位も民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、このことにより、ご質問の契約関係を担保します。
379	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	5	19		第17条	事業者は定期借地権設定契約の義務を履行している限りにおいて、仮に事業契約が解除となった場合でも、振興会様は定期借地権設定契約の解除せず、事業者は民間収益事業の継続は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
380	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	5	19		第17条	定期借地権設定契約の違反が発生した場合、直ちに定期借地権設定契約を解除するのではなく、まずは付帯事業の継続を図るため、事業者が違反を是正するのに必要となる相当の期間及び事業者が振興会様と協議する機会を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	「できる」規定のとおり、違反の軽重や事業に及ぼす影響、是正可能性等を総合的に勘案し、振興会が個別具体の事象を踏まえ判断します。
381	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	5	20		第17条_（本契約の解除）_1項	「乙（事業者）が本契約に定める事項に違反した場合」、解除の前に、転借地人の民間収益事業者にも通知する等、民間収益事業者による違反の是正をする機会（権利）を契約書上明示して頂くことはできないでしょうか。	No.380の回答をご参照ください。
382	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	5	27		第17条第4項	社会的には環境に配慮したSDGs等が推進される中、経済的価値のあるものを無駄にせず再利用する観点から、民間収益施設を振興会様または振興会様または民間収益事業者が指定し振興会様が事前に承諾する第三者が取得することについて、まずは振興会様においてご検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者又は民間収益事業者に対して当該時点での民間収益施設の資産価値に応じた適切な売却機会を提供するものであり、事業者等が主体的に対応すべきものと思料します。
383	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	5	27		第17条_（本契約の解除）_4項	借地契約の中途終了時において、民間収益事業者が引き続き所有できるように、振興会様が合理的に満足する内容の借地権の準共有持分を民間収益事業者に付与する余地（特に、3文の「また」以降のように事業者に帰属性なく借地契約が中途終了する場合）を設けて頂くことはできますか。なお、次の18条3項(ii)の「前条第5項」は「前条第4項」の誤植という理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業者の本契約解除の帰属性が無い限り、民間収益事業者が民間収益施設の所有権及び転借地権の準共有持分を有し続けることが原則であり、基本的にはご質問の内容の理解のとおりです。ご指摘のとおり、第18条第3項の『前条第5項』は『前条4項』の誤りですので、訂正します。訂正表をご確認ください。【訂正済み】
384	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	6	3		第18条_（準抛法及び裁判管轄）_1項	第14条第4項で事業契約の終了日以降に定期借地権を譲渡した場合においても、乙は引き続き定期借地契約終了時まで貸付財産を更地にして甲に返還する義務を負うのでしょうか。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.2.(3)①のとおり、本条項に基づき、乙から民間収益事業者に定期借地権を譲渡する場合、本契約上の地位も乙から民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、第18条に基づく更地返還義務は新たな乙たる民間収益事業者を負うこととなります。
385	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	6	5		第18条_（更地による返還等）	「更地（乙が建築又は設置した建物及び工作物並びに地下構造物（ただし、国立劇場を除く。）のすべてを撤去し、整地した状態をいう。）とあり、「国立劇場を除く」と記載されていますが、これは複合施設全体を解体撤去するが、乙が積み立てておく解体撤去費用としては、民間収益施設部分の費用だけでよいという意味と理解すればよろしいでしょうか。	国立劇場を解体撤去する義務は一義的に振興会にあることから、乙が負う更地返還義務の対象から除いています。解体撤去費用の負担についてはご理解のとおりです。
386	7_（資料-1-4）定期借地権設定契約書(案)	6	11		第18条第2項	事業者による事業期間中の収入は限定的であるため、「貸付財産を更地として甲に返還するために必要となる費用」を民間収益事業者が積み立てることは可能でしょうか。	可能です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
387	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6			第18条_更地による返還等_3	(i) (ii) (iii) は甲の選択によるとありますが、優先順位はあるのでしょうか。(i) (ii) の順序を踏まずに (iii) を選択されるようなことはあるのでしょうか。	優先順位はありませんが、本契約が終了する事由や付帯事業の継続可能性等を踏まえ、甲が選択します。併せて、No. 389の回答をご参照ください。
389	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	15		第18条_更地による返還等_3	契約解除等の場合、振興会の選択により、(i) 更地返還、(iii) 建物無償譲渡及び更地返還費用相当額の支払の他に(ii) 第三者に取得（売却）させることもできるとあります。措置としては「振興会の選択」ではなく「振興会と事業者側との協議」に修正いただけないでしょうか。	「甲（振興会）の選択」にあたっては事業者との下協議が含まれる場合も想定されますが、最終的には甲が選択します。
392	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	22		第18条_(更地による返還等)_3項	乙が甲に支払う「貸付財産を更地とするために必要となる費用」は、乙の貸付期間に応じた原状回復費用分のみということでしょうか。また、甲の責めに帰すべき事由による定期借地権設定契約の終了の場合は、損害として全額甲に請求できると理解してもよろしいでしょうか。	前段については、貸付期間に応じた期間に関係なく、貸付財産を更地とするために必要となる合理的な費用相当額（本条第1項に規定のとおり）すべてとなります。後段については、契約解除の有無によらず、賃借人である乙が負うべき債務であり、『貸付財産を更地とするために必要となる費用』は損害とは認められないことから帰責事由にかかわらず、乙が負担することになります。
393	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	33		第20条_(違約金等)	その時点における貸付料の年額相当分が、違約金としてありますが、事業者の負担増（金融機関が求める違約金相当額の積立て、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等）による事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
394	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	34		第20条1項	事業契約書にて、事業者帰責の事業契約解除時には、施設引渡し前は本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額、施設引渡し後は契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額の違約金が発生すると規定されています。これらの違約金に加えて、定期借地権設定契約書でも違約金を規定した場合、合計の違約金が二重になり高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、定期借地権設定契約書上での違約金の削除をご検討願います。	事業契約書と本契約は異なるもので、また事業契約終了後も存続する契約でもあることから、原文のとおりとします。
396	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	7			第21条_損害賠償	損害賠償額について、上限額はあるのでしょうか。	ありません。
397	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	10	4		別紙2_1	定期借地権設定契約書の対象となる貸付財産は事業用地全体となるが、貸付料の対象となるのは民間収益施設の面積部分のみであり、国立劇場の面積部分に関する貸付料の収受は事業者と振興会との間で行わないという理解でよろしいでしょうか。	1棟の複合施設であり、貸付財産はご理解のとおり事業用地全体になります。また、貸付料の対象は本事業用地全体に定期借地権を設定し、その転借地権の準共有分をもって民間収益施設を所有・運営することができることに對する対価です。国立劇場（及びその転借地権の準共有持分）は振興会自らが所有するものであり、第14条第3項において付言したとおり、貸付料の収受は生じません。
398	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-1	24		第1章第5節 1.	本事業の適用基準につきまして「本体工事着手までの間に改定があった場合は、原則として改定されたものを適用する」旨の記載がございますが、当該基準の改定が行われた場合は、必要と認められる範囲において契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	基準の改定による増加費用の負担について協議に応じることは可能ですが、『原則として改定されたものを適用する』との規定に従うことが前提となります。
399	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-2	7		第6節_1.	「事業契約終了後も対象とする。」とありますが、条文のままですと、秘密保持等の義務が永遠に存続することになりますので、秘密保持等の定義と期限については、事業契約締結時に改めてご協議いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
400	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-2	23		第1章第6節 3.(5)	「振興会が貸与する図面等の情報については、業務又は工事履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は破棄する」旨の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、秘密情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	別途、法令等の遵守すべき規定の対象となる資料がある場合にはご理解のとおりです。
401	9_(資料-2) 業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	7		第1節_2_(5)	「皇居周辺の文化施設との連携」につきましては、現時点で近隣施設等と連絡をとり、具体案を提案していく必要がありますでしょうか。	現時点で具体的な協議を行っているものではなく、今後、詳細な連携については協議することとしていますので、事業者において判断してください。
402	9_(資料-2) 業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	7		第1節_2_(5) 皇居周辺の文化施設との連携	「皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携を深め、国会前庭に整備が予定されている新たな国立公文書館とともに皇居沿いの文化観光拠点としてその役割を果たす。」との記載がありますが、具体的な連携内容について、各施設で想定する内容や、他施設との間で議論されている連携の方向性などありますでしょうか。	No. 401の回答をご参照ください。
404	9_(資料-2) 業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-5	20		第2章第4節 3.	「参考資料で事業者が判断できない場合、必要に応じて自ら調査を行う」旨の記載がございますが、当該調査を見積提出前に行うことができないため、調査の結果、見積に反映することができなかった項目が明らかになった場合は、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	各資料は契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、事業契約において別途規定されている場合を除き、契約金額及び工期の変更には応じられません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
405	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	1	38		第1節_4 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフは異なる構成員または協力企業の社員であっても問題ないでしょうか。	当該事項に記載の事業の調整に係る水準を満たす限りにおいて可能です。
408	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-3	16		第2節_7_(2) 中間計算書類の提出	中間期の提出書類については「中間計算書類は(1) aに定める計算書類に準じるもの」とあり、(1) bの監査報告書の写しが提出対象外になっているところから、未監査の計算書類を提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	監査済みの中間計算書類等を提出してください。
409	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-3	16		第2節_7 計算書類等_(2)	中間計算書類は、(1) a. に定める計算書類に準じるとありますが、監査法人による監査は年度の計算書類に対して行われますので、中間計算書類については未監査のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 408の回答をご参照ください。
410	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-3	49			合計面積の99%以上102%以下とすれば、表4-1中の「50,500㎡」と「6,000㎡」の面積配分は事業者提案によるものとしてよいか。	ご理解のとおりですが、第4章第3節1. (4)に記載する内容にもご注意ください。
411	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	5		第3節_1_(3)	「延べ床面積の算定にあたり（中略）建築物のバリアフリー化に寄与する施設として容積率の許可の対象となる部分の床面積は含めないこととする」とは、緩和される部分の面積を除いた面積を「延床面積」として考えてよろしいでしょうか。	「延床面積」の定義は、【添付資料1-1】「用語の定義」及び【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」の下段『※5』の記載のとおりです。 また、「延床面積」の算定にあたっては、【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」を利用し、下段の『※』印の注記を参照し記載してください。 なお、【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」を訂正しますので、訂正版をご参照ください。【訂正済み】
412	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	5		表4-1	表4-1に記載されている部門には、「普及発信」の記載がありますが、グラウンドロビーやレストラン・カフェ、ショップの面積も含めた、振興会様の専有部分及び専用使用部分の合計、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	36		第3節_1_(4)	「室面積」の±5%低Dを目安に、との記載がありますが、レストラン・カフェは、観劇者の利便性向上のため、指定面積の600㎡以上の計画を検討しています。指定面積600㎡を大幅に上回る計画は認められるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、第4章第7節6. (2)④b. (b)をご参照ください。
414	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	37		1_(4)	各室の面積について室面積の±5%程度を目安に変更が出来るものの、表4-1に示す合計面積の99%～102%以下とするとありますが、室面積の考え方と同様に±5%程度を目安に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
415	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	40		第3節_1_(5)	振興会が必要とする具体的な駐車場台数があればご教示ください。（地上部・地下駐車場）	第4章第5節1. (10)をご参照ください。 また、現状については【添付資料2-4】「現状の来場者数及び来場車両台数」をご参照ください。
416	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	42		第3節_1_(6)	「正面側に設けたエントランスから見通しの良い位置に車両待機スペースを確保」とありますが、来場者の導線、エントランス前の景観、歩行者導線を考慮し、別の場所に設けることは可能でしょうか。既存の国立劇場と同様の形での配置が必要でしょうか。	『車両待機スペース』は公的式典等で正面からのアプローチが必要な場合の使用を想定していますが、景観、歩行者動線、利用者の利便性等を総合的に考慮して提案してください。
417	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	12		第3節_2_(12)	車両動線について『複合施設を中心に回遊性のある計画』とありますが、第5節1. (16) g. に記載のある『明確な歩車分離』を考慮し、車路の一部を地下に計画してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
418	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	12		第3節_2_(12)	回遊性のある車両動線とありますが、第5節1. (16) g. に記載のある『明確な歩車分離』を考慮し、車路の一部を維持管理用車両のみ通行できるものとし一般車両の通行は制限する計画としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。 なお、歩行者の動線の回遊性は確保してください。
419	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	27		2_(12)	東西の前面道路をつなぐ車両動線を設け、複合施設を中心に回遊性のある計画とするとありますが、地上部分ではなく、複合施設の地下を経由する車路を設け、回遊性を持たせることでもよろしいでしょうか。	No. 417の回答をご参照ください。
420	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	44		3_(3)	国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスに車寄せを設置するとありますが、主要なエントランスを1階に設置した場合、地下駐車場に車寄せを設けアクセスすることは認められますでしょうか。	関係者等が使用する主要なエントランスを1階に設け、地下駐車場に車寄せを設ける場合も、主要エントランスには簡単な乗降ができるスペースが必要です。
421	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	44		第3節_3_(3)	「メインエントランス及び国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスに車寄せを設置するほか、地下駐車場出入口にスムーズにアクセスできるように計画する」とありますが、関係者が使用するエントランスを地下に設け、地下駐車場に車寄せを設ける計画は可能でしょうか。	すべての来場する関係者等が、目的となる場所まで明快で円滑な動線を確保できることを前提といたうえで、事業者の提案によります。
422	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	46		第3節_3. 動線計画の条件	メインエントランス側車寄せには既存のプラットフォーム（換気塔前）ような工作物が必要でしょうか。	雨に濡れずに乗降できる構造とし、事業者の提案によります。
423	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	1		第3節_4	建築物高さについて、「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ、手摺、工作物の指定を受けない煙突などは除く」とありますが、設備機器（工作物で美観上目隠しされたもの）も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	1			不特定多数の者が使用しない設備機械室は、敷地内の建築物高さの制限を超えてもよろしいでしょうか。	『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。そのため、設備機械室は不可とします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
425	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	『不特定多数の者が使用しない塔屋』等は高さ制限の対象から『除く』とありますが、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」においては『目線の高さ』にのみ『（不特定多数の使用する室等）』と付記されており『建築物の高さ』には付記されておりません。【添付資料4-2】の表記によらず、『不特定多数の者が使用しない』室や建物の部分については敷地内の建築物高さ制限の対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	敷地内の建築物高さは、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとし、建築物の高さ制限の対象とならない部位は『不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等』です。なお、『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。
426	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	建築物の高さの最高限度とは、不特定多数の使用する部屋等の高さの最高限度を示すものであり、「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等は除く」との理解でよろしいでしょうか。	No. 423、No. 424及びNo. 425の回答をご参照ください。
427	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	サーバ室などの通信施設、倉庫等の特定少数の使用する室で、かつ、窓の無い室は、建築物の高さの最高限度を超えて建築することは可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 423、No. 424及びNo. 425の回答をご参照ください。
428	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	29		第4章第3節6.(10)	「国立劇場の施設整備から再開までを記録する番組等の制作」をはじめ、「既存施設内でイベント等の実施」、「振興会が必要とする現場見学会等」、「振興会から申し出のあった調査等」、「警察署等の訓練等」に事業者の協力を求める旨の記載がございますが、これは工程や施工計画等に影響を与えない範囲において協力するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者は振興会が協力を求める事項によって工程や施工計画に影響を及ぼすことが想定される場合は、その内容の詳細を振興会に説明したうえで、対応の方針、内容を協議するものをご理解ください。
429	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	41		4_3_7 解体撤去工事の条件_(3)	既存杭について、施設計画や外構計画等に障害とならないものは残置してもよろしいでしょうか。	既存杭を残置する場合は、要求水準書を満足する範囲において事業者の提案によりますが、総体として地盤の健全性・安全性を維持することに限ります。
430	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	41		4_3_7 解体撤去工事の条件_(3)	（既存杭を含む）地中埋設物を残置する場合、その図面を作成するにありますが、施設計画や外構計画、掘削しない部分にある地中埋設物については、追加の調査等は行わず、受領した資料をもって上記の図面にかえることとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務の実施により、現況と振興会から提示した資料との差異が明らか場合は、追加調査等を要しない範囲で把握可能な現況に即した図面等を作成してください。
431	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	25		第4節_2_(2) 周辺環境保全に関する性能	「国立劇場の機能上必要な面積等」の具体的な要件（警察官計車両の駐車台数、利用者避難スペースの面積、その他の国立劇場の機能上必要な用途と面積）の根拠となる資料はございますか。	ここでいう緑化面積は東京都との都市計画に係る協議を踏まえ、設定しているものです。 【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する緑化面積の算定にあたっては、【資料-2】「要求水準書」第4章. 第4節. 1. (2)①a. (C)において、警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとしています。 警察関係車両等の駐車スペースとは、大型バス12台の駐車スペースを想定しています。また、利用者避難スペース等とは、国立劇場の利用者が、地震等災害時に建物の安全が確認されるまで、屋外に一時的に避難するスペースとして車道や広場等が考えられますが、車道は含まず、広場等を対象として想定しています。その他、敷地利用計画により総合的に判断しますが、設計段階において東京都との協議が必要となります。
432	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	25		第5節_1_(16) 外構	消防活動空地は「国立劇場の機能上必要な面積等」として緑化面積算定に用いる敷地面積からは除かれますでしょうか。	消防活動空地は『国立劇場の機能上必要な面積等』の対象外です。
433	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	26		2_(2)_①_a_(c)	緑化率の計算にあたり警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとありますが、警察関係車両等の駐車スペースについて具体的に教えてください。例えば、車両待機スペース、大型バス駐車スペース、身体障害者用駐車場に係わる駐車スペースも含むと考えてよろしいでしょうか。また車路、消防活動スペースはどのような扱いになりますか。	No. 431及びNo. 432の回答をご参照ください。
434	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	26		2_(2)_①_a_(c)	緑化率の計算にあたり警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとありますが、災害時の外部への利用者避難スペース等の具体的な必要面積の算定方法についてご教えてください。	No. 431及びNo. 432の回答をご参照ください。
435	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	43		第4章第4節2.(2)②b.	建設業務の範囲として「電波伝搬障害対策」に関する記載がございますが、本事業の目的物に起因して対策が必要となった場合及び、近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、振興会様の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は協力するものとさせていただきますでしょうか。	【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表3に記載のとおり、電波障害調査・対策費用については事業者及び振興会が負担するものです。
436	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	空地率の計算にあたって、グランドロビー等の面積を加えることができるの記載がある。空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するものとなっているが、グランドロビー等の加算に当たっては、同運用基準P32以降に記載のいずれの型の有効係数を用いて考えるべきか。	ここでいう空地率は、東京都との都市計画に係る協議を踏まえ設定しているものです。【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する有効空地率の算定にあたっては「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて行うこととしています。同基準において、有効空地の対象として建築物の内部空間の場合では、日常一般に開放されている部分とされており、有効係数の一般例として、屋内広場型とコンコース型の例が示されています。これらを参考に、広場等との一体的なつながりを有する室内空間の状況について、総合的に判断しますが、いずれの考え方によるのか明確にしたうえで、設計段階において東京都との協議が必要となります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
437	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	グラウンドロビー等の面積を空地面積に加算するに当たって、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に定めのある「屋内広場型」の考え方を適用する場合、当該グラウンドロビー等については、「屋内広場型」に規定のある「概ね12m以上」の高さを有する部分のみが対象となるということか。	No.436の回答をご参照ください。
438	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するとあるが、有効空地面積の計算にあたっては、同運用基準P.28「評価容積率設定に係る有効空地面積」または同P.31「その他の有効空地面積」であるか、どちらの計算方法を使用するのか？（緑化係数を考慮する必要あるのか？）	「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」を準じて算定することとしていますが、容積率緩和を受ける計画ではないため、「その他の有効空地面積」として算定してください。併せて、No.436の回答をご参照ください。
439	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	44		3_(1)_③_a	備蓄倉庫に保管する物資は、事業期間中を含めて振興会が準備するという理解でよろしいでしょうか。	振興会が準備する分（観客及び職員分）については、ご理解のとおりです。
440	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-11	51		第4節_3_(1)_【技術的助言】_②_c.(a)(ウ)	構造計算について、60m以下の場合は大員認定は取得するが、時刻歴応答解析を行わなくてよろしいでしょうか。	建築物の高さに関わらず、時刻歴応答解析による構造計算によって安全性が確かめられたものとして大員認定を取得してください。
441	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-12	25		第4節_3_(1)_【技術的助言】_②_c.(a)表	架構から除く制振部材とは粘性系ダンパーのことと理解し、履歴系ダンパーは考慮した状態で設計クライテリア（レベル2地震動で層間変形角1/100以下、層の最大塑性率2.0以下、部材の最大塑性率4.0以下）を確認することとしてもよろしいでしょうか。	認められません。本業務要求水準書における制振部材は、制振部材の種別等を限定していません。
442	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-19	11		第4説_5_(1)_①_a	「100年間大規模な修繕を行わずに使用できる」とあるが、借地期間である70年でよいか。	原文のとおりとします。
443	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-19	11		第4節_5_(1)_【技術的助言】_①a.	構造体の計画共用期間は長期共用級に該当しますが、地上階のスラブコンクリートは該当しないと考えてよろしいでしょうか。	スラブコンクリートも構造体に含まれます。
444	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	19		第5節_1_(5)_③_k	絵画等の展示環境を整備するとあるが、絵画等の設置や展示替えは振興会の業務として本事業範囲外という認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	20		第5節_1_(5)_③_k	アクリルケースは什器・備品調達業務の費用にて調達するとの理解でよいでしょうか？	施設整備業務の費用で調達してください。
446	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	21		第5節_1_(5)_③_k	「展示に適切な環境を整備する」設置個所。空調（温度、湿度）、照明等の要求はどのように考えたらよいでしょうか。	設置箇所、数量、仕様については国立劇場に相応しい空間として事業者の提案によりますが、壁面埋込みの展示ケースにするなど、絵画等が傷まない温湿度及び照明環境となるよう提案してください。
447	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-24	27		第5節_1_(7)_③	「ポスター等掲示板」について、デジタルサイネージにて代替することは可能でしょうか？	事業者の提案によります。
448	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-24	34		第5節_1_(6)_⑦_b.	バイオメトリクス照合装置の指定はありますでしょうか。（指紋、顔等）	指定はありません。
449	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-25	20		第5節_1_(9)_②_d	「半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインについて、新たなデザインを提案する」とありますがデザイン提案を行い、既存サイン撤去・新規サイン設置の工事費用も見込むと考えるとよろしいでしょうか。	既存サイン撤去・新規サイン設置の工事は本事業外です。
450	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-26	19		1_(10)_①_d	国立劇場の専用の駐車場については自走式として機械式駐車場は不可とのことですが、一部を機械式駐車場にすることは認められないでしょうか。	自走式に限定した計画としてください。
451	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-27	9		第5節_1_(11)駐輪場	「来場者、職員などの駐輪スペース」には屋根が必要でしょうか。	事業者の提案によります。
452	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-27	27		第5節_1_(15)隼町換気所の修景工事の修景への対応	敷地内の整備内容の方針を定めるため、今後予定している隼町換気所の修景工事の時期は確認できますでしょうか。	今後の首都高速道路株式会社との協議によります。
453	11_(資料-2)業務要求水準書 第5章 施設整備	4-28	7		第5節_1_(16)外構	既存の消防活動空地の面積や配置がわかる資料を提出いただけますでしょうか。	現在、敷地内に消防活動空地を表示した区域は設けていません。
454	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-29	23		第5節_2_(1)_⑩共通事項	「なお、個別に設置できない大型機器については～振興会と協議の上決定する。」とありますが、入札時点においてはどのように検討すればよろしいでしょうか。入札金額に含めるかどうかも含めご教示ください。	前段については、特高受変電設備等の大型機器で国立劇場用と民間収益施設用とで個別に設置できないものを想定しており、個別で設置できない機器については、導入コストや利用効率、省エネルギー等を考慮したうえで、事業者の提案によります。後段については、前段の事業者提案内容及び【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法 別紙1 費用負担の考え方」に基づき事業費を算定し、入札金額に含めてください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
455	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	1		第5節_2_(2)_①_d	「複数の通信事業者の通信線」について、具体的に想定している事業者やサービスはありますか？	具体的に想定している通信事業者やサービスはありません。
456	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	33		第5_2_(2)_①_u 消耗品手配期間	『採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。』とありますが、『機器に関する消耗品及び交換部材』とは、プリンターや用紙など適時、補充・交換が必要な部材が対象であり、『原則として』とは、正当な理由があり事前協議により認められたものはこの限りではないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、『機器に関する消耗品及び交換部材』には、潤滑油・グリス・充填油等、ランプ類、ヒューズ類、パッキン・ガスケット・Oリング類、フィルター類、精製水なども含み、振興会が支給する材料についても対応が可能な機器としてください。
457	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-32	50		第5節_2_(2)_④_e	「重要設備」について、具体的に想定している設備はございますでしょうか？	関係法令等に定めのある機器類、電話交換装置、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器などです。
458	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	47		第5節_2_(2)_⑩_a	「全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する。」について、受信環境は各キャリアや機種に依存するため、事業者単体で実現するには障壁が高い要求事項に感じますが、現実的にどの程度の範囲で要求を満たすことを考えられておりますでしょうか？また、実現に向けての各キャリアとの交渉について、振興会側の協力を仰ぐことは可能でしょうか？	国立劇場内において、各キャリアの電波が受信可能な状況としてください。 地下階など電波が入りにくい箇所については、受信対策を行ってください。 また、各キャリアとの交渉については、協力することは可能です。
459	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	48		第5節_2_(2)_⑩_a	「通信抑制」について、一般の来場者の携帯電話端末が鳴らないことを目的とする理解で正しいでしょうか？	公演中に客席内において、通話通信機能を抑止することを目的としています。
460	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	1		第5節_2_(2)_⑩_d. d.(d)	マイクは劇場内のカメラのみでよろしいでしょうか。	国立劇場内の監視カメラにマイクを設置してください。
461	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	9		第5_2_(2)_⑩_d. (j) いたずら検知	いたずら検知機能とは、監視カメラ本体に対するいたずらを検知する機能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
462	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	15		第5_2_(2)_⑩_e 録画装置 (サーバー)	録画装置（サーバー）について要求水準(a)～(m)を満たす限り、レコーダー録画とすることも宜しいでしょうか。	要求水準を満たすのであれば、事業者の提案によります。
463	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	19		第5節_2_(2)_⑩_e. e.(e)	録画時間はマイクの音声も含めて30日以上という認識でしょうか。	監視カメラの映像と音声を24時間連続録画で、30日間以上記録するものです。
464	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	29		第5節_2_(2)_⑩_f. (a)	管理用端末は防災センター、警備室、守衛に設置とありますが守衛とは警備員の詰所のような認識でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」では、受付としています。
465	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	31		第5節_2_(2)_⑩_f. (c)	各部屋にて防犯カメラをズームしたり回転させたりするという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	48		第5_2_(2)_⑩_f. (c) 監視カメラの同時操作	異なる管理用端末から同時に同じカメラを動作できないような機能を付加する。とありますが、同タイミングでの複数操作があった際、後の操作が優先され、先に行った操作が遮断される『後優先』又は同タイミングでの複数操作があった際、先の操作が優先され、後に行う操作が遮断される『先優先』処理を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	50		第5_2_(2)_⑩_f. (d) 画面表示	一括画面表示（最大25画面以上）とありますが、1つのモニターに全ての監視カメラ映像を表示するのではなく、本施設内に設置された任意の監視カメラ映像を25分割以上で表示すると解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、防災センター、警備室のモニターについては、モニターを複数台設置するなどし、国立劇場内のすべての監視カメラ映像を表示できるようにしてください。
468	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	4		第5_2_(2)_⑩_f. (f) サムネイル一覧での検索	サムネイル検索以外にも事後検証時に対象事象の検索を容易とする高検索機能も一般的に普及していますので、検索機能について事業者提案としていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
469	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5_2_(2)_⑩_i LAN接続	必要に応じて振興会様が整備するLANに接続することが可能なシステムとありますが、どのようなケースを想定されておりますでしょうか。また、「必要に応じて」とは、振興会と事業者が協議の上で必要と判断した場合という理解で宜しいでしょうか。	前段については、特に想定しているケースはありません。 後段については、ご理解のとおりです。
470	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5節_2_(2)_⑩_i.	監視カメラ設備側のIPアドレス設定やネットワーク接続に必要な設定変更、及び配線を実施する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5節_2_(2)_⑩_i.	セキュリティが確保されていれば、カメラネットワークを外部へ接続する提案をしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
472	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	22		第5_2_(2)_⑰_駐車場管制設備	クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済ができる駐車場管制設備を提案した場合、キャッシュレス決済額に応じた手数料を売上金から相殺、もしくは別途振興会様へ請求する事は可能でしょうか。	一般的な料率の範囲内であれば可能です。
473	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	22		第5_2_(2)_⑰_駐車場管制設備	本事業はBT0方式ですが、資産管理上、駐車場管制設備の一部または全部を民間所有（レンタル）として設置運用することは可能でしょうか。	レンタル又はリースによる設置はできません。
474	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	23		第5節_2_(2)_⑰_a.	画像認識システムの活用によりカーゲートバーの省略提案は可能でしょうか。	事業者の提案によります。 なお、カーゲートバーを省略する場合は、未精算でのゲート通過防止対策も併せて提案してください。
475	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	24		第5節_2_(2)_⑰_a 駐車場管制設備	「～カーゲート等を設置する。」とありますが、車番認証システムを活用したゲートレス方式の駐車場管制設備は提案可能でしょうか。	No. 474の回答をご参照ください。
476	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	26		第5節_2_(2)_⑰_c 駐車場管制設備	駐車場の料金体系は事業者からの提案でしょうか。それとも振興会よりお示しいただけるのでしょうか。	①職員・関係者（有料）、②出演者・研修講師（無料）、③一般来場者（利用に応じて割引）、④その他、⑤民間施設利用者（提案）の5つを想定しています。
477	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	34		第5節_2_(2)_⑰_f 駐車場管制設備	「入場ゲートには駐車券発券機を設置し、～」とありますが、車番認証システムを活用したチケットレス方式の駐車場管制設備は提案可能でしょうか。	No. 474の回答をご参照ください。
478	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	45		第5_2_(2)_⑱_b 防犯用センサー設置	窓面等侵入可能な箇所に、防犯用センサーを設置する。とありますが、『窓面等進入可能な場所』という記載は捉え方によって様々な解釈になりますので、『人が通ることが可能な開口部』と読み替えて宜しいでしょうか。	窓面等、人の侵入することが可能となる開口部等を想定しています。
479	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	48		第5_2_(2)_⑱_c 不正侵入の状況	不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする。とありますが、資料<(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備_第4章_第5_2_(2)_⑱_1_(d)>では管理用端末は、防災センター、総務企画部総務課、総務企画部情報推進課に設置するとされています。不正侵入の状況を管理用端末装置で監視・記録する場合、上記3箇所に管理用端末を設置すれば、『不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする』という要求水準を充足すると理解して宜しいでしょうか。	施設管理用システムの管理用端末装置は、建物の入退室管理システムの管理用端末であり、不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるようにしてください。
480	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	1		第5節_2_(2)_⑱_e.	人数カウントシステムはゲート通過者をカウントすればよろしいでしょうか。	利用者動線を構成する主要なエントランスを通過する人数をカウントすることとしていますので、フラッパーゲート設置場所以外にも設置が必要です。
481	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	4-39	1		第5節_2_(2)_⑱_e.	集計された数が一括管理できれば、必ずしも入退室管理システムと一体のシステムではなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
482	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	22		第5節_2_(2)_⑱_j.(c)	一般的に電気錠は鍵で解錠は可能ですが、施錠はできないため、ICカードを使用した運用でもよろしいでしょうか。	通常はICカードを使用した運用となりますが、緊急時や電気設備の定期点検に伴う停電時等では鍵での解錠・施錠を行うため、原文のとおりとします。
483	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	29		第5節_2_(2)_⑱_k.(e)	どれくらいの期間保存すれば宜しいでしょうか。また期間経過後のデータ削除はどのようにすればよろしいでしょうか。	30日間以上とし、記録方式は上書き方式としてください。
484	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	42		第5_2_(2)_⑱_k_(h)_定期的なパスワード変更	『定期的なパスワード変更』とありますが、管理サーバーそのものではなく、防犯・入退室管理設備の管理画面（アプリケーション）へのログインのパスワードを対象とするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	51		第5節_2_(2)_⑱_e.	人数カウントシステムはカメラの画像解析による提案も可能でしょうか。	事業者の提案によります。
486	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	3		第5節_2_(2)_⑱_1.(f)	データの持ち出し制限のかけ方について、具体的にどのような方法と考えればよろしいでしょうか。	データのコピー制限等、外部流出対策とお考えください。
488	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	6		第5節_2_(2)_⑱_o.	施錠の設定変更とは具体的にどのような変更と考えればよろしいでしょうか。	一時解錠、常時解錠、繰り返し施錠などの施錠状態の設定を認証部（カードリーダー）で行えることとお考えください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
489	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	7		第5_2_(2)_⑱_o 認証部	『認証部（カードリーダー）での手元制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）』とありますが、施設の入退出管理については本来防災センターで一元管理されるべきもので、認証部での手元制御を可能とする運用は施設のセキュリティ性能を大きく低下させてしまう懸念があります。 安全な施設運営を実現するには管理PCのみで設定変更することが望ましく、施設管理用システムは管理用PCでの制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）と定めていただくことは可能でしょうか。	在室中は常時解錠、一時的に部屋を留守にするときは施錠といったような運用を行う部屋があるため、手元での制御が必要となります。
490	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	13		第5節_2_(2)_⑱_v.	入退室管理システム単体ではなく、発電機等による電源側設備の稼働を見込んだ時間の計算でよろしいでしょうか。	停電時に発電機より電源が供給される場合は事業者の提案によることとしますが、停電時に火災が発生した際、発電機の電源供給が防災負荷限定となり、入退室管理システムに電源供給されない場合には要求水準書の記載を満たす必要があります。
491	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	15		第5_2_(2)_⑱_r バックアップデータのリストア	『バックアップデータ』とは、システムの設定データやユーザーデータ等、システムが障害前と同様の動作をする為に必要なデータを指し、システムに蓄積された全入退室履歴データは含まれないという理解で宜しいでしょうか。	管理サーバーには各種ログのバックアップも含まれています。
492	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	23		第5_2_(2)_⑱_v 停電時の継続運用	『20分以上の停電時にも』とありますが、断続的な停電等によりバッテリー枯渇状態における20分以上の継続運用はできないため、バッテリー満充電状態を前提とした停電時の動作継続仕様という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
493	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	52		第5_2_(2)_⑳_a 鍵管理装置	文中に記載される『鍵管理装置』について要求水準がありませんが、鍵管理装置“等”と続くため、鍵管理装置の導入は必須というわけではなく事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-43	48		第5節_2_(3)_㉑_x	「温湿度」について、こちらは空調機器で設定している温湿度データが対象でしょうか？それとも実際の室内温湿度データが対象でしょうか？	実際の室内温湿度データを対象としてください。
495	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-46	47		第5節_2_(3)_㉑_a	「大便器は洋風便器とする」とありますが、和服でのご来場も想定されるかと存知ますが、すべてを洋風便器とすることが求められているという認識で構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
497	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-54	1		6_1_(1)_㉓_f	前虹梁と後虹梁の間に位置する一部のバトン及びブリッジは、大臣囲いを使用しない場合を考慮し、全横幅に対し上手・中央（大臣囲い内）・下手の3分割とする。という記述がありますが、【添付資料4-11-4】小劇場 舞台機構設備仕様表 No12ライトブリッジ1（ボーダライト1・エリアライト1）は、3分割されていません。No12ライトブリッジ1は全横幅に対し分割なしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
498	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-54	2		6_1_(1)_㉓_h	舞台上部のフライギャラリーから照明ブリッジへの乗り込みについての記述がありません。大劇場、小劇場に設置される照明ブリッジの内、舞台上部のフライギャラリーからの乗り込みを必要とする照明ブリッジをご指示ください。	大劇場はブリッジ1・2・3、小劇場はブリッジ1、演芸場はありません。
499	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	2		6_1_(2)_㉑_a	伝統的な照明演出に加えて最新の演出に適した設備とし、将来的にLED照明機器など省電力・低発熱の使用を可能とする。という記述がありますが、63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表並びに73_(添付4-11-8)小劇場 舞台照明設備仕様表、82_(添付4-12-7)演芸場 舞台照明設備仕様表ではハログン仕様の記載となっております。将来的にはではなく実施設計段階でLED光源の提案や設計など振興会様と進めていくことは可能でしょうか。	振興会が制作する伝統芸能公演において、現在普及しているLED照明は求める水準に達していないと判断しています。 提案は可能ですが、設計段階において振興会が求める機能水準を満たしていることを確認する必要があります。
500	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	2		6_1_(2)_㉑_b	導入時において最新の機器等を選定し、耐震性・安全性・操作性・拡張性・保守点検・ランニングコストの低減・省エネルギーに配慮したものとします。という記述がありますが、導入時には実施設計段階でLED光源の提案や設計など振興会様と進めていくことは可能でしょうか。	No. 499の回答をご参照ください。
501	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	15		第6節_1_(2)_㉑_a	「将来的にLED照明機器など省電力・低発熱機器の使用を可能とする」とありますが、環境への配慮を意識する中で、照明機材をLEDに完全移行する具体的な次期・目標などがございましたらご教示いただけますでしょうか。	具体的な時期・目標はありません。 また、No. 499の回答もご参照ください。
502	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-57	22		第6節_1_(4)_㉑_b. (c)	公演監視カメラと防犯監視カメラは接続しない想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
503	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	13		第6_1_(8)_㉑_a	『基本的に』という表現にはどのような意図があるかご教示ください。	各劇場のITV設備の映像・音響は、すべての室には送信しないという意図です。 詳細は、【添付資料4-5】「各室性能表」のテレビの項目をご参照ください。
504	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	35		第6節_1_(9)_㉑_c及びe	「パン・チルト・フォーカス・ズームが可能な公演記録用固定カメラ（映像用）を各劇場に設置し」とあるが、常設の機器を指しておりますでしょうか。	常設での設置を想定しています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
505	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	35		第6節_1_(9)_①_c	「パン・チルト・フォーカス・ズームが可能な 公演記録用固定カメラ（映像用）を各劇場に設置し」とあるが、該当のカメラが常設の機器を指している場合、添付資料4-9-2公演記録設備仕様表にある、カメラ及び三脚の使用想定をご教示ください。	常設の公演記録用固定カメラのみでは記録できない演出やアングルを記録するため、カメラ室や客席など必要な場所にカメラを設置して撮影することを想定しています。
506	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-60	40		第6節_2_(1)_①_e. 舞台及び袖舞台の形状	舞台の有効形状内に、スタッフ及び実演家の動線、大劇場用の搬入エレベーターを設けることは可能か。	不可とします。
509	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	15		2_(2)_②_e	楽屋～宙乗り鳥屋（上手下手）の階段幅について2m以上とのことですが、低減できないでしょうか。	大きな衣裳を着けた実演家とともに複数人が同時に通りますので、低減はできません。なお、宙乗り鳥屋とシーリングについては、階段で到達できれば専用動線でも可とします。第4章第6節2.(2). ②. dを訂正しますので、訂正表をご確認ください。【訂正済み】
510	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	24		第6節_2_(3)_①_a_(a)	席数は「1550席まで」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。その場合に定員数を「1600名」など、増やすことは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
511	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	41		第6節_2_(3)_①_a_(h)_ウ	各劇場の「座席は取り外し可能とする」とあり、2月24日質問回答で「すべての座席」を取り外し対応とするとの回答があったが、収納場所はどこを想定しているか。	花道及び出語り床の客席ワゴン収納庫以外の具体的な収納場所は、運用とあわせて事業者と協議のうえ、振興会が決定します。なお、すべての座席を同時に取り外してどこかへ収納することは想定していません。
512	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	42		2_(3)_①_h)_エ	客席両側の片側が壁の場合の通路幅については「950mm以上」と記載がありますが、東京都火災予防条例に従い、片側のみがイス席に接する縦通路にあっては六十センチメートル以上とすることは可能でしょうか。	認められません。
513	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	1		第6節_3_(3)_①_a_(a)	席数は「550席程度」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
514	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	23		3_(3)_①_a), (d)	(a)上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。(d)前略一下手側出語り床も含めた設置及び撤去方法についても協議の上決定すること。とありますが、下手側の中奈落には揚幕連絡路があることから、中奈落の下手側には出語り床迫り及び客席ワゴン収納庫は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-77	1		第6節_4_(3)_①_a_(a)	席数は「300席程度」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
516	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-78	13		7.1_(1)_② 楽屋に至る動線	②楽屋に至る動線b.に『楽屋出入口（楽屋エントランス）→楽屋事務室前→楽屋口→頭取部屋前（演芸場は主催者受付前）の順に通過』との記載があり、また劇場関連各諸室の詳細である【添付資料4-5「各室性能表」】及び【添付資料4-7「各室の性能特記事項」】には楽屋用受付の記載がない。楽屋出入口と楽屋事務室が離れている場合、楽屋出入口に受付機能は不要か。	楽屋事務室に受付機能を持たせることは現時点では想定していません。楽屋出入口に受付機能を追加する趣旨で、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」及び【添付資料4-7-9】「事務管理各室の性能特記事項」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。【訂正済み】
517	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	26		7.5_(3) 収蔵庫	「伝統芸能に親しみ学べる場を提供するため、文化財IPM（総合的有害生物管理）及び資料の特性を踏まえた適切な保存環境を整備する」とありますが、参考までに既存施設において現在行っている環境整備業務がありましたら内容や頻度、対象範囲などをご教示下さい。（例：空気環境モニタリングの観測項目、ポイント数、実施箇所、頻度 など）	収蔵庫及び展示室において、虫類モニタリング、菌類調査、温湿度測定、気相調査等を年に一度実施しています。ポイントについては都度調整しています。
518	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	34		第7節_5_(3)_①_a	「a. 収蔵エリアは1か所に集約するとともに、資料搬入経路及び展示室の動線に配慮する。」とあるが、1か所に集約するというのは、ゾーニングとして固まっていればフロアが上下階と別れていてもよいのでしょうか。または、フロアが分かれることはせず、同フロアにまとめて配置することということでしょうか。	事業者の提案によります。
519	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	38		第7節_6_(2)_②_a. 基本的な考え方	「「企画展示室」と、多様なテーマで伝統芸能を楽しみながら触って体感できる「体験展示室」を一体的に整備し～」とありますが、ここで示されている“一体的に整備”というの、企画展示室・体験展示室を空間として分けつつも動線上行き来がしやすいようにという趣旨か。または空間としては一体利用もできるようにする、出入口は共通にするなど、空間として一体化を示されているのか、イメージをお示しください。	事業全体及び普及発信施設の目的を考慮したうえで、事業者の提案によります。
522	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	15		第7節_6_(2)_④_a_(c)	「観劇客が幕間休憩など限られた時間内で食事がとれるよう、効率的かつ落ち着いて利用できる導線及び空間」とありますが、公演のチケットを持たないお客様にも飲食施設を利用していただくように計画していく上で、観劇客以外のお客様での混雑が予想される場合には、観劇客のためのお席を確保しておく運用などは必要でしょうか。その場合、何席程度用意しておく必要があり、確保した御席への補償はございますでしょうか。また、観劇客の幕間休憩での飲食は、ホワイエ内やグランドロビー内など、飲食施設以外の場所で計画していくことは可能でしょうか。	前段については、観劇客が幕間休憩など限られた時間内で食事がとれるようにすることは必要であり、確保する席数等については事業者の提案によりますが、補償はありません。後段については、グランドロビーやホワイエの飲食可能エリアの設定については、事業者と協議のうえ振興会が決定します。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
523	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	15		第7節_6_(2)_④_a_(c)	観劇客の幕間休憩での飲食はお弁当のワゴン販売などを計画し、ホワイエ内やグランドロビー内など、レストラン・カフェ以外の場所で計画していくことは可能でしょうか。	レストラン・カフェ店舗形式に加え、公演の開演前や休憩時間にワゴン販売による計画も可能です。グランドロビーやホワイエの飲食可能エリア以外については、No. 522の回答をご参照ください。
524	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	4		第7節_6_(2)_⑥_b_(a)	リスト内に入退館ゲートや書架の無断持ち出し防止のためのシステムなど記載がありませんが、設置は必要に応じて振興会にて実施するという認識でよいでしょうか。現状の管理方法や今後のお考えをお示してください。	入退館ゲートや書籍の無断持ち出し防止のためのシステムは振興会で調達します。ゲート等の設置を想定した計画としてください。
526	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	22		第7節_6_(2)_⑥_b_(d)	ブラウジングコーナーに想定される面積をご教示ください。また必要な設備、備品等はございますでしょうか。	前段の面積については事業者の提案によります。なお、必要な備品については、振興会が判断し別途負担します。
527	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	29		⑦_a	グランドロビーには自由に使用できるテーブル・机を設置するとありますが、これらは参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
528	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	29		第7節_6_(2)_⑦_a	グランドロビーには自由に使用できるテーブル・机を設置するとありますが、これらは参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
529	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	41		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (オ)	「グランドロビー全体を仮設イベントに対応可能なスペースとする」とありますが、イベントスペースとして想定しているエリア周辺という理解でよろしかったでしょうか。	グランドロビー全体を仮設イベントに対応可能なスペースとしてください。
530	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	4		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (イ)_ (ウ) ユニークベニュー	ユニークベニューがイベントスペースで想定される用途にありますが、添付資料5-3-8では貸室予約対応や利用者支援の業務が記載がないため、それらは振興会にて対応されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者は振興会と協議の上、ユニークベニュー受入れ・実施に向けた業務支援（ケータリング調整、会場説明等）となるのでしょうか。振興会と事業者との業務分担のイメージをお示してください。	施設貸与に関する業務は振興会で実施します。イベントの業務分担については、【添付資料5-3-8】3. (2)③及び(3)②d.をご参照ください。
531	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	4		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (イ)_ (ウ) ユニークベニュー	ユニークベニューがイベントスペースで想定される用途にありますが、貸室予約対応や利用者支援の業務が振興会にて対応される場合、会場使用料や備品・什器貸出に係る収入は振興会にて収受するという理解でよいでしょうか。事業者による関連業務があれば、お示してください。	施設貸与に関する業務は振興会で実施し、それに伴う収入の収受も振興会で行います。イベントの費用及び料金収入については、【添付資料5-3-8】1. (4)をご参照ください。
532	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	11		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (ウ)	振興会が所有する他劇場や国内外の劇場等のライブビューイングにおいて、映像の伝送はどのような方法を想定し準備すればよいか、お教えください。	事業者の提案によります。
533	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	25		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (ケ)	出演者控室を仮設で設置できる計画とし、とありますが、控室の最低必要面積をお教えください。また、仮設控室の中に設置する備品等は事業費(什器、備品等調達業務費)の一部として、振興会が負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に含まれます。
534	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	26		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (コ)	「(コ) 前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とありますが、前庭へのイベントスペースの拡張とは、どのようなイメージかお示してください。	事業者の提案によります。
535	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	26		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (コ)	「(コ) 前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とありますが、現国立劇場で屋外イベントをされる場合、振興会が保有するイベント用什器・備品はありますか。それは新たな国立劇場ではどこに常時収納される予定か、規模感・数など考えをお示してください。	前段については、振興会では保有していません。後段については、事業者が提案する屋外イベント用の什器・備品及び常時収納可能なスペースの必要性や確保については事業者の提案によります。
536	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c)_ (イ)	現国立劇場本館設計競技入選作品等を活用しとありますが、活用可能な模型、パネルの大きさ及び数量と、活用可能な映像の本数及び尺の長さの概要をお教えください。	模型、映像等については第8節4. (3)をご参照ください。また、設計競技入選作品はA1版又はA1版に準じるサイズの図面及び透視図、延べ125点です。
537	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c) 初代国立劇場アーカイブ	アーカイブの展示および閲覧の更新について記載がありません。資料の更新の有無や、その場合の業務や費用に関しては振興会にて担うという理解でよいでしょうか。お考えをお示してください。	ご理解のとおりです。
538	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-89	40		第8節_2_(3)_①	要求水準確認計画書にて振興会は業務監視を行うとありますが、施設整備業務の要求水準に、テーブル・椅子やPCを設置することなど、維持管理業務(備品調達)と思われるような内容も含まれていますが、どのように建設と備品を区分して業務監視される見込みかお示してください。施設整備・維持管理(備品)の区分は事業者の判断に委ねられており、各業務で漏れなく対応できるようにセルフモニタリングを行うという理解でよいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準」第5章第2節7. (1)により調達する什器・備品は、維持管理業務に該当します。業績監視の基本的考え方については、【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第1章1. (1)をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
539	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-91	40		第4章第8節 2.(11)	「事業者は、事業を円滑に進めるため、近隣への対応（説明会及び説明資料作成等）及び配慮に努める。苦情その他の事案が生じた場合は、事業者を窓口として処理する」旨の記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、振興会様にもご協力いただけますでしょうか。	近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合に、振興会は必要な協力をを行います。
540	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-91	40		第4章第8節 2.(11)	「事業者は、事業を円滑に進めるため、近隣への対応（説明会及び説明資料作成等）及び配慮に努める。苦情その他の事案が生じた場合は、事業者を窓口として処理する」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても避けることが困難な事由による第三者損害が発生した場合の責任及び費用につきましては、振興会様が負担するものとさせていただきますでしょうか。	第三者に生じた損害及び近隣対策の実施にかかる負担については、それぞれ【資料-1】「事業契約書（案）」第33条、第44条に記載のとおりです。
541	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-92	48		4_(5)	リサイクル計画書はフォーマット等決められた書式や様式はありますか。	定められた書式や様式はありません。
542	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-95	12		第4章第8節 3.(9)③	「振興会が設計及び工事期間中に行う協議、申請及び手続等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う」旨の記載がございますが、当該の作業に伴い追加費用が生じる場合は、事業費変更の対象としていただけますでしょうか。	当該記載においては、事業者の所有する図面等の提出や成果物に関する照会に留まる補助作業を想定しており、【資料-1】「事業契約書（案）」第26条に規定のとおり、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生するものは除きます。
543	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-95	51		第4章第8節 4.(2)⑨	「周辺建物、工作物、道路等に損傷を与えないよう留意し、汚損、破損等の補修費用は事業者が負担する」旨の記載がございますが、事業者が施工者として善管注意義務を果たしても避けることが困難な事由による損害につきましては、発注者様が費用を負担するものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりですが、個別具体の事象に応じて判断します。なお、ご質問の内容が【資料-1】「事業契約書（案）」別紙6に示す不可抗力の定義に該当する場合は、別紙6の規定に従います。
544	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-96	30		4_(3)_②	模型本体を木製とする記載がありますが、3D計測による点群データを利用して、3Dプリンターにて木以外の材料の模型とすることは可能ですでしょうか。	模型本体については、原文のとおり木製とします。
545	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-98	19		第4章第8節 4.(15)	「本業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分について振興会と協議する」旨の記載がございますが、今回ご提示いただいた資料に明示がなく、事業者が予期できない地中障害物又は残置物の存在が判明した場合には、必要な範囲で事業費及び工事期間の変更を認めていただけますでしょうか。	地中障害物の取扱いについては、【資料-1】「事業契約書（案）」第46条に規定のとおりです。
546	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-98	40		第4章第8節 4.(19)	建設業務に関する成果物として、「完成図」の記載がございますが、事業者が提出した図面につきましては、振興会様及び監理者にて内容確認のうえ、ご利用いただくものとさせていただきますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書（案）」別紙1に記載のとおり、成果物には設計図書も含まれることから、第60条（事業者による完成検査）、第61条（振興会による完成確認）に定める確認を経て引渡しを受けます。
547	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-99	14		第4章第8節 4.(20)	「保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引渡しまでに振興会に提出する」旨の記載がございますが、事業者による当該資料の提出については、事業者が所有する資料の中から、振興会様と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。	当該記載のとおり、『保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料』を原則として、事業者の提案に基づき振興会との協議により振興会が決定します。
548	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-1	15		第1節1._(1)_④_業務の原則	「国立劇場の開業後5年が経過～要求水準を見直す場合がある」とありますが、業務量増により費用が発生する場合は、振興会にて別途費用をご負担頂ける（増額する）という理解でよろしいでしょうか。	当該見直しは、事業期間中に技術革新等により不要となる業務が生じた場合に、その業務に係るポスト数や費用、業務それ自体の要否を検討し、要求水準を見直すことを想定しているものです。要求水準の見直しに伴う事業費の考え方については、【資料-1】「事業契約書（案）」第32条第1項から第4項の規定をご参照ください。なお、本項の記載については、不要となる業務が発生した場合の見直しを主に想定していますが、要求水準の変更に伴い業務費用が増加する場合には、合理的な範囲においてサービス対価の増額を行います。
550	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-2	34		第1節1._(2)_②_a	「振興会と1週間に1度の頻度での連絡会議を開催する」とありますが、振興会と事業者が予定や問合せ対応等の情報共有する場という主旨でしょうか。その場合、振興会の担当部局は管轄部局程度と想定してよろしいでしょうか。課題に対する協議などは別途適宜実施するのであれば、参加者人数や関係部局が増え、週1回程度でもb)に示された運営事務業務量も多くなると見込まれ、具体的なイメージをお示ください。	予定や問合せ対応のほか、課題に対する協議も含む、業務を行ううえで振興会と共有すべき事項、協議すべき事項を、1週間に1度の頻度で開催する連絡会議の議題としてください。詳細については、事業契約書締結後、事業者との協議により振興会が決定します。
551	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	5		第1節1._(2)_④_衛生環境等の確保	「感染症まん延時においては、感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること」とありますが、コロナウイルスのみならず、未知の感染症ウイルス等が発生した場合、どのような対策をすべきか、有効かは都度判断をするしかありません。現時点では想定不可のため、対策に要した費用は振興会に別途ご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症のまん延など、その時点において既知のものとなり一定程度予見可能と判断できるものについては、維持管理・運営業務の一環として対策を行ってください。その際、対策に要した費用についても、別途振興会が負担することはありません。ただし、不可抗力に該当する事由が発生した場合については、【資料-1】「事業契約書（案）」第36条の規定に従います。
552	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	16		第1節2._(1)_①_g. 什器・備品調達業務	什器・備品の保守、修繕及び更新は本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、清掃作業中の設備機器等の不具合等の確認については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃にかかる要求水準」4.(3)②c.をご参照ください。
556	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-4	10		第1節3._業務の実施体制_(1)_①_b	統括責任者は各業務責任者及び業務従事者と兼任できないと表記されており、専任を望まれているかと推察できますが、統括責任者補佐（代替者）も同様の条件となりますでしょうか。	【参考資料5-1-2】「業務実施体制案（維持管理・運営）」に記載のとおり、統括責任者補佐は、統括責任者及び普及発信施設の運営支援業務の業務責任者以外との兼任は統括責任者補佐の業務及び維持管理・運営に係る各業務に影響を及ぼさない限りにおいては可能です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
557	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-5	20		第1節_3_(9)BCPに対する対応	国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料が提示された際に、維持管理・運営体制を更新することに伴い費用が増額する場合にはサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営体制を更新するにあたっては、【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)により、振興会の確認を得ることになります。再整備後の事業継続計画は、事業開始後に提示する予定ですが、策定する段階で協議することとします。なお、仮に、事業継続計画の変更に伴って要求水準の変更の必要が生じた場合においては、【資料-1】「事業契約書(案)」の第32条の規定に従って要求水準の変更及び費用の変更等がなされます。
558	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-5	23		第1節_3_(9)_①	「1時間以内に～振興会への報告が可能な体制」とありますが、「報告」とは、建物の異常有無及び関係者及び従事者への一斉連絡を終えて、有事の初動体制に関わる報告という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
559	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	1		第1節_3_(11)_④ 図面その他の資料の貸与等	「CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示ください。また改修・修繕等のCAD元データは提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	年1回程度を想定してください。【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (11)④に記載のとおり、CADデータは事業者に貸与します。
560	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	10		第1節_3_(11)_⑤_b. 図面その他の資料の貸与等	「CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示ください。また改修・修繕等のCAD元データは提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 559の回答をご参照ください。
561	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	30		第1節_5_(1)適用基準	「適用する内容は、～当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。」とありますが、当該条件を満たす限りにおいて「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」によらない維持管理業務仕様の策定及び入札金額の積算が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
562	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-15	36		第2節_4_(2)_④	観覧客など一般来館者が排出するゴミについては振興会・入居者・事業者いずれのゴミに含めるとお考えでしょうか。	共用部分の考え方に応じて、ごみ箱の設置した場所によるものとします。
563	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	30		第1節_5_(3)_⑦ 省エネルギーに係る計画書	「⑦省エネルギーに係る計画書」について、再整備後の国立劇場は民間収益施設との複合施設の一部となりますが、複合施設全体ではなく国立劇場部分の計画のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
564	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	38		第1節_5_(3)_⑧ 地球温暖化対策計画書等	「⑧地球温暖化対策計画書等」について、再整備後の国立劇場は民間収益施設との複合施設の一部となりますが、複合施設全体ではなく国立劇場部分の計画のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8			第1節_5_(3)_⑨ 電気主任技術者の届出	再整備後の国立劇場において特高受変電設備から再整備後の国立劇場及び民間収益施設に給電する場合、特高受変電設備の設置者が振興会ではなく管理組合となる場合が想定されますが、この場合、管理組合と事業者の構成員が電気設備の保安管理に関する契約を締結し、電気主任技術者を専任し、届出るとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後に協議において決定することとします。
566	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-10	38		第1節_5. 業務の進め方_(7)_①	「業務の実施に必要な消耗品、備品、工具、資機材等は、事業者が用意する」とあり、添付資料4-9-2公演記録設備仕様表にある機材を事業者で揃えると推察できます。これらが製造中止等にて揃わない場合、事業者にて同等品を選定してよろしいでしょうか。または、振興会から指示や協議となるのかご教示ください。	【添付資料4-9-2】「公演記録設備仕様表」にある機材が製造中止等で揃わない場合は、事業者において同等品を選定し、業務に支障がないよう調達するとお考えください。なお、『業務の実施に必要な消耗品、備品、工具、資機材等』は、事業者が業務を実施するために必要な事業者負担による機材等であり、【添付資料4-9-2】「公演記録設備仕様表」に記載の『公演記録設備』とは異なるものです。
567	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-12	26		第1節_5_(11)_①	個人情報保護にて「あぜくら会員、文楽劇場友の会会員」とあり、個人情報の取扱については、事業者も振興会個人情報管理規定等に基づくことは理解しておりますが、そもそもの会員制度の運営主体は事業者ではなく振興会ということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6. (7)に記載のとおり、新しい会員制度の内容については事業者からの提案に基づき、具体的な業務内容等を検討し、振興会が決定しますが、新しい会員制度の運営全般については振興会の管理のもと事業者が主体的に実施することを想定しています。
569	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2 舞台関係設備の定期点検及び保守業務	イベントスペース等で想定されている昇降ボタン等の機構設備については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	舞台関係設備としての定期点検及び保守業務の対象ではありませんが、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」による定期点検及び保守業務の対象です。
570	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2 舞台関係設備の定期点検及び保守業務	普及発信施設のレクチャー室等で想定されている照明・音響設備については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	No. 569の回答をご参照ください。
571	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2 舞台関係設備の定期点検及び保守業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務については、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれないと認識しております。例えば舞台機構のワイヤーロープの交換については、更新業務として定期点検及び保守業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
572	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2 舞台関係設備の定期点検及び保守業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務については、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれないと認識しております。レクチャー室等、普及発信施設側で使用する機材については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	舞台関係設備の定期点検及び保守業務には舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれません。舞台関係設備の修繕業務については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4. ⑩「付帯する工作物」により実施し、舞台関連設備の修繕業務は事業者の業務範囲に含まれます。普及発信施設側で使用する機材については、舞台関係設備ではありませんが、定期点検及び保守業務の対象です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
573	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	40		2_2_(1) 舞台関係設備の定期点検及び保守業務に係る要求水準	「事業者は、【添付資料5-2-4】及び【添付資料5-2-5】を満たすために必要となる業務を実施する。」との記載がありますが、グランドピアノの保守点検は事業者の業務外（振興会様での手配・費用負担）という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
575	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	6		第2節_7_(1) 什器・備品調達業務	施設備品（除塵・雨天マット、傘立て、ゴミ箱、汚物入れ、カラーコーン、サイン板等）などの共用施設等に必要となる備品について、 ①上記備品について、負担区分（振興会or事業者）をご教示ください。 ②事業者で負担する場合、該当する業務をご教示ください（例：維持管理業務の什器・備品調達業務 など）。	共通使用部分における什器・備品や消耗品などの購入は、管理組合により行います。 費用の負担については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」をご参照ください。
576	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	7		第2節_7_(1) 什器・備品調達業務	事業者は、要求水準書で規定した什器・備品について、【添付資料5-2-11】「什器・備品調達に係る要求水準」に基づき調達を行う。（中略）また、既施設から国立劇場に持ち込む舞台照明設備及び舞台音響設備は【添付資料5-2-23】「持ち込む舞台設備」に示す。という記述がありますが、現在ご使用している照明器具を事業者側で一時引取り、保管し、新しい国立劇場へ納品し使用するという解釈でよろしいでしょうか。また、持ち込む舞台照明機材等の施設内の設置場所（倉庫等）も考慮すべきでしょうか。	現在使用している照明器具の一時引取、保管、新しい国立劇場への納品は業務範囲外です。持ち込む舞台照明機材等の施設内の設置場所については【資料-2】「業務要求水準書」第4章において定めています。
577	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	8		第5章_第2節_7 什器・備品調達業務	「什器・備品について…調達を行う」とありますが、これら什器・備品は、事業者から振興会様に引き渡し、所有権移転を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
578	13_(添付1-1)用語の定義	1	62			用語の定義で『近接：同一階に計画し、相互の距離を可能な限り小さくすることをいう。』との記載があるが、添付資料4-7-2 P2 配置等で『大劇場舞台に近接（同一フロア）を原則とするが、やむを得ない場合は楽屋1,2,3,4のみ上下階の配置も可とする。』との記載もある。近接との記載があっても同一階でなくても許される基準を提示いただきたい。	ご質問の【添付資料4-7-2】「楽屋各室の性能特記事項」に記載ある「楽屋1,2,3,4」のような例外を規定している場合を除いて認められません。
582	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	5		入居予定人数_舞台スタッフ	「公演により増減」とありますが、過去の公演で最大何名増員されたことがあるのかご教示ください。	公演状況により一概には言えませんが、最大120名程度を想定してください。
583	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	6		入居予定人数_出演者・関係者	「公演により増減」とありますが、過去の公演で最大何名増員されたことがあるのかご教示ください。	歌舞伎公演で190名程度、文楽公演で120名程度、大衆芸能公演で30名程度が業務を行った実績があります。
584	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	7		入居予定人数_研修生	「募集状況により増減」とありますが、過去最大何名入居していたことがあるのかご教示ください。	研修状況により一概には言えませんが、伝統芸能は最大45名程度、現代舞台芸術は最大110名程度を想定してください。
585	20_(添付4-1)都市計画等に係る条件	1	2		公共施設の配置（空地、歩行者ネットワークの確保）	空地率の計算に当たって「室内空間と広場等との一体的なつながり」に求められる具体的な条件、設えとは何か。	来場者以外の人も自由に出入りでき、すべての来場者等が利用可能なグランドロビー等の室内空間と広場等との一体的なつながりを期待しています。なお空地率の計算にあたっては、設計段階において東京都との協議が必要となります。併せてNo. 436の回答をご参照ください。
586	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mと想定されておりますが、それ以上高い位置に目線があつてはいけないということでしょうか。また、皇居への視線制御を行えば、目線高さTP96.7mを超えてもよいのでしょうか。	皇居への視線制御を行えば、目線の高さTP96.7mを超えることは可能です。実施にあたっては、確実に視線制御されていることを振興会と協議するものとします。 なお、建築物の高さの最高限度は、東京都及び千代田区との都市計画に係る協議及び皇居内施設から複合施設が眺望されないことを念頭に想定しているものです。また入居者の目線の高さの最高限度は、複合施設から皇居内施設を眺望することのできない高さを想定しているものです。
587	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mと想定されておりますが、皇居側への視線がない場合、建物高さの最高限度及び、入居者の目線高さの最高限度を超えて計画することは認められないでしょうか。	No. 586の回答をご参照ください。
588	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mとされていますが、建物高さの最高限度と入居者の目線高さの最高限度の差5mの根拠をご教示ください。	No. 586の回答をご参照ください。
589	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、敷地西側など皇居の見えない方向については、目線高さの限度はないとしてよろしいでしょうか。	敷地内の建築物高さは、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとしていますが、確実に皇居が視界に入らない方向に限っては目線の高さの最高限度を超えることは可能です。実施にあたっては、確実に皇居が視界に入らないことを振興会と協議するものとします。
590	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、敷地西側など皇居の見えない方向にのみ開口部のある室は、不特定多数の者が使用できる場合も、目線高さの限度を超えてもよろしいでしょうか。	No. 589の回答をご参照ください。
591	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、皇居の見える方向は開口部のない壁等で目線を制限した屋上広場については、目線高さの限度を超えてもよろしいでしょうか。	目線を制限した場合でも、不特定多数の者が屋上へ出入りすることはできません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
592	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					内堀通り側に面して開口のある室のうち最も高いものについて目線の高さがTP+96.7以下であれば、その他の室（内堀通りに面する面以外にのみ開口のある室を含む）については目線の高さがTP+96.7mを超えることが可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 589の回答をご参照ください。
593	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					『目線の高さ』とあるのは、床面から1,400mmの高さと考えてよろしいでしょうか。	目線の高さは、成人の立位の目線の高さを参考に、床面から1,560mmの高さを想定してください。
594	24_(添付4-5)各室性能表	1	2		【添付資料4-5-1】～【添付資料4-5-10】	〈添付資料4-5-1～4-5-10の各諸室性能表〉では諸室単位でセキュリティの水準が示されていますが、同一の出入口鍵種別、同一のゾーニング・レベルを〈添付資料4-6-2セキュリティ関連図・凡例〉における図のように同一エリアにまとめた場合に、諸室単位ではなくエリア単位でセキュリティを構築すれば要求水準未達とならないという理解で良いでしょうか。	出入口鍵種別及びゾーニング・レベルが同一な各室を同一エリアにまとめた場合であっても、室単位で利用者が異なるため、各室の出入口ごとに電気錠等によるセキュリティが必要となります。
596	30_(添付4-5-6)養成研修各室性能表					研修生更衣室の面積が男女共21㎡となっていますが「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」にはロッカー数男子30人、女子15人となっています。ロッカー数に限らず面積は共通ととらえてよろしいでしょうか。	研修生更衣室の面積は男女共21㎡とします。
597	30_(添付4-5-6)養成研修各室性能表					講師控室の面積が男女共20㎡となっていますが「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」にはロッカー数男子70人、女子15人となっています。ロッカー数に限らず面積は共通ととらえてよろしいでしょうか。	講師控室の面積は男女共20㎡とします。
598	34_(添付4-5-10)施設設備・交通部分各室性能表	1			b-14EPS/PS/DSS	EPS/PS/DSについて、入室管理が『1』と記載されていますが、重要設備を収容するEPS/PS/DSにのみカードリーダーを設置することが合理的です。重要設備の対象をご教示いただき当該表記を重要設備のEPS/PS/DSに変更いただくことは可能でしょうか。	前段については、No. 457の回答をご参照ください。後段について、カードリーダーを設置するEPS/PS/DSは、重要設備を収容するEPS/PS/DSのみとすることも可能とします。
599	36_(添付4-6-2)セキュリティ関連図・凡例	1				グランドロビーと大劇場、小劇場、演芸場のホワイエ間の区画は実線で表記されているが、セキュリティは確保した上で、壁ではなく視線が通るよう腰高程度のパーテーション等として計画しても良いか。	視線を通すことも可能としますが、グランドロビーと各劇場ホワイエ間及び各劇場ホワイエ間は、セキュリティ上区画可能とするとともに、騒音や視線、におい等により各々の空間が持つ雰囲気や観劇気分が損なわれないよう十分配慮した計画としてください。そのうえで事業者の提案によっては、視線の制御について必要に応じて協議します。
600	36_(添付4-6-2)セキュリティ関連図・凡例	1				大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、公演の無い日や時間に一部を開放し、グランドロビーと一体的な利用を想定した計画として良いか。	セキュリティに配慮し、他劇場の運用に支障がないことを前提としたうえで、事業者の提案によります。
601	36_(添付4-6-2)セキュリティ関連図・凡例	1				「出入口鍵種別 凡例にA 扉+電気錠」とありますが、電気錠にはカードリーダーが設置されるという理解でよろしいでしょうか。	【添付資料4-5-1～10】「各室性能表」及び【添付資料4-6-5】「電気各室性能凡例」をご参照ください。
606	47_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1			M-3	大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、ホワイエ内での飲食に関する記載がないが、観劇客が幕間等の際に飲食可能なエリアと想定しても良いか。	グランドロビーやホワイエの飲食可能エリア以外における飲食は不可とします。グランドロビーやホワイエの飲食可能エリアの設定については、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
607	47_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1			M-3	大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、公演時以外の時間に一部開放し、グランドロビーと同様に、展示やイベントなど、普及発信を行う空間として想定することは可能か。	セキュリティに配慮し、他劇場の運用に支障がないことを前提としたうえで、事業者の提案によります。
608	48_(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項					衛生器具の個数は（公社）空気調和・衛生工学会による「衛生器具の適正器具算定表」における学校の適正器具数レベル1以上とするとあります。 「添付資料2-3入居予定人数」には伝統芸能の研修生15人（うち女性3人）、現代舞台芸術の研修生は70人（うち女性40人）とありますが、「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」伝統芸能の研修生ロッカー数男子30人、女子15人、現代芸術研修生約102名（男性46名・女性56名）とあります。 衛生器具の適正器具算定においては養成研修各室の性能特記事項に記載の人数を優先と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
609	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	1	14		レファレンス（調査資料）	「部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する」とありますが、最低収納量の想定があれば教えてください。	現状で、フィルム等は平行移動書棚（3列4連、W3600・D900・H2100）約2台分と引出型収納庫（W900・D550・H1100）約25台分、映像資料等は集密書架（複式4連、W3800・D380・H2000）6台分の収蔵量があります。
610	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	1	15		U-2_貸出用収蔵庫	「・部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する」とあるが、収納量などの仕様や数など検討の参考値として、現状保管している資料の量または今後の収集・保存方針など、考えをお示しください。	No. 609の回答をご参照ください。
611	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	3		V-1_収蔵庫①(図書資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、図書資料（単行本、台本、筋書、上演資料集、図鑑など）は約30万点収蔵しています。
612	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	4		収蔵庫②(博物資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、博物資料（絵画、文献、人形、番付、版画、ポスターなど）は約9万点収蔵しています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
613	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	5		収蔵庫③(視聴覚資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、視聴覚資料(映画フィルム、テープ、レコード、写真フィルムなど)は約32万点収蔵しています。
614	50_(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項	1	8		W-1_企画展示	「壁面展示ケースは、無反射又は低反射アクリルパネル仕様とする。」とありますがアクリルをガラスに読み替えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
615	50_(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項	2	10		W-6_ショップ	備考欄に、備品等：レジカウンター、レジと記載がありますが、この備品は普及発信施設の備品として事業費(什器、備品等調達業務費)の一部として、振興会が負担すると考えてよろしいでしょうか。	飲食物販等については独立採算であり、レジカウンターやレジの調達は事業者の負担により行ってください。
617	51_(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	5	10		Z-36チケットセンター	配置等について「事務室(販売計画課、営業課)に隣接」とありますが、普及発信施設の運営スタッフ事務室を兼ねるとあることから、販売計画課および営業課と普及発信施設の運営支援業務との具体的な業務連携のあり方について考えをお示しください。	要求水準を満たしたうえで、効率の良い運営のための連携について提案してください。
619	55_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表					公演記録設備仕様表にある機材は、製造中止等にて入手できない可能性もありますが、現行機材は持ち出せない(使用できない)想定でよろしいでしょうか。	製造中止等により入手できない場合は、同等品以上の機材を調達してください。既存施設の機材は持ち出しません。
620	58_(添付4-10-3)大劇場 舞台床機構図・仕様表	1, 2				花道すっぽんのサイズで、1ページでは1061mm×1061mmとなっていますが、2ページ大劇場 舞台床機構仕様表では No2花道スッポン1、No3花道スッポン2共に1061mm×2121mmとなっています。花道スッポン1, 2共、サイズは1061mm×1061mmと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 舞台床機構仕様表にはスッポン2台分の寸法を表しています。 【資料-2】「要求水準書」第4章. 第6節. 2. (1)③c. (a) (ア)をご参照ください。
621	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	3				大劇場舞台吊物機構仕様表では、No96上手前・下手前サスペンションライト2台、No97上手奥・下手奥サスペンションライト2台となっています。【添付資料4-10-8】大劇場 舞台照明設備仕様書2ページでは、これに加え、No12上手中・下手中サスペンションライト1式の記述があります。上手中・下手中サスペンションライト用の吊物機構2式を新たに設けるといってよろしいでしょうか。	舞台機構は上手、下手とも前と後の2つになっていますが、照明回路は上手、下手とも3系統を前と後ろに振り分けることとなります。 なお、振り分け方については、事業者との協議のうえ振興会が決定します。
622	63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表	3	13		12	上手中・下手中サスペンションライトが追加されており、機構設備には考慮されていないのですが、上手前・下手前サスペンションライト並びに上手奥・下手奥サスペンションライトと同様の使い勝手として考慮してよろしいでしょうか。	No. 621の回答をご参照ください。
623	63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表					【添付4-10-8大劇場 舞台照明設備仕様表】、【添付4-10-9大劇場 舞台音響設備仕様表】のように、研修部門用の照明・音響備品がリストアップされていないが、これは事業者が特段用意する必要がないとの理解でよろしいか。	養成研修における備品等については、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」をご参照ください。
624	68_(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表	1, 2				花道すっぽんのサイズで、1ページでは1000mm以上×1000mm以上となっていますが、2ページ小劇場 舞台床機構仕様表では No4花道スッポン1、No5花道スッポン2共に1000mm×2000mmとなっています。花道スッポン1, 2共サイズは1000mm以上×1000mm以上と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 舞台床機構仕様表にはスッポン2台分の寸法を表しています。 【資料-2】「要求水準書」第4章. 第6節. 3. (1)③c. (a) (ア)をご参照ください。
625	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	1	29		第2条(8)	「本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行う」旨の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、個人情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないかと考えてよろしいでしょうか。	別途、法令等の遵守すべき規定の対象となる資料がある場合においてはご理解のとおりです。
626	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	1	47		第5条(2)	「甲は、個人情報の秘匿性等に応じて、年に一回以上、乙の事務所及び関連施設に立入り、個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報管理の状況を、検査その他の方法で確認する」旨の記載がございますが、事業者の各構成企業の社屋内には、本事業とは別途、秘密保持義務を負う図面や各種資料等を保管しておりますので、情報セキュリティの必要上、各構成企業の社屋内に立ち入って監査を行うことはご容赦いただき、事業者の情報管理体制について報告等を要する場合は、本事業の担当者から必要な説明を行うことで対応させていただきますでしょうか。	事業者による説明により個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報管理の状況が適正に確認し難い場合には、立入りによる検査を行う必要があります。
627	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	2	2		第5条(3)	「甲は、所定の調査結果又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に改善を請求し、乙はこれに従わなければならない」旨の記載がございますが、振興会様による当該判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
628	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	6	16		z_(a)	「建設副産物情報交換システム」について、入力だけで書類等の提出はないかと考えてよろしいでしょうか。	記載のとおり、「建設副産物情報交換システム」により作成した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」により振興会に報告してください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
629	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	7	21		b_b_(a)	「振興会が使用する200㎡程度の仮設事務所」は、解体工事着手時点(2024/2/1)～建物引渡し(2029/3/31)までの期間を想定すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、建物引渡し時には敷地内の外構工事を含めてすべての工事が完成していることが必要となります。そのため、敷地内に仮設事務所を設置する場合は、撤去時期等を考慮したうえで設定してください。
630	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	8	45		ee.(b)	「工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する」旨の記載がございますが、工事中止期間中の現場保全について、事業者が負担すべきではないと認められる費用については、振興会様にてご負担いただけますでしょうか。	工事の一時中止に係る取扱いについては【資料-1】「事業契約書(案)」の第35条から第37条をご参照ください。
631	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	2		1_業務の概要	「事業期間中の建物の基本的性能を保持するために定期的な修繕を行う業務」との記載がありますが、舞台関連の機構設備についても「建物の基本的な性能」に含まれますでしょうか。	舞台関連の機構設備は建物の基本的な性能に含まれないため、要求水準及び添付資料に確保すべき性能を定めています。
634	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	7		3_修繕業務の考え方	「不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う」とありますが、設備機器のメーカーによる部品生産が終了し修繕が不可能となった場合は、「その他事業者の責」とはならず、振興会にて更新頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。 また、不可抗力による場合は、事業契約書(案)第36条及び別紙6に規定された負担割合に応じて当該費用を負担することになります。 なお、「要求水準書」第5章.第1節.5.(3)⑤による長期修繕計画書、各年度修繕計画書を作成時点で、事業期間中に必要な予備部品等を適切に確保することを求めます。
636	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			日常清掃の立入り制限「公演中」について、9:00-22:00に設定されています。例えば公演が午後からであったとしても9:00以降は制限が掛かるとの理解でよろしいでしょうか。	9:00-22:00が原則ですが、実際の公演時間により制限がかかるとご認識ください。
637	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			清掃業務範囲 日常清掃に「公演」と記載がある箇所について、期間中の清掃頻度は1日1回と考えてよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に記載のとおり、稽古日からばらしまでの期間中に毎日行うものと設定しています。1日の清掃回数については、要求水準によるほか、事業者の提案によります。
639	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			事務管理部門諸室などは定期清掃を月に2回と規定されておりますが、一般的な事務室等にくらべて過剰仕様と思われる。どのような清掃を考えられた頻度設定及び具体的に想定されている作業を開示頂きたく存じます。また、当社として過剰と判断した場合は、仕様を削減することは可能でしょうか。	前段については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に記載のある作業内容をご参照ください。後段については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」3.において、『周期については、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」による。』としているとおり、必要な実施頻度を示しています。なお、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
640	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「公演中」とあるものは「在室時間帯(参考)」において「公演時」と示されている時間帯全域において立入り制限があるわけではなく、実際に公演が行われている時間帯のみ立入り制限があるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、大劇場舞台について9:00から22:00まで立入り制限がされるのではなく、公演前後の時間帯のみ立入りが制限されるなど)	No.636の回答をご参照ください。
641	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「利用時」とあるものは「在室時間帯(参考)」において「利用時」と示されている時間帯全域において立入り制限があるわけではなく、実際に諸室が利用されている時間帯のみ立入り制限があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
642	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「立入りに関する制限_時間帯」において「利用時」とあり、「在室時間帯(参考)」において「常時」とあるものについてはどのように考えればよろしいでしょうか。	「在室時間帯(参考)」において『常時』としている時間帯以外で対応してください。
643	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_入室許可先業務	「入室許可先業務」とは何を指すのかご教示ください。	『入室許可先業務』と記載がある室は、入室にあたって許可が必要です。
644	91_(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	12		1_(5)維持管理・運営業務に係る振興会との連絡窓口	維持管理・運営業務に係る振興会との連絡窓口は統括責任者、統括責任者補佐、維持管理・運営業務の各業務責任者・副責任者・業務従事者との兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	連絡窓口は各業務責任者・副責任者・業務受持者との兼務は可能です。
645	94_(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	10		3_(1)定期点検等及び保守業務の要求水準	「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)により業務を実施する。」とありますが、機器やメーカーによりメンテナンス手法が異なることや、事業者の点検ノウハウの活用をふまえ、建築保全業務共通仕様書はあくまで参考とし、協議の上、設置機器等に対して適切な頻度・方法での実施とさせていただきますでしょうか。	No.561の回答をご参照ください。
646	94_(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	11		3_(1)	建築保全業務共通仕様書の改定された場合、どのような対応となるかご教示願います。	法令等の重要な変更があった場合の対応は協議とします。
649	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1._(1)_⑤	「新規に購入を予定している舞台関係設備及びソフトウェア等の更新時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること。」とあるが、更新時期を業務計画書に記載するだけで、更新業務の費用は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
650	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(1)_⑤一般事項	「舞台関係設備及びソフトウェア等の更新時期については～業務計画書に記載すること」とありますが、ソフトウェアの更新も、振興会が行う修繕業務における「更新」に含まれ、事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.649の回答をご参照ください。なお、ソフトウェアを更新した後の舞台関係設備についても点検・保守の対象となります。
651	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(1)_⑤一般事項	「新規に購入を予定している設備の更新時期については振興会与協議を行い、業務計画書に記載すること」との記載がありますが、業務計画を検討するにあたり、各設備に関する更新費用についての考え方を教えてください。更新費用は振興会様での負担という理解でよろしいでしょうか。	現時点で新規に購入を予定している設備はありません。
652	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	13		1_(1)_⑥一般事項	「点検・保守に必要な工具、計測機器～事業者負担とする」とありますが、2.舞台設備機構～10.公演記録映像収録設備までの各業務において既存施設での実績（種類、数量等）についてご教示ください。	既存施設での実績は把握していません。
653	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	17		1_(1)_⑧	「振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。」とありますが、承諾が出ない場合は修理する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	修理が必要かつ承諾が出ない場合は、修理が必要でない場合と修理方法が適切でない場合が想定されます。修理が必要でない場合は修理する必要はありませんが、修理方法が適切でない場合は適切な修理方法を提案のうえ、承諾を得る必要があるとお考えください。
655	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	18		1_(1)_⑨一般事項	「陳腐化リスクについては、業務計画書による」とありますが、もし陳腐化に対応するため設備機器等を更新する場合は、振興会が行う修繕業務における「更新」に含まれ、事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	陳腐化リスクは竣工時に設置する設備機器などに関するものと、竣工後に関するものがあります。前者については、事業者の業務・負担に含まれます。後者については、陳腐化による設備機器の更新は想定しておらず、事業者側の判断で更新する場合は事業者の負担となります。
656	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	19		1_(1)_⑩一般事項	本番時や仕込み・撤収時の安全管理について、「舞台関係設備の定期点検及び保守業務の中でトラブル対応なども行う」との記載がありますが、設備の作動状況を確認する以外にも、例えば搬出入作業の安全管理なども行う必要がございますでしょうか。「安全管理」の業務の範囲をお知らせください。また、「保守業務の中で行う」とのことですが、例えば舞台機構の機器メンテナンスを行う保守事業者が、音響機材の仕込み作業の安全管理も行う、といったことが求められているという理解でよろしいでしょうか。	前段の安全管理については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.5.(3)④をご参照ください。後段については、舞台関係設備を対象としていますので、ご理解のとおりです。
691	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	32		4_(3)_②_b.劇場表方	特別清掃・点検により費用の増加が生じた場合にはサービス対価を増額いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」に記載の内容から大幅に乖離が生じた場合は、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
692	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_a.劇場裏方	「～期間中の個室清掃は行わない。」とありますが、「期間中」とは稽古日からばらしまでの期間との理解でよろしいでしょうか。	仕込み、道具調べからばらしまでの想定ですが、楽屋の使用有無によるため、振興会が毎年度共有する公演スケジュール表をもとに業務計画書を作成してください。
693	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_b.劇場裏方	「楽屋等」が指す諸室をご教示ください。	表8-2の楽屋各室のうち、【添付資料4-7-2】「楽屋各室の性能特記事項」の『E-1』から『E-23』及び『F-1』から『F-15』、『G-2』から『G-5』を原則として指します。ただし、公演の内容により、楽屋各室の他室についても、この項目の対象とする場合があります。
694	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_b.劇場裏方	「劇場それぞれで連続して講演が行われる場合」には公演終了後及び公演開始前に楽屋個室清掃は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
695	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	3	11		4_(5)特別清掃	「～半期ごと並びにその他振興会から特別に指示があった場合に実施する。」とありますが、振興会からの特別の指示によって実施した場合の費用はサービス対価を増額いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No.691の回答をご参照ください。
697	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	7	22		5_(5)特別清掃	「～6月ごと及び振興会から特別に指示があった場合に実施すること。」とありますが、振興会からの特別の指示によって実施した場合の費用はサービス対価を増額いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No.691の回答をご参照ください。
701	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	8	17		5_(8)_③定期清掃	貴品室及び貴品室次の間の想定使用頻度をご教示ください。また、定期清掃回数は使用頻度×2回（仕様前・使用后）の理解でよろしいでしょうか。	前段について想定使用頻度はありませんが、多い年で年間3回程度使用しています。後段については、ご理解のとおりです。
703	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	2		1_(1)廃棄物収集に係る要求水準	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含まればよろしいでしょうか。	ロビーに設置されるものは什器・備品調達業務費、その他の部分に設置されるものは清掃業務費を含めてください。
704	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	5		1_(2)廃棄物収集に係る要求水準	「喫煙室に、吸い殻入れを設置するとともに、～」とありますが、吸い殻入れの購入費用は清掃業務費に含まればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
705	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	11		2_(1)_②事業系一般廃棄物	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含まればよろしいでしょうか。	No.703の回答をご参照ください。
706	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	11		2_(3)_②産業廃棄物	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含まればよろしいでしょうか。	No.703の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
711	107_(添付5-2-14) 什器・備品リスト普及発信施設	2	2		レファレンス(受付・閲覧スペース)	書架を開架する書棚が什器・備品リストにありませんが、既存施設から移設使用するという認識ではなく、施設整備業務において事業者にて整備するという認識でよいでしょうか。あるいは参考資料5-2-22の閲覧室カウンター、テーブル、椅子、本棚があるが、これらを調達配置すればよいでしょうか。	受付・閲覧スペースの書棚は、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれると想定しています。
712	107_(添付5-2-14) 什器・備品リスト普及発信施設	2	20		レファレンス(視聴スペース)	機器関連を収納する台やラックがリストにないが、既存施設から移設使用するという認識でよいでしょうか。（事業者側で見込む必要はないか）、または機器リストから配置を事業者側で想定し、適切な台やラックを必要に応じて見込めばよいでしょうか。	事業者側で見込む必要はありません。要求水準に記載の什器・備品が本事業の対象としています。事業者の提案による什器・備品については事業者の費用負担となり、提案にあたっては、振興会の確認が必要となります。
713	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	13		1_(2)_①_c 警備を指揮する者	cで示す当該施設の警備を指揮する者と、dで示す業務副責任者は同一との理解で宜しいでしょうか。	業務中に施設の警備を指揮する者を配置することは必須としていますが、必ずしも業務副責任者である必要はありません。
714	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	15		1_(2)_①_d 業務副責任者	業務責任者1名に対し、業務副責任者の人数は事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	17		1_(2)_①_e 異常があった場合の体制	業務責任者又は業務副責任者が業務従事者として配置に就いている場合、異常対応で配置箇所から離れ、未配置になっても要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	配置箇所から離れる場合は、代行者を配置してください。
716	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	15		1_(3)_①_b 平面駐車場の対応	「平面駐車場は人員による対応とする」とあります。駐車車室や車路には機器を設置しませんが、利用者に手渡しする駐車券の発行や、車両乗車前に精算を行う為の機器の設置は認められますでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
717	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	20		1_(3)_② ポスト配置	「要求水準を満たしたうえで、業務上の安全及びセキュリティを確保できる場合、ポスト数並びに配置日及び時間によらない業務提供の提案を可能とする。」とありますが、公演の無い日時等は平面駐車場を閉鎖することは可能でしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1.(3)②a.(b)に示すとおり、公演有無に関わらず全日9時～翌9時の業務提供を必須としますが、3. 国立劇場の駐車場管理に係る要求水準を満たしたうえで、業務上の安全性及びセキュリティを確保できる場合は、人的対応を行わずとも機械等による業務提供の提案を可能とします。
718	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	24		1_(3)_②_a_(a) ポスト数	駐車場管理業務のポストは警備員である必要はありますか。	駐車場管理業務の要求水準を満たす範囲で、警備員の配置については事業者の提案によります。
719	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	31		1_(4)_①_a_(c)	要人等の先導警備とは4号警備に該当しない認識でよろしいでしょうか。	国内外の要人等の先導警備の業務内容については、協力要請の際に振興会及び関係機関との協議により決定します。
721	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	41		1_(4)_③_a.	資格所有者は配置要員が保持していればよく、毎日出勤している必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	業務提供日において、業務を実施するポストに配置する必要があります。
722	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	27		1_(5)_③_b 通信機器	通信機器の指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、振興会による事前の確認が必要です。
723	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	29		1_(5)_③_c 防犯護身用具	防犯護身用具は警備業法に定められた仕様となりますので、警備業務受託者が用意するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
724	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	31		1_(6)_①	VIP来場時の一般客に対して検査として、持ち物検査委や金属探知機等の身体検査は不要という理解でよろしいでしょうか。	VIP来場時の具体的な業務内容及び必要機器等は、振興会及び関係機関との協議により決定します。
725	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	31		1_(6)_① VIP来場時の対応	「VIP来場時等の特別警戒対応及び手荷物検査等を実施」とありますが、特別警戒対応及び手荷物検査の具体的な対応方法についてご教示ください。金属探知機による手荷物及び身体検査は不要という理解でよろしいでしょうか。	No. 724の回答をご参照ください。
726	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	32		1_(6)_①_a.	特別警戒対応とは、どのような内容を実施するのでしょうか。	No. 724の回答をご参照ください。
727	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	32		1_(6)_①_a V I P来場時等の対応	VIP来場時の手荷物検査等とありますが、具体的な業務内容と必要となる機器をご教示ください。また、必要となる機器は振興会様にてご用意いただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段については、No. 724の回答をご参照ください。後段については、必要となる機器は事業者において用意いただくことを予定しています。なお、要求水準で求めている以上の機器が必要な場合、機器の費用負担については、事業契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
729	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	17		2_(1)_①_b 交通誘導	交通誘導(a)～(c)について、労働人口の減少が加速する中、将来的に人員確保が難しくなることが予想されます。人による対応に代わり、サインージ等による対応もお認めいただけますでしょうか。	国立劇場に相応しい品格及び利用者の利便性が高く舞台芸術を提供する施設の雰囲気と調和したサービス品質を損なわず、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
730	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	19		2_(1)_①_b_(a) 来場者の交通整理及び誘導	来場者の交通整理とは、人の誘導を意味するのでしょうか。	敷地内においては、車両の交通整理も含まれます。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
731	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	20		2_(1)_①_b_(b) 終演時のタクシー呼び入れ	タクシーの呼び入れはどのような状況（場所やタイミング、対応限度）を想定されておりますでしょうか。	タクシーの呼び入れは、メインエントランス等の車寄せに設置するタクシー乗り場付近において、終演時、タクシーを道路からタクシー乗り場へ誘導することを想定しています。業務の詳細は、契約締結後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
732	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	21		2_(1)_①_b_(c) 来場者への簡易な案内	来場者への簡易な案内とありますが、『簡易な案内』について具体的な業務内容をお示しください。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1.(6)③a.をご参照ください。
733	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	32		2_(1)_②_j 緊急電話対応	時間外電話対応は、多言語対応を想定されておりますでしょうか。翻訳機器を使用する場合、多言語対応の要求水準を満たしているとの考えで宜しいでしょうか。	振興会代表電話時間外の対応については緊急電話に関わらず、多言語による問合せが想定されますので、翻訳機器等を用い適切に対応してください。
734	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	34		2_(1)_②_k 物品等の搬出入管理	物品等の搬出入管理について、どの程度の業務を想定されておりますでしょうか。また、搬出入管理対応中は、通用口ポストが不在でも要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	前段については、宅配便配達業者や納品業者を配達先部署へ連絡・誘導する、車両を誘導するなどの業務を想定しています。後段については、通用口のポストが不在になるなど、業務不履行が懸念される場合は、代行者を配置するなど対応してください。
735	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	36		2_(1)_③_a 巡回	巡回について要求水準を満たす場合は人に代わって監視カメラ、ロボットなどの運用も認められると解して宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
737	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	5	2		2_(1)_③_b_(a)	交通誘導を実施するのは公演のある日の開演及び終演時のみとの認識でよろしいでしょうか。	公演開場時及び終演時に限りません。詳細は、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」2.(1)③b.(a)～(c)をご参照ください。
745	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	31		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	労働人口の減少が加速する中、将来的に人員確保が難しくなることが予想されます。平面駐車場の管理について、適切に誘導や振り分けができて要求水準を満たしていれば、人的対応を行わずとも、機械やシステム、サイン等による対応もお認め頂けますでしょうか。	No.717及びNo.729の回答をご参照ください。
746	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	32		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	「平面駐車場について、～民間収益施設の利用者が利用することがないよう、」とあります。劇場の地下駐車場はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、国立劇場の平面駐車場は、来場者の利用が少ないと予想される際は、来場者と関係者以外利用も想定していますが、詳細は契約締結後の事業者との協議によります。後段については、基本的にはご理解のとおりですが、適切な利用者が地下駐車場を利用できるように配慮されることを想定します。
747	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	33		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	「民間収益施設の利用者が利用することがないよう、適切に誘導・振り分けを行う。」とありますが、振興会が発行する駐車証や観劇チケット等により劇場利用が確かに確認できる車両以外は駐車させないとの理解でよろしいでしょうか。	No.746の回答をご参照ください。
748	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	34		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	民間収益施設の利用者が利用することがないよう、適切に誘導・振り分けを行うとありますが、民間収益施設の利用者が使用する駐車場が地下に集約されている場合は民間収益施設利用者を地下駐車場へ案内できれば要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、そのほかの駐車車両の誘導については、要求水準をご参照ください。
749	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	36		3_(2)_③ 安全上必要な利用制限	安全上必要な利用制限とはどのような業務を想定されているのでしょうか。	事象を特定することは困難ですが、来場者等の安全に支障が生じると思われる車両の入出場や駐車に対し、利用を制限することを想定しています。利用制限の詳細については、業務計画書で定めます。
750	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	36		3_(2)_③ 安全上必要な利用制限	安全上必要な利用制限とは、車両の重量や寸法について規格外の車両を制限する業務も含まれますでしょうか。	含まれます。併せて、No.749の回答をご参照ください。
751	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	39		3_(2)_⑤ 無料と認めた車両が入出場する際の立会い	駐車料金を無料にする処理は業務要求水準書第4章第5節2_(2)_①⑦で定める駐車券受付処理装置で行い、車両の駐車場入出場管理は同項で定める管制設備によって行われます。適切な管理がなされていれば、必ずしも入出場に人員が立ち会わなくても良いでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
752	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	40		3_(2)_⑥ 駐輪自転車等の整理	業務要求水準書第4章第5節1_(11)にて、サイクルポートの管理はコミュニティサイクル事業者が実施するとあります。本項の「利用状況の把握及び駐輪自転車等の整理」にはコミュニティサイクルの管理は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
753	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	40		3_(2)_⑥ 駐輪自転車等の整理	駐輪スペースの利用状況の把握及び駐輪自転車等の整理について、1日の営業が終了した後に留置き自転車の台数チェック及び適切な対応を実施すれば要求水準未達にならないという理解で宜しいでしょうか。	台数チェック及び適切な対応だけではなく、来場者が快適に利用できるよう、放置自転車への対応等も含まれます。対応にあたっては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
754	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	41		3_(2)_⑦ 障害者の乗降介助	障害者の乗降介助は不慣れな者が行った場合、障害者に怪我を負わせてしまうなど大きなクレームとなるケースが多いものです。紛議を避けるためにも「要介助者の求めに応じた対応を行う」旨の定めに変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
755	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	41		3_(2)_⑦ 身体障害者車両の誘導	身体障害者車両の誘導は、サイン等によるものも認められるという理解でよろしいでしょうか。	No.729の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
756	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	42		3_(2)_⑧ 事故及び異常発見時の対応	長期放置車両が発見された場合、事業者は振興会へ報告すれば要求水準未達とならず、移動の督促など最終的な解決までの対応は振興会様の分担と理解してよろしいでしょうか。	移動の督促など最終的な解決等の異常発見時の対応は、振興会の指示のもと事業者が行う業務とします。
757	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	7	2		3_(4)_① 充電スポットの利用料金	業務要求水準書第4章第5節2_(2)では電気自動車の充電スポットや充電器等について要件が記載されていません。電気自動車の充電スポットや充電器等の仕様は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
758	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	7	2		3_(4)_① 料金の徴収及び駐車券の交付	昨今①駐車料金、電気自動車の充電スポットの利用料金の徴収や駐車券の交付は精算機等に機械化されているケースが一般的であり、また、コロナ禍で可能な限り接触は避けるべきだと思慮します。①については<業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦駐車場管制設備>の要求水準に記載いただき、国立劇場の駐車場管理業務に係る要求水準では駐車場管制設備の故障時等の一次対応として定めていただくことは可能でしょうか。	前段については、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。併せて、No.717及びNo.729の回答をご参照ください。後段については、原文のとおりとします。
759	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	7	3		3_(4)_② 割引の適用	②国立劇場の利用者について、割引を適用については<業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦>による駐車券受付処理装置を用いて実施するものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
760	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	7	4		3_(4)_② 金の徴収及び駐車券の交付	割引は駐車場売上の増減に関わるため、何を確認して割引するのか明確にさせていただくようお願いします。	No.886の回答をご参照ください。公演のチケットや関係者の駐車許可証、割引処理された駐車券などを想定しています。
761	108_(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	7	4		3_(4)_③ 領収証の発行	昨今③領収書の発行は精算機等に機械化されているケースが一般的であり、また、コロナ禍で可能な限り接触は避けるべきだと思慮します。③については<業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦駐車場管制設備>の要求水準に記載いただき、国立劇場の駐車場管理に係る要求水準では駐車場管制設備の故障時等の一次対応として定めていただくことは可能でしょうか。	No.758の回答をご参照ください。
763	109_(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	1	30		2_(3)_①_a ICカードの材質	ICカードの材質は『PET-G』で指定されていますが、価格及び品質の面から、一般的に採用・流通しているICカードの素材は『PET、PET-G、PVC』の3種となります。前述3種の中から事業者が選定することをお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準を満たす範囲において、PET、PET-G、PVCの3種から事業者が選定可能です。
764	109_(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	1	40		2_(3)_②	「職員証のデザインは、現行のデザインを踏襲し」とございますので、現行のデザインを開示いただくことはできますでしょうか。目的は、デザインや文字種の確認です。	現行のデザインは提供できませんが、記載内容については、以下をご参照ください。 <表面> 顔写真（カラー）、振興会シンボルマーク、組織名（日本語、英語併記）、職員氏名（漢字・ローマ字併記）、発行日 <裏面> 注意書き（5項目、1項目25字程度）、組織名、発行部署名、住所、電話番号、職員番号、バーコード
765	109_(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	2	4		2_(3)_②_d_(a)	機材は事業者用意とありますが。撮影場所は提供いただける認識でよろしいでしょうか。	撮影場所は振興会が提供します。
769	110_(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	3	5		3_(2)_②	放送業務についてポスト数：1と記載があるが、これは大劇場・小劇場・演芸場合わせてのポスト数という認識でよいのか。	ご理解のとおりです。
770	110_(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	4	9		4_(2)_⑧	医務室について、必要な備品などは什器・備品調達業務内で調達するという理解でよいか。	【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に記載のとおり、医務室に必要な備品は什器・備品調達業務において調達することを予定しています。
771	110_(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	4	14		4_(2)_⑨	⑨に記載されている電気ストーブや車いす等の貸出備品は、什器・備品調達業務内で調達するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に記載はありませんが、什器・備品調達業務においてご提案ください。
773	111_(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	28		5_(2)あ ぜくら会員からの問合せ対応	あぜくら会員からの問い合わせは代表電話以外（事務局番号など）のものも対応する必要があるか。	電話受付案内業務としては、代表電話以外のあぜくら会員からの問合せは、対応する必要はありません。 上記以外のあぜくら会事務局への問合せは、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6.のとおり、チケット販売支援業務において実施してください。チケット販売支援業務において実施するあぜくら会事務局への問合せは、代表電話以外で受け付ける想定であり、問合せ手段は要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。 あぜくら会事務局関連の業務については、電話受付案内業務とチケット販売支援業務間で連携を取り効率的な運用を提案してください。
774	111_(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	28		5_(2)あ ぜくら会員からの問合せ対応	あぜくら会員からの問い合わせは代表電話以外（事務局番号などの別の電話番号やWEBフォームなど）からの問い合わせ手段はあるか。またそれらへの対応は本業務範囲に含まれないのものと理解して問題ないか。	No.773の回答をご参照ください。
775	112_(添付5-3-5)託児室運営業務に係る要求水準	1	6		2_(1)	「業務提供日は振興会が主催する公演で 託児が必要となる公演日のうち、利用予約がある公演日を対象とする。」との記載がありますが、レクチャー室の集客イベントや特別ツアー開催時に未就学児の入場が難しい場合や、その他国立劇場内でのイベント開催時にも業務提供をすることは可能でしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。また、集客イベントや特別ツアーなど、事業者が収入を得る催し物のために業務提供する場合は、振興会の費用負担や利用料金について、業務計画書で定めます。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
776	112_(添付5-3-5)託児室運営業務に係る要求水準	2	30		6_(2) 保険の付保	必ず事業者名義の賠償責任保険に加入するとありますが、PFI事業の各業務のリスクについては、原則事業者から委託先へパススルーする必要があることと、当該業務の専門性が高い委託先又は再委託先の方が必要なリスクに応じた内容の保険を付保できることから、SPCが委託先又は再委託先の付保状況を確認することを条件に、委託先又は再委託先名義で保険加入することをみていただけないでしょうか。	事業者は運営業務の業務実施を管理する必要がありますので、託児室運営業務において事故が発生した場合は、事業者が自らの責任において対応することを想定していますが、保険契約者を当該業務の請負企業とすることは可能です。
777	113_(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	1	3		1_(1)_①	チケット販売業務として、ワークショップイベント、特別ツアーなどの有料イベントのチケット販売も行うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」5.(1)に記載のとおり、普及発信施設の展示や劇場ツアー等、料金徴収を行うチケットの販売も、事業者で行ってください。
778	113_(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	1	27		1_(2)_③	「主催者から依頼のあった貸公演については、窓口でチケットを販売する」との記載がありますが、貸公演のチケット販売については窓口販売のみでインターネットや電話等での販売は行わないという認識でよろしいでしょうか。	本要求水準に示している業務以外に、借主から依頼があった場合には、事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
779	113_(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	2	1		1_(3)_④	「国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。」との記載がございしますが、「国立劇場内チケット売場」と「国立劇場内チケットセンター」は異なるということでしょうか。各劇場に専用のチケット売場を設ける必要がありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。チケット売場及びチケットセンターについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章第7節6.(2)⑧b.、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」の記載も参照ください。後段については、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
780	113_(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	5	14		4_(1) 業務概要	電話予約受付時間は【参考資料5-3-7】「チケット販売支援業務に関するデータ」3.(2)に記載されている時間(10:00～18:00)で良いか。	ご理解のとおりです。
781	113_(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	6	49		6_(1)_①	ポスト数:1と記載があるが、常時1ポスト配置する必要があるか。	ご理解のとおりです。配置日及び時間に記載の日及び時間に、常時1ポスト配置してください。
782	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	4		1_(1)_① 公演記録映像・音声収録業務	ビデオエンジニアの選任・配置は必須となりますでしょうか。同様の業務を提供できる場合の配置は不要、または兼任でもよろしいでしょうか。	ビデオエンジニアの配置は必須です。また、公演収録時はビデオエンジニアと他の業務従事者の兼務はできません。ただし、ビデオエンジニアのポストが配置され、要求水準書を満たしている限りにおいては、都度担当者が交代して業務を行うことは認めます。
784	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	4		1_(1)_① 公演記録映像・音声収録業務	集後の納品回数、納品スケジュール(製作期間、確認・指示、納品)をご教示ください。	現時点での想定はありません。なお、令和元年度の国立劇場大劇場・小劇場、国立演芸場における公演記録の完成版の納品回数は、年間およそ60回です。また、現行業務においては、収録から納品まで、3か月程度の期間を要します。
785	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	8		1_(1)_② 映像資料複製業務	複製枚数の想定数と納品回数、納品スケジュール感をご教示ください。	現時点での想定はありませんが、国立劇場における現行の業務における複製枚数は年間350枚程度、納品回数は年間220回程度です。また、現行の業務においては、デモ用の複製に約1日、映像資料複製に係る権利処理等の内部手続に最低1か月程度、承認後の複製作業に約1日を要しています。
786	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	9		1_(1)_③ 公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務	公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務に関して、納品回数の想定数と納品スケジュール感をご教示ください	現時点での想定はありません。なお、現行の公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務における納品回数は年間およそ5回、納品スケジュールはおよそ10営業日としています。
787	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	9		1_(1)_③ 公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務	公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務について、リサイズ等の業務時の発生数量によって金額が変化すると思われるので、算出基準または記載基準をご教示ください。	【添付資料5-3-7】「公演記録支援業務に係る要求水準」1.(3)③c.に示すとおり、公演記録支援業務はすべて、業務量の実績に応じて支払を行うので、現時点において事業費の算出及び提案をいただく必要はありません。入札時の金額については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。各項目の単価については、現行の業務における年間予定数量を【参考資料5-3-8】「公演記録支援業務に関するデータ」5.(1)に示していますので、そちらを参照のうえ、提案してください。なお、現行業務における年間の納品回数と納品スケジュールについては、No.786の回答をご参照ください。
790	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	18		1_(3)_① _b	「業務責任者を配置すること」とありますが、責任者以外の人員は選任せずに、都度入れ替わることは容認されていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
791	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	1	18		1_(3)_① _b	業務責任者やテクニカルディレクター等は、劇場内への常駐を想定されておりますでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
792	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	2	23		1_(1)_① _e_(c)	ライブ配信に関わる業務において、必要に応じて第三者に委託してもよろしいでしょうか。	ライブ配信に関わる業務の第三者への委託については、業務従事者の要件を満たしたうえで、可能とします。第三者への委託を行う場合は、【資料-1】「事業契約書(案)」第17条の規定に従ってください。
793	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	2	23		1_(1)_① _e_(c)	ライブ配信に関わる業務において、指揮命令者は振興会の職員となりますでしょうか。配信に関わる業務体制(指揮命令系統)の考え方を教示ください。	ライブ配信を行う場合は、振興会の担当者と公演記録支援業務の業務責任者との連携のもと、公演記録支援業務の業務責任者が業務従事者に業務指示等を行ってください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
794	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	2	42		2_(1)_②_b_(b)	「収録用台本」の作成に関して、配置する人員選定に関わるため、ご要望の水準を確認したく、過去の台本または類似する資料を確認させて頂くことは可能でしょうか。	振興会では、過去の収録用台本を保存していないため、提供できません。業務従事者が、要求水準を満たす公演記録映像が収録できる水準の台本を作成してください。完成後の映像については、【参考資料5-3-19】「公演記録映像」をご参照ください。
795	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	4	7		1_(1)_③_a_(g)	「業務の実施に際し、カメラ等必要機材の運搬、設置、回線敷設、調整等を原則として業務開始1時間前までに行うこと。ただし、公演ごとに準備可能な時間等が異なるため、詳細については振興会に確認すること。」とありますが、公演の準備に与えられる最短時間や業務回数の想定をご教示ください。	公演の準備に与えられる最短時間は、およそ1時間を想定しています。なお、カメラを用いる公演収録日については、各日調整を行うこととします。その他、現行業務における公演記録映像収録設備運用業務におけるポスト数は、【参考資料5-3-8】「公演記録支援業務に関するデータ」1.(2)の『運用』で確認いただけるのとおり、毎月20ポストを配置しています。
796	114_(添付5-3-7)公演記録支援業務に係る要求水準	4	7		1_(1)_③_a_(g)	記録業務の準備作業が、設定された準備可能時間を超える場合、前日作業やポスト数を増やして対応することで、経費の増加となることが考えられますが、経費算出についてのお考えをご教示ください。	公演記録支援業務については、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うこととします。対価の支払方法等については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」をご参照ください。経費の算出にあたっては、事業者が、各月の業務に係るポスト数（それぞれの業務に係る総作業時間が分かる記載とすること。）を毎月末締めでまとめ、振興会に提出したものを参照します。
797	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	3		1_(1)_業務概要	現国立劇場では季節に合わせた装飾がロビーで実施されていますが、業務概要①～④の中に該当する項目がありません。グランドロビーが普及発信施設に内包される空間と考えると、民間事業者による事業だと考えられますが、装飾に関する業務は振興会側にて対応されるという認識でよいでしょうか。また、事業者側の業務だとすると、事業費はサービス対価に含まれるのか、普及発信施設の企画・制作事業費と考えるのか、考えをお示しください。	前段については、イベント企画・運営支援業務に含まれます。イベントに合わせて装飾を行ってください。後段については、費用は、運営費の企画・制作業務費に含まれます。【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」をご参照ください。また、イベント内容によっては、振興会が別途調達する場合もあります。
799	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	17		1_(2)	普及発信施設は観劇目的以外の来場者も訪れる施設という認識で、各施設が公演の有無に係わらず賑わいを創出するものと理解をしておりますが、各施設の業務提供日は公演日を原則となっており、公演日を前提とした人員計画を行う必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりですが、公演日以外にも業務を実施し、普及発信に繋がるよう積極的に活動していただきたいと考えています。なお、公演日以外に業務を行う場合は、振興会と協議のうえ業務を実施してください。その他、普及発信施設の運営支援業務において、ポストに係る人件費以外の、業務量の実績に応じて支払う対価の支払については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。
801	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	14		1_(3)_①_a_表8-2	レファレンス運営スタッフの勤務時間は9時間/日 5ポストとあるが、常時5ポスト配置する必要があるか。	レファレンス運営スタッフについては、レファレンスの利用者の利便等を損なわず、要求水準を満足する範囲において、9時間/日・年300日・5ポストを基準とし、繁閑の状況に応じて配置するなど、事業者の提案を可能とします。
802	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a_表8-2_広報・営業担当者	業務内容として「普及発信施設の運営にあたり、広報・営業を担当する。イベントの宣伝等を行う。」と記載があります。本業務にあたり、振興会が実施する広報・ブランディング活動との関係として、役割分担、協業の考え方をお示しください。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.(4)に記載のとおり、振興会は、広報・営業担当者等の人件費を、そのポスト数に応じて、『展示等運営人件費』として支払います。そのうえで、具体的な業務を行うなかで発生する、『展示等運営人件費』以外の費用については、『企画・制作業務費』として、業務量の実績に応じて支払います。業務の詳細については、契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
803	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a_表8-2_広報・営業担当者	業務内容として「普及発信施設の運営にあたり、広報・営業を担当する。イベントの宣伝等を行う。」と記載があります。本業務にあたり、添付資料5-3-10開業準備支援業務にかかる要求水準P.1の②広報・ブランディング活動の業務従事者の業務内容との、役割分担、協業の考え方をお示しください。	No. 802の回答をご参照ください。
804	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a_表8-2_広報・営業担当者	表8-2業務内容からイベントチラシや展示室リーフレット制作も担うと考えられますが、添付5-3-8には、体験展示室のリーフレット制作およびオンラインやウェブサイトでの情報発信しか見受けられません。企画展示室のリーフレットは振興会にて制作されると考え事業費は事業者側で見込まなくてよいという理解でよいか。また、普及発信施設の運営にあたり、広報制作物に関しては、振興会と協議の上、実績支払いと考えてよいか。サービス対価に含むのであれば、事業費積算にあたり、体験展示室のリーフレットの仕様・部数等に加え、普及発信施設における広報印刷物などの仕様・部数等具体的にお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、企画・制作業務費として、業務量の実績に応じた対価を支払います。
805	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	2		1_(3)_①_a_表8-2_企画・制作担当者	表内の企画・制作担当者の業務内容において、「振興会が実施する企画展示と協働して、体験展示を企画し、必要に応じて助言等を行う。」とあるが、企画展示の制作は振興会が予算を持ち、企画制作を担うと考え、事業者側はそれに対するアドバイス程度という認識でよいか。	企画展示の費用については、振興会で別途負担します。業務内容の詳細については、契約締結後の事業者との協議のうえ振興会が決定しますが、事業者には、振興会が実施する企画展示に対して振興会が助言を求めた場合には、積極的にそれに応じることを期待しています。
806	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	3		1_(3)_①_a_表8-2_レファレンス運営スタッフ	勤務時間に9時間/5ポストと記載があるが、また、水曜は夜間延長が示されている。開館時間中は常に5ポスト配置が必須でしょうか。またはコアタイムを設け、その時間帯は5ポストとし、利用者数に応じて必要なサービス機能が提供できるなら時間帯によっては事業者の工夫によりポスト数を減することも可能でしょうか。事業費に関わるため、考えをお示しください。	前段については、No. 801の回答をご参照ください。後段については、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業者と協議のうえ振興会が決定します。
807	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	9		1_(3)_①_c	「c ボランティアスタッフを含む運営スタッフの募集・採用、業務管理はすべて事業者の責任で実施すること。」とあるが、管理に要する費用はサービス対価内に含まれているという認識でよいか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
808	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	14		1_(4)_①	「各種業務に係る制作費 及び 業務量に応じて配置した運営スタッフ（一般）並びに運営スタッフ（有資格者）のポスト分の人件費等は、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うこととする」との記載がありますが、ここに記載のある「制作費」の定義をご教示いただけますでしょうか。企画制作を行う専門的なスタッフの人件費や体験サービスを提供するスタッフの費用、広告宣伝費などを指しており、施設整備業務として記載のある「展示制作・造作」とは異なるという認識でよろしいでしょうか。	企画制作費における『制作費』とは、広告宣伝費、事業期間中の展示の更新費等を指し、施設整備業務として記載のある『展示制作・造作』とは異なります。具体の費用の用途については、事業開始後、振興会と協議のうえ決定してください。その他、企画制作費には運営スタッフ（一般）及び運営スタッフ（有資格者）の人件費も含まれます。なお、企画制作を行う専門的なスタッフの人件費は、『企画・制作担当者』として別途ポスト数を定めており、展示等運営人件費に含まれます。
809	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	19		1_(4)_②	「普及発信施設の設計、建設工事、展示制作・造作は施設整備業務」との記載がありますが、この「展示制作・造作」については、デジタルコンテンツの制作などの費用も含まれますでしょうか。「展示制作・造作」に含まれるものとして想定されている内容をご教示ください。	事業者の提案によるコンテンツ作成に係る費用は、『展示制作・造作』に含まれます。その他、普及発信施設の整備に係る具体的な内容は、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第7節. 6. 及び【添付資料4-7-8】「普及発信各室の性能特記事項」をご参照ください。
810	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	27		1_(4)_③	「③前掲の②によって調達した什器・備品の更新費用が発生した場合については、企画・制作業務費で支払う。」とあるが、期間中に一度想定されている全面改修費用は同額を想定すればよいでしょうか。または費用は事業者提案として設定するのか、お考えをお示しください。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」4.(4)④b.に記載のとおり、全面改修の内容は事業者と協議のうえ、振興会が決定します。そのため、全面改修費用について、現時点でお示しできるものではありません。なお、企画・制作業務費については、業務量に応じた対価を支払うことから、現時点において提案いただく必要はありません。入札時の金額については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。
811	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	27		1_(4)_③	「③前掲の②によって調達した什器・備品の更新費用が発生した場合については、企画・制作業務費で支払う。」とありますが、期間中に一度想定されている全面改修費用の計上年度は、事業者が任意に設定してよいでしょうか。	No. 342及びNo. 810の回答をご参照ください。
812	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	34		1_(4)_⑤	「⑤レファレンスの運営支援業務、及びイベント企画・運営支援業務のうち振興会が企画・運営を行う普及イベントについては、料金収入は全額振興会に帰属する。この業務において料金を徴収した場合は、業務ごとに毎月末にまとめて振興会に報告するとともに振興会の指定する口座に振り込みで納入すること。」とありますが「振興会が企画・運営を行う普及イベントについて」の普及イベントの範囲を教えてください。（例えば、通常のレファレンスにおける料金収入はそれに該当するかなど）	普及イベントの範囲については、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」及び【参考資料5-3-14】「普及イベント実施例」をご参照ください。なお、通常のレファレンスにおける料金収入は、普及イベントで得られる収入には該当しませんが、レファレンスにおいて得られる料金収入は、すべて振興会に帰属します。
813	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	20		2_レファレンスの運営支援業務	業務の中に検索システムや料金徴収代行（POSレジやキャッシュ）の内容が示されていません。振興会が各種システムや備品、しくみの構築をし、事業者側は運営をするだけという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
814	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	34		2_(2)_④	「④視聴サービスの利用料金は、職員、出演者、レファレンスの運営に関与する者を除き有料とする」とありますが、利用料金は振興会が設定するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
815	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	45		2_(3)_②	「②利用料金は、振興会の指示により徴収する。」とありますが、徴収方法について記載がありません。POSレジなどのシステムでの対応の場合、振興会にて準備・設置されるという認識でよいでしょうか。（事業者側で準備するものはないと考えてよろしいか）	No. 813の回答をご参照ください。
816	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	24		2_(8)資料点検	「所蔵資料の点検は、原則として、毎年度2回、レファレンスルームを閉館して行う」とありますが、1回の想定日数があれば教えてください。	現時点でお示しできる想定はありませんが、現行業務においては、月末に実施する整理点検は1日、夏季整理期間は9～11日間、冬季整理期間は5～9日間を要します。
817	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	27		2_(9)ブラウジングコーナーの活用等について	「伝統芸能系の雑誌や入門書籍を配架し」とありますが、配架の形態は事業者提案という点でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
818	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	27		2_(9)ブラウジングコーナーの活用等について	ブラウジングコーナーはオープンな空間で自由に閲覧していただく趣旨かと理解しますが、その場合盗難・紛失などもリスクも伴うと考えます。振興会が選定・購入する書籍や公演の解説書等配架資料に関して、盗難・紛失へのリスク対応をどのようにお考えかお示しください。	ブラウジングコーナーに限らず、劇場内のあらゆる場所において、盗難・紛失が生じないよう、警備業務の一環として、不審者の監視を行ってください。
819	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	28		2_(9)_①	「配架する雑誌や書籍の選定や購入は振興会が行う」との記載がありますが、常時何冊程度の雑誌・書籍を配架する予定などの計画、必要な書棚の数、ブラウジングコーナーに必要な面積などの想定がございましたでしょうか。	事業者の提案によりますが、詳細については、事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
820	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	3			グランドロビー及び大小レクチャー室は事業者の利用が認められていますが、外部の団体に貸し出して、普及発信につながるようなイベント等を開催することは認められるのでしょうか。	振興会と協議のうえ、グランドロビーや大小レクチャー室を外部の団体に貸し出し、普及発信に繋がるイベント等に積極的に活用していただくことを期待しています。
821	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	9		3_(1)_⑤	「ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語によるコンテンツ作成やオンライン配信を行うなど」と記載がありますが、振興会が設置運用する国立劇場のウェブサイト以外に、普及発信機能独自の情報発信プラットフォーム(ウェブサイトなど)を設置運用し、振興会の国立劇場のウェブサイトと連携していくという考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
822	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	26		3_(3) 普及イベント	「②実施頻度及び内容」に記載の内容について、「d. さくらまつり・鏡開き等、その他振興会が企画するイベント」は振興会が主体となって実施するイベントへの実施支援を行い、「a. 伝統芸能講座～c. ワークショップ」の内容については、事業者が主体となり企画・開催するとの理解でよろしいでしょうか。	普及イベントの企画の主体は振興会です。事業者は主に参加者の確認・案内等、運営の支援を行います。企画に関して振興会が助言を求めた場合には、それに応じることを期待しています。
823	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	8		4_(4)_③_d	「修理又は点検に際して専門的技術が必要となる場合は、振興会と協議を行う」との記載がありますが、修理又は点検に際しての費用の負担については振興会様側で担っていただくという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責によりその必要が生じた場合を除き、修理又は点検に際しての費用については、企画・制作業務費として振興会が負担します。
824	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	38		5_(2)_①	見学コンテンツについて「来場者等が、ロビー等、公演日でなくとも立ち入ることのできる場所を見学できるよう。」との記載がありますが、ロビーというのは、グランドロビーを指すという認識でよろしいでしょうか。	グランドロビーなど、来場者以外も自由に入出りできる場所を想定しています。詳細については、契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
828	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	10	20		5._(4) 特別ツアー	⑤に「特別ツアーは休演日など限られた条件で実施」また、④に「職員の立会いを必須」とありますが、休館日にも職員に立ち会っていたという認識でよろしいでしょうか。	休館日は業務提供日ではありません。休演日における特別ツアーの実施については、振興会職員が立ち会いますが、休演日かつ休日（土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日）である日に特別ツアーを実施する場合は、事業者と振興会が協議し、実施可否を振興会が決定します。
829	116_(添付5-3-9)冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準	1	17		1_(3)	「国立劇場外に本件業務の実施が十分に可能な場所を準備し、業務を実施すること。」との記載がありますが、宅急便の集荷・配送手配などすべての配送支援業務について、劇場外で対応するという認識でよろしいでしょうか。	国立劇場における作業が必要な場合は、警備業務の業務従事者に作業を行わせる等、連携して作業を行い、人員を効率的に配置することとさせていただきます。 国立劇場内の荷物をまとめる場所については、【添付資料5-3-9】「冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準」3. (4)③、(5)③に記載するとおり、国立劇場内に確保することを想定しています。
831	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	1	6		1_(2)	「開業に向けたリハーサル等業務」において発生する費用はすべて振興会様側で負担されるという認識でよろしいでしょうか。（事業者負担の費用は、支援業務に係るスタッフの人件費のみという認識でおります。）	要求水準に規定する業務内容及び業務期間において実施された業務に係る費用は、広報・ブランディング活動で配置を求めている業務従事者の人件費を含め振興会が負担しますが、当該要求水準にないものに係る費用については事業者負担を想定しています。
833	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	2	1			「なお、事業者が検討したPR及び広報ツールの計画の実施については主に振興会が行うが、事業者は、作成した計画が円滑に実施され、かつ、効果的なPR及び広報ツールが実現するように、適切なアドバイス及び企画・実施補助を行う。」と記載されていますが、実施補助について具体的な業務内容や業務量の概要をお示しください。また、本業務に関して、配置する従事者の人件費以外に事業者の負担する費用は無いという理解で良いでしょうか。	前段については、事業契約締結後に詳細について事業者との協議のうえ、振興会が決定します。 後段については、No. 831の回答をご参照ください。
834	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	2	10		(d)	「なお、事業者が検討したイベント計画の実施については主に振興会が行うが～」とあるが、例に示されたようなイベント実施予算に関しては、別途振興会側にて本事業とは別に予算枠を確保するという認識でよいでしょうか。 本事業で予算設定する必要がある場合、イベント規模・対象によって振興会側と事業者側のイメージの乖離が大きいと期待される予算設定が難しいため、具体的にお示しただけでないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業契約締結後、規模・対象を含むイベント計画について事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
835	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	2	14		1_(2)_②_d_(d)	プレイバントや開業記念事業の例が挙がっていますが、現時点でロゴ・シンボルマークの制作の有無、想定される場合の公募の可能性等、考えをお示しください。ロゴ・シンボルマークなどはサイン計画にも影響があると考えられ、その場合、よりよい体制・取り組みを図るためには想定される業務期間との関係について、考えを合わせてお示しください。	現時点では、国立劇場のロゴ・シンボルマークを新規に制作する予定はありません。今後、振興会において必要性を含め検討することとなります。
836	117_(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	2	14		1_(2)_②_d_(d)	「開業記念事業」に関して、人員体制検討に影響があるため、実施回数や規模感など、考えをお示しください。	あくまでも例示であり、具体的な内容については、振興会において必要性も含め検討することとなります。
838	118_(添付5-3-11)振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	18		2. クリーニング業務に係る要求水準	指定のクリーニング業者があるか。もしくは事業者でクリーニング業者を選定する必要があるか。	事業者の提案によります。
839	118_(添付5-3-11)振興会の事務支援業務に係る要求水準	2	15		3	「仮移転支援業務に係る要求水準」は一部回線まわりの工事などの業務もあるため、運営業務ではなく維持管理業務に位置づける事は可能でしょうか。	原文のとおりとします。
840	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	12		1_(1)_表12-1	レストラン業務提供のコアタイムが示されている（表12-1内）が、複数のレストランを計画する場合、いずれか1店舗がコアタイムを満たすことで要求水準を満たすこととしてほしい。 ※幕間時間に集中してサービス提供する店舗については、その前後の時間は準備業務等に集中する必要があり、コアタイムを通して開店状態を継続することが難しいと想定されることを懸念します。	国立劇場内に、飲食機能として、カフェとは別に複数のレストランを計画する場合には、最低でも1店舗がコアタイムを満たすことで要求水準を満たすことを認めます。ただし、レストラン、カフェ、ショップいずれも、最低各1店舗ずつはコアタイムを満たし、かつ、施設整備等の要求水準をも満たす形としてください。例えば、コアタイムを満たすレストラン及びカフェ全店舗について、面積合計は600㎡、座席合計は200席を下回らないようにしてください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
841	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	16		1_(1)_※2	「フードデリバリー等の取次ぎ対応等」とあるが、具体的にどういった対応、提供サービスが想定されているか。	フードデリバリーの代理注文、保管、受渡等を想定していますが、詳細については、事業契約後の事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
842	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	20		1_(1)_③※1	「また、業務を提供する日及び業務提供時間については、来場者等のニーズを踏まえて振興会と協議し、承諾を得た場合に限り、変更することができるものとする。」とありますが、ここに記載の「業務提供時間」とは「業務提供時間（コアタイム）」のこととの理解で良いか。前文に「業務提供時間に関してコアタイム以外の時間帯（公演日以外の時間帯を含む）の営業は来場者等のニーズを踏まえて事業者が決定できるものとする。」とあるためどのように解釈すればよろしいでしょうか。	来場者等のニーズを踏まえて振興会と協議し、承諾を得た場合に限り、業務提供時間（コアタイム）を変更することができます。コアタイム以外の時間帯に業務を提供するか否かについては、来場者等のニーズを踏まえて事業者が決定することができます。
844	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とあるが、躯体に影響する基本的な厨房機器（空調、厨房機器）も含まないという理解でよいでしょうか。	「基本的な厨房機器（空調、厨房機器）」で想定されるものが不明ですが、空調については、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (3) ②等の記載を参照して、施設整備業務において整備してください。厨房機器は施設費には含まれません。
845	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とありますが、事業期間中に飲食・物販事業者または業態が社会情勢や時代のニーズとともに変更する必要があり、内装整備等次の業態にあった変更が必要だと考えます。その場合の改修費用は事業者負担という理解でよいでしょうか。（振興会はあくまで初回の施設整備費の一部のみ負担するという理解でよいでしょうか）	ご理解のとおりです。
846	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とありますが、業務要求水準書ではショップにおいて「弁当、軽食及び飲料を販売する計画とする。また、公演休憩時に各劇場ホワイエにおいてワゴン販売等を行う計画とする。」とあります。このワゴン販売等に対応できる什器・備品に関しては、この施設整備費の一部に含まれるという理解でよいでしょうか。	ワゴン販売等に対応できる什器・備品については、施設費には含まれません。事業者の負担において準備してください。
847	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		1_(3)_② 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	振興会にご負担いただける飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用項目を具体的にご教示ください。	飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用とは、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用を指します。
848	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	4		1_(4)_①	「収入及び支出については各店舗別に区分整理」とあるが、同一事業者が複数店舗を一体的に運営する場合、「事業者別に区分整理」とすることを認めてほしい。 ※特にレストラン・カフェについて、観劇客、実践者、広く一般の来街者等の多様なユーザーに、多様な選択肢をもってより魅力的な食の体験を提供しようとするにあたり、複数店舗を一体的に運営することで実現でき、かつ事業成立性も安定するというテナント意見が聞かれている点を踏まえ検討したい。	同一事業者が複数店舗を一体的に運営することを妨げるものではありませんが、月ごとの総売上額に所定の料率を乗じた額となる使用料の算定や、店舗別の収支管理のため、収入及び支出については店舗別に区分整理してください。
850	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	22		2_(2)_③_e. オリジナルグッズの開発について	既存オリジナルグッズの一次販売に係る権利処理に関して振興会が負担した費用を販売種目ごとにご教示ください。	著作権者と振興会の二者間における合意に基づき振興会が費用を負担しており、第三者への公表は予定していません。
852	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	5	1		2_(3) 自動販売機運営業務	現在の国立劇場における自動販売機設置台数をご教示ください。	国立劇場には自動販売機を17台設置しています。
854	120_(添付5-3-13) 普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1	1			広告収入や協賛金・寄附についての記載がありません。例えば広報媒体やサイネージなどへの広告掲載、イベントへの協賛など外部資金が考えられますが、その場合の収入の取り扱いについて、考えをお示しください。	今後、振興会において必要性を含め検討することになります。
856	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにてワゴン販売等をする場合は、年間最低保証使用料はかからないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
857	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにて時間を限定した常設のバーカウンターで飲食の提供や物販を行う場合、年間最低保証使用料はかからないという理解でよいでしょうか。	ホワイエ等の一部を占有して常設のバーカウンターを設置する場合には、年間最低保証使用料を負担する必要があります。
858	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにて時間を限定した常設のバーカウンターで飲食の提供や物販を行う場合、かつ年間最低保証使用料がかかる場合、一時使用時間帯のみに対する費用となるか。	No. 856及び857の回答をご参照ください。
859	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表14-1	人件費・水道光熱費・社会情勢等の事業者がコントロールできない事業環境の変化により運営費の増加が発生した場合、表14-1記載の歩合使用料の算定に用いる料率や年間最低保証使用料についてはその率及び額について協議は可能でしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は事業者の独立採算を前提に実施するものであり、振興会は事業者に生じる損失等を補てんしないことを原則としますが、協議に応じることは可能です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
860	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	21		2. 一時使用に係る使用料	「ショップ運営を行うにあたり一時的に国立劇場の一部を占有して使用する場合に振興会に支払う使用料」の記載がありますが、例えば前庭等や劇場ホワイエ等で、飲食・物販を伴わないイベントを催す場合についての利用料についての考えをお聞かせください。（和楽器演奏イベント、体操イベント、など）	【添付資料5-3-8】3. の普及発信に繋がるイベント等を開催する場合は、積極的に活用していただくことを期待していることから、料金の負担は求めません。その他のイベントについては、別に振興会が定める利用料金を負担する必要があります。併せて、No.820の回答をご参照ください。
861	126_(参考2-5-1) 既存建物・既存工作物の図面①					既存の地下及び基礎、擁壁等の構造図を配布していただけないでしょうか。元施工会社が本事業に応募する場合は、公平な競争環境が阻害されると懸念するためです。	振興会で保有している既存建物の構造図については【考資料2-5-2】「既存建物・既存工作物の図面②」をご参照ください。
862	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	1				アスベスト調査報告書の中に石綿範囲図について、調査にて含有が判明しております外塀塗材と煙突が範囲図に明記されておられません。こちらは既に撤去済みと考えて宜しいでしょうか。	外塀を外壁と読み替え回答します。分析結果報告書等で含有が判明している外壁塗材や煙突、ケイ酸カルシウム板、保温材等については撤去していません。なお、【参考資料2-8】「アスベスト調査報告書」の石綿範囲図（最初の6枚）については、本館の天井仕上げ材等に吹き付けアスベスト等が使用された部屋のみを示しています。
863	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	1				アスベスト調査は報告書に記載されている部分以外に調査が必要箇所が出てくると思われます。事業者側で必要だと想定する新規調査を事業費に計上することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
864	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	9				【仕上塗材（ヒル石）】が含有とありますが層別分析資料がありません。仕上塗材に含有としてLV3扱いと判断して良いでしょうか。	ヒル石のためレベル1の扱いになると考えられますが、行政庁に確認のうえ、事業者において適切に判断してください。
865	139_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	2	28			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、「独立行政法人が行う事業に係る建築物（国立劇場）は、協議により適用しない場合がある。」とのことですが、国立劇場については千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度が適用されないことを前提とした計画としてよろしいでしょうか。	国立劇場の適用の有無について、基本的には適用されないことを想定していますが、詳細は千代田区との協議によります。
866	176_(参考5-1-1) 国立劇場大劇場、小劇場、演芸場及び国立能楽堂の公演実績表	3	1		平成三十一年八月予定表	8/5～8/16まで表記がありませんが、これは演目替えの期間と捉えればよいでしょうか。合わせて令和二年二月予定表における2/17～2/27も同様に、ご教示ください。	平成三十一年八月予定表の8/5～8/16及び令和二年二月予定表の2/17～2/27は公演がありませんでした。
867	177_(参考5-1-2) 業務実施体制案（維持管理・運営）	2	7		統括責任者補佐	統括責任者補佐は普及発信施設以外の業務責任者の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
868	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方	1			表4-1 修繕・更新周期の考え方	長期修繕計画は、表4-1の修繕・更新年（実施時期）を参考とし、事業者の提案による修繕周期で作成すればよいとの認識でよろしいでしょうか。また、更新は振興会で実施とありますが、更新周期も同上の認識でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)⑤に定めるように、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にして、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。
871	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方				修繕・更新周期の考え方	更新に「○」が付いていないものは、現時点で振興会が更新を想定していない設備機器等との理解でよろしいでしょうか。業務開始後、劣化状況により更新が必要となれば振興会にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、更新周期は【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)⑤に定めるように【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にして、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。後段については、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会が行います。
873	180_(参考5-1-5) 共用部の維持管理・運営	1	8		2_(2) 共用部の維持管理・運営 業務実施者	「共用部の維持管理・運営 業務は、管理組合が選定する共用部の維持管理・運営業務実施者により実施される。」とありますが、どのように実施者を選定するのかご教示ください。	事業者の構成員である維持管理企業に委託することを想定していますが、事業者決定後に管理組合で決定します。
879	188_(参考5-2-7) 平成31年度 国立劇場小劇場及び国立演芸場舞台機構保守点検業務の委託仕様書	2	4		8 要員及び人員配置	小劇場の常駐保守点検従事者については、大劇場や演芸場を兼ねたスタッフで対応することは可能でしょうか。小劇場専用のスタッフを常駐させる必要がございますでしょうか。	大劇場や演芸場を兼ねたスタッフで対応することは可能です。必ずしも小劇場専用の人員を常駐させる必要はありません。
881	199_(参考5-2-18) 平成31年度 公演記録録音調整卓の保守業務（本館・演芸場）仕様書	2	25		2_(2)_②_ア_(オ) 定期保守	「種々の要因により、障害が発生するおそれがある場合には、その要因も含め振興会と協議のうえ、障害発生を予防する措置を講ずること。」との記載がありますが、予防措置に係る費用については振興会様の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、予防措置が必要な場合には、費用負担も含め事前に振興会の確認を得てください。
884	203_(参考5-2-22) 什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	7	12		特殊什器	ピアノ・ピアノ椅子・ピアノ運搬車、譜面台などは舞台備品の項目ではないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、ピアノ・ピアノ椅子・ピアノ運搬車・譜面台は、現代舞台芸術（養成研修）のレッスン室で使用する予定です。詳細は【添付資料4-7-6】「養成研修各室の性能特記事項」をご参照ください。
886	205_(参考5-3-1) 駐車場利用状況及び現行の駐車場利用規程	14	14		別表（第4条 関係）	区分が3種類ありますが、なにを見て区分を判断しているのでしょうか。	入場者（乗用車）の場合は、当日のチケットを提示してもらいます。入場者（バス）及び関係者の場合は、「駐車票」又は「バス予約表」を提示していただき、記載内容により区分を判断しています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
887	207_(参考5-3-3) ICカード作成業務に関するデータ	1	7		1 職員証 ICカードの納付実績	参考資料の品目では「Felicaカード6k」とありますが、あくまで実績であり、事業者が作成するICカードの種類は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
888	207_(参考5-3-3) ICカード作成業務に関するデータ	1	18		2 訪問客用 ICカードの納品実績	参考資料の品目では「Felicaカード6k」とありますが、あくまで実績であり、事業者が作成するICカードの種類は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
891	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	1	1		1_(1)	現行業務における使用機器の記載がありますが、現行機材は持ち出せない（使用できない）想定でよろしいでしょうか。また、その際は同等スペックの選定品でよろしいでしょうか。	No. 619の回答をご参照ください。
892	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	2	1		1_(2)_表 8-1	人員配置について振興会が考える「ポスト」とは、配置人数ではなく、業務に必要な配置枠を指すということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
893	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	現行業務における使用機器が記載してありますが、複製にあたり今後は不要な媒体の想定はありますか。	現時点では、不要な媒体は想定していません。
894	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	現行業務における使用機器が記載してありますが、これら以外の現在の国立劇場にある機器を新施設まで移動させる予定はありますか。その場合どのような機器を想定されていますでしょうか。	No. 619の回答をご参照ください。
895	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	被写体の見切れなどを配慮せずに、添付資料にあるサイズへのリサイズという解釈でよろしいでしょうか。一定サイズへのリサイズ以外の諸条件がありましたら、ご教示ください。	「公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務」についてのご質問と解して回答します。公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務を行う際の諸条件については、【添付資料5-3-7】4. をご参照ください。
897	216_(参考5-3-12) 国立劇場食堂、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ	2			表12-2	表12-2中、第二食堂、第二食堂喫茶室の、H30.04～H30.09の売上記載がないのはなぜか。	営業を休止していたため売上がありません。
898	219_(参考5-3-15) さくらまつりに関する参考資料	1	7		1_表15-1_11時～15時	キッチンカーによる飲料及び軽食の販売という記載がありますが、過去実績におけるキッチンカーの台数についてお教えてください。	令和元年度のさくらまつりにおいて、実施した12日間に1日1台のキッチンカーが出店しました。出店したキッチンカーの種類は計7種類で、コーヒー等の飲料やワッフル等の軽食を提供しました。
899	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1			第1	「振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除する」とありますので、民間収益施設の建築主は事業者ではなく民間収益事業者とするスキームを提案してもよろしいでしょうか。	民間収益事業者が民間収益施設に関する工事請負契約の発注者となる提案は可能です。
900	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1			第1	事業者が民間収益施設を建設し、民間収益事業者に移転する場合、不動産取得税は必要でしょうか。	事業者により必要に応じて東京都主税局等に確認して判断してください。
902	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1	16		第2_1_(1) 想定する施設用途	「生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない」とありますが、建築確認申請上、住宅に該当する民間収益施設は認められない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
903	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途_①	「民間収益施設は、（略）伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、（略）等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」はどのような内容を想定されていますでしょうか。「美術工芸品」の定義等があればご教示いただけますでしょうか。	美術工芸品は、絵画や彫刻、工芸品等を想定していますが、具体的な内容、方法等については、事業者の提案によります。
904	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途_①	「民間収益施設は、（略）伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、（略）等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」について、文化庁HPには「有形文化財（美術工芸品）：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。」との記載があります。この定義に則った検討（「有形文化財（美術工芸品）」を民間収益施設側で手配する等）は不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 903の回答をご参照ください。
905	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途_①	「民間収益施設は、（略）伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、（略）等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」について、添付資料1-1「用語の定義」[美術品・収蔵品]の説明文中の「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品とその収蔵品をいう。」の「美術工芸品」と同一と考えてよろしいでしょうか。同一の場合、「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品」とは、振興会が収蔵するものでしょうか。または、民間収益施設側において新たに「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品」を手配するものでしょうか。	No. 903の回答をご参照ください。また、振興会が所蔵する美術工芸品を貸与する予定は現時点ではありません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
906	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	2	1			「入居者」とは「不特定多数の者」と読み替えてよろしいでしょうか。	『入居者の目線の高さ』とは、【添付資料4-2】「敷地高さ制限図」に記載のとおり、不特定多数の使用する室等の目線の高さです。併せて、No.593の回答をご参照ください。
907	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	2	21		第2_1_(2)_③	複合施設は振興会と民間収益事業者による区分所有施設となるのが前提となっておりますが、振興会が区分所有する部分（具体的には振興会の専有部分と共用部分の持分割合）については、火災保険を付保する予定でしょうか。また、振興会の業務に関して、賠償責任保険を付保する予定でしょうか。	振興会において加入する火災保険、賠償責任保険の詳細については現時点では未定ですが、振興会において適切に検討して決定します。
908	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として屋内喫煙所を設置する場合、設置に際しての注意事項はございますか。	詳細については、千代田区との協議によります。
909	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として外構にサイクルポートを設置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、国立劇場で設置を予定している10台分のサイクルポートとは別に、民間収益施設の地域貢献施設として設置する場合は、詳細については千代田区との協議によります。
910	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として外構にサイクルポートを設置する場合、劇場施設部分のサイクルポートと隣接して設置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.909の回答をご参照ください。
911	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	13		第2_2_(1)_③	「定期借地権の設定期間70年に、付帯事業終了時の解体撤去等の期間は含む」とありますが、解体撤去期間の貸付料は基準貸付料（提案貸付料）単価と同一でしょうか。	ご理解のとおりです。
912	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	18		2.付帯事業の実施条件等(1)事業敷地貸付等の条件⑤	定期借地権設定契約締結の相手方は「民間収益事業者」ではなく「事業者」となっており、事業契約上においては、定期借地権設定契約における義務違反等が、「事業者」における本事業の解除事由（第89条2項5号および6号）として定められています。 「第1.本書の目的」にも記載のあるように、振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除するという観点から、定期借地権設定契約の締結相手方を「民間収益事業者」とすることで、国立劇場の運営等に及ぼす事業リスクを分離していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第1の記載内容は、当該事業条件に基づいたうえで可能な限りリスクを分離する提案を期待する趣旨です。
916	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	1		第2_2_(3)_権利の譲渡等	民間収益施設のマスターリース、マスターレシーによる転貸、並びに当該転借人による業務運営のための借受部分一部の転々貸・運営委託（転々貸先・運営委託先の変更を含む）について、振興会様の承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
920	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		2_(3)_③	金融機関からの資金調達のため、民間収益事業者の区分所有建物を信託受益権化し担保提供することは可能でしょうか。	認めません。
921	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		2_(3)_③	本項に従い区分所有権の一部または全部が第三者へ譲渡された結果、民間収益事業者と区分所有者が別々の主体となることは構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合には、当該第三者が民間収益事業者となる、又は当該第三者が民間収益事業者を構成する複数の企業の一社となるとの認識です。
922	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		第2_2_(4)_③	「区分所有権の一部又は全部を第三者に譲渡しようとする場合、振興会の事前承諾をもって」とありますが、民間収益事業者がSPC等の法人を設立し、法人の出資構成が変わることについては本条文の適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合においても当該規定の対象となるため振興会の承諾が必要となります。
925	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	8		第2_2_(7)_①	事業者が振興会より、民間収益事業者の責に帰さない事由（例えば維持管理業務における債務不履行など）に起因して事業契約並びに定期借地権設定契約を解除される場合において、民間収益事業者は、あらかじめ事業リスクを見積もること、及び継続的な事業運営を担保することが困難であることから、国立劇場の運営等が付帯事業へ及ぼすリスクを排除するという主旨の元、民間収益事業者の地位を原則存続させることを前提として頂けないでしょうか。	付帯事業を安定的に推進することを前提として振興会と協議を行ったうえで決定するものとします。
926	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	8		第2_2_(7)_契約の解除等に関する条件①	「事業者・民間収益事業者の責めに帰すべき事由により付帯事業の継続が困難と振興会が判断した場合・・・定期借地権設定契約を解除することができる」とありますが、定期借地権設定契約では解除は当該契約上の義務違反に限られているので、実施条件に記載の上記文言はあくまで「借地権設定契約の義務違反(14条2項又は17条1項)を構成するとき」は解除できることを意味するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
927	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	11		第2_2_(7)_契約の解除等に関する条件②	「事業者の責によらない不可抗力等の事由により本事業契約が・・・事業期間中に終了した場合、付帯事業の継続又は終了について事業者は振興会と協議を行ったうえで決定」とありますが、国立劇場引渡以降に本事業契約が中途終了しても、定期借地契約は、「事業者に当該契約上の義務違反」(14条2項又は17条1項)がない限り、終了しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
928	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5			■付帯事業に係る契約形態のイメージ図	多様な資金調達方法を検討するうえで、国立劇場の整備・運営等にかかるPFI事業にかかる資金と付帯事業にかかる資金をそれぞれ別の手法で調達することも想定できることから、「国立劇場の整備・運営等にかかるPFI事業のキャッシュフロー」と「付帯事業にかかるキャッシュフロー」を区分するため、事業ごとにSPCを設立（2つのSPC体制）のうえ、資金管理を含めた事業遂行を実施する提案は認められますでしょうか。	民間収益事業者として事業者とは異なるSPCを設立することは可能ですが、当該SPCを定期借権設定契約の相手方とする提案は認められません。
930	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5			契約形態のイメージ図	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、民間収益事業者の地代不払いリスク対策として、地代相当額を現金で用意する旨が条件となると金融機関から説明を受けております。左記を避けるために、定期借地権設定契約は貴会と民間収益事業者が直接締結していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
931	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	6	1		■共用部分の管理体制のイメージ	本事業の維持管理業務及び運営業務について、入札金額に含める費用は費用負担が振興会となっている振興会専有部分及び共用部分Aの維持管理業務及び運営業務に関する費用のみでよろしいでしょうか。また、共用部分Bの維持管理業務及び運営業務に関する費用は入札時には提示する必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。入札時に提示する必要がある場合、提示方法をご教示ください。（共用部分Bに関する費用の内、全額を提示又は按分により振興会が負担する費用のみ提示など）	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 351の回答をご参照ください。
932	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	6	11		共用部分の管理体制のイメージ	複合施設における各専有部分、共用部分A、B、Cの区分設定については、例示を参考にしつつも、応募者が自由に提案できるとの理解でよろしいでしょうか。特に、各エントランスホールや廊下、階段などは、各区分所有者の専有部分にするか、専用使用部分にするかについては、応募者が自由に提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の自由な提案によるものではありません。【資料-2】「業務要求水準書」、【添付資料4-5】「各室性能表」、【資料-3】「付帯事業の実施条件」等の規定や関連する法令等に従ってご提案ください。
933	226_(資料-4)提出書類の記載要領	17	2		5_(2)_A_b.基本計画説明書	「記載上の留意事項内に記載の内容については、各様式において確実に表現するものとし、その他必要と思われる内容を必要最低限追加することができる。」とあるが、外観および内観パースにおいても必要なものは要求枚数のほかに追加して差し支えないか。	追加の提出は認めません。
935	226_(資料-4)提出書類の記載要領	17	23		5_(2)_A_b.基本計画説明書 建築概要	様式A-6-2「建築概要」において、下段の※4に「駐車場附室面積」を記載とする、とありますが、この駐車場附室とは、実際に車を駐車する駐車場車室を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
936	226_(資料-4)提出書類の記載要領	18				各階平面図・屋根伏図・立面図・断面図について、縮尺1/600のご指定ですが、A3用紙1枚に収まらない形状の場合は、縮尺を変更してもよろしいでしょうか。	A3用紙1枚に収まらない場合は、縮尺1/600は変更せずにサイズの大きい用紙に印刷し、A3サイズに折り込んで提出してください。
937	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20	28		第1_5_(2)_A_b.電気設備計画	防犯装置等について、警備業務において設置する提案であっても本様式に記載のうえ、施設整備の内外の別を明確にすることとありますが、防犯設備等を施設整備の内する場合は設置後に所有権を官へ移管し運用する、施設整備の外とする場合は設置後に民間が所有したまま運用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
938	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20	28		第1_5_(2)_A_b.電気設備計画	防犯装置『等』には、<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2_(2)_⑩駐車場管制設備>も含まれますでしょうか。	警備業務において提案するものであれば含みます。
939	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20				枚数について、「適宜」とあるものは「A3/適宜」、「3枚」とあるものは「A3/3枚」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
941	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	8		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-1の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
942	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	8		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-1の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所(住所等)を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
943	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	12		<各様式の記載事項>	「-飲食・物販等サービスレイアウト提案図<様式B32添付②>(任意様式)」とあるが、ここでいうレイアウト図というのは、各飲食・物販店舗内のレイアウト図(平面図)という趣旨でしょうか。どのようなものか、イメージをお示しください。	ご理解のとおりです。
944	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	13		5_(2)_B_飲食・物販等サービス提供業務	様式B-3-2「飲食・物販等サービス提供業務」において、本様式以外の資料として、事業実施者からの関心表明等を添付すること、と記載されているが、この資料には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
945	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26～28	22		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-3の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
946	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26～28	22		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-3の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所（住所等）を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
947	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	30		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-1に添付すべき「各事業関係者が有する代表的な実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
948	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	30		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-1の記載上の留意事項に従い「各事業関係者が有する代表的な実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所（住所等）を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
949	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	32		5_(2)_C_1事業の実施体制	様式C-1「事業の実施体制」において、本様式以外の資料として、関心表明書等を添付すること、と記載されているが、この関心表明書には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業（アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。）も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。
950	226_(資料-4)提出書類の記載要領	33	37		5_(2)_C_3	事業収支計画は、一括販売基準での作成するか2022年3月期から適用された収益認識に関する会計基準の工事進行基準での作成にすることをご教示ください。 会計処理について、2022年3月期から「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」により、工事進行基準のように一定期間に亘り履行義務を充足し収益認識する決算を行っております。工事進行基準での作成の場合、進行基準に基づく計画となり、指標となる工事出来高については見込み値になりますので、この点について留意することがあればご教示願います。 また、提案時に一括販売基準で作成の場合、落札後のSPC決算では収益認識に関する会計基準の工事進行基準で損益計算書を作成することにより、法人税の支払い時期がずれ、キャッシュフローが変動します。	事業者の提案によります。
951	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	34		5_(2)_C_4付帯事業に係る提案	様式C-4「付帯事業に係る提案」において、本様式以外の資料として、民間収益施設に入居予定の事業者からの関心表明、実績、協議録等を添付すること、と記載されているが、これらの資料には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業（アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。）も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。
952	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	35		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-4に添付すべき「入居予定の事業者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
953	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	35		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-4の記載上の留意事項に従い「入居予定の事業者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所（住所等）を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
954	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	19		第2_3. 記載内容	「具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入すること。」とありますが、どのようなことを念頭において記載しているのか、具体例等を交えてご教示ください。	例えば、【様式B-3-2添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」において、収支の各項目の算定根拠が具体的かつ明確に示せるよう列や行、記載項目を追加いただくなど、各様式において記載が必要とされている事項以外に、提案内容を具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入することができます。
955	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	25		第2_4. 書式等	共通様式右上に記載する「書類名」について、「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」「b. 基本計画説明書」以外は、「資料-5 事業者選定基準」の3._(3)_④加点項目及び評価基準の「加点項目」を転記するとの理解でよろしいでしょうか。（例：C-1. 継続的なサービス水準確保のための実現手法）	ご理解のとおりですが、例に挙げていただいているC-1の書類名は、【資料-5】「事業者選定基準」の第5. 3. (3)④の『加点項目及び評価基準』に記載のとおり、「事業の実施体制」と記載してください。
956	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	32		第2_4. 書式等	「カ 図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則11ポイント程度」とありますが、共通様式はExcel版、Word版ともに各文字サイズのデフォルト値が10.5ポイントとなっています。「11ポイント程度」の指定に対し10.5ポイントは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
957	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	32		第2. _4. 書式等_カ	「各提出書類で使用する文字の大きさは、原則11ポイント程度とし」とあるが、図表や注釈など本文以外の記載事項は、可読性が保てれば11ポイント以下でも使用してもよいという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。なお、No.956の回答もご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
958	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	36		5_イ	「提案書の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を付すこと。」とありますが、A3ハードファイルごとに、添付資料を除くページの右下などに通し番号を入れてページ数を記載してもよろしいでしょうか。 その場合、目次ページをA、B、Cそれぞれの巻頭にページとして加えてもよろしいでしょうか。	目次を巻頭に付したうえで、A3ハードファイルごとに、添付資料を除くページの右下などに通し番号を入れてページ数を記載することについては、問題ありません。
959	226_(資料-4)提出書類の記載要領	37	18		6_(2)_カ	「指定のある様式については、Microsoft Excel Microsoft Office 2016 以上のバージョン) を使用して作成し」とありますが、「指定のある様式」とはP11～35の<各様式の記載事項>の表中にある「指定様式」との理解でよろしいですか。	『指定のある様式』とは、Excelを使用するよう指定のある様式を指します。なお、共通様式を使用するものについては、Excelを用いて作成した場合であっても、PDFファイル形式で提出してください。
960	226_(資料-4)提出書類の記載要領	37	19		6_(2)_カ	「(前略)その他の様式については、データの読取り及びコピー、印刷が可能な PDF ファイル形式 (Adobe Reader XI 以下に対応した形式とする。) とありますが、「その他の様式」とは、同P11～35の<各様式の記載事項>の表中にある「任意様式」、「自由様式」、「本様式以外の資料 (同15頁11行目) 」及び前頁4. エ「特に様式の指定がない場合は、共通様式を使用する」部分に書かれている「共通様式」との理解でよろしいですか。 その場合、同P11「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」についてもPDFファイル形式での提出で問題ないとの理解でよろしいですか。	『その他の様式』とは、Excelを使用するよう指定されていない様式すべてを指します。なお、共通様式を使用するものについては、Excelを用いて作成した場合であっても、PDFファイル形式で提出してください。
963	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付②	事業者の収入となる「普及発信施設の運営支援業務に係る収入」「飲食・物販等サービス提供業務に係る収入」に関する記載欄がないが、適宜追加してもよいかご教示ください。	普及発信施設の運営支援業務は、要求水準のとおり、現時点で具体的なイベント等は確定していないため、提案段階において『普及発信施設の運営支援業務に係る収入』を提示していただく予定はありません。『飲食・物販等サービス提供業務に係る収入』は、【様式B-3-2 添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」に記載してください。
964	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付③	初期投資費用を各年度毎に記載するにあたり、費用が発生する年度の欄に記載するのか、費用を支払う年度の欄に記載するのか、ご教示ください。	費用が発生する年度の欄に記載してください。
966	227_(資料-5)事業者選定基準	21	3		第5_3_(3)_④_C-1	「重視する点」内、「本事業の実施コンセプト」とあるが、「事業全体の提案コンセプト」(資料-4、P.11)を指していると考えてよいか。そうでない場合、何を指しているか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」第1.5.(2)における『事業全体の提案コンセプト』を示しています。
967	227_(資料-5)事業者選定基準	21	15		第5_3_(3)_④ 加点項目及び評価基準	評価値の分母となる「提案内容評価の得点」に提案貸付料の価格提案が含まれることから、価格提案が分母と分子の双方に影響が及ぶため加算方式と除算方式が混在する複雑な評価手法となり、応募者の視点からはベスト・バリュウの判断がつきにくくなっております。そこで、提案貸付料単体により欠格を判断するのではなく、貸付料の評価を分子で行い、貸付料総額の現在価値換算価格等を用いて入札価格との合算で予定価格を設定して有効か無効かの判断をしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
978	228_(資料-6)基本協定書(案)	1			第3条 基本的合意	「…乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、…」とあり、乙のみが入札者と落札者であるように読めますが、意図があるのでしょうか。	条文の文言のとおりです。
979	228_(資料-6)基本協定書(案)	2	33		第5条_(事業者の出資者)_3項_2号	「原則として」とありますが、例外は、出資者誓約書第5項の場合を指していると理解してもよろしいでしょうか。また、甲の承諾は、提案書類の記載に従って譲渡その他処分する場合は、承諾していただけるものと理解してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、【資料-1】「事業契約書(案)」第10条及び附則第1条に定められた事項に従い、振興会の事前承諾が必要です。なお、振興会は本事業が民間資金の活用を前提としていることを踏まえ、金融市場の商慣行上の手続を理解したうえで、承諾の判断を行います。
981	228_(資料-6)基本協定書(案)	3	23		第7条_(事業契約の締結)_2項	「甲の要望」は合理的なものであるという理解でよろしいでしょうか。また、「尊重する」を「できる限り尊重する」と変更していただけないでしょうか。	「甲の要望」は、事業契約の締結を円滑かつ確実に進めるための合理的な範囲であり、入札手続や審査過程において確認した事項等が基本となります。
982	228_(資料-6)基本協定書(案)	4			第9条	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、金融機関から付帯事業に係る権利(定期借地権、転貸借権等)や民間収益施設に質権を設定することを求めた場合はご承認いただけますでしょうか。	No.979の後段の回答をご参照ください。
983	228_(資料-6)基本協定書(案)	4			第9条	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、質権を設定する範囲の想定(事業契約、プロジェクト関連契約等)をご教示ください。	質権の設定範囲は事業者及び資金提供する金融機関等の中で検討する内容であり、振興会が回答する立場にはありません。また、No.38の回答もご参照ください。
984	228_(資料-6)基本協定書(案)	5	18		第13条(談合等不正行為があった場合の措置)	事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の100分の10に相当する金額が違約金としてありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立て、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等)による全体事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第2回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
986	228_(資料-6)基本協定書(案)	5			第13条_談合等不正行為があった場合の措置	本文2行目「…事業契約が解除されないときは、…」とありますが、「一部の解除もされない場合」という理解でよろしいでしょうか。事業契約書第93条及び96条に規定されている違約金では一部解除でも違約金が発生する定めとなっており、重複して違約金を課す意図がない旨を確認させていただきたい趣旨からの質問です。	ご理解のとおりです。
987		各所			資料全般	今回ご提示いただいた各種資料に記載がある「協議」とは、振興会様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	事業者と振興会において誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提ですが、合意に至らない場合には協議の内容を踏まえて振興会において決定する場合があります。
988		各所			資料全般	今回ご提示いただいた各種資料に「性能」に関する記載がございますが、事業者は、振興会様において選定いただいた仕様を反映させた設計図書を承認いただくことを前提として、その設計図書に基づいて施設整備業務を行うものであるため、設計図書のとおり施工しても確保できない性能につきましては、事業者が保証するものではないと考えてよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第50条のとおり、設計図書の内容は振興会において確認するものであり、『確保できない性能』が契約の内容に適合しないものとなる場合においては第67条に従って処理するものと思料します。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
1	2_入札説明書	17	7		6. 第一次審査資料の提出	飲食・物販事業者との対話の中で、運営開始までの期間が長いこと等が本事業の特徴として挙げられることが多々あります。業務開始まで、業務開始後に見込まれる環境の変化や運営状況に応じた経済条件の見直し、また、サービス向上に向けた事業者の変更については、事業者選定後や運営開始後に協議いただけますでしょうか。	『飲食、物販の事業条件』や『飲食、物販の事業者』の見直しについては、要求水準を満足する範囲において協議に応じます。要求水準の変更が必要である場合は、【資料－1】「事業契約書（案）」第31条に基づいて行います。
2	3_（資料-1）事業契約書（案）			105	第37条第1項、第3項	本事業には付帯事業も含まれるため、振興会は、付帯事業についても一時中止させることができるものと理解していますが、第2回質問回答No.105の「国立劇場の維持管理・運営業務の一時中止が、付帯事業（民間収益施設）の運営に支障を及ぼすものとは考えていません。」との回答も踏まえると、振興会の責めに帰すべき事由により、付帯事業自体が中止されることは想定されていないとの理解でよいでしょうか。もし付帯事業の一時中止も想定される場合、民間収益事業者に生じる損害・増加費用についてはどのようにお考えでしょうか（事業者の増加費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか）。	振興会側の事由により、付帯事業の一時中止を求めることは想定されません。
3	3_（資料-1）事業契約書（案）			107	第37条_5項法令等の変更又は不可抗力による一時中止	「ご質問のような事態が想定される場合には当然、振興会は協議に応じますが、事業者のみの独自の判断に委ねることは応じかねます。」とご回答いただきましたが天災含め協議をする間もない緊急時においては事業者の従業員の生命・身体への危険回避を優先し事業者判断とさせていただくことは可能でしょうか。当然に緊急性が無く、協議を行う時間的余裕がある場合は協議させていただきます。	ご質問のように振興会と協議を行う時間が確保できない緊急事態において、事業者が従業員の生命・身体への危険回避を優先することは、合理的な判断であると考えます。
4	3_（資料-1）事業契約書（案）	33	8		第86条_3項	「付帯事業の全部又は一部の終了により振興会に与えた一切の損害を賠償しなければならない」との記述につきまして、具体的な賠償の算定方法等の考え方をお願いします。	賠償額は、当該時点において、付帯事業が終了した時期や事由、本事業に及ぼす影響等の個別具体の事象を踏まえ、振興会に生じた損害額から算定するものと考えます。
5	4_（資料-1-1）事業者等が付す保険等	3	11		第3_3_①	第三者賠償責任保険の付保条件について、「担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象とする。」とありますが、「本事業」の定義には、付帯事業も含まれるため、民間収益施設部分の保険も事業者が付保するかのようにも読み取れます。一方、保険契約者や被保険者には付帯事業者の記載がなく、事業全般に渡る劇場部分と民間収益施設部分の費用の考え方から、民間収益施設に関する保険は含まない（民間収益施設部分は資料1-1記載の付保条件に縛られることなく、独立採算の範囲で適宜必要な保険を付保）との理解でよろしいでしょうか。また、維持管理運営期間に付保する保険として、独立採算で実施する劇場部分の飲食・物販業務に関する生産物賠償責任保険等は、当該運営企業（もしくは再委託先）が資料1-1の付保条件に縛られずに独自に保険付保することでよろしいでしょうか。	前段については、第三者賠償責任保険の対象に民間収益施設は含まれません。なお、複合施設全体に第三者賠償責任保険をかけることは可能ですが、民間収益施設部分に係る費用については、振興会は負担しません。後段の維持管理・運営業務に係る保険については、【資料－1-1】「事業者等が付す保険等」の内容を満たす限りにおいて業務実施の主体が独自に保険を付保することは可能です。
6	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	5	18		第1_2事業費の内訳	「その他の費用」の内容としては、「事業者の運営費（人件費、事務費等）の一部」とありますが、選定企業職員が総括代理人、同直属スタッフ、統括責任者及び同補佐を担う場合、その人件費はその他の費用に計上可能でしょうか。	可能です。ただし、選定企業職員が総括代理人等のSPC運営職員を担う場合は、選定企業がSPCに業務出向させる、若しくはSPCが選定企業に対して業務委託することが想定されますので、SPCの事業収支計画には業務出向や業務委託としての費用を計上してください。
8	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	8	4		第2_3_（1）_①_ア施設費A	施設整備の成果に対する部分払は出来形部分が対象となるため、当該出来形部分の算定は工事進捗率を用いることを考えております。一方で施設整備に係る費用負担は、「別紙1 費用負担の考え方」に示されているとおり、「面積比率で按分する項目」と「振興会が単独で負担する項目」に区分されておりますが、当該項目別に工事進捗率を算定することは困難であると考えております。当該出来形部分の算定は、当該項目別の工事進捗率ではなく、全体の工事進捗率を用いることでよいかご教示ください。	施設整備の成果に対する部分払については、【資料－1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2. 3. (1)①アに記載のとおり、支払年度の出来高を確認したうえで、あらかじめ定める金額を支払うものであるため、国立劇場部分について、支払予定額以上の出来高であることを全体の工事進捗率を用いて説明可能であれば認めるものとします。
9	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	8	4		第2_3_（1）_①_ア施設費A	施設整備の成果に対する部分払は出来形部分が対象となりますが、施設整備に係る費用負担は、「別紙1 費用負担の考え方」に示されているとおり、「面積比率で按分する項目」と「振興会が単独で負担する項目」に区分されております。当該項目別に工事進捗率を算定することは困難であると考えておりますが、どのように出来形部分の金額を算定すべきかご教示ください。	No. 8の回答をご参照ください。
10	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	8	5		第2_3_（1）_①_ア施設費A	「表2を上回る出来高があっても、各年度の支払額を上回る金額は支払わない。」とあります。表2を上回る出来高がある場合、当該出来高の金額から表2の金額を差し引いた出来高の残額は翌年度に繰り越され、翌年度の出来高の算定に含めることができるという理解でよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
13	6_（資料-1-3）事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5_2施設費の物価変動に基づく改定	インフレスライドについては「賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について」に準拠する、とのことですが、ここに記載されている「賃金水準の変更」とは、国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」のことと考えてよろしいでしょうか。その場合、この改定時に国土交通省は「公共工事設計労務単価の取り扱いに関する留意事項」という文書の中で、インフレスライドの適用について言及しておりますが、本件もこの文書に基づいて適用を判断する、と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、何を基準に適用を判断されるのかご教示願います。	積算に使用する単価（国土交通省等が公表している「公共工事設計労務単価」等）を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。詳細については、文部科学省の通知に基づきつつ、協議していくこととします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
14	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5_2施設費の物価変動に基づく改定	P F I 事業の場合、入札時に発注者と事業者間で合意された工事費目毎の内訳が存在しないことから、スライド額の算定及び合意が困難となる恐れがございます。スライド額の算定について、下記方式を用いることはできませんでしょうか。 ①入札時の総価金額に対し、一般社団法人建設物価調査会等が公表している建築費指数を用いてスライド額を算定する。 ②実施設計における明細見積書作成までの物価変動については上記により算定し、それ以降の物価変動については、明細見積書をスライド額算定用として使用する。 ③スライド額算定用に、入札時の総価金額に対する工事費目毎の内訳を事業者が作成、発注者と合意の上、公共建築工事積算基準の材工比率により労務費と材料費に分け、公共工事設計労務単価と一般社団法人建設物価調査会等が公表している材料単価の変動率によりスライド額を算定する。	積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることも可能です。詳細については、文部科学省の通知に基づきつつ、協議していくこととします。
15	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	18	1		第5_3_①	「3. 維持管理・運営費及びその他の費用の物価変動に基づく改定」には、物価変動に基づく改訂対象として「維持管理・運営費のうち翌年度に対価の支払がある費用」と記載がありますが、対象に「その他の費用」（ただし、第2. 3. (2) で定める実績に応じて支払う業務を除く。）も含まれる理解で宜しいでしょうか。	含まれません。
17	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	24	63		別紙1_算定方法の摘要表下※6	建築基準法12条点検（特定建築物定期調査、建築設備定期点検等）は複合施設全体について管理組合が実施する必要があると考えますが、事業費には含めず「共通使用部分に係る当該費用」として「様式C-4添付①」に振興会が負担する金額を記載すれば良いでしょうか。事業費の算定方法について齟齬が生じないよう確認したく存じます。	特定建築物定期調査、建築設備定期点検等について、振興会の専有部分及び専用使用部分は、P F I 事業の定期点検等及び保守業務に含まれています。また、共通使用部分については、管理組合において決定されることと認識しています。
18	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	24	63		別紙1_算定方法の摘要表下※6	国立劇場と民間収益施設が個別に設置できない大型設備や、中央監視装置や火災報知設備等、複合施設全体を対象としており、明確に範囲を区分することが難しい設備の維持管理業務費用については事業費は含めず「共通使用部分に係る当該費用」として「様式C-4添付①」に振興会が負担する金額を記載すれば良いでしょうか。事業費の算定方法について齟齬が生じないよう確認したく存じます。	共通使用部分の設備機器等については、以下のとおり記載していますのでこれらを踏まえて応募者の判断で提案してください。 【資料-2】「業務要求水準書」において『各設備は、維持管理、点検保守、修繕等の区分やコストを明確にするため、原則として国立劇場用と民間収益施設用とで個別に設置する。』としています。また、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. (2)③において、『「建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）」（以下「区分所有法」という。）の範囲内で、国立劇場及び民間収益施設のいずれかの専有部分に可能な限り区分する、又は共用部分における振興会及び民間収益事業者のいずれかの専用使用部分として計画するなどして、振興会及び民間収益事業者の双方が使用する共用部分（以下「共通使用部分」という。）の面積を可能な限り小さく計画すること。』としています。さらに、【資料-5】「事業者選定基準」では、『・区分所有建物として、所有区分や維持管理区分に配慮した複合施設としての機能的な平面計画・階構成や断面計画・設備計画が提案されているか。』『・管理組合が管理する共用部分の効率的な維持管理手法、効果的な管理規約等の運用方策』などの選定基準を設定していますので、ご留意ください。
19	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法				別紙1 費用負担の考え方摘要表（令和4年6月30日訂正版）_※6	共通使用部分の維持管理費用のうち、振興会様が負担する費用は入札価格に含まれないため、国立劇場と民間収益施設の機器等を一体的に計画する合理性をお示しすれば、本来振興会様専有部の維持管理費用として入札価格に含めるべき価格を共通使用部分の当該費用として、入札価格から除くことが可能になります。そうなりますと、機器等の分離を原則とする要求水準を遵守した事業者は、一体的に計画した事業者よりも振興会様専有部の維持管理費が高くなり、競争入札の公平性が欠かれると推察いたします。従いまして、維持管理費用につきましては、振興会様専有部と共通使用部分を合算して審査を行うなど、公平性を重視した措置をご検討いただけないでしょうか。	No. 18の回答をご参照ください。
20	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法				別紙1 費用負担の考え方摘要表（令和4年6月30日訂正版）_※6	共通使用部分に係る維持管理・運営の概算費用は、【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料に記載することとされておりますが、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法_別紙1 費用負担の考え方_P.1_①」に記載されている、振興会様負担分の算出式で算出した費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料に記載する共通使用部分に係る維持管理・運営の概算費用は、将来振興会が負担する費用の把握のための概算金額であり、実際の負担額は、将来設置される管理組合において、決定されるものと認識しております。
21	9_ (資料-2) 業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-1	20		第1節_1. (2) 文化観光拠点としての機能強化	事業の目的の1つとして文化観光拠点としての機能強化が挙げられておりますが、要求水準においては具体的な言及が見られません。また、普及発信施設の整備においては、公演日以外の賑わいの創出が期待されています。左記を踏まえ、ターゲットとする層、目標値、取組等における貴会の想定や参考になっている国内外の劇場等があれば提案の参考としてご教示頂けますでしょうか。	事業者の提案によります。
22	11_ (資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	27	8		(11)駐輪場②	「千代田区コミュニティサイクル事業実証実験」によるサイクルポート10 台分とは別に、それ以外のサイクルポートを計画する場合、外構部分に設ける当該サイクルポートの用地は、「振興会の専用使用部分の対象」との理解でよろしいでしょうか。それとも、「民間収益事業者の専用使用部分の対象」となりますでしょうか。	事業者提案によるサイクルポートの部分については、民間収益事業者の専用使用部分となります。
23	11_ (資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	21		第5節_2_ (2)_①共通事項_n	監視カメラ設備については、瞬停した場合影響が大きいHDDを装備している機器のみを対象とし、HUB等のネットワーク機器については対象外としてもよろしいでしょうか。	機能が停止することがなければ、事業者の提案によります。
24	11_ (資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備			460	第5節_2_ (2)_⑥監視カメラ設備_d_ (d)	質疑回答で『国立劇場内の監視カメラにマイクを設置してください。』とご回答いただきましたが、PTZカメラについては常にマイクで音声を拾い切れないことから対象外としてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
25	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	9		第5節_2_(2)_⑩監視カメラ設備_d_(j)	「動体検知、置き去り検知、持ち去り検知、いたずら検知、通過検知機能を付加する」とありますが、PTZカメラはカメラ操作の際にポジションがずれてしまうことや、360度カメラはパノラマ表示する際に画像補正を行うことから、当該機能を十分に発揮することが難しく、当該機能を使用する対象を固定カメラのみとしていただき、その監視エリア・場所等を定めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
26	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備			491	第5節_2_(2)_⑩防犯・入退室管理設備_r	質疑回答で『管理サーバーには各種ログのバックアップも含まれています。』とご回答いただきましたが、各種ログのバックアップについては、別途要求水準に記載の「外部記録装置」にてバックアップすることによろしいでしょうか。（障害発生前のログの検索はバックアップされた外部記憶装置から行う）	施設管理用システム管理サーバーの外部記憶装置は、システム、データ及びログ等をバックアップするものであり、施設管理用システムに障害が発生した際にはバックアップデータを利用して、システムの復旧作業を行うことを想定しています。
27	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-68	17			「本花道の有効幅外側両方にフットライトを設けることを検討する」とあります。一方で【参考資料4-10-3】ではフットライトは片側になっています。どちらが正でしょうか。	【参考資料4-10-3】は小劇場の所作台配置のための参考図です。小劇場の花道フットライトについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第6節.3.(1)g.(a)(カ)に記載のとおり、本花道の有効幅外側両方にフットライトを設けることを検討してください。
28	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-79	21		第7節_4.養成研修	日本芸術文化振興会令和4年度の年度計画では初めて、「養成所」という言葉が使われたと思います。これまでの養成機能と目指すものがどのように変わったか、要求水準書などにどのように反映をされているか、といったことについて、これまでの初代国立劇場以上に期待していることなど、お考えを教えてください。	「養成所」は、年度計画のとおり設置を検討しているものです。振興会の伝統芸能伝承者養成事業において、効果的な事業の運営や研修制度の認知の促進、研修志望者の増加を目的としています。
29	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6.普及発進	先般、東京国立博物館において開催された特別展において新たな試みにも挑戦されたと認識しておりますが、劇場とは別の場所において劇場への関心を高めてもらおうとすることと、劇場建物内で誘客力のある展示を行うこととはハードルが全く異なるため、さらに「とがった」エンターテインメント性のある展示やプログラムを許容していただけるかどうかのポイントになると思量しますが、貴振興会のお考えをお聞かせください。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
30	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6.普及発進（展示について）	先般、東京国立博物館において開催された特別展では「再現舞台」で実際の舞台の規模・感覚を体感させるという取組みが行われておりましたが、その手のプログラムはどちらかというと演じ手となることへの関心を高めることに寄与する内容と思われ、鑑賞へと導く仕掛けとなり得るのかは若干の疑問がございます。一方で、本事業における「普及発信機能の充実」については、要求水準書の記載から推し量るに、鑑賞者を増やすことに重きをおいているように見受けられます。普及発信機能としての展示やプログラムに関する提案の審査に当たっては、まずは「鑑賞への誘引」の面での実効性を評価いただけると理解してよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
31	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	5		第7節_6.普及発進（展示について）	アニメやゲームなど、伝統芸能や日本固有の文化を「モチーフ」にして、さらに脚色したようなコンテンツ（例えば、日本刀、傾奇者といったものなど）や、コラボレーション（現代アートやファッション、お笑いなど）を採り入れることに対して、現時点では積極的なイメージをお持ちであるように推察しておりますが、事業着手後に関係団体の反対など何らかの事情でこの点の方向性が大きく変更された場合、PFI事業者としての集客力と収入が提案時に想定した水準から大幅に落ち込む結果につながってしまう可能性もございます。そのような事象が生じた場合には運営事業費の水準について改めて協議いただきたいと思いますが、貴振興会のお考えをお聞かせください。	普及発信施設の運営支援業務の対価については、入札時点においてお示しいただいた展示等運営人件費、及び、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4のとおり、毎年度の振興会との協議を経て決定され、業務量の実績に応じて支払われる企画・制作業務費で構成され、事業者の集客力や収入に応じて負担する費用はありません。事業者としての集客力と収入が提案時に想定された水準から落ち込んだ場合の増額協議等に応じる想定はありません。
32	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	50		第7節_6_(2)_②_b_(a)_ (ウ)	「企画展示、体験展示それぞれの運営方法や料金等を考慮し、効率的な動線計画とする。」との記載がございますが、企画展示の想定される入場料金をご教示ください。	現在、伝統芸能情報館において実施している企画展示の料金は無料です。再開場後の料金は未定です。
33	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c) 初代国立劇場アーカイブ	初代国立劇場アーカイブの展示について、必要な面積の想定をご教示ください。	事業者の提案を踏まえつつ、振興会との協議により決定するものとします。
35	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	101	1		4_8_5_(3)	解体の工事監理は建築のみの対応で、非常駐で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
38	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	41		第1節_5_(3)_⑧地球温暖化対策計画書等	現在の地球温暖化対策計画書に係る第三者検証機関と検証費用を開示いただけますでしょうか。	第三者検証機関はアイ・ビー・テクノス株式会社、検証費用は264,000円です。
39	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	136	33		4.(2).③	排水槽清掃に伴う汚泥処理費用については他廃棄物と同様に運搬・処理業者と契約締結されると考えてよろしいでしょうか。また、その際の費用案分の考え方についてご教示願います。	排水槽清掃に伴う汚泥処理費用については、専有の場合にはそれぞれの管理者が、共有の場合には管理組合が、運搬・処理業者と契約することを想定しています。なお、本事業における業務内容は【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」をご参照ください。その際の費用按分については、排水槽が民間収益事業者と共有となった場合には、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1「費用負担の考え方」によって費用按分します。その場合、運搬・処理業者との契約については、民間収益事業者、管理組合等と協議となります。
40	18_(添付2-4)現状の来場者数及び来場車両台数	1	1		来場者数及び来場車両台数の内訳	「来場者数(〇/日)」及び「来場車両台数(〇/日)」の項目に「平均」とありますが、365日平均でしょうか。すなわち、「公演(主催公演)」の年間の来場者数は675人×365日=246,375人、来場車両台数は55台×365日=20,075台との理解でよろしいでしょうか。	来場者数については、主催公演日数の平均となります。車両台数については、ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
42	56_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	6	10		舞台寸法	「添付資料4-10-1」の「ケ」に中奈落深さ4400mm程度とありますが、設備との納まりと演出で要する可動時間との兼ね合いもあるため、許容範囲があればご教示をお願いします。	中奈落の深さは必要最小限とし、許容範囲の定めはありません。中奈落の深さは、【資料－2】「業務要求水準書」に記載のとおり、『小迫り及び花道スッポンに出演者が立った状態で乗り込んだ場合に客席から見えない深さを確保する。』また、『中奈落と同じレベルに揚幕通路を確保し、揚幕室及び仮花道揚幕室までの経路を確保する。』としています。ただし、実際の深さは要求水準を満たしつつ、応募者の施設計画、構造計画、設備計画によるものであるため、深さを4,400mm程度としています。深さが増すことによる危険性の増加、昇降時間の増加による実用性の低下などを踏まえたうえで提案してください。
43	56_(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	6	11		舞台寸法	「添付資料4-10-1」の「コ」に奈落レベル上部有効寸法 7273mmとありますが、7273mm以上は確保しつつ、舞台面からの深さに許容範囲があればご教示をお願いします。	奈落の深さは必要最小限とし、許容範囲の定めはありません。奈落の深さは、【資料－2】「業務要求水準書」に記載のとおり、『奈落面の深さは、高さ6,364mmの大道具パネル等を専用の引枠（馬立：大道具を載せる面は、タイヤ接地面から303～500mm高）に載せて、大劇場の奈落大迫り乗り場口から奈落面を通り、小劇場の奈落大迫り乗り場口まで自由に移動できるものとする。』としています。ただし、実際の深さは要求水準の条件を満たしつつ、応募者の施設計画、構造計画、設備計画によるものであるため、高さ6,364mmの大道具高さと同引枠キャスターの高さを考慮し、深さ（有効寸法）を7,273mmとしています。深さが増すことによる危険性の増加、昇降時間の増加による実用性の低下などを踏まえたうえで提案してください。
46	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2				No. 38ボーダーライト3とNo. 47ボーダーライト5の名称に、（上手・中央・下手）と書かれています。昇降装置は1台でバトンのみ3分割させるという意味でしょうか。	該当するボーダーライトの名称の後に『（上手・中央・下手）』とありますが、これは照明負荷回路の名称であり、バトン自体は分割する必要はありません。
48	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2,3				美術バトンや幕バトンは積載荷重1000kg、速度0～90m/分とありますが、1000kgの物を90m/分の速度で昇降させることが必須でしょうか。吊荷重によって速度制限を設けるシステム（1000kgで30m/分、800kgで60m/分、300kgで90m/分を上限速度とするシステム）を使用できれば、電源容量を抑えられるメリットがあり、こういったシステムを提案することは許容されますでしょうか。	要求水準の記載を基本とし、詳細は協議により決定することとします。
51	69_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2				美術バトンや幕バトンは積載荷重700kg、速度0～90m/分とありますが、700kgの物を90m/分の速度で昇降させることが必須でしょうか。吊荷重によって速度制限を設けるシステム（700kgで60m/分、300kgで90m/分を上限速度とするシステム）を使用できれば、電源容量を抑えられるメリットがあり、こういったシステムを提案することは許容されますでしょうか。	要求水準の記載を基本とし、詳細は協議により決定することとします。
57	107_(添付5-2-14)什器・備品リスト普及発信施設	1	1		表14-1	「什器・備品リスト普及発信施設」に照明設備について書かれていないため、具体的な設備仕様があればご教授いただけますでしょうか。特に無ければ事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
59	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	2	1		2_(3)_②職員証 ICカードの仕様_c	<本添付資料 2_(3)_②職員証 ICカードの仕様>には「ICカードのIDと職員番号・氏名の対照表（以下、対照表データ）を、電子データで職員証と同時に納入すること。」や「顔写真をJPEG形式に変換しCD-R等のメディアに記録したもの（以下、顔写真データ）を職員証と同時に納入すること。」とありますが、対照表データや顔写真データは個人情報ですので、持ち出した個人情報の一時紛失が報道で大きく取り上げられたこと等を踏まえると、当該情報をメディアへ記録し、送付・持ち出し等を行うことは情報セキュリティの観点から避けるべきと考えられます。上記リスクを回避するため、お預かりしたデータをセキュリティが厳重に管理されたデータセンターに保管すること並びに、事業者が作成した対照表データ及び顔写真データを振興会様のPCから業務従事者のサイト上でご参照いただくことをお認めいただけますでしょうか。	【資料－2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (11)などの要求水準を満足する範囲において、当該データをデータセンターに保管すること、及び事業者が作成した対照表データ及び顔写真データを振興会のPCから業務従事者のサイト上で参照することについては、事業者の提案によります。
61	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	10		3_(1)_⑤ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語コンテンツ作成等、3_(2)集客イベント等	ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語にコンテンツ作成や、集客イベント等において、オンラインでの国内外への伝統文化の発信などが再整備後の新たな業務としてありますが、アウトリーチやイベント・取組自体の広報活動等も期待されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。民間事業者ならではのノウハウや創意工夫を期待しています。
63	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準			840	1_(1)_表1 2-1	<入札説明書に関する第2回質問回答>No. 840にて「例えば、コアタイムを満たすレストラン及びカフェ全店舗について、面積合計は600㎡、座席合計は200席を下回らないように」とありますが、コアタイムを満たさない店舗は600㎡かつ200席の外で考えるべきでしょうか。幕間対応時間に集中してサービス提供する店舗は、他の劇場の事例等をもみても常時営業せず、観劇前後及び幕間時間に集中して営業し、前後の時間は準備対応を行っています。本件でも観劇者への豊かな食体験、限られた時間でのサービスを考えると営業の自由度を許容いただきたいと思います。よって、コアタイムを満たさない店舗についても600㎡かつ200席の内数として提案することを許容いただけますでしょうか。即ち、<入札説明書に関する第2回質問回答>No. 840の回答を、「国立劇場内に飲食機能として～<中略>～最低各1店舗ずつはコアタイムを満たすこと。」に訂正していただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段（「幕間対応時間に集中して」以降）については、原文のとおりとします。ただし、実情に応じて、要求水準を満たすことにより利用者に提供される利便性やサービス内容に影響が生じない限りにおいて、必要な要員やサービス内容を加減すること等については、事業者の提案に基づき、振興会と協議のうえ決定します。
64	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	22		1_(1)_*2	食事スペースを利用する方々の利用時間帯イメージをお示しいただけませんでしょうか。通常の昼食と同様の時間帯に集中するのか、もしくは通常の昼食時間帯に関係なく、演目、稽古等の合間の時間を想定されていますでしょうか。また、勤務上定められている休憩時間等ありますでしょうか。	出演者や楽屋関係者、技術スタッフなどの公演等の進行に関係する利用者は、公演や稽古等の合間の時間の利用を想定しています。職員の勤務時間については、【添付資料 2-3】「入居予定人数及び入居部署の勤務時間」をご参照ください。振興会の就業規程では、休憩時間は勤務時間中に1時間と定められています。
65	119_(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	22		1_(1)_*2	食事スペースを利用するのは、演者、楽屋関係者以外に技術スタッフ、振興会職員等も含まれますでしょうか。すなわち、公演日・稽古日以外の仕込み、ばらし等対象日、点検日等も利用が見込まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。また、公演日や稽古日以外の利用も見込まれると想定しますが、利用数は減ることが考えられます。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
66	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	16		(3) 飲食・物販サービス提供業務に係る費用負担の考え方	事業者が提案し国立劇場の一部を占有する場合、使用料を払うとあるが、国立劇場の建物外（敷地範囲内）に設置する提案は可能か？その場合は、国立劇場の一部占有に該当するか？	敷地範囲内に、要求水準を満たす範囲において、国立劇場の一部を関係法令上の別棟として振興会が所有するレストラン・売店を設置する場合には、【添付資料5-3-14】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」に記載の『事業者が提案し国立劇場の一部を占有して使用する場合』に該当します。 なお、事業者が複合施設の一部を振興会の所有する敷地に一部占有し設置することについて、建築基準法上の用途不可分と認められる場合は、事業者の提案によります。
67	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	19		(3) 飲食・物販サービス提供業務に係る費用負担の考え方	演者・楽屋関係者等が使用する食事スペースについては、共用スペースとして確保するものとし、食事スペースについては使用料を徴収しない。とあるが、一般のお客様が入らないバックヤードスペース（振興会等の事務所エリアを含む）も含まれるという考え方でよいか？共用スペースの定義をお示しいただきたい。	演者・楽屋関係者等が使用する食事スペースは、一般のお客様が入ることのできるエリアではありません。出演者や楽屋関係者及び振興会の職員等が、食事目的に限らず多目的に利用するスペースを想定しています。
68	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表1 4-1	飲食業務の歩合使用料の算定に用いる料率が15%とありますが、民間施設における賃料と比較すると非常に高い料率です。10%程度としていただくか、料率については提案事項とさせていただきます。	料率は実績を基に設定したものであり、原文のとおりとします。
69	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表1 4-1	自動販売機運営業務の歩合使用料の算定に用いる料率が45%と非常に高い料率が設定されていますが、事業者が水光熱費や諸経費を負担することを考慮しますと事業者の利益よりも振興会へ支払う歩合使用料の方が高額となる可能性があります。料率を低減するなど再考いただけないでしょうか。	料率は実績を基に設定したものであり、原文のとおりとします。
70	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2. 一時使用に係る使用料	入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)において「ショップ（一時使用）において弁当、軽食及び飲料を販売する場合の料率は、ショップ運営業務の料率を使用する。」となっておりますが、例えば、ホワイエなどでワゴンや仮設店舗にて弁当等販売（一時使用）を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	ショップの運営業務として一時使用（弁当、軽食及び飲料の販売を含む。）した場合における料率は12%を適用します。
71	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2. 一時使用に係る使用料	入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)において「ショップ（一時使用）において弁当、軽食及び飲料を販売する場合の料率は、ショップ運営業務の料率を使用する。」となっておりますが、飲食提供業務を行う事業者が、レストラン・カフェ以外の場所（例えば、ホワイエなど）で、ワゴンや仮設店舗にて弁当等販売（一時使用）を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	飲食提供業務を行う事業者が実施した場合は15%を適用します。併せてNo. 70の回答をご参照ください。
72	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	22		2. 一時使用に係る使用料	ショップ（物販）業務とレストラン（飲食提供）業務の両方を行う事業者が、ホワイエなどにおいてワゴンや仮設店舗にて弁当等販売（一時使用）を行った場合、歩合使用料の料率は12%でしょうか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」1. (4)において『飲食・物販等サービス提供業務に係る収入及び支出については各店舗別に区分経理し、適切に収支を管理すること。』としていますので、店舗別に歩合使用料の料率を適用します。
73	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1			表14-1 自動販売機運営業務	自動販売機の歩合使用料の算定に用いる料率が45%となっておりますが、公立施設等での料率が一般的には20%前後が主流のため非常に高く、独立採算でも運営が厳しいと予想されますので、料率の引き下げをご検討いただけないでしょうか。	No. 69の回答をご参照ください。
74	122_(参考2-1) 計画敷地測量図	1				本件土地の境界確定状況と確定箇所の分かる資料を開示頂けますでしょうか？あわせて境界確認書を締結していれば開示頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
75	122_(参考2-1) 計画敷地測量図	1				本件土地のうち越境・非越境となっているものがあれば内容・対象箇所が分かる資料を開示頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
76	123_(参考2-2) 首都高地下道路の位置図他関連資料	1				本内容は権利設定の分かる契約書を開示頂く事は可能でしょうか？また、地下道路以外に地役権、区分地上権等権利設定があれば教えて頂けますでしょうか？	事業契約締結後、事業者に提示します。
77	123_(参考2-2) 首都高地下道路の位置図他関連資料	1				本内容以外に地下埋設物がありましたら教えて頂けますでしょうか？	公表した資料以外に振興会で把握している資料はありません。
78	139_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	2	37		開発事業に係る住環境整備推進制度	外構は原則、振興会の専用使用権を設定することになっていますが、「開発事業に係る住環境整備推進制度」上の地域貢献施設として広場状空地进行を位置付ける場合、振興会様の専用使用権が設定されている広場状空地も、地域貢献施設に位置付けることは可能でしょうか。	振興会が専用使用権を設定した広場状空地进行を地域貢献施設に位置付けることにより、施設計画又は運用上の制約が生じる場合には認められない場合があります。
81	177_(参考5-1-2) 業務実施体制案（維持管理・運営）	1			業務実施体制案	参考5-1-2でお示しいただいた維持管理運営業務の体制図は、今回の提案時に踏襲した形での組織体制を構築する必要があるか。提案により水準書を満たす形で、維持管理業務、運営業務間の体制の変更（例：維持管理業務の一部を運営業務の体制下に組み込む等）での提案は可能か	ご指摘の資料は、実施体制の検討に係る参考資料であるため、踏襲する必要はありません。実施体制については、要求水準を満たす範囲において、事業者の提案によります。
83	180_(参考5-1-5) 共用部の維持管理・運営	2	4			共通使用部分の修繕費について、振興会様は修繕積立金として事前に積み立てることは可能でしょうか。	共通使用部分の修繕費のうち振興会が負担する部分については、修繕積立金等による負担方法も含め、管理組合において策定する管理規約等を踏まえて負担する予定です。
84	218_(参考5-3-14) 普及イベント実施例	1	17		2. レクチャー__表1 4-2	レクチャーやワークショップに関して、複数日実施されている企画がありますが、料金費用に関してはまとめた金額という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	(参考5-3-20) 国立劇場ツアー参考実績				表20-1	国立劇場再整備等事業入札説明書・同添付資料等に対する訂正について（第1回）に関して公表された「参考資料5-3-20 国立劇場ツアー参考実績」で示されたツアー各回の参加者数は、複数開催日合計の人数という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	3	3		第2_1._(2)_③_f.	千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度において、地域貢献整備施設として「広場状空地等」を検討する場合、敷地内に整備する空地を対象とすることは問題ないという理解でよろしいでしょうか。（資料-1-3_別紙1_P1_※2において、振興会の専用使用部分の対象として外構が含まれている点について確認したいと考えます。）	No. 78の回答をご参照ください。
87	224_(資料-3) 付帯事業の実施条件	6	8			屋上緑化部分、または劇場施設と民間収益施設の両方を設置するフロアのテラス清掃・植栽管理については共用部分Bにあたるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問の屋上緑化部分や劇場施設と民間収益施設の両方を設置するフロアのテラスを、計画上、国立劇場の利用者、民間収益施設の利用者それぞれが利用可能なエリアである共通使用部分として提案することは可能です。
88	226_(資料-4) 提出書類の記載要領	23	20		第1_5_(2)_B<各様式の記載事項>	「質の高い維持管理業務の実現方法」の記載上の留意事項として、「振興会の運用コストに関する見通し」とごさいますが、具体的に何に係るコストを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した計画において、振興会の運用コスト（光熱水費）にかかる見通しを記載してください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
90	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	3			【独立採算方式による実施を踏まえ、安定的かつ精緻な事業収支計画が示されている】について、飲食と物販をまとめて示さず、飲食での考えは飲食のページにて示し、物販での考えは物販のページで示すことでも良いでしょうか。	事業者の判断において、ご提案の内容で記載いただくことについては妨げません。
91	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	8		第1_5_(2)_B表中_様式B-3-2_添付①飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画	飲食・物販等サービス提供業務について飲食企業に再委託して実施する場合、支出の項目には当該企業への委託費及び水光熱費を記載すれば良いでしょうか。様式の記載方法について確認したく存じます。	当該様式*1のとおり、飲食企業に再委託して実施する場合であっても、再委託先の事業者の支出として想定される費用を、原材料費や人件費等、可能な限り細分化して記載してください。
92	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		5_(2)_B:維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>	ICカードについては、一定数量により単価が変動しますが、初回や更新時などまとまった数量を発行した場合の単価か、1枚で発行した場合の単価のどちらをご提示すれば宜しいでしょうか。	異なる単価をご提案の場合には、区別して併記してください。
93	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		5_(2)_B:維持管理・運営に関する提出書類<各様式の記載事項>	各種ICカード単価に、撮影等発行に掛かる費用は含まれますでしょうか。	含まれます。
94	226_(資料-4)提出書類の記載要領	29	8		②各種ICカード作成単価	様式B3-3には「ICカード作成業務に係る、各種ICカードの単価」を記載することが求められていますが、3種類のICカード（職員様用、訪問客用、アルバイト・常駐委託業者用）を作成するにあたって、必要となる費目（レイアウト作成料、カード単価、カード両面プリント料、場合によっては出張撮影料や技術料など）と単価が分かるように記載するという理解でよろしいでしょうか。	No.91の回答をご参照ください。
95	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	35		5_(2)_C:経営管理に関する提出書類<各様式の記載事項>	「運営業務に係る関心表明書等は様式B-3」との記載がありますが、飲食物販サービスの事業者の関心表明を指しておりますでしょうか。普及発信の制作業務など、その他の業務に関する有識者への関心表明などを検討しておりますが、添付することは可能でしょうか。	飲食・物販等サービスの事業者の関心表明を取得した場合は、【様式B-3-2】の添付資料として提出してください。また、その他の業務に関して関心表明等を取得した場合は、対応する様式の添付資料として提出することは可能です。併せてNo.96の回答もご参照ください。
96	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34			第1_5_(2)_C-C-4	応募者が提案する貸付料（提案貸付料）に関し、貸付料の算定根拠等の記載が求められております。こちらはあくまで地代の鑑定評価の添付等を求めているものではなく、付帯事業の事業性等を勘案し、振興会の示す基準貸付料を上回る提案をする場合、その根拠を示せばよいという理解でよろしいかご教示ください。	鑑定評価等の添付を求めるものではありませんが、提案貸付料を算定した根拠資料を提出してください。
97	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	5		2.企業名の記載	提案書には企業名は記載出来ないとのことですが、専門家や有識者などの人物名、地元組織や活動団体などの団体名についても記載できないとの理解でよろしいでしょうか。また、添付可能な関心表明書も同様に企業名だけでなく、人物名や団体名は記載出来ないとの理解でよろしいでしょうか。さらに、記載できない場合、様式15-6「応募者構成企業等一覧表」に人物名や団体名を記載して確認出来るようにした方がよろしいでしょうか。	前段について、提案書には、企業名だけでなく、専門家や有識者などの人物名、地元組織や活動団体などの団体名についても記載しないでください。関心表明書についても同様です。後段については、ご理解のとおりです。
103	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付②	事業者の収入となる「飲食・物販等サービス提供業務に係る収入」に関する記載欄がないが、【様式B-3-2_添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」には実際に実施する運営事業者の収支を記載し、【様式C-3_添付②】には適宜項目を追加してSPCの収支を記載するという理解でよろしいかご教示ください。	<入札説明書に関する第2回質問回答>No.963の回答をご参照ください。
104	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付④	<資金調達の内訳>及び<調達条件別内訳>における「調達割合(%)」は、どのような算式で求めればよいか。自己資本合計及び他人資本合計を100%とするのか、それとも資金調達総額を100%とするのか、ご教示ください。	資金調達総額を100%としてください。
105	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付④	<資金調達の内訳>における「資金提供者名」の欄は、<調達条件別内訳>において資金提供者名を記入している場合は記載を要しないという理解でよろしいかご教示ください。	『<調達条件別内訳>』に資金提供者名を記入している場合においても、『<資金調達の内訳>』における『資金提供者名』の欄に資金提供者名を記入してください。
106	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付④	<調達条件別内訳>における自己資本の「調達期間」の欄はどのように記載すればよいか。事業期間終了後に株主への払い戻しが想定される期日を記載するという理解でよろしいかご教示ください。	自己資本をSPCに投下した時点から株主に払い戻しが想定される期日の期間で設定してください。
107	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その場合の様式C-4_添付①は、各社毎に作成する必要はなく全社合算で作成することでよろしいかご教示ください。	全社合算で作成することで構いません。
108	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えておりますが、構成員又は協力企業の各社における付帯事業に係る資産負債を把握することが困難であり、貸借対照表を作成することが難しい状況です。そのような場合でも貸借対照表を作成する必要があるのかご教示ください。	ご質問のような提案の場合に、貸借対照表の作成は不要です。
109	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その場合の様式C-4_添付のうち、*5の「各年度は4月から翌3月までを原則とし、これによらない場合は会計年度の期間を明記すること。」とございますが、当事者企業それぞれの会計年度が異なる場合にこれを4月から翌3月まで、もしくは任意の会計年度を明記し統一すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その際、各当事者企業における会計方針が異なる場合にはこれを統一の上で損益計算書および貸借対照表を作成する必要があるのかご教示ください。	付帯事業の収支計画が、実態に即してできるだけ正確に確認できるものとし、会計方針については応募者にてご判断ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
111	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	*2として、「賃料等収入の設定根拠は別シートで作成し、部門ごとに「賃料単価等（賃貸可能面積、賃料単価）、空室等損失、年間賃料収入、敷金・保証金等」を記載することあります。「資料-5 事業者選定基準」のP.23上、付帯事業の事業収支計画について付帯事業に係る固有のリスクに対する感度分析等が求められておりますが、賃料等収入の設定根拠に関する感度分析等を行う必要があるという理解でよいかご教示ください。	【資料-5】「事業者選定基準」の当該記載は、必ずしも「賃料収入等」に対する感度分析の提出を求めているものではありませんが、付帯事業の実施にあたり想定されるリスクを踏まえた事業収支計画が妥当かつ堅実な内容であることを評価するという主旨で記載しています。
112	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	付帯事業は、新たに法人を設立せず、構成員又は協力企業の複数社による共同事業として実施することを考えております。その際、貸借対照表については任意の様式での提出を要請されておりますが、提出にあたり表示科目の詳細の程度（どのレベルまで細部に作成をすべきであるのか）についてご教示いただけますでしょうか。	No.107の回答をご参照ください。
113	227_(資料-5)事業者選定基準	23			C-4.付帯事業に係る提案	「資料-5 事業者選定基準」のP.23上、提案内容において「ホテルの品格を含む」との記載がありますが、例えば具体的な審査機関における格付けや当該格付けにおける最低要求水準などの想定があればご教示いただけますでしょうか。	評価にあたってホテルに対する具体的な格付け等の水準を定めているものではありません。
114	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	VFMを算定したモデルプランの考え方について、空地率、高さ制限、動線、劇場の舞台レベルの制約等により、民間収益施設の土地代に見合う、貸し床面積が確保できず苦慮しております。本事業のVFMを算定したモデルプランでは、民間収益施設の面積は利用可能な床面積を最大限確保した前提で算定されたのでしょうか。また、特定事業選定時における公表資料において「なお、貸付料の水準は事業者の提案に委ねられていることから、このVFMの数値には付帯事業から得られる貸付料による収入は加味していない。」とありますが、基準貸付料以上の金額において事業者に委ねられているという意図でしょうか。	前段について、事業計画の検討にあたり想定した内容については、事業提案に関わるため、回答は控えさせていただきます。後段については、基準貸付料以上の金額による貸付料を想定しています。
116	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.3の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.3の質問】 什器・備品調達業務を施設整備業務ではなく、維持管理業務としているのは、建設企業の参加資格要件にある工事の一般競争参加資格上の問題のためか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第2節.4.(1)④において什器・備品を確認して報告書を提出する業務を規定しており、本事業では維持管理業務に位置付けています。
117	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.10の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.10の質問】 建設業務及び飲食・物販等サービス提供業務に係る光熱水費は事業者が直接インフラ企業へ支払い、それ以外の光熱水費については振興会が管理及び徴収・支払業務を実施し、民間収益施設の事業者をはじめとする各負担者へ請求するという理解でよいか。	建設業務に係る光熱水費は、事業者が直接インフラ企業へ支払います。建設業務終了後は、飲食・物販等サービス提供業務を含め、すべての光熱水費を管理組合において支払い、振興会、事業者、民間収益事業者に使用量に応じた負担額を請求することを想定しています。
118	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.15の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.15の質問】 付帯事業実施のために、定期借地権を設定し、保証金、地代の収受が発生するが、PFI事業本体分については、権利関係とは関係なく、保証金、地代の収受は無いものと認識してよいか。	付帯事業以外の業務の実施にあたって、振興会に対して土地利用に関する保証金や地代を支払う必要はありませんが、【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」に記載のとおり、飲食・物販等サービス提供業務の実施にあたっては、使用料を振興会へ支払う必要があります。
119	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.16の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.16の質問】 「民間収益事業者」は、独立採算により実施するものとされている「飲食・物販等サービス提供業務」を実施することは許容されると理解してよいか。	民間収益事業者の立場である者が運営企業の一部として、飲食・物販等サービス提供業務を実施することは可能です。
120	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.18の前段の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.18の質問】 「振興会は、事業者に対して有償にて国立劇場の一部を飲食・物販等サービス提供業務において使用することを許可する。」とありますが、事業者が振興会様から飲食・物販等サービス提供区画を賃借し、「賃料」という名目で振興会様にお支払いするというのでしょうか。また、賃料は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	『振興会は、事業者に対して有償にて国立劇場の一部を飲食・物販等サービス提供業務において使用することを許可する。』とは、事業者が国立劇場の一部を占有して使用する場合に「使用料」という名目で振興会に支払うことを示しています。なお、飲食・物販等サービス提供業務は、振興会が事業者に対して当該部分の使用の許可を行うことにより実施されるものであり、賃借権を設定するものではありません。
123	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.35の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.35の質問】 提案資料には、構成員及び協力企業以外であっても、提案時または事業期間中に支援・助言を受ける専門家・学識者・著名人・コンサル企業等の具体名を記載することは不可との認識でよいか。	提案資料に提案時又は事業期間中に支援・助言を受ける専門家・学識者・著名人・コンサル企業等の具体名を記載することは認められません。
124	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.47の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.47の質問】 当該箇所の「■審査の手順」フロー図中に「ただし、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。」とあるが、価格のみの再入札の意か、再度入札公告を行い、提案内容の修正を含めた入札のやり直しを行う意か、ご教示いただきたい。	『全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。』際には、提案内容の変更を認めたくえて再度入札を予定しています。なお、提案内容を変更する場合には変更された提案内容により審査を行います。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
125	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 55の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 55の質問】 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株主を保有することとし、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない」とのことですが、「振興会の事前の書面による承諾」はどの様な場合に承諾が得られないのか。	株式の譲渡については、譲渡相手先の適性、当初の事業提案に対する履行可能性、当該構成員が担当する業務の引継計画等、本事業の継続性・安定性等を勘案し、個別具体の事象の内容を踏まえて振興会が判断します。なお、事業期間中の株式の譲渡をあらかじめ計画している場合は、提案時点で当該方針を示すようにしてください。その場合は、譲渡段階において特段の事由がない限り、提案書に記載した株式の譲渡計画を承諾することを原則とします。事業者の株式に対する担保権の設定は、事業者の資金調達上、必要であることを認識していますので、金融機関等と締結する直接協定において判断することを予定しています。
126	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 58の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 58の質問】 「応募者は、第1 1.（6）①から③までに掲げる業務及び付帯事業を実施することを予定する複数の企業」、とありますが、応募者となる付帯事業を実施する企業とは、民間収益事業者を所有する企業のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。それとも、民間収益施設の維持管理企業、運営企業、テナントなどの民間収益施設に係る企業も含まれるのでしょうか。	応募者となる付帯事業を実施する企業は、民間収益施設を所有する企業を想定しており、民間収益施設の建物管理に係る委託先やテナント等が応募者を構成することは想定していません。
127	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 59の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 59の質問】 構成員、協力企業は基本協定締結後に設立される事業者から直接業務を受託する必要があるか。	応募者の構成については、「入札説明書」4.（1）をご参照ください。
128	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 61の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 61の質問】 「構成員」でないといけないこと（代表企業以外）、「協力企業」でないといけないことはあるか。	No. 127の回答をご参照ください。
129	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 63の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 63の質問】 「応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りではない。」との記述についてご教示ください。 応募者を構成する企業の変更条件については、具体的にどのような条件が認められるのかご教示頂ください。また、ここでいう「変更」には「脱退」も含まれますでしょうか。（万が一、応募者間同士での協議がまとまらなかった場合の一部企業の脱退を想定しています。）	応募者の構成員又は協力企業の変更については、「入札説明書」6.（4）及び関連する質問回答をご参照ください。
130	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 64の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 64の質問】 「事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。」とありますが、現時点で譲渡先の制限等が御座いましたら、ご教示ください。また、PFI事業終了時以降（約26年目以降）において、株式の譲渡又は減資することに制約はありますか。	No. 125の回答をご参照ください。 また、事業契約終了後の株式の譲渡又は融資への条件はありません。
131	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 67の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 67の質問】 工事フェーズと維持管理フェーズで代表企業を変えることは可能か。	代表企業は本事業の入札等の手続を担いますが、事業者（SPC）が設立され、事業契約締結後においては、「代表企業」としての立場や役割は定めていません。
132	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 68の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 68の質問】 工事期間中と建物竣工後など、事業フェーズごとに代表企業を変更することは可能であるか。	No. 131の回答をご参照ください。
133	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 69の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 69の質問】 代表企業の出資比率は構成員のうち最大である必要はないという理解でよいか。	代表企業の出資比率は、構成員のうち最大である必要はありません。
134	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 72の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 72の質問】 事業の段階に応じて代表企業を変更することは可能か。 例：工事期間中は建設会社が代表企業を務め、建物竣工後は維持管理企業者運営企業が代表企業を務める など	No. 131の回答をご参照ください。
135	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 73の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 73の質問】 事業フェーズごとに代表企業を変更することは可能であるか。 ex) 工事期間中と建物竣工後	No. 131の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
137	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.76の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.76の質問】 ③に代表企業が応募手続きを行うとあるが、事業開始後、他の構成員が代表企業となることは可能か。	No.131の回答をご参照ください。
138	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.78の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.78の質問】 応募者の中に事業者内部の業務（ファイナンシャルアドバイザー、SPCの事務経理管理、プロジェクトマネジメント等）を担うものを含めることは可能か。	応募者を構成する企業は、「入札説明書」4.競争参加資格(1)応募者の構成④ア～カのいずれかの業務に携わる必要があるため、いずれにも該当しない業務のみを担う企業が応募者を構成する企業となることは認められません。
139	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.82の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.82の質問】 ④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、ア～カの各業務につき、複数の者が共同企業体を組成して実施することは問題ないとの理解でよいか。	応募者の構成については、業務範囲を明確にしたうえで、各業務を分担することは可能です。
140	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.88の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.88の質問】 舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業が応募者の構成員、協力企業になってはならない理由をお示しください。	舞台関連設備の施設整備業務、舞台関連設備の維持管理業務は、どちらも専門性の高い業務であり、当該業務を担う企業数が限られることから、各応募者の構成への影響に配慮し、応募者の構成員、協力企業になってはならないと規定したものです。
141	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.89の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.89の質問】 舞台関連設備の施設整備企業が構成員、協力企業になれないということは、建設業務から舞台関連設備工事を分離して、SPCから直接業務を請け負う契約としなくてはならないということか。仮に建設企業が建設工事一式を請け負い、舞台関連設備企業を下請負とした場合には建設企業が舞台関連設備の施設整備を行う元請け企業となってしまうため構成員・協力企業とはなれなくなってしまうのではないか。	施設整備業務の一部である舞台関連設備の施設整備業務を担う企業は、応募者を構成する構成員又は協力企業とすることは認めないという主旨であり、舞台関連設備の施設整備業務を含む建設工事一式を建設企業が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の業者に当該業務を委託してください。
142	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.93の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.93の質問】 「舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。」とあるが、ここでいう維持管理業務とはメーカーや専門企業が実施する定期点検を指し、舞台設備のオペレーション（操作）を実施する企業を構成員または協力企業とすることは差し支えないか。	舞台設備のオペレーション（操作）を実施する企業は、本事業の対象外で、振興会が直接調達する業務です。
143	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.96の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.96の質問】 「ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。」とは、協力企業そのものがとして別の応募者の協力企業にはなれないとの理解でよろしいでしょうか。協力企業についてどのような場合が禁止事項でどのような場合が許容されるのか、具体的に例示いただけますでしょうか。	<入札説明書に関する第1回質問回答>No.11をご参照ください。
144	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.106の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.106の質問】 ここに記載の企業以外に対しても、「国立劇場再整備」等の名目で振興会から検討業務を発注している企業はありますか。事業者選定の競争の公平性の観点から、これら企業の扱いについての考え方を示してください。	令和3年度に「国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務」を発注しており、令和3年11月29日に振興会ホームページで「国立劇場再整備に係る普及・発信機能に係る検討業務」の報告書を公表していますので、ご参照ください。 なお、これらの資料は、実施方針及び要求水準を構成するものではありません。
145	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.113の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.113の質問】 「アからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し」とあり、項目ごとに必要な点数が示されていますが、複数の企業で工事を分担する場合、電気工事・管工事の重要な部分を含まない工事を担当する企業は、建築一式の点数を満たしていれば可と理解して差し支えないでしょうか。	複数の企業で工事を分担する場合においても、「入札説明書」4.競争参加資格(4)建設企業の参加資格要件②により、すべての企業が①を満たしている必要があります。
146	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.123の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.123の質問】 「運營業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合にあつては、いずれの運営企業においても①及び②を満たしていること」とありますが、各担当企業は自社が担当する業務分野以外で必要とされる資格（許可、登録、認定等）も有していなければならないということでしょうか。	運營業務における各業務を複数の企業が分担して行う業務においては、各企業が担う業務に必要なとされる資格を有していることが条件となります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
147	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.142の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.142の質問】 「皇居周辺見学における学校団体の需要」とありますが、具体的にはこれまでどのような需要がありましたでしょうか。また直近5年分程度の年度ごとの実績（団体数・人数・利用内容※）につきご教示ください。 ※施設内見学、レストラン利用等	施設見学及びレストラン利用に関して学校団体のデータは把握していませんが、参考までに青少年を対象とした公演の入場者数（隼町地区・伝統芸能分野）は以下となります。 令和2年度5,611人(1公演25回)、令和元年度117,760人(3公演115回)、平成30年度135,489人(3公演114回)、平成29年度137,370人(3公演114回)、平成28年度130,639人(3公演114回)
149	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.146の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.146の質問】 皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携について、現状ではどのような取組が行われていますでしょうか。	これまで、さくらまつり開催時における周遊シャトルバス運行への協力（主体：千代田区観光協会）や皇居周辺における文化施設マップ作製（主体：振興会）などの取組みがあります。
150	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.147の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.147の質問】 既存樹木の移植に生じるリスク（移植後に枯れる等）は予見ができずまた帰責性の特定も困難であるので、貴会に負担いただけるという理解でよいか。	既存樹木の移植に関して【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第5節.1.(16)⑨f.及び第4章.第8節.4.(2)⑨を満足したと認められる場合は、枯損の帰責を事業者に求めることはありませんが、枯れた場合は、提案の外構計画に沿って、同種樹木を植栽してください。
152	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.159の前段の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.159の質問】 現在の振興会の事務所ビルは首都高速を跨いで設置されていますが、本事業の事業者選定における施設整備の提案において建物が、既存首都高を跨ぐ計画とすることは可能でしょうか。もし可能な場合は、施設整備における条件をご教示いただけますでしょうか。	施設整備の提案において、建物が既存首都高を跨ぐ計画とすることについては、首都高速道路株式会社との協議が前提となりますが、可能と考えています。 施設整備の条件については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」をご参照ください。
153	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.166の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.166の質問】 「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画変更にかかる費用の清算が「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	提案書提出前の地盤調査は不可とお考えください。
154	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.168の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.168の質問】 地盤調査について「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算について「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.153の回答をご参照ください。
155	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.170の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.170の質問】 地盤調査について「参考資料2-4」で「事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算について「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.153の回答をご参照ください。
156	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.173の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.173の質問】 必要に応じて自ら地盤調査を行う際の時期は事業契約締結後との認識でよいか。	必要に応じて自ら地盤調査を行う時期は、事業契約後、既存施設から仮移転先への移転時期までの間の調査実施時期については、振興会との協議によります。
157	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.174の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.174の質問】 必要に応じて自ら地盤調査を行う際の費用は事業費に見込んでよいか。	自ら地盤調査を行う際の費用を事業費に含めることについては、地盤調査の必要性を含め、事業者で判断してください。
158	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.176の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.176の質問】 移植樹木について「既存樹木のうち、国立劇場内へ移植する樹木は【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」により外構計画の中で提案する」とあるが、移植準備工（根回し）が移植時期の1年～2年前に必要であり（特に164）、それにより移植樹・周辺樹木の剪定や支柱、場合により周辺樹木の伐採が必要となるが差し支えないか。	事業契約後、既存施設から仮移転先への移転期間までの間において、移植準備工事（根回し）のための周辺樹木の伐採は想定していません。同期間中にやむを得ず伐採が必要な場合は、振興会との協議によります。
159	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.184の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.184の質問】 当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能か。	『当施設をSPC所在地として使用、登記』については、当施設が何を指すか不明ですが、民間収益施設内であれば可、国立劇場については不可とします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
161	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 197の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 197の質問】 総括代理人は代表企業の社員をイメージしているか。	「入札説明書」4.（1）④ア～カに示す業務は応募者を構成する企業（構成員又は協力企業）が実施する必要がありますが、これにSPCの経営管理業務は含まれません。しかし、SPCの経営や事業全体の統括や調整等を担うため、基本的には事業全体を把握している構成員又は協力企業が担うべきものと認識しています。なお、SPCを組成した段階において、「代表企業」としての立場や役割は定めていません。
162	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 208の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 208の質問】 「事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む」とあるが、選定企業の場合は本事業に関する保険契約との理解でよいか。	【資料-2】「業務要求水準書」第3章. 第2節. 4（2）の『事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む』について、選定企業の場合は本事業に関する保険契約との理解で構いません。
163	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 220の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 220の質問】 隣接地区も含めた景観の形成に関する行政等との事前協議は可能か。	『隣接地区も含めた景観の形成に関する行政等との事前協議』については、事業者の判断によります。なお、皇居及び一団地の官公庁施設の区域に隣接していること等を踏まえ、景観協議は設計段階において可能な限り早期に着手するよう、行政機関より要請を受けています。
164	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 223の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 223の質問】 「公的式典の場」としての品格とあるが、公的式典の具体的な内容はどのようなものか。過去の事例があれば開示して頂きたい。	『公式式典の具体的な内容』については、これまでに行った主な公的式典としては、天皇陛下御在位記念式典、日本国際賞授賞式、東日本大震災追悼式、叙勲勲章伝達式などがあります。
165	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 230の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 230の質問】 cの最高裁判所との視線交錯とは最高裁判所の窓等開口部への配慮等を示すのか。	『最高裁判所との視線交錯』については、最高裁判所の窓等開口部への配慮等を示します。
166	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 233の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 233の質問】 「積極的に木造化及び木質化を図る」とあるが構造を一部木造とすることも可ということか。	『積極的に木造化及び木質化を図る』については、構造を一部木造とすることも可とします。
167	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 237の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 237の質問】 表4-1、※2、国立劇場が専用使用する駐車場を自走式に限定する理由は何か。	『国立劇場が専用使用する駐車場の自走式』については、不特定の利用者が想定されることから、利便性、安全性及び運用面の配慮が必要であることや、維持管理費用の削減の理由から、自走式に限定した計画としています。
168	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 240の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 240の質問】 この項目は、例えば「バリアフリー緩和面積が1000㎡」の場合、振興会の専有部分及び専有使用部分50,500㎡の上限に対し、51,500㎡としても良い、という意味と捉えてよろしいか。	『バリアフリー緩和面積』については、例えば「バリアフリー緩和面積が1,000㎡」の場合、振興会の専有部分及び専有使用部分50,500㎡の上限に対し、51,500㎡としても良い、という意味と捉えて構いません。
169	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 241の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 241の質問】 バリアフリー緩和面積の算定には建築主事等の判断に左右される部分が多いが、提案段階で関係行政庁に協議を行うことは可能か。	『バリアフリー緩和面積の算定』については、容積率緩和を目的としたものではありません。緩和の対象となる面積算定の基準を取り入れた面積の算定方法を採用しているものであり、算定にあたっては東京都容積率の許可に関する取扱い基準を参照ください。
170	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 242の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 242の質問】 「算定において・・・緩和の限度は考慮しない」とあるのは、バリアフリー緩和で定められている「容積の10分の1」を超えて「50,500㎡」に含めない面積を算出してよい、という意味と捉えてよろしいか。	No. 169の回答をご参照ください。
171	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 244の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 244の質問】 劇場専用の駐車場は、地下階に二段式駐車場（ピットなし）でも可か。	No. 167の回答をご参照ください。
172	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 248の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 248の質問】 「各劇場のホワイエにアプローチできる空間として「グランドロビー」を設け、グランドロビーから各劇場の存在が感じられるよう計画する。」とあるが、ここでいうアプローチできるとは、「グランドロビー」から屋外に出ることなく各劇場のホワイエに直接アクセスできる、という認識でよいか。	『グランドロビーと各劇場のホワイエ』については、「グランドロビーから屋外に出ることなく各劇場のホワイエに直接アクセスできる」という認識で構いません。
173	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 251の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 251の質問】 グランドロビーは、夜間や早朝、年末年始等以外での入場時間制限をかける予定があればくわしく教えていただけないか。	『グランドロビーの入場時間制限』については、No. 164の回答に記載する公的式典の開催時等に制限をかける場合があります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
174	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 253の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 253の質問】 「本敷地内に東西の前面道路をつなぐ車両動線を計画」とあるが、本動線は敷地内通路という理解で良いかご教示頂きたい。	ここでいう『東西の前面道路をつなぐ車両動線』とは、敷地内通路という理解で構いません。
175	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 257の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 257の質問】 「新たな警察官詰所を設置する位置について、【参考資料4-4】「警察官詰所の位置について」を参考に外構計画において提案すること」あるが必要な面積はどの程度か。	『警察官詰所』について、現在の貸地面積は8.65㎡であり、同程度の規模を予定しています。
176	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 275の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 275の質問】 施工計画を検討していくうえで、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に加えて、高さ関係の資料を提供いただくことは可能か。	首都高速道路株式会社との提案までの事前相談はご遠慮ください。仮設計画立案にあたっては、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に基づき提案してください。
177	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 278の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 278の質問】 既存杭等の処理については、事業者の提案によるとありますが、既存の地下躯体などは残置できるとの理解でよろしいでしょうか。	既存杭等の処理について、既存杭のほか、既存地下躯体、山留め壁等は含まれますが、総体として、地盤の健全性・安全性を維持するために存置するものであることが必要です。
178	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 279の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 279の質問】 「官庁施設の基本的性能基準」に準拠とあるが、民間収益施設及び全体共用部に関しては摘要されないと考えてよいか。	『官庁施設の基本的性能基準に準拠』については、国立劇場の専有部分及び専用使用部分に加え、共通使用部分にも適用となります。
179	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 282の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 282の質問】 車町換気所の修景工事について、事業者は協議や設計業務、工事に協力するとあるが、具体的にどのような協力を行うのか。	車町換気所の修景工事については、首都高速道路株式会社が発注する設計及び工事の各段階において、国立劇場の修景としての確認等を予定しています。
180	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 284の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 284の質問】 CASBEE について、「第三者機関による評価結果を確認できるようにする」と記載されており、一方で ZEB については「認証を取得する」と明確に書かれているが、CASBEE は事業として、認証取得までは不要であり、別途（事業外において）認証取得可能な対応まで、と理解してよいか。	CASBEEについて、認証取得は不要ですが、第三者機関による評価結果を確認できるようにする必要があります。
181	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 290の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 290の質問】 民間収益施設が劇場等の施設を有さない場合、「3_安全性に関する性能」を満たす必要はなく、建築基準法に従うと考えてよいか。	『安全性に関する性能』については、一体的、総合的に評価し、明らかに国立劇場側の安全性に関する性能に影響を及ぼさない場合については、ご理解のとおりです。
182	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 291の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 291の質問】 水、非常用簡易トイレ、アルミブランケット等の物資及び救助用資機材などについても運営側で用意するのか。	水、非常用簡易トイレ、アルミブランケット等の物資及び救助用資機材などについては、振興会の負担で用意します。
183	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 292の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 292の質問】 「2,800人（観客及び職員）分の食料、水、…保管する。」とありますが、物資及び救助用資機材の調達・更新費用は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	物資及び救助用資機材の調達・更新費用は事業範囲外です。併せてNo. 182の回答をご参照ください。
184	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 295の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 295の質問】 「行政機関から協力要請があった場合及び利用者以外の帰宅困難者が支援を求めてきた場合」等、事業者が業務範囲（時間・人員・業務量等）を超えて対応した場合の増加費用については別途負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、ここでいう「支障のない範囲」とはあくまで観客の一時受け入れを最優先とすることを意味しているのでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第4節.3.(1).③.cに示す帰宅困難者への対応において、「行政機関から協力要請があった場合及び利用者以外の帰宅困難者が支援を求めてきた場合」等、事業者が業務範囲を超えて対応した場合の増加費用については、【資料-1】「事業契約書(案)」第36条不可抗力による措置により処理することになります。また、「支障のない範囲」とは、観客の一時受け入れを最優先とすることを意味しています。
185	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 299の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 299の質問】 60m未満の場合で、構造種別（耐震・制震・免震）によらず、大臣認定の取得は必要か。	60m未満の場合で、構造種別（耐震・制震・免震）によらず、大臣認定の取得は必要となります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
186	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 303の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 303の質問】 制振構造の場合、制振部材を考慮したときのレベル2の層間変形角の規定は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説_公共建築協会」のⅡ類の準拠し1.25倍として、1/125rad程度としてよいか。	制振構造とした場合の層間変形角について、1/125程度とすることは可能です。なお、【資料-2】「業務要求水準書」第1章. 第2節. により事業者が提案した事業計画が要求水準を上回るものについては、要求水準の一部として扱います。
187	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 308の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 308の質問】 「重要機器に対して電力供給が途絶しない計画」とあるが、想定している重要機器（AC-DC回路とする機器）をご教示頂きたい。	電力供給が途絶しない計画として想定している重要機器は、関係法令等に定めのある機器類、電話交換装置、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器などです。
188	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 309の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 309の質問】 法定点検時においても電力供給が途絶しないようにすべき対象室および機器について、要求水準書記載以外のものがあればご教示頂きたい。	法定点検時においても電力供給が途絶しないようにすべき対象室及び機器については【資料-2】「業務要求水準書」などをご参照ください。また、上記などに記載していないものであっても、事業者が必要と考えるものについては、事業者の提案によります。
189	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 312の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 312の質問】 避難安全検証法を使用する場合は、間仕切り等を変更する都度、事業者が安全検証を行うとあるが、大臣認定を取り直すことになった場合の費用は誰が負担するのか。	避難安全検証法を使用する場合について、大臣認定を取り直すことになった場合の費用負担について、間仕切等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となりますが、振興会が行う間仕切等の変更による場合は振興会の負担となります。
190	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 314の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 314の質問】 「既存施設の各部材（舞台で使用している木材等）の再利用を検討する」とあるが、たとえば舞台周りの部材が再利用すべき価値がある来歴の部材であるか、改修および交換の履歴情報などはあるか。	改修及び交換の履歴情報等について、公表資料のほかには資料はありません。来歴に関わらず、再利用をご検討ください。なお、既存施設の舞台で使用している木材は、要求水準書で規定する床面材質と同等です。
191	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 316の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 316の質問】 「絵画等リスト」に記載する絵画等は、グランドロビー等に設置するとありますが、それらの絵画等の原位置から保管場所までの移転、一時保管、保管場所から新設置場所までの移転は本業務内容に含まれますでしょうか。また、含まれる場合、移転費や一時保管にかかる保管費は、事業費のうち、施設整備費（施設費）の扱いになりますでしょうか。	【参考資料4-2】「絵画等リスト」に記載している絵画等の原位置から保管場所までの移転、一時保管、保管場所からの新設置場所までの移転は、本事業には含まれません。
192	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 318の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 318の質問】 保守管理に利用する屋上出入口等は二重扉としないことでよいか。	保守管理に利用する屋上出入口等について、二重扉は必須ではありません。
193	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 319の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 319の質問】 屋上出入口には風除室は設置しなくてよいか。	屋上出入口について、日常的に使用する出入口には風除室を設ける必要があります。
194	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 323の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 323の質問】 「多言語化」とあるが、例えば英語・中国語など必須の言語は何か。具体的な言語の種類と数を示してほしい。	英語の併記は必須とし、その他の言語については「観光立国実現に向けた多言語対応の強化・改善のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」を参考に、協議により決定することとします。
195	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 325の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 325の質問】 誘導サインについて、新たなデザインを提案する、とありますが、入札対象には、誘導サインの作成及び設置までは含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	『誘導サインについて、新たなデザインを提案する。』こととしますが、誘導サインの作成及び設置は本事業の対象外です。
196	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 327の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 327の質問】 既存の誘導サインを差し替えるという認識で良いか。	No. 195の回答をご参照ください。なお、既存のサインの差替えを想定していますが、詳細は設計段階において協議することとします。
197	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 330の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 330の質問】 大型バス駐車スペースは地下への配置を提案することは可能か。	大型バス駐車スペースは、地上の平面駐車場として計画してください。
198	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 331の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 331の質問】 車両待機スペース、大型バス駐車場、身体障害者用駐車場につき「地上平面駐車場として計画」とあるが、地上に計画することは必須要件か。	車両待機スペース、大型バス駐車スペース及び身体障害者用駐車場については、地上平面駐車場として計画することが必須要件です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
199	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 332の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 332の質問】 「地上平面駐車場」とは、屋根のない屋外の駐車場という理解で良いのか。	『地上平面駐車場』とは、屋根のない屋外の駐車場という理解で構いません。
200	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 333の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 333の質問】 「(a) 車両待機スペース : 5台」とあるのは、第3節_1_(6)に「正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。」と記されたものと同一と理解してよいか。	『(a)車両待機スペース：5台』については、【資料-2】「業務要求水準書」第3節. 1. (6)『正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。』と記されたものと同一意味です。
201	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 334の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 334の質問】 「(a) 車両待機スペース : 5台」及び「(c) 身体障害者用駐車場：2台」とあるが、同ページ下段③には「車両待機スペースを5台以上確保する。うち、2台以上は身体障害者用駐車場として利用できる仕様とする。」とある。身体障害者用駐車場2台以上を車両待機スペースの要求台数に含めて5台以上を確保するものとして計画してよろしいか。	『(a)車両待機スペース：5台』及び『(c)身体障害者用駐車場：2台』については、身体障害者用駐車場2台以上を車両待機スペースの要求台数に含めて5台以上を確保するものとして計画しても構いません。
202	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 341の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 341の質問】 敷地の一部に警察官詰所スペース等を確保する際に、当該スペースは事業者が振興会様から借地する対象に含まれるか。それとも事業者が敷地全体を借地して、それぞれの使用者に転借地することになるか。	敷地の一部に警察官詰所スペース等を確保することについては、振興会が使用者に貸地することを予定しています。
203	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 342の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 342の質問】 警察官詰所スペースについて、事業者が敷地全体を借地してそれぞれの使用者に転借地する場合、無償での転借地という理解でよいか。	No. 202の回答をご参照ください。
204	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 352の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 352の質問】 「貸借用の中型車」とは具体的に誰から誰への貸借、貸地となるのでしょうか。事業者が実施すべき内容は何でしょうか。	貸借用の中型車は、振興会から関係者への貸地を予定しています。これらのスペースを確保したうえで、外構計画の提案をしてください。
205	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 355の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 355の質問】 「本事業敷地の歴史的経緯（かつて国立劇場の敷地に日枝神社の参道が位置していた。）を示す説明板（碑）を内堀通り側に設置できる外構計画」とありますが、ここに説明版を設置する予定になった理由や経緯をご教示いただけますでしょうか。	説明板(碑)の設置は、本事業外となります。
206	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 364の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 364の質問】 「ゴンドラ等を整備」とあるが、外部のメンテナンスが安全かつ効率よく実施できることを前提に、箇所に応じてゴンドラ以外の対応も検討可能という理解宜しいかご教示頂きたい。	『ゴンドラ等を整備』については、外部のメンテナンスが安全かつ効率よく実施できることを前提に、箇所に応じてゴンドラ以外の対応も検討可能です。
207	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 368の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 368の質問】 導入時点で高水準の仕様とするとあるが、入札時には見込めないため、入札時点での高水準の仕様とし、導入時点で仕様が高くなっていけば変更増減の対象と認識してよいか。	機器及びシステムは、導入時点で高水準になるように計画してください。
208	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 369の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 369の質問】 「だれもが利用できる電気自動車の充電スポット」については課金を想定されておりますでしょうか。その場合の料金の扱いについてご教示ください。	『だれもが利用できる電気自動車の充電スポット』については、公用車を除き課金します。料金については、振興会が定めます。料金收受方法については、利用者の利便性に配慮して、料金收受の方法を設定し、利用者から收受した料金は、事業者の責任において徴収・管理し、振興会に納付することとします。
209	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 370の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 370の質問】 「r. 商用電源停止時においても自家発電装置により、国立劇場に電源供給ができるものとする。」とあるが、避難所利用としての電源確保と考えてよろしいか。	『商用電源停止時においても自家発電装置により、国立劇場に電源供給ができるものとする。』への対応は、国立劇場の事業継続を踏まえた計画としてください。
210	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 372の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 372の質問】 「g. 高圧変電設備は、振興会施設、各劇場施設、各劇場機器及び民間収益施設の用途ごとに変電設備を設置し、同一電気室内に2以上の用途の変電設備を設置する場合には、分割して設置する。」とあるが、構成の変更は可能か。	高圧変電設備は、各劇場を除く国立劇場施設、各劇場施設、各劇場舞台設備機器及び民間収益施設の用途ごとに変電設備を設置し、同一電気室内に2以上の用途の変電設備を設置する場合には、分割して用途ごとに設置することを基本としますが、構成を変更する場合は振興会との協議によります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
211	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 373の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 373の質問】 「r. 劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置する。」とあるが、一般動力と空調用動力は統合可能か。	劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置することを基本としますが、一般動力と空調用動力を統合する場合は振興会との協議によります。
212	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 374の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 374の質問】 「r. 劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置する。」とあるが、発電機系統においても同様か。	No. 211の回答をご参照ください。
213	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 377の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 377の質問】 中継車の具体的な台数としては何台か。	中継車の台数は、7台程度を想定しています。
214	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 378の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 378の質問】 モバイル内線電話システムのデバイス（携帯電話、PHS、スマートフォン）の初期調達及び更新は振興会の実施範囲という理解でよろしいでしょうか。	モバイル内線電話システムのデバイス（携帯電話、PHS、スマートフォン等）の初期調達は本事業の対象です。 また、更新については振興会が別途調達します。
215	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 382の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 382の質問】 通信抑止装置は建物完成後に発売される携帯電話等の新機種にも対応できるようにとある。現状想定できるものは見込みが、明らかに見込みが困難なものは変更増減の対象という認識が良いか。	携帯電話等の新機種への対応については、完成・引渡し時の直近で判断することになりますが、業務計画書等において対応機種等について、協議・確認し対応願います。完成・引渡し後の対策については、振興会が別途対応します。
216	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 388の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 388の質問】 駐車場料金体系を5つ以上に分類とあるが、具体的にいくつ必要か。	『駐車場料金体系を5つ以上に分類』は、①職員・関係者（有料）、②出演者・研修講師（無料）、③一般来場者（利用に応じて割引）、④その他、⑤民間施設利用者（提案）の5つを想定しています。
217	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 389の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 389の質問】 「駐車券受付処理装置で、料金体系に応じた割引処理」とありますが、振興会が現在想定している条件、割引金額等仕組みについてご教示ください。	No. 216の回答をご参照ください。
218	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 393の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 393の質問】 警察用無線設備の機器配線は別途工事と考えて良いか。	【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2)㉔警察用無線設備に記載のあるものについては、本事業内で実施してください。 なお、【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2)㉔警察用無線設備の一部を訂正しますので、訂正表をご確認ください。 【訂正済み】 また、アンテナケーブルの配線、無線用アンテナ・無線機器等の設置工事については別途工事です。
219	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 394の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 394の質問】 警察テレビ設備の機器配線は別途工事と考えて良いか。	【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2)㉔警察テレビ設備に記載のあるものについては、本事業内で実施してください。 なお、警察テレビ設備の配線、機器設置工事等については別途工事です。
220	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 395の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 395の質問】 テレビ中継車の駐車位置とはbで記載しているものと同じものか。	警察庁テレビ中継車の駐車位置は【資料－2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (2)㉔b. で記載しています。 なお、大型バス駐車スペースを警察庁テレビ中継車の駐車位置に規定する場所に設置する場合には、兼用することも可とします。
221	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 397の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 397の質問】 各収蔵庫に収められる収蔵品の詳細を開示いただけないか。	現在の収蔵品は以下となります。 図書(単行本、逐次刊行物、筋書・番組、台本、上演資料集)、写真(ポジ、ネガ、ディスク、紙焼き)、映像(映像フィルム、録音テープ)、音声(録音テープ、レコード、CD)、印刷物(チラシ、ポスター)、資料(文献、人形、番付、版画、黒御簾附帳、照明プラン、扮装図鑑)、絵画、その他
222	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 398の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 398の質問】 室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はないとの考えでよいか。	室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はありません。
223	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 403の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 403の質問】 便座除菌クリーナーは衛生消耗品に含まれ、振興会の負担という理解でよろしいでしょうか。	便座除菌クリーナーは衛生消耗品に含まれ、振興会で負担します。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
224	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.406の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.406の質問】 不活性ガス消火設備に関して、消火剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物があれば条件等について具体的に示していただけませんか。	不活性ガス消火設備に関して、消火剤噴霧時に特段の配慮が必要な収蔵物は想定していませんが、機器及び収納物に影響を与えないものとしてください。
225	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.409の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.409の質問】 自動的に運転速度を変更とは具体的にどのようなことか。	『自動的に運転速度を変更するなど、運転モードを変更できる機能を有するもの』とは、可変速運転を例示として記載していますが、運転モードを変更することなどにより効率的な運転が可能となるものとしてください。
226	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.410の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.410の質問】 「a.工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。」とあるが、測定者・測定時期・方法等により、測定結果に大きなバラツキが生じる可能性があるものと思われる。バラツキが生じないような、具体的な測定条件を示してもらえないか。（曜日・時間帯・天候の指定、測定するヘリコプターの機種・飛行高度の設定など） また、ヘリコプター以外の航空機、街宣車、落雷など、遮音計画の対象となる騒音・振動源があいまいとなっている。具体的な対象項目と除外項目を明確化してもらえないか。	騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。
227	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.416の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.416の質問】 「導入時において最新の機器等を選定し」とあるが、入札時の最新機器を想定する一方で、技術革新等で変わる場合は変更増減の対象という認識でよいか。	No.207の回答をご参照ください。
228	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.418の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.418の質問】 小劇場への11tトラック寄り付き搬入口を大劇場の舞台または奈落經由とすることは可能でしょうか。	『小劇場への11tトラック寄り付き搬入口を大劇場の舞台または奈落經由』とすることについては、大劇場の公演時にも小劇場への搬入を行える提案としてください。
229	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.419の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.419の質問】 「国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場及び国立劇場おきなわからインターネット回線を利用して送出されたデータを受信し、データ処理機材（デコーダー）で処理したうえで、ITV設備に配信できる機能を付加する」との記載があるが、データ処理機材の仕様をご教授いただきたい。	国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場及び国立劇場おきなわからインターネット回線を利用して送出されたデータのデータ処理機材（デコーダー）の仕様は、事業者の提案によります。 なお、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわの機器は、NTTエレクトロニクス株式会社製、MVE5000-ASI及びMVD5000-ASIが設置されています。
230	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.423の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.423の質問】 現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがあります。専用操作室の記載がありませんが、どのような取り扱い、ご方針かご教示願います。現在は、大劇場1階、中継室を使用しています。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業には字幕表示のオペレーションに関する業務は含まれません。
231	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.424の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.424の質問】 国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）の放送オペレーションがある。放送専用の室の記載がないが、どういった取り扱いになるか。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業にはオーディオガイドに関する業務は含まれません。
232	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.431の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.431の質問】 席数は本花道・仮花道の両方を設置しない状態で1450～1550席と考えてよいでしょうか。	席数は本花道・仮花道の両方を設置しない状態での席数を規定しています。
233	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.436の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.436の質問】 大劇場1層及び上層の客席で「座席は取り外し可能とする」とあるが、取り外した状態での利用方法の想定と、取り外したあとの床がスロープまたは段床のままでもよいかをお示し願いたい。	座席を取り外したスペースは、宙乗りなどの演出目的、映像記録・音響調整等の基地設営、臨時車椅子スペース設営等に使用することを想定しています。 また、座席を取り外したあとは、スロープ又は段床のままでも構ですが、金物等の突起物がない状態としてください。
234	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.437の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.437の質問】 各劇場とも、取り外し可能とする座席の想定は。	各劇場ともすべての座席を取外し可能としてください。
235	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.438の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.438の質問】 上手側の導線を利用した方が特別室への距離が近く、セキュリティ上でも好ましい場合でも、下手側への設置にすべきか。	貴賓席への動線は、中央ブロック下手側からのアクセスを原則とします。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
236	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 439の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 439の質問】 来場者の利便性の向上と、劇場ホワイエの混雑回避のため、コインロッカー室はホワイエ付近のグランドロビー側に設置するという計画も可能か。	『コインロッカー室のホワイエ付近のグランドロビー側への設置』については、設置台数の比率は事業者の提案によりますが、グランドロビー側に設置した場合においても、ホワイエ側に相当数のコインロッカーを計画してください。
237	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 440の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 440の質問】 特別室を「賓客用休憩室として、大劇場貴賓席及び小劇場貴賓席から容易に到達できる位置に特別室を1室以上設ける」とあるが、小劇場にもそれぞれ貴賓席が必要という認識でよいか。	小劇場にも貴賓席は必要です。【資料-2】「業務要求水準書」第4章、第6節、3.（1）⑩d.及び【添付資料4-7-1】「舞台各室の性能特記事項」をご参照ください。
238	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 441の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 441の質問】 セキュリティへの配慮とは、できるだけ距離の短いルートで到達できるという理解でよいか。	特別室等に関わる動線のセキュリティへの配慮については、ルートの長さとともに、一般来館者や舞台関係者の動線と極力重ならないなどの配慮が必要となります。
239	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 453の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 453の質問】 「楽屋口は各劇場の専用とする」とあるが演芸場含めた3つの劇場にそれぞれ専用の楽屋口が必要という理解でよろしいか。	3つの劇場にそれぞれ専用の楽屋口が必要となります。なお、楽屋出入口（楽屋エントランス）は劇場共通とする提案も可とします。
240	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 455の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 455の質問】 劇場楽屋から研修エリアに至る導線への配慮が必要とあるが、出演者が研修エリアにスムーズに移動ができる配置が望ましいという理解でよいか。	『劇場楽屋から研修エリアに至る導線への配慮が必要』については、出演者が研修エリアにスムーズに移動ができる配置が望ましいとの意味であり、出演者が研修講師を務めるため、楽屋から研修エリアへの動線の配慮を求めたものです。
241	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 458の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 458の質問】 「データロガーを設置し、温湿度環境のモニタリングを行えるものとする」とありますが、当該モニタリングも維持管理業務の運転監視業務の及び日常点検・保守業務の一つという理解でよろしいでしょうか。	『データロガーを設置し、温湿度環境のモニタリングを行えるものとする。』との記載は、当該モニタリングも維持管理業務の運転・監視及び日常点検・保守業務の一つに含まれます。
242	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 460の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 460の質問】 展示物で最大の寸法のものほどの程度か。	展示物で最大の寸法のもの、事業者の提案によるものを除いては、【参考資料4-2】「絵画等リスト」にある鏡獅子となります。
243	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 461の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 461の質問】 展示室に展示する収蔵物は、すべて調査資料部門の収蔵庫に収蔵されているものか。	事業者の提案によるものを除いては、展示資料は収蔵庫に収蔵する予定です。
244	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 464の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 464の質問】 c_ (a) の展示ケースについて、企画展示室、体験展示室に導入される展示ケースは、すべてエアタイト（高気密）仕様との理解でよろしいか。	『展示ケース』については、エアタイト仕様とするのは企画展示室のみであり、体験展示室については事業者の提案によります。
245	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 465の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 465の質問】 展示ケースの保守管理は維持管理業務に含まれるのでしょうか。含まれる場合、展示物が入っている場合と入っていない場合、外側・内側等の考え方の違い・振興会との役割分担があればご教示ください。	『展示ケースの保守管理』については、展示物が入っていない場合も含めて、ケースの内外とも本事業の維持管理業務の対象としています。
246	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 467の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 467の質問】 b_ (a) _ (ウ) にレクチャー室の用途が記載されている。講座、上映会、ワークショップ、レセプション、その他を含め、これらは普及イベントとして振興会が主催して実施するものと考えてよろしいか。事業者側の支援内容については、添付5-3-8 3_ (3) ③に記載されている通り、参加者の確認・案内を行うことと理解してよろしいか。また、レクチャー室で事業者が主催するプログラムは集客イベントとして、振興会が主催するプログラム以外を実施するとの理解でよろしいか。	レクチャー室における業務内容については【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」3.（1）②及び3.（3）をご参照ください。 講座、上映会、ワークショップ・レクチャー、レセプション、小規模の実演については、普及イベントとして振興会が企画し、事業者は実施支援を行うこととしています。 事業者の支援内容は、3.（3）③に示すとおり、参加者の確認・案内を行うこととしています。 また、事業者が主催する集客イベントについては、公演や伝統芸能に関連するイベントによって、これまで劇場に来たことがない人を呼び込むものとして、事業者の利用を認めています。なお、振興会が主催するプログラム以外とは限定しておらず、事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
247	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.468の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.468の質問】 備品は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照すること、とありますが、什器・備品はこの什器・備品リストに記載されているもののみでよろしいのでしょうか。それとも、このリストを参照しつつ、必要な什器備品があれば、追加する必要があるのでしょうか。	必要な什器・備品があれば追加する可能性がありますが、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第1.2.表1.により、業務量による対価を支払います。
248	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.474の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.474の質問】 ユニークベニュー、その他広報事業として活用する際の利用料や広告料の考え方については、事業者からの提案という理解でよろしいでしょうか。	ユニークベニュー、その他広報事業として活用する際の利用料や広告料の考え方については、あらかじめ事業者へ情報提供のうえ、振興会が決定します。
249	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.485の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.485の質問】 託児室はホテルなど付帯事業エリア側で運営する計画も可能か。	【添付資料4-5-8】「普及発信各室性能表」において託児室を設けることとしていますので、民間収益施設における設置の有無に関わらず、国立劇場内への託児室の設置は必要です。
250	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.492の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.492の質問】 実施設計中、振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成するとあるが、具体的にどのようなことを見込む必要があるか。	『実施設計中、振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成する。』については、施設を使用する芸能関連団体に対する劇場及び関連諸室の説明に必要な図面等の資料の作成を想定しています。（例：現状とのスペック比較表、劇場、楽屋、稽古場、研修施設などの図面作成）
251	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.493の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.493の質問】 振興会から発注される別途工事とはLAN工事以外に具体的に何を想定しているのか。	振興会から発注される別途工事は、現時点でLAN工事以外に具体的に想定しているものはありません。 また、振興会以外から発注される別途工事は、No.218及びNo.219の回答をご参照ください。
252	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.494の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.494の質問】 試作品（モックアップ）について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加するとあるが、追加されたモックアップの製作費用は振興会の負担で良いか。	『試作品（モックアップ）について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加する』ことの追加されたモックアップの製作費用については、事業者の提案内容に応じて、性能、意匠等の要求水準の確認を要することが想定できる対象については、あらかじめ見込むよう計画してください。
253	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.495の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.495の質問】 その他、振興会との協議により定める対象とはどのようなものか。	『その他、振興会との協議により定める対象』については、事業者の提案に応じて意匠、性能等の要求水準の確認を要する対象を想定しています。
254	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.496の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.496の質問】 点群データによる3D計測を実施し3Dモデル化を行うとあるが、精度や仕様など、どの程度を見込む必要があるか。	『点群データによる3D計測、3Dモデル化』については、既存国立劇場の外部、本館内部（ホワイエ、大小劇場及び劇場に関する諸室、楽屋、稽古場等）及び演芸場内部（ホール、ホワイエ、劇場及び劇場に関する諸室、楽屋等）の3D計測データ（点群）を実施し、3Dモデル化（3Dモデル（カラー）、CADデータ変換）を実施します。データは元データ及びビューワーが可能なデータとし、VR体験等にも活用することを目的としています。
255	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.498の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.498の質問】 BIMデータは不要か。	BIMデータについては、事業者の提案によります。
259	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.514の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.514の質問】 「感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること」とありますが、清掃業務における消毒作業も必要となるのでしょうか。その場合、「添付資料5-2-8_各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」のどこに該当するのかご教示ください。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.1.(2)④『感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること』としています。 清掃業務における消毒作業は、【資料-2】「業務要求水準書」第1章.第5節.1.並びに【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」6.(2)及び7.(3)をご参照ください。また、劇場については「興行場等における衛生環境の維持管理について（厚生労働省）」による技術的助言もご参照ください。
260	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.517の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.517の質問】 修繕業務にいわゆる大規模修繕は含まれないとの理解で良いか。	確認申請が必要な大規模修繕・模様替は含まれません。また、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に示す更新業務は振興会で行います。
264	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.534の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.534の質問】 統括責任者補佐を各業務の業務責任者と兼任することは可能でしょうか。	統括責任者補佐の業務及び維持管理・運営に係る各業務の要求水準を満たす範囲において、統括責任者補佐が各業務の業務責任者と兼任することは可能です。
265	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.535の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.535の質問】 「振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること」とあるが、「常時」とは業務提供時間帯との理解で良いか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.3.(3)において、『振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること』とありますが、『常時』とは全日になります。休館日についても、連絡が可能な体制を確保してください。
266	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.536の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.536の質問】 業務提供時間帯とは何時から何時を指すのか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.3.(3)の『業務提供時間帯』とは、各業務の要求水準において定める業務提供時間としています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
267	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.537の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.537の質問】 「振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること」とあるが、事業者とは誰をさしているか。維持管理業務・運営業務に従事するものと連絡が可能な体制が確保できており、振興会からの連絡内容により必要な対応ができればよいか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.3.(3)振興会との連絡体制に示す、『振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること』の『事業者』とは業務従事者を含む全体の体制を指します。また、『連絡が可能な体制』とは、維持管理業務及び運営業務に従事する者との連絡が可能であり、振興会からの連絡内容に応じて必要な対応をとることができる体制を指します。
268	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.543の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.543の質問】 派遣する被災建築物応急危険度判定士登録者は、事業者から委託を受けた（事業者に所属していない）判定士登録者でもよいか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.3.(9)BCPに対する対応に示す、『被災建築物応急危険度判定士登録者』は、業者に所属する判定士登録者である必要はありません。
269	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.558の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.558の質問】 管理組合の設立に必要な準備業務や管理組合運営は本事業における業務とは別に業務を委託予定か。	管理組合の設立に必要な準備業務や管理組合運営は本事業で委託する業務範囲には含まれません。管理組合の設立前の準備作業は民間収益事業者の費用と責任で行ってください。管理組合設立後の組合運営に係る業務については管理組合において判断するものと認識しています。
270	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.562の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.562の質問】 「「建築保全業務共通仕様書」を参考に定める」とありますが、あくまで参考であり、要求水準を満たしたうえで事業者の経験・ノウハウ・工夫から点検方法・頻度は設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第2節.1.(1)⑦に記載の点検・保守及び確認の周期について、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.5.(1)では、『適用する内容は、～当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。』としており、当該条件を満たす限りにおいて基準類が示す仕様によらないことが可能です。
271	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.575の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.575の質問】 現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務があります。当該計画の要求水準書（案）に、オーディオガイドレンタル業務についての記載がございませんが、どのような取扱い、ご方針かご教示願います。	オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務は、本事業の維持管理・運営業務の対象ではありません。
272	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.582の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.582の質問】 飲食・物販等サービス提供業務については、応募者から飲食・物販等サービス提供業務の実務に携わる企業に再委託又は転貸することは可能との理解でよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は、振興会が事業者に対して当該部分の使用の許可を行うことにより実施されるものであり、賃借権を設定するものではないため、転貸することはできませんが、再委託については可能です。 なお、各業務における第三者の使用等については、【資料-1】「事業契約書（案）」第17条をご参照ください。
273	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.593の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.593の質問】 施設整備期間の短縮（施設引渡時期の前倒し）提案の可否および公募選定審査において加点要素となるかご教示頂きたい。	引渡し時期の変更は認められません。
274	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.612の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.612の質問】 イベントスペースや広場でのイベントで使用する資材や毎年使用する備品（鏡開きやさくらまつりなど、季節に合わせた装飾）などを保管する倉庫の記載がないが、事業者が必要な倉庫などを確保する提案を行うと理解して良いか。	イベントスペースや広場でのイベントで使用する資材や毎年使用する備品（鏡開きやさくらまつりなど、季節に合わせた装飾）などを保管するスペースについては、事業者の提案によります。併せて入札説明書に関する第2回質問回答>No.535をご参照ください。
275	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.618の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.618の質問】 特高電気室、自家発電機室、高圧電気室、受水槽室、衛生機械室、排水処理室、熱源機械室、消火ポンプ室/ポンペ庫、空調機械室/ファンルーム、EV機械室に時計表示が必要か。	特高電気室、自家発電機室、高圧電気室、受水槽室、衛生機械室、排水処理室、熱源機械室、消火ポンプ室/ポンペ室、空調機械室/ファンルーム、EV機械室の時計表示については、【添付資料4-5-10】「施設設備・交通部分各室性能表」のとおり設置してください。
276	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.620の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.620の質問】 外部騒音・振動等に関して実態調査に基づく騒音・振動源が、「各室の設定室内騒音下において影響しないこと」とあるが、「要求水準書4章5節3.(2)①遮音計画」より、「騒音源による入射音の、各室中央部分における測定値が、各室室内騒音値より5dB以上低い（もしくは測定できない）こと」と考えてよろしいか。また、その測定に際して、実態調査で測定した騒音・振動値が、再現できないことが想定されるが、その点についてはやむを得ないものと考えて、確認しないことでよろしいか。上記とは異なる確認方法や騒音・振動源の設定の仕方を想定している場合、具体的な確認の方法を示して欲しい。	外部騒音・振動等に関して実態調査に基づく騒音・振動源が、『各室の設定室内騒音下において影響しないこと』については、『騒音源による入射音の、各室中央部分における測定値が、各室室内騒音値より5dB以上低い（もしくは測定できない）こと』と考えて構いません。また、騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。
277	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.625の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.625の質問】 現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがあります。字幕操作室は、仮花揚幕室が該当する室なのか、ご教示願います。	No.230の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
278	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 628の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 628の質問】 国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）の放送オペレーションがある。オーディオガイド操作室は、公演記録室が該当するののか。	No. 231の回答をご参照ください。
279	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 630の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 630の質問】 国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）の放送オペレーションがある。オーディオガイド操作室は、舞台効果室が該当するののか。	No. 231の回答をご参照ください。
280	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 633の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 633の質問】 楽屋に食堂などは不要で、50名程度が同時に食事できるフリースペースを設ければ良いという認識で良いか。	楽屋共通の食事スペースは、楽屋に食堂などは不要で、50名程度が同時に食事できるフリースペースを設置することで構いません。
281	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 634の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 634の質問】 ピアノ庫の広さについては、スタインウェイ1台のみの保管できる広さがあれば良いか。	ピアノ庫の広さについては、スタインウェイD-274型1台を収納し、調律等の作業が可能なスペースを周囲に確保してください。
282	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 635の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 635の質問】 ピアノ庫は個別の湿度調整が可能な別の場所に設けるという提案も可能か。	『ピアノ庫は個別の湿度調整が可能な別の場所に設けることの提案』については、大劇場及び小劇場の舞台への搬入に支障がなければ可能です。
283	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 636の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 636の質問】 「大劇場に準ずる」とあるが、小劇場にもスタインウェイD274を収納するピアノ庫が必要か。	ピアノ庫については、大劇場及び小劇場共通のピアノ庫とします。
284	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 637の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 637の質問】 現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務があります。「備考」欄に貸出カウンターについての記載がありませんが、設備に含まれるののかご教示願います。	No. 271の回答をご参照ください。
285	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 638の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 638の質問】 国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務がある。備考に貸出カウンターについての記載がないが、設備に含まれるののか。	No. 271の回答をご参照ください。
286	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 639の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 639の質問】 大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれでなく、グランドロビーに集約して設けることは可能でしょうか。	【添付資料4-7-5】「客席・ホワイエ各室の性能特記事項」に記載のコインロッカー室について、大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれではなくグランドロビーへの集約化については、設置台数の比率は事業者の提案によりますが、グランドロビー側に設置した場合においても、ホワイエ側に相当数のコインロッカーを計画してください。
287	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 640の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 640の質問】 国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド（イヤホンガイド）のレンタル業務がある。備考に貸出カウンターについての記載がないが、設備に含まれるののか。	No. 271の回答をご参照ください。
288	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 642の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 642の質問】 大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれでなく、集約して設けることは可能でしょうか。	【添付資料4-7-5】「客席・ホワイエ各室の性能特記事項」共通（客席・ホワイエ）に記載の事務室について、大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれではなく集約化することについては、各劇場での来場者サービス提供に支障がなければ可能です。
289	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 649の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 649の質問】 郵便関係室は総務課管理室と近接とあり、また、3節、設計・施工条件配置計画の条件2では「国立劇場の各部門は、特に指定がない限り部門単位で可能な限り同一階に集約」ともある。郵便関係室は総務企画部と近接と考えてよいか。	郵便関係室は、各部門単位での集約化よりも、総務課管理室と近接する条件を優先してください。
290	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 650の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 650の質問】 案内業務のスタッフ控室の記載がありませんが、使用予定の部屋があればご教示願います。	案内業務のスタッフ控室については、『P-1事務室（大劇場）』、『P-2事務室（小劇場）』、『P-3事務室（演芸場）』を想定しています。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
291	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 653の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 653の質問】 大劇場と小劇場、演芸場に搬入用エレベーターの仕様が示されているが、動線上問題がない場合に兼用することは可能か。	大劇場と小劇場、演芸場に搬入用エレベーターの兼用については、【資料-2】「業務要求水準書」第4. 第6節. 1. (5) ③をご参照ください。
292	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 654の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 654の質問】 振興会と楽屋の乗用エレベーターを兼用することは可能か。	振興会と楽屋の乗用エレベーターを兼用することは不可です。
293	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 655の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 655の質問】 楽屋口からのEVと、振興会のEVは別とする必要があるということでしょうか。	No. 292の回答をご参照ください。
294	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 656の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 656の質問】 表「舞台寸法」のコ奈落レベル上部有効寸法7273mmは、この寸法以上の有効が確保できていればよいという最低条件と考えてよろしいか。	No. 43の回答をご参照ください。
295	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 664の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 664の質問】 「仮設事務所に設置する備品等及び事業者が負担する消耗品当は、下表による。」と記載されていますが、仮設事務所に設置する備品は事業費の一部に含む（入札価格に含める）との理解でよろしいでしょうか。	仮設事務所に設置する備品は事業費の一部（入札価格）に含みます。
298	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 683の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 683の質問】 各業務責任者を維持管理・運営企業の本社スタッフ等とする（非常駐）ことは可能でしょうか。	各業務責任者を維持管理・運営企業の本社スタッフ等とすることは可能です。ただし、常駐・非常駐ともに勤務形態については、要求水準によります。
299	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 684の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 684の質問】 「清掃業務従事者を除く各業務従事者が兼任」とありますが、すべての業務従事者が自衛消防技術認定の資格者（講習受講者）ではなく、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	自衛消防組織要員について、すべての業務従事者が自衛消防技術認定の資格者（講習受講者）である必要はなく、事業者の提案によります。
302	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 693の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 693の質問】 「造園施工管理技士1級の有資格者」については、常駐は求められないという理解でよろしいでしょうか。また、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も業務実施に支障が無ければ（業務要求水準を遵守可能な限りにおいては）可能という理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-3】「植栽管理に係る要求水準」において、『造園施工管理技士1級の有資格者』については、常駐は求めていません。また、要求水準を満たす範囲で、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も可能です。
303	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 696の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 696の質問】 業務実施体制として「業務責任者、業務副責任者、業務従事者」は本業務を担当する維持管理企業（構成員・協力企業）からの再委託でよいという理解でよろしいでしょうか。	【添付5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」において、要求水準を満たす範囲で、本業務を担当する維持管理企業（構成員・協力企業）への再委託も可能です。
306	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 713の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 713の質問】 調達の考え方の「C 既存施設にあるもの」に該当する什器備品の取り外しや移転、一時保管、据え付けなどの業務は、本事業の業務外との認識でよろしいでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『C 既存施設にあるもの』に該当する什器備品の取外しや移転、一時保管、据え付けなどの業務は、本事業の対象外です。また、清掃作業中の設備機器等の不具合等の確認については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」4. (3) ②c. をご参照ください。
307	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 714の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 714の質問】 調達の考え方の「C 既存施設にあるもの」に該当する什器備品の日常保守・更新・修繕は、本事業の業務外との認識でよろしいでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『C 既存施設にあるもの』に該当する什器備品の日常保守・更新・修繕は、本事業の対象外です。併せて、No. 306の回答をご参照ください。
308	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 715の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 715の質問】 調達の考え方の「E 別途施設整備業務にて整備するもの」に該当する什器備品を調達する費用は、事業費の内訳上、施設整備費と維持管理費（什器・備品調達業務費）のどちらの扱いになるのでしょうか。	【添付5-2-12】「什器・備品一覧」において、調達の考え方の『E 別途施設整備業務にて整備するもの』に該当する什器備品を調達する費用は、事業費の算定上、施設整備費となります。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
309	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.716の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.716の質問】 一覧表において、「電子レンジ、ポット、冷蔵庫など」は本事業外で調達となっていますが、誰が調達業務を行い、誰の負担で調達するかについて、ご教授ください。	【添付資料5-2-12】「什器・備品一覧」において、国立劇場に必要な家電については、振興会の負担で調達します。
310	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.722の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.722の質問】 備品リストに譜面台が含まれていませんが、演出および公演等にて必要が生じた場合、興行主が準備するとの認識でよろしいでしょうか。	譜面台は、【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」ではなく、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれています。
311	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.723の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.723の質問】 普及発信施設の什器・備品は新規購入と考案が示されているが、検索用PC端末や図書資料複写用複合機、レファレンス用収蔵庫に必要な什器・備品（書棚、メディア保存ラック等）が無い。調達方法や準備主体はどのようにお考えか。	【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」において、検索用PC端末や図書資料複写用複合機は、本事業の対象外です。また、収蔵庫に必要な棚については、【資料-2】「業務要求水準書」第4章.第7節.5.(3)及び6.(2)⑥、【添付資料4-7-7】「調査資料各室の性能特記事項」をご参照ください。閲覧室に必要な什器・備品は、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれています。
313	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.729の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.729の質問】 各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれるとの認識で良いか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれています。
314	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.730の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.730の質問】 「国立劇場内及び敷地内巡回」について、全日9時～翌9時とありますが、当該時間帯において常に巡回しているということではなく、事業者提案で都度必要な時間帯に巡回するという理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における、『国立劇場内及び敷地内巡回』は、全日9時～翌9時の時間帯において常に巡回していることを必須としておりません。事業者提案により都度必要な時間帯に巡回してください。
315	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.735の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.735の質問】 「地下駐車場は機械管理とし」とあるが、機械管理とはどのような管理か具体的に提示いただきたい。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における機械管理とは、人員による管理ではなく、システム機器による管理としています。
316	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.739の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.739の質問】 「VIP来場時の対応について既存体制で対応することができない場合、追加費用等の詳細は振興会と協議する」とありますが、本件に関わらず、振興会の依頼による警備配置ポスト・時間の延長は別途費用を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、『VIP来場時の対応について既存体制で対応することができない場合』等、振興会の依頼による臨時的な警備配置ポストの増・時間の延長については、費用を振興会で負担します。ただし、追加費用等の詳細は、事業者が提案した警備ポストの単価を参考に、事業契約の締結後、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
317	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.741の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.741の質問】 緊急電話対応の内容をご教示ください。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」における、緊急電話対応の内容については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.3.(6)における緊急事態発生時の電話対応を想定しています。
319	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.744の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.744の質問】 通常夜公演がある日の出演者等の車両がすべて出庫するのは何時ごろが目安となりますでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、夜公演がある日の出演者等の車両がすべて出庫する時間は、通常、公演終了後1時間程度となっています。
320	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.745の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.745の質問】 駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれるか。その場合処分費用については貴会に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」において、駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれ、処分費用は、振興会が負担します。また、処分方法は、振興会と協議することとします。
322	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.750の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.750の質問】 要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演（例えばDiscover KABUKIなど英語対応以上の語学対応が必要なケースなど）が発生した場合は、振興会からPFI事業とは別で発注を行う形になるのか。	【添付5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」において、要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生した場合には、振興会において個別に契約手続を行います。
323	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.751の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.751の質問】 （上記4との続き） 要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生し、振興会からPFI事業とは別で発注を行う場合、PFI事業者への随意契約での発注となるのか、もしくは一般競争入札となるのか。	要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生した場合の調達方法については、振興会において個別に契約手続を行います。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
324	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.753の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.753の質問】 国立劇場の貸公演における業務範囲は、振興会の主催公演（＜参考資料5-3-4 公演来場者受付・案内等業務に関するデータ＞に記載の業務内容）と同程度との理解で良いでしょうか？借主が自ら行う業務や依頼に基づくものでしょうか？業務範囲の想定をご教示いただけますでしょうか？	本業務の範囲は、貸公演・主催公演を問わず、【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」によります。なお、本要求水準に示している業務以外に借主から依頼があった場合には、借主の負担となります。
325	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.754の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.754の質問】 ここに示されているポスト数に配置される人材は、業務に支障がない限り他の業務と兼任できると考えて良いでしょうか。	【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」第2 3.（2）に示されているポスト数に配置される人材は、要求水準を満たす範囲において、他の業務と兼任できます。
326	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.757の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.757の質問】 「5. 放送業務」に「アンケート実施、物品販売ほか、関係部署との打合せ」が記載されていますが、放送業務（ポスト数1）に「物品販売」が含まれるのでしょうか。それとも、物品販売を含む関係部署との打合せの場に同席を求める内容でしょうか。	【添付5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」において、5. 放送業務の『アンケート実施、物品販売ほか、関係部署との打合せ』については、物品販売を含む関係部署との打合せの場に同席を求めることとしています。
327	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.765の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.765の質問】 チケットの電話予約受付と共通のポストとすることは可能か。	【添付5-3-4】「電話受付案内業務に係る要求水準」において、要求水準を満たす範囲において、チケット電話予約受付と他の業務と兼ねることは可能です。
328	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.771の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.771の質問】 チケットの予約システムは、システムの納品を行い振興会の所有物とすることが必要か。	【添付5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」において、予約システムを振興会で所有することは想定しておりません。事業者で提案した予約システムを使用してください。
330	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.773の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.773の質問】 国立文楽劇場に設置する発券機については、用紙の補充などの管理は行わなくても良いか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」において、国立文楽劇場における発券機の管理は振興会にて対応します。
331	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.822の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.822の質問】 飲食提供業務に携わる企業は、要求水準を満たす企業であれば民間収益施設のレストランやカフェの運営担当企業と同一企業でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、飲食・物販等サービス提供業務に携わる企業は、要求水準を満たす企業であれば民間収益施設のレストランやカフェの運営担当企業と同一企業でも差し支えありません。
332	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.825の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.825の質問】 能楽堂に現在自動販売機が設置されている場合、能楽堂における自動販売機運営業務は現在設置されている自動販売機の管理や運営に当たる地位を事業者が引継ぎ実施すればよいのか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、国立能楽堂に現在設置されている自動販売機は、令和6年3月末で撤去されますので、事業者で設置してください。
333	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.826の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.826の質問】 「飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として」、また「食事スペースに設置する机及び椅子についても、事業費（什器・備品調達業務費）の一部として」それぞれ振興会が負担するものとされておりますが、それらの更新費用についても振興会でご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の修繕については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に定めるとおり実施いただき、事業費として振興会が負担します。また、振興会が事業費（什器・備品調達業務費）の一部として負担した食事スペースに設置する机及び椅子の更新については、振興会が負担します。
334	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.827の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.827の質問】 飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費の一部として振興会が負担する、とありますが、この整備費用とは、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用を指すとの理解でよろしいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、『飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として振興会が負担する』との記載がありますが、その内容は、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用となります。
335	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.835の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.835の質問】 インターネットによる通信販売とは、国立劇場のホームページでの販売という理解でよいでしょうか。	【添付5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、インターネットによる通信販売については、国立劇場のホームページにおいて販売用サイトのリンクを記載する等、振興会が必要な協力は行いますが、通信販売を行うための販売用サイトについては、事業者自身でご準備ください。
336	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.838の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.838の質問】 「開発するオリジナルグッズの品目や販売方法については特に制約を設けない。」とありますが、民間収益施設の店舗でも販売することは可能でしょうか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」において、開発したオリジナルグッズは、民間収益施設の店舗でも販売可能です。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
337	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.864の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.864の質問】 車両通り抜け動線と歩行者動線が重なっている箇所があるがこうした計画は一例であり、適宜提案可能という認識でよろしいか。	【参考資料4-3】「敷地アクセス図・階層構成図」については、計画の一例を示しているものであり、適宜提案は可能です。
339	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.895の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.895の質問】 さくらまつりに関する来場者数をご開示いただけないか。	【参考資料5-3-15】「さくらまつりに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 H31/3/20～4/7：約48,000人
340	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.896の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.896の質問】 鏡開きに関する来場者数をご開示いただけないか。	【参考資料5-3-16】「鏡開きに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 1/3販売枚数 R3年：608枚 R2年：1,307枚 H31年：1,366枚
341	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.905の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.905の質問】 「生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない」とあるが、具体的な基準があればご教示頂きたい。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.1.(1).②における『生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない』との記載については、いわゆる賃貸契約型の住宅提供サービスを認めないという趣旨で、特に具体の基準等はありません。なお、旅館業法に基づくホテル営業の範囲内で、宿泊者が長期滞在することは可とします。
342	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.907の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.907の質問】 「国立劇場の更なる魅力の向上・利便性の向上に寄与する用途、伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、周辺環境と調和した地域の賑わい創出等」の具体的な実施場所は、民間収益施設持ち分の範囲内でしょうか。それとも、民間収益施設の持ち分の範囲を超えて、国立劇場との共用部分や大劇場、小劇場、演芸場の各劇場内、計画敷地範囲外のいずれか、もしくは全部を対象と考えてよろしいでしょうか。	民間収益施設の用途に関する提案は原則として民間収益施設内としてください。共用部分や国立劇場側の各劇場等を活用した連携に関する提案は可能ですが、提案に対して各劇場等の使用を保証することはできません。
343	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.919の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.919の質問】 生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等は認めないとのことですが、旅館業法に則り運営する長期滞在型ホテルは認められるとの認識でよろしいでしょうか。	No.341の回答をご参照ください。
344	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.926の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.926の質問】 共通使用部分の什器・備品調達業務は、他の共通使用部分の維持管理・運營業務と同様に、事業費の一部に含まない（入札価格に含めない）との理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分の什器・備品調達業務は、入札価格に含みません。
345	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.927の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.927の質問】 事前調査を行うに際し必要な手続きをご教示頂きたい。	No.156の回答をご参照ください。
346	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.930の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.930の質問】 全体共用部分を極力小さくする主旨は何か。	全体共用部分を極力小さくする主旨は、複合施設が振興会と民間の区分所有建物であることから、双方の運営の自由度を確保し、将来の修繕・更新リスク等を回避する観点からの要件です。
347	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.931の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.931の質問】 「付帯事業に供する部分（共通使用部分は除く。）は、千代田区の【地域貢献整備施設】を整備する必要がある」とありますが、千代田区による了解を前提として、劇場施設部分を地域貢献施設整備施設の対象としてもよろしいでしょうか。 又、複合施設全体の事業者提案として、外構の一部に広場状空地を整備することで、地域貢献整備施設の対象としてもよろしいでしょうか。	民間収益施設に課される地域貢献施設の整備は、民間収益施設において確保することが原則です。外構の一部の広場状空地が地域貢献施設の対象になるかについては、事業者決定後千代田区との協議によると聞いています。
348	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.932の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.932の質問】 地域公園整備施設の具体的な計画について、千代田区と事前に協議を行うこと、とありますが、第二次審査資料提出までに、応募予定者が直接、千代田区と事前協議してもよろしいでしょうか。	地域公園整備施設の具体的な計画について、第二次審査資料提出までに、応募予定者が直接、千代田区と事前協議することについては、事業者の判断によります。
349	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo.933の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No.933の質問】 ⑦に事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者に転貸するとあるが、振興会が準共有する部分も民間収益事業者と同様に事業者が振興会に転貸するとの理解でよいか。	事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者と振興会に転貸するとの理解で構いません。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
350	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 934の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 934の質問】 ⑦に事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者に転貸するとあるが、振興会が準共有する部分も民間収益事業者と同様に事業者が振興会に転貸する場合、保証金及び地代の授受は発生しないとの理解でよいか。	事業者は転借地権を設定し、振興会に転貸する際、保証金及び地代の授受は発生しないとの理解で構いません。
351	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 935の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 935の質問】 民間収益施設の借地面積は振興会と民間の専有面積比率で計算するのにか。	借地面積は、事業敷地全体となります。
352	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 937の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 937の質問】 賃借権設定登記は可能と考えてよいか。	付帯事業の実施について、賃借権設定登記は可能です。
353	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 940の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 940の質問】 「事業者は定期借地権設定契約締結時に契約保証金を振興会に納入する。契約保証金は貸付料の年額とする。」とありますが、契約保証金とはどのような性質を持つものになりますでしょうか。権利金（保証金）とは別個のものでしょうか。また、契約保証金とは別途、権利金（保証金）がある場合においては、貸付期間の終了時における返還の有無をご教示ください。	付帯事業の実施について、契約保証金は、定期借地権設定契約における事業者側の義務の履行を担保するための保証金の性格であり、いわゆる権利金とは異なります。そのため、事業者側に債務不履行等がない限り、貸付期間の終了時に契約保証金は返還します。なお、本事業において定期借地権の設定に係る権利金を徴収する予定はありません。
354	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 947の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 947の質問】 転借地権設定登記は可能と考えてよいか。	付帯事業の実施について、転借地権設定登記は可能です。
355	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 949の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 949の質問】 「民間収益施設の区分所有者である民間収益事業者に対して事業敷地を転貸する」とあるが、5ページ目の「付帯事業に係るの権利関係」の図より、振興会はあくまで、事業者の定期借地権を転貸されているという理解か。	No. 349の回答をご参照ください。
356	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 950の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 950の質問】 「民間収益施設の区分所有者である民間収益事業者に対して事業敷地を転貸する」とあるが、5ページ目の「付帯事業に係るの権利関係」の図より、振興会はあくまで、事業者の定期借地権を転貸されているという理解の場合、振興会の転借地権の権利保全はどの様にされることを想定されているか。	振興会の転借地権の権利保全については、国立劇場の建物所有権（区分所有権）を登記することで権利保存することを予定しています。
360	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 963の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 963の質問】 解体撤去費用について、事業者は民間収益施設部分の専有部分及び専用使用部分に相当する費用を、共通使用部分については振興会と事業者が、振興会と民間収益事業者の持分割合に応じてそれぞれ負担することとし、借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てるものとするか、民間収益施設の建物所有権を有する、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人（民間収益事業者）が、事業者に代わって当該解体撤去費用を適切に積み立てることで問題ないか。	解体積立金の費用負担者及び積立主体は、事業者である必要はなく、基本的には民間収益施設の所有者である民間収益事業者と理解しています。
361	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 964の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 964の質問】 解体撤去費用について、事業者は民間収益施設部分の専有部分及び専用使用部分に相当する費用を、共通使用部分については振興会と事業者が、振興会と民間収益事業者の持分割合に応じてそれぞれ負担することとし、借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てるものとするか、当該解体撤去費用は事業費（サービス対価）に含まれるのか。	民間収益施設の解体撤去費用は、事業費（サービス対価）に含まれません。
363	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 975の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 975の質問】 民間収益施設において、用途毎に異なる民間収益事業者が区分所有することは可能かご教示頂きたい。	民間収益施設を複数の異なる民間収益事業者が区分所有することは可能です。
364	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 978の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 978の質問】 民間収益事業者を複数社で構成することは可能かご教示頂きたい。	No. 363の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
365	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 980の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 980の質問】 転借地権の準共有については、振興会として登記するのか。	付帯事業の権利関係について、振興会の取得する転借地権については、登記することを予定しています。
366	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 981の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 981の質問】 転借地権の準共有については、登記は可能なのか。	付帯事業の権利関係について、転借地権の準共有については、登記は可能です。
368	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 989の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 989の質問】 民間収益施設の用途変更や大規模施設改変に係る振興会の承諾は、合理的な理由がない限り否定されないものと理解してよいか。	民間収益施設の用途変更や大規模施設改変に係る振興会の承諾については、当該時点での付帯事業の実施状況や情勢、民間収益事業者が提案する用途変更や大規模施設改変等の総合的な内容を踏まえて、合理的に判断します。
369	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 990の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 990の質問】 振興会の書面による事前承諾が必要となる民間収益施設の用途変更について、全ての用途変更が対象となるのでしょうか。承諾が必要となる基準を例示ください。	No. 368の回答をご参照ください。
370	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 994の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 994の質問】 （要確認）「共通使用部分における修繕・改修・更新等についても～長期修繕計画に基づいて適切な時期に実施すること」とありますが、どのように入札金額に含めればよろしいでしょうか。考え方・方法についてご教示ください。	共通使用部分における修繕・改修・更新については、【資料－1－3】「事業費の算定及び支払方法」別紙1「費用負担の考え方」に記載のとおり、入札価格に含まれません。
371	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1003の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1003の質問】 貸付料の考え方につき、権利金等の支払いは不要との認識で良いか。その場合、借地権割合を差し引いた地代ではなく、相当の地代レベルの支払いが必要との認識でよいか。	付帯事業に係る貸付料については、権利金の支払はありません。
372	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1016の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1016の質問】 図中に「地代」とあるが、本文中記載の「貸付料」と同じ意味と考えてよいか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■付帯事業に係る契約形態のイメージ図の「地代」については、「貸付料」と同じ意味と考えて構いません。
373	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1017の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1017の質問】 共用部分Bについて、事業契約期間外の維持管理企業選定方法はどのようになるのか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■共用部分の管理体系のイメージに記載の共用部分Bの維持管理企業選定方法については、管理組合により決定します。
374	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1018の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1018の質問】 区分所有法第25条の管理者＝管理主体との理解でよいか。	【資料－3】「付帯事業の実施条件」■共用部分の管理体系のイメージにおける管理主体は、※4により管理業務の実施者を示しています。
375	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1019の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1019の質問】 「民間収益事業者とテナントが締結する賃貸契約」について、テナントと賃貸契約を締結する際、振興会様の事前承諾は必要かご教示賜り度く。	民間収益事業者とテナントとの賃貸契約にあたって振興会の承諾は必要ありません。ただし、【資料－3】「付帯事業の実施条件」第2. 2.（6）のとおり、テナントに関する情報は報告する必要があります。
376	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1020の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1020の質問】 共用部分Bの管理主体が「事業者」ではなく、「事業者の構成員」となっていることから、管理組合との業務委託契約は、「事業者の構成員である維持管理企業」が締結すると理解してよろしいか。	共用部分Bの業務委託は、事業者の構成員である維持管理企業に委託することを想定していますが、事業者決定後に管理組合で決定します。
377	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1025の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1025の質問】 共通使用部分の長期修繕計画は業務提供期間の計画でよいか。	共通使用部分の長期修繕計画は、管理組合の管理規約策定時に協議を踏まえて決定されます。
378	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1044の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1044の質問】 その他の費用は、維持管理・運営業務開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引き前利益（前掲（1）②に計上される部分を除く。）とするところがあるが、事業者の清算コストも含まれるという理解でよいか。	事業終了時に事業者を清算し、そのための経費が生じる場合についてはご理解のとおりですが、その他の費用については、事業期間にわたって平準化して支払う点にご留意ください。

国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）入札説明書に関する第3回質問回答

本資料は、国立劇場再整備等事業（令和4年4月12日公告）の入札手続における、入札説明書に関する第1回～第3回の質問回答です。

国立劇場再整備等事業（令和5年2月3日公告）の入札手続として有効な質問回答（日付等時点修正が伴う質問回答、入札公告資料に反映した質問回答等は削除）のみを掲載しているため、質問回答の一部（No.）は欠番となっています。

第3回質問回答No.116～No.381の「実施に関する方針に対する質問と回答No.●●の回答は入札公告以降においても有効であると理解してよろしいでしょうか。」という質問については、質問の語尾に、【No.●●の質問】と標記し、質問の内容を追記しています。

また、回答において訂正済みの内容は、【訂正済み】と追記しています。

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
379	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1056の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1056の質問】 当該表においては、チケット販売支援業務と電話予約受付業務に分かれ、電話予約受付業務は業務量に応じた支払いをすとなっているが、「添付資料5-3-6」においては、「システム構築等業務、インターネット予約受付等業務、電話予約業務、販売・発券業務、会員事務局支援業務」の5つに分かれている。5つとも業務量に応じた支払いという理解で良いか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務費」においては、「システム構築等業務、インターネット予約受付等業務、電話予約業務、販売・発券業務、会員事務局支援業務」の5つに分かれており、このうち電話予約業務のみが業務量に応じた支払になります。
380	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1076の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1076の質問】 「業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものとする。」 「業務量の実績に応じた対価を支払うこととする。」 上記2文の差異を提示いただきたい	【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2.3.(2)に示す『業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払う』については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.第1節.1.(1)④による規定となります。要求水準の変更等の理由により業務量が増減した場合、業務量の増減に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。 また、『業務量の実績に応じた対価を支払う』については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2.3.(2)①に規定するとおり、実施した業務量に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。
381	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			25		「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」におけるNo. 1124の回答は入札公告以降においても有効であるとの理解でよろしいでしょうか。 【No. 1124の質問】 本事業に模様替対応業務は含まれないとの理解でよいか。	本事業に模様替対応業務は含まれません。
383	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			93		第2回質問回答No. 93では「本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営を一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識しているとの理由で事業者負担とされていますが、内閣府の契約に関するガイドラインに「建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えた場合については、その損害賠償責任が選定事業者にあるとする考え方と、管理者等にあるとする考え方がある。PFI事業契約の締結にあたり、当事者間で、いずれの考え方が当該選定事業に相応しいかを検討し、PFI事業契約において適切に規定することが望ましい。」とありますが、お示しいただいた理由が本事業に相応しい適切な規定理由であるとは考え難いと思われま。事業者の工事における善管注意義務違反が原因の場合等には、事業者が損害賠償責任を負うことになるかとは存じますが、それ以外の場合には当該リスクを担保するための事業費の高止まりを避けるため、どの事業者が行っても避けることができない損害については、振興会の負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
386	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			717		駐車場の営業時間については、地下、地上ともに24時間営業と考えて宜しいでしょうか。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1.(3)② a.(b)に示すとおり、公演有無に関わらず全日9時～翌9時の業務提供を必須としますが、『3.国立劇場の駐車場管理に係る要求水準』を満たしたうえで、業務上の安全性及びセキュリティを確保できる場合は、人的対応を行わずとも機械等による業務提供の提案を可能とします。
388	国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答			917		事業契約終了後のSPC存続コストについて、入札価格に織り込めないということは、民間収益事業者が負担することになりますが、すでに基準貸付料に織り込まれているという理解でよろしいでしょうか。織り込まれていない場合は、合理的な計算に基づいて、基準貸付料から控除頂くことを提案可能でしょうか。	事業契約終了後に協議を踏まえて民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することを可能としており、これを前提とした提案を行うことは可能です。 なお、事業契約終了後に付帯事業の実施のために振興会がSPCの存続を求めるということは、「付帯事業が安定的に存続することが期待されない」という事態であり、その場合、振興会としては、付帯事業が安定的に継続されるための手段としてSPCが存続することを想定していますが、そのためのSPCの存続費用を振興会が負担することは想定されません。